

日本思想の系譜

小田村寅二郎編

— 文献資料集（下巻・その一） —



国文研叢書
No. 7

社団法人 国民文化研究会

日本思想の系譜

小田村寅二郎編

— 文献資料集 (下・その二) —

は し が き

昨年(昭和四十三年(一九六八))は、明治維新から数えて百年目に当たるといので、それを記念して日本の各方面で多彩な行事が催された。政府でも十月二十三日に、東京の日本武道館で盛大な祝賀の式典を挙行した。その日は、天皇・皇后両陛下の御臨幸をはじめ、皇太子殿下ほか皇族の各殿下のお出ましを仰ぎ、世界各国の在日外交官夫妻、閣僚・国会議員夫妻をはじめ、全国から招かれた各界代表、計約一万人の参列があつたが、私も縁あつてその末席をけがすことになつた。

思えば、敗戦後二十余年を経過した今日、いまだに祖国の榮ある歴史伝統を白眼視する風潮が目立つ。殊に明治時代における国勢躍進の諸事蹟については、これを正しく少国民に伝える勇氣を失い、明治天皇の御親政、御聖徳の諸事実についても、大人たちは、これを隠蔽して子供たちに語ろうとしない。ために、次代を背負う青少年たちは、明治以来終戦に至る約八十年間の日本の足跡について、少しの誇りも持ち合わさない。逆に

明治以降の日本は、侵略的で、いかにも悪業を積み重ねてきたかのように思い込んでゐる。この傾向は、学校教育・社会教育の両面を通じて顕著に見られるところであつた。こうした折に、政府の肝入りで行なわれたのが、「明治百年記念式典」であつたので、これこそは、敗戦以来のこの国民の心の迷いにきつと、一新紀元を劃してくれるにちがひなかりうと、私は、ひそかに期待し、その式場に赴いたのである。

だが、この式典は、見る目にはたしかに明治以来百年にわたる先人の偉業を寿ぐ厳粛なものであつたが、国民を代表して述べられた祝詞の内容は、私の期待から全くはずれたものであつた。すなわち、この百年間の日本の歩みの真相を語るには程遠く、ことに天皇を中心として歩み来たつた戦前八十年の歴史を、ただ単に国民だけの努力によつたもののように回顧していた。だが、歴史の事實は、そうではなかつた。本書の編集によつて明らかのごとく、明治という時代は、明治天皇の偉大な御精神によつて導かれていたのである。

その日、国民を代表して「祝詞」を述べられたのは、総理大臣（佐藤栄作氏）のほか、衆参両院議長（衆議院議長のみ代理）、最高裁判所長官の四人であつたが、いずれも明治時

代を回顧するに、明治天皇の御親政・御聖徳の一つにだに言及することなく、明治天皇の御名すら口にしなかつたように印象する。また終戦を回顧するくだりでも、今上陛下の、あの声涙ともにくだる御聖断や、その折の御作

爆撃にたふれゆく民の上をおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとめけりたふれゆく民をおもひて

に拝察せられる 天皇陛下の言語に絶した真憂の御心を思いかえすこともなく、天皇に感謝申し上げるような言辞は、一つとして述べられることがなかつた。ただ四人とも、わずかにその祝詞の冒頭で、両陛下の御臨席をいただいて今日の式典が開かれたことを喜ぶ、というきまり文句の挨拶用語で、儀礼的に天皇という言葉に触れただけであつた。

だが、この四人に続いて第五人目の、そして最後の祝辞が、一人の外国人によつて読まれた。その「祝詞」の内容は、前の四人のとはちがつて、私の心を深い感動にさそつた。それは、在日外交団を代表しての、パラグアイ国の駐日大使トーレス氏であつた。トーレス大使は、かなり流暢な日本語で、しかもゆつくり聴き易く述べられた。日本の代表者たちが、あえて言及することを避けた天皇のことについても、この外国の大使は、日

本の歴史、百年の歩みの中の要点を、短い言葉の中に集約して、的確に話されたのである。彼はその祝詞の中で、明治天皇の偉大さをたたえ、さらに今上陛下の御聖徳に触れていつた。そして日本国民に対して、日本国民の「先人」の偉業を讃えたのであつた。彼の祝詞だけが、われわれ日本人の「先人」が天皇と固く結ばれていたことを、その祝詞の根底において確認したものであつたのである。この祝詞に深い感動を覚えたのは、決して私ばかりではなかつたと思う。いまの日本の政治家や学者たちが、日本の歴史に勝手放題な価値判断を加えようと、外から日本を見守っている人たちは、この外国人のように、事実はあくまでも事実として受けとめ、真相は真相として把握しているのだな、と強く印象づけられた。この日の式典が、せめて式典らしく終幕されたかげに、トールス大使のこの祝詞があつたことを、そして日本の国民代表たる人々が、天皇に対する国民としての素直な所懐を述べ得なかつたことを、私は、終生忘れることがないであらう。

(私は、この祝詞を再度正確に読みたいと思つた。それでその日の夕刊と翌日の朝刊すべてに目を通してみた。しかしどの新聞も、トールス大使が在日外交団を代表しての祝詞を述べられた、という記事だけで、その全

文についてはもとより、本文の一部分すら載せていなかった。私は残念で仕方がないので、数日後、思い切つて電話帳を調べてブラグアイ大使館に電話し、祝詞のコピー一通―和訳文―をぜひにと所望したところ、快諾を得て送つてくださった。私は、大使とは個人的なお近附きがないが、それをしまつてしまふには、余りにも惜しい気がするので、この紙面に挿入して永久に大使の徳をたたえ、その全文を、本書の読者各位にご紹介させていただくことにした。

「トーレス大使の祝詞」

（於「明治百年記念式典」）

今日、明治百年祝賀祭典に列席し、祝詞を述べますことは、私の最も光榮とする処であります。

強固な封建制度に支配され、又過去二百五十年の間、世界から全く孤立していた日本国民が、封建制度を打破し世界に門戸を開放したことは、特記すべきことであります。

日本国民が、その門戸開放と同時に何等躊躇する事なく、民主主義の理念、即ち議會制度を採用して国民の意志に従う政治を確立し、更に外交、経済、通信、その他種種の社会面、就中、なかんづ教育の面に於きまして、極めて重要な改革を断行した事は、更に

特筆に値する事柄であります。

此の教育部門に於ては、世界の隅々から知識が導入され、此れが社会のあらゆる階級に普及され、すべての日本国民によつて消化されたのであります。

明治天皇の御時世における此等の大胆な改革は、日本が二十世紀初頭に於ける世界第一線国家の一員となる奇蹟の礎いしずとなつたのであります。

現在天皇陛下の叡智に満ちた御指導の下もとに、驚異的な発展進歩を示した昭和時代が創りあげられ、日本は、今や全世界の賞讃と尊敬の的まこととなつております。

此処に外交団の代表と致しまして、又各国大使及び私の名に於きまして、此の偉大なる日本国民の国家に対し、心からの祝意を申しのべ、一層の御幸福を御祈り致します。

日本国民の先人が示された叡智と理想主義とたゆまざる努力とが、新らしい「インスピレイション」の源泉となり、日本が国際社会で更に優位な地位を確保して、将来、又次の世紀において、世界の調和と平和の確保に貢献され、又人類の共栄共存の有力な推進者になることを、切に期待申し上げます。(昭和四十三年十月二十三日)

駐日パラグアイ国特命全權大使

兼、駐日外交団代表

ニコラス デ バリ フレチャ トーレス

さて、この「明治百年記念式典」の行なわれたころ、この「日本思想の系譜——文献資料集」は、既刊の「古代・中世・近世」の三冊に続いて、「近代」（明治時代）二冊分の編集作業が進められていた。だが、この十月二十三日の式典から受けた私の複雑な印象は、直ちに本書「近代」二冊の編集方針にも、大きな指針の追加となつて返つてきたのである。その経緯は次のようなことであつた。

私たちが、この「日本思想の系譜——文献資料集」を二年前から手がけたのは、実は、敗戦によつて生じた「時代の断層」をなんとかして除去したい、そして若い世代の人々に、日本の文化と思想について正確に勉強できる機会を与え、日本の思想の本質を、単に頭の中での知的な追求にとどまらずに、心を勞して味わつてもらいたいためであつた。

そして私たちは、若い世代の人々にたいして、古典を学ぶ場合の学究態度として、自己

の心を古典の時代にまで移し及ぼすように努力してもらつて、いわゆる「追体験」を伴つた勉強の仕方を、ぜひ身につけてもらいたい、と念願してきた。もし若い世代の人々が、この勉強のコツを身につけてくれさえすれば、時代の混迷も徐々に氷解するに相違ない、と信じたからである。それでこの「日本思想の系譜」の文献の中に、「追体験」のし易い文献として「しきしまのみちの詠草」（和歌）を沢山取り上げてきたのである。「しきしまのみち」こそは、歴代の天皇がたも、名もなき国民も、二千余年にわたつて、践みなづんできた日本思想のポイントであつたからである。こうした念願によつて、既刊の三冊を刊行してきたのである。そしてその続き、ならびに最終事業として、「明治日本」の思想の核心に触れていこうとしていた。

ところが、前記の記念式典のあと、私の心を強く打つたことは、いままで考えてきたような若い世代のための努力だけではだめだ、大人たち、しかも私などよりも年輩の上の人々をも含めた現世代の指導層の人々の、日本の天皇に対する理解が、こんなにまで浅薄で自信がないようなことでは、どうしようもないではないか。首相はじめ両院議長、最高裁長官のこの日の祝詞は、いつてみれば内容的に「天皇不在」の明治百年観に外な

らなかつた。その人々の主観的意識はそうでなかつたかも知れないが、少なくとも私の心には、そう映らざるを得なかつた。これではいけない。自民党は保守政党といわれてきたが、こう見てくると中性政党みたいなもので、日本を真実に守るべき保守政党の名に値するかどうかも疑問になつてきた。よし！政府や保守党が、尊い日本の国柄について自信を失なつていっているのなら、民間人たる私どもの微力を結集してでも、正しい明治百年を明らかにしよう、と、自分にいいきかせ、その決心が促がされてきた。

この「近代」の編集の重点の一つに、明治天皇の御歌が載せられることになつていたが、私は編集委員各位のお集まりをいただいた席で、式典当日の模様などを報告し、そのほかに、①明治天皇の御詔勅を可成り沢山に掲載すること、②それだけでは、詔勅の意義を考えずに素通りしてしまふ人々も多からうから、その御詔勅の内容についても、僅かながらでも解説を加えること。③明治維新直後十年間における明治天皇の御心境を正確に辿つてみること。④軍人勅諭・教育勅語・憲法発布に際しての御詔勅などによつて、明治天皇の御構想にもとづく、近代日本のイメージを明らかにする試み、また⑤日清・日露戦役の御詔勅の背景をなしていた当時の日本対外国の国際情勢の分析や、戦争

そのものにおける戦況の一部の紹介などを加えて、とにかく⑥明治時代における天皇の真姿、あわせてそれに感応していつた国民の至誠、それらを急ぎ、本書に充実させていくことを提議したのである。編集委員諸氏は、快くこれに同意された。そして本書「近代」二冊が、ここに見られるような内容にまとめていかれたのである。

或る意味では、本書は、ずいぶん思い切つた編集方針に見えるかも知れない。明治百年を記念して、多数の出版社から続々出されている明治物全集に対比して、本書は、その人物の取捨選択においても、また資料たる書籍の取捨選択においても、しばしば読者の各位に奇異の念をいだかせるような部分があるかも知れない。しかし、明治という時代の日本は、時に多少の例外があつたにしても、全体的には、国民すべてが、明治天皇の大御心をわが心の糧かたのごとくに仰ぎ、大御心に感動しつゝ、大御心に帰かへ一し奉らうと努力しつづけた時代であつた。この歴史的事実を中心的な視点にしなければ、明治時代の日本思想は、決して解き明かすことができない。この視点を強いて無視して、あえて明治を語り明治を回顧しようとするのは、正に歴史を歴史として扱えようとしぬ誤つた姿勢であると思う。

もし、歴史的事実に対して、忠実に、その時代を見、しかもなお、明治天皇の御志と、うらはらになつていつた明治末年の日本の趨勢・動向に及んでこそ、大正以降の日本の姿も、正しく把握されてくるにちがいない。その意味で、他日、この続刊として大正、昭和時代の文献資料が、同じく追加編集される時があるとするれば、私たちが、明治時代の解明に及ばずながらも全精神を傾けて取り組んだ真意が、一層はつきりと浮きぼりにされてくることと思う。大正、昭和という時期は、日本思想が下降の線を滑り出していた時代でもあつたからである。

以上述べたことを、いまいちど端的に申せば、日本の天皇は、日本の政治家に、日本の学者に、日本の教育者に、日本の実業家に、そしてその結果、日本の若き世代の人々に、正しく理解されずじまいになりそうだと、ということである。われわれの祖先が価値高く評価した天皇について、私はかつてある書き物で、「天皇は文化なり」といつたことがあるが、今もそのように考え続けている。それは、天皇だけが、文化価値という意味に止まるのではなく、その価値高き天皇の御存在を、永遠に榮えしめようと、天皇を輔佐し輔弼し奉ることに、全心身を傾け続けてきた日本民族の崇高な英知をも含めての意味

で、かく表現した言葉であつた。

以上私は、この「はしがき」をかりて思うままに記させていただいた。お読み下さつた方々に心から謝意を表したいと思う。

さいごに、本書への引用資料には、いつものように多くの既刊書から活用させていただいたことをつけ加えたい。書中そのつど出典を示したのは、謝意を含めてのことである。出典の執筆者の方々に一々ご挨拶できなかつたことをお許しねがいたいと思う。

また、編集作業、解説執筆についても、前三巻の時より五人の方を加え桑原暁一(千歳高
校教授)、高木尚一(労働科学
研究所員)、葛西順夫(一橋高
校教授)、夜久正雄(亜細亞
大教授)、戸田義雄(東大・国学
院大講師)、浜田収二郎(共同通
信社整
理局
次長)、瀬上安正(熊本県林業指
導研究所部長)、関正臣(亜大学
生主事)、島田好衛(共同通信
論説委員)、香川亮二(法政大学
人事部長)、梶村昇(亜細亞
大教授)、小柳陽太郎(修猷館
高教諭)、名越二荒之助(笠岡商
高教諭)の諸氏をはじめ、先輩・畏友の一方ならぬご協力を賜わつたことを感謝し、心から御礼を申し上げたいと思う。

昭和四十四年三月二十日

編者

凡 例

一、この「文献資料集」は、全五冊で完結させるが、本書はその第四冊目で、日本の「近代」のうち、「明治時代の前半」に該当するものを集録した。

なお、第一冊（本叢書 No. 4）には日本の「古代と中世」の資料を、第二冊（本叢書 No. 5）には、「近世の前半期」の資料を、第三冊（本叢書 No. 6）には、「近世の後半、幕末期」の資料を、それぞれ集録して既刊した。

一、各章の標題は、本書が「日本思想の系譜」と題して、日本思想の縦の流れをたどる目的をもっているところから、既刊の三書と同じく、著作名でなく、なるべく作者の名前を掲げることにした。

一、配列の順序は、年代順を原則としたが、思想の系譜をたどる見地から、かなり例外もでた。

一、引用文献は、なるべく、読者の入手し易いものを選んだが、そのできないものもあつた。

一、漢字の字体は、主として当用漢字を用いたが、人名および本文のある部分については、字体から受ける感覚も考えて、一部原著のままに旧字体を使つたものもある。

一、仮名づかいは、文献資料そのものは、おおむね歴史的仮名づかいにより、解説文その他は、現代仮名づかいによつた。

一、振り仮名の仮名づかいは、御詔勅および一部の文献資料については、歴史的仮名づかいにより、その他は、現代仮名づかいによつた。

一、なお読者の便のために、本書の目次のまえに、第一冊（古代・中世）、第二冊（近世の前半期）、第三冊（近世の後半期）の目次を小活字で掲載し、また、本書の目次のあとに、本書に続く第五冊（近代——明治時代の後半期）の目次を、同じく小活字で附加した。それらは、本書を活用される方々が、日本思想の縦の流れに立つて各資料を見られるのにお役に立つと思つてのことである。

一、各章の冒頭の解説および採用文献に附随した解説には、その末尾に、その執筆をお願いした方々のお名前を（ ）に註記した。全体的統一をはかるために、編者において若干訂正させていただいた部分もある。なお、（ ）のないものは、編者が解説を記したものである。

一、全五冊のうち、本書のみ、その末尾に「附録」（参考資料）の記載がなく、かつ「歴代天皇の御歌」の収録がないが、これは次の第五冊と合わせて、「明治時代」を構成させているためである。従つて、本書と第五冊（下巻・その二）を一組にして、ご利用賜わりたいと思う。

△参考▽日本思想の系譜——文献資料集(上)——目次

はしがき	1
日本思想と和歌との関係について	5
凡例	12
一、古代	
一 聖徳太子	9
二 古事記	32
三 日本書紀	59
四 萬葉集	67
五 最澄・空海	83
六 祝詞(延喜式)	87
七 菅原道真	95
八 紫式部	103
九 古代における歴代天皇の御歌	107
二、中世	
十 平家物語	129
十一 慈圓	139
十二 法然	148
十三 親鸞	155
十四 源實朝	170
十五 後鳥羽院	177
十六 道元	197
十七 日蓮	204
十八 (参考資料)——御成敗式目	215
十九 北畠親房	226
二十 太平記	231
二十一 宗良親王	242
二十二 世阿彌	247
二十三 蓮如	255
二十四 中世における歴代天皇の御歌	263
附録	
(一) 古代・中世に作成された、その他の史料の紹介	339
(二) 近世・近代に作成された、史料の紹介	395
(三) 日本精神史に関する主要叢書の紹介	293
(四) 書籍解題・目録・解説などの紹介	301
(五) コロンビア大学における日本思想研究書の紹介	304
(六) 年表・辞典などの紹介	306
あとがき	307

△参考▽日本思想の系譜——文献資料集(中・その二)——目次

はしがき……………1

編者の三つの基本的立場について……………8

一 日本における歴史教育は「土器」の説明から始めるべきではない……………8

二 古事記の「神話」に取り組む姿勢について……………10

三 アジア大陸文化を撰取された「聖徳太子」の評価について……………10

凡例……………20

△参考▽本書の上巻(古代・中世)の目次……………21

三、近世(その一)

一 戦国武将の和歌(武田信玄・上杉謙信・豊臣秀吉・徳川家康)……………3

二 千 利休……………11

三 フランシスコ・デ・ザビエル……………15

四 ルイス・フロイス……………19

五 信長公記・川角大閣記……………21

六 宮本武蔵……………31

七 佐倉惣五郎……………37

八 山鹿素行……………43

九 徳川光圀……………81

十 武道初心集……………93

十一 契 沖……………97

十二 熊澤蕃山……………101

十三 坂田藤十郎……………105

十四 近松門左衛門……………110

十五 松尾芭蕉……………123

十六 荻生徂徠……………134

十七 葉 隠……………141

十八 田中丘隅……………147

十九 若林強齋……………152

二十 富永仲基……………157

二十一 與謝蕪村……………160

二十二 田安宗武……………170

二十三 賀茂真淵……………177

二十四 建部綾足……………185

二十五 山縣大貳……………189

二十六 杉田玄白……………193

二十七 林 子平……………199

二十八 藤田幽谷……………207

二十九	本居宣長	215
三十	伴 信友	232
三十一	世事見聞録	241
三十二	山片蟠桃	245
三十三	會澤正志斎	248
三十四	頼 山陽	261
三十五	廣瀬淡窓	269
三十六	渡辺華山	276

三十七	近世における歴代天皇の御歌(その一)	281
-----	--------------------	-----

附 録		
(一)	近世思想史に関する主要な叢書類	295
(二)	近世における思想家の主な全集・選集類	295
(三)	事典・辞典類	309
(四)	おもな研究団体・学会と機関誌	312
あとがき		315

△参考V日本思想の系譜——文献資料集(中・その二)——目次

はしがき	1
凡例	9
△参考V本書の上巻(古代・中世)の目次	11
△参考V本書の中巻(近世・その一)の目次	13
四、近世(その二)	

三十八	幕末志士の和歌	3
-----	---------	---

- (1)高山彦九郎・(2)三條實萬・(3)平賀元義・(4)藤田幽谷・(5)徳川斉昭・(6)島津斉彬・(7)安島帯刀
- (8)梅田震濱・(9)頼三樹三郎・(10)月照・(11)齋藤監物
- ・(12)佐野竹之助・(13)有村雄助・(14)有村治左衛門・

三十九	鹿持雅澄	69
-----	------	----

- ①有村兄弟の母、蓮寿尼・②高橋多一郎・③金子孫二郎・④蓮田市五郎・⑤静寛院和宮内親王・⑥大橋卷子・⑦有馬新七・⑧是枝柳右衛門・⑨清川八郎・⑩田中河内之介・⑪中山忠光・⑫吉村寅太郎とその母、雪・⑬松本奎堂・⑭藤本鉄石・⑮安積五郎・⑯乾十郎・⑰平野国臣・⑱藤田小四郎・⑲武田耕雲斎・⑳宮部鼎蔵・㉑真木保臣・㉒坂本龍馬・㉓中岡慎太郎・㉔武市半平太・㉕野村望東尼・㉖三條實美・㉗橋嘴寛——

四 十	平田篤胤	77
四十一	二宮尊徳	90
四十二	大塩中斎	96
四十三	藤田東湖	107
四十四	伊達宗弘	123
四十五	村垣淡路守	132
四十六	横井小楠	137
四十七	佐久間象山	147
四十八	佐久良東雄	156
四十九	伴林光平	163
五十	吉田松陰	177
五十一	橋本左内	223
五十二	高杉晋作	237
五十三	久坂玄瑞	253
五十四	孝明天皇「御述懐一帖」	266
五十五	近世における歴代天皇の御歌(その二)	278
	「孝明天皇御歌」	278
附録 I 近世全期を通じての諸参考資料		
(一)	倭寇関係の資料について	303
(1)	支那における倭寇の資料(その一)	301
(2)	支那における倭寇の資料(その二)	303

(二)	ポルトガル人の目に映じた倭寇資料	308
	鎖国関係の資料について	308
(1)	「第一回鎖国令」の全文	
(2)	「邪宗門吟味之事」の全文	
(3)	「天地始之事」から	
(4)	「ジャガタラ文」から	
(5)	オランダ人カロン「日本大王国志」から	

(三)	徳川幕府の諸法度および東照宮関係の資料について	323
(1)	「武家諸法度」に関する資料	
(2)	「宮中の人々に対する法度」に関する資料	
(3)	「寺社に対する法度」に関する資料	
(4)	東照宮に関する資料	

四	幕末における外国関係(往復)文書について	330
(1)	ウォーカーの「修葺記録」から	
(2)	「アメリカ大統領フィルモアの国書」から	
(3)	「ベリ」来航に関する井伊直弼の	

上書」から

(4) 「日米和親条約」から

(5) 「日米修好通商条約」から

(6) イギリス人、アーネスト・サトウ

の「外交官の見た明治維新」から

(7) 黒沢翁満の「ケンプエル著『刻異

人恐怖伝』論」から

(8) ケンプエルの「箱根の建碑」の碑文

(五)

(1) 朝廷側からの公武合体論「戊午の

密勅」

(2) 和宮の御降嫁問題

(3) 老中連署の攘夷奉答書

(4) 和宮に代ふる壽萬宮降下の朝廷側

の意向

附録Ⅱ 日本思想の系譜「参考年表」(古代・中

世・近世まで)

あとがき

408

364

目次

はしがき……………1

凡 例……………13

△参考▽本書の上巻（古代・中世）の目次……………15

△参考▽本書の中巻（近世・その一）の目次……………16

△参考▽本書の中巻（近世・その二）の目次……………17

五、近 代（その一）

一 明治初期の詔勅……………3

二 三 條 實 美……………19

三 副 島 蒼 海……………28

四 岩 倉 具 視……………47

五 西 郷 隆 盛……………53

六 勝 海 舟……………65

七	大隈重信	74
八	岩崎彌太郎	91
九	福澤諭吉	98
十	千家尊福	108
十一	田口卯吉	116
十二	馬場辰猪	127
十三	軍人勅諭	135
十四	菅沼貞風(附・福本日南)	145
十五	二葉亭四迷	152
十六	新島襄	157
十七	元田永孚	171
十八	井上毅	187
十九	大日本帝国憲法における「三つの前文」	198
二十	教育勅語	217

二十一	伊藤博文	222
二十二	兒島惟謙	244
二十三	内村鑑三(附・新渡戸稻造)	256
二十四	福島中佐・郡司大尉	277
二十五	樋口一葉	296
二十六	日清戦役に関する詔勅	306
二十七	三国干涉	316
二十八	國木田獨歩	323
二十九	陸奥宗光	331
三十	志賀重昂	340
三十一	高山樗牛	347
三十二	正岡子規	363
三十三	森鷗外	392
あとがき		401

△参考▽日本思想の系譜——文献資料集(下・その二)——目次

はしがき	1
凡例	11
△参考▽本書の上巻(古代・中世)の目次	13
△参考▽本書の中巻(近世・その一)の目次	14
△参考▽本書の中巻(近世・その二)の目次	15
△参考▽本書の下巻(近代・その一)の目次	17
六、近代(その二)	
三十四 夏目漱石	3
三十五 小泉八雲	17
三十六 モラエス	25
三十七 岡倉天心	39
三十八 中江兆民	63
三十九 田中正造	74
四十 清澤満之(附・近角常観)	83
四十一 瀧廉太郎	101
四十二 青木 繁	115
四十三 黒岩涙香	132
四十四 日露戦役に関する詔勅	141
四十五 橋中佐・廣瀬中佐	157
四十六 山 櫻集	171

附 録

四十七 乃木希典	178
四十八 東郷平八郎(附・佐久間勉)	210
四十九 野口英世	226
五十 河原操子	241
五十一 山田孝雄	243
五十二 山川健次郎	251
五十三 戊申詔書	258
五十四 「国民同胞和歌集・明治篇」	262
五十五 近代における歴代天皇の御歌 「明治天皇御歌」	275
(一) 国歌「君が代」と国旗「日の丸」	299
(二) 聖書・讚美歌の和訳について	211
(三) 明治天皇の御巡幸について	317
四 「明治孝節録」	324
五 「明治忠烈伝」	329
六 小学唱歌	354
(付) ション・パチエラー	369
あとがき	379

五、近 代（その二）

一、明治初期の詔勅

一八六八年、明治維新とともに、わが国の政治は、古に復し、天皇の御親政の世を迎えることとなった。明治時代四十五年間を通じ、明治天皇のなされた政治が、いかばかり偉大なものであったかは、改めて言うまでもないが、憲法発布以前の年代（実は明治時代全期の約半分の期間がそれに該当するが）における政治は、政治の大本を国民に示すよすがとしての天皇の詔勅が、特に大きな意義を持っていたことを、想起する必要があると思う。

それでここに、明治元年から、十余年間（軍人勅諭が發布される前あたりまで）の御詔勅の中から、天皇の、政治についてのお心組みがよく伺われると思われるものを「九つ」列挙することにした。引用は、河出書房の「歴代詔勅全集」（昭和十六年刊）の第五巻に拠った。また、原書は総ルビになっているが、解りやすい個所は削除し、また原書には仮名に濁点がつけてなかったが、これまた読み易くするために、編者において濁点を附したことをご了承ねがいたい。

(1) 「五箇条の御誓文」(明治元年三月十四日)(一八六八)

- 一 広く會議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ。
 - 一 上下心ヲ一ニシテ、盛ニ経綸ヲ行フベシ。
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。
 - 一 旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。
- 我国未曾有ノ变革ヲ為ントシ、朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。

(前掲全集、第五卷、一七七八ページ)

(编者注、第二次世界大戦における敗戦の結果、わが国における教育は、天皇の御事蹟について大変粗雑な扱い方をするようになってしまった。例えば、この有名な「五箇条の御誓文」について、青少年たちに「御誓文」の意味を問うと、大ていの者が「明治天皇が国民に対して

お誓いになったもの」と答える場合が多い。とんでもない理解の仕方をさせられている。それは、「五箇条の条文だけ」しか教えてもらえないためかも知れない。

しかしこの「御誓文」は、前記引用文のように、事実は前段と後段の二文から成っており、合して一となるものである。そしてその後段には、その「御誓い」の対象がはっきりと明示されているのではないか。すなわち、「朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ……」とあるのを見落しては、全文の意味にもその影響が及ぶ。天皇御自身が、天神地祇、そして祖先の神々に、かくかくしかじかにお誓いになり、国民に対しては、「衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ」と教示せられたものと解釈しなければ、解釈のしようもないほど、はっきりした文意である。

当時の日本国民は、明治天皇御自身が、御自ら率先して「天地神明にお誓い」になったその謙虚なお心に、どれほど深い感激を覚えたことであろうか。心から納得して、天皇とともに「天地神明に誓いながら」、五箇条の趣旨を達成しようとして、国民一人びとりがその心を定め、以て異常な努力を開始したに違いない。それが、明治維新の第一歩における、天皇と国民とのいつわらざる真実の関係ではなかったであろうか。

なお、明治天皇は、この「五箇条の御誓文」を奏上されるに先立ち、「天神地祇を祭り給へる御祭文(ごさいもん)」を、神前に奏上せられた。この「御祭文」は、ここには掲載しな

つたが、「五箇条の御誓文」とあわせて拝読すべきものである。

また、この「五箇条の御誓文」に対して、臣下（国民）を代表しての意味と思うが、有栖川宮煥仁親王が、次の奉答文を奏せられ、三条実美総裁以下の公卿諸侯が、これに署名して天皇のもとにたてまつった。その全文次の通りである。

（奉答文）

勅意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ不堪、今日ノ急務、永世之基礎、此他ニ出ベカラズ。臣等謹テ 叡旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、黽勉従レ事、冀クハ以テ 宸襟ヲ安ジ奉ラン。

（同書、二〇ページ）

(2) 「明治維新の宸翰」(明治元年三月十四日)(一八六八)

朕、幼弱を以て、猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て万国に対立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也。

竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家権を専らにし、表は朝廷を推尊して、実は敬して是を遠げ、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやう計りなし、遂に億

兆の君たるも、唯名のみに成り果、其が為に、今日朝廷の尊重は、古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し。かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。

今般朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。

往昔、列祖万機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政、総て簡易にして、如レ此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、徳沢天下に洽く、国威海外に耀きしなり。

然るに近来宇内大に開け、各国四方に相雄飛するの時に当り、独我邦のみ世界の形勢にうとく、旧習を固守し、一新の效をはからず、朕、徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各国の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。

故に、朕、こゝに百官諸侯と広く相誓ひ、列祖の御偉業を継述し、一身の艱難辛苦を問

ず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。

汝億兆、旧来の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕、一たび足を挙げば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆、能々朕が志を体認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助けて、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。(同書、二六ページ)

(編者注、明治の日本の骨格をなすもののうち、もし御詔勅を挙げるならば、この「明治維新の宸翰(天皇のお手紙)」は、その中で最も重要かつ欠くことのできないものと思う。それは、維新のはじめに、「五箇条の御誓文」と同じ日にそれが出されているので、五箇条の御誓文の具体的な肉付けの役をしているわけだが、それにもまして、この「御宸翰」を重視すべきであるとするのは、さらに別の理由があるからである。というのは、明治天皇の御治政——いな歴代の天皇の御志も同じであるが——の、基本的小お考えが、実はこの「御宸翰」にきわめて率直に表わされているからである。

このお手紙の形式をとった勅語は、まず冒頭から、天皇御自身、天皇としての自己の未熟を歎くお言葉にはじまり、次いで、天皇としてこれから難局に立っていくことについて、比類のないきびしさで、御内省なさっておられる。「天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば」との御言葉は、読む者をして襟を正さしめずにはおかぬほど、凜然たるひびきを伝え、これを再び三たび口に誦せば、大御心が肅然として肺腑に迫ってくるかのごとき心持ちにさそわれる。さらに「朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と、のたまう。なんとという政治における比類なき崇高な心情であろうか。

しかも、国民の苦しむを避け、外国の凌侮を排して、毅然たる独立国家の建設に直進せられようとする雄大な御心懐もさることながら、この「御宸翰」の末尾に記されてある次の一句を、私は、ここに改めて、国民もろびとと共に、かみしめ味わい、もって日本における天皇の真姿を、虚飾なく、素直に、そして真実のままに、心にとどめたいものと思う。すなわち、「朕、一たび足を挙げば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず、……」と。この御言葉は、「自分をして君たるを失わしめる」のは、国民が、天皇たる自分の一挙手一投足によってその言動を

右にし左にすることから始まる。だから、そんな風に自分を崇め奉ることばかりをするようになるなら、自分には天皇がつとまらなくなるぞ、と強くいましめられたことに外ならない。明治維新の第一歩における天皇のこの御言葉を、われわれ国民は忘れ去り続けて来たことはなかったか。尔後、明治、大正、昭和と進み、やがて敗戦に至った日本国民が、天皇を軽んずるに至ったそのことも、国民自体の方の大きな誤りの積み重ね——とくに天皇観について、また天皇を輔弼申し上げる政治家の心情において——、大きな過誤を犯してきたことに、再思三省せねばならぬときが来ているのではなからうか。いずれにしても、この「御宸翰」が、素直に、真実のままに、全国民によって味わい返えされる日の、一日も早からんことを祈る次第である。

(3) 「東京行幸の詔」(明治元年十月十七日)(一八六八)

皇国一体、東西同視、朕、今幸ニテ東府ニ、親聽ニ内外之政ニ。
汝百官有司、同心戮力、以翼ニ鴻業ニ。凡ソ事之得失可否、宜正議直諫、啓沃朕心。(同書、四八ページ)

(編者注、これは、天皇が、都を京都から東京に移された折の御声明文のごときものである。そうした人心一新の重大時期に、天皇は、国民に協力を呼びかけられるとともに、前項(2)の「御宸翰」に見られた、天皇御自身への強い御自省が、ここにも繰り返して拝察される。最後の一節にそれを拝するのであるが、臣下に対して正しい所見を求められるのみならず、天皇を直接に諫めてくれ、そして自分の心を(啓)ひらき、(沃)ゆたかにしてくれ、との大御言葉の、実に清々しい響きが伝わってくるようである。大統領や総理などの言葉の中には、われわれは、このような感覚の言葉を見出すことが困難である。それを国民に向かって、臆する所なく公言せられるという天皇の、そのお人柄・御心情の中に、われわれ国民は、天皇政治の本姿を受けとめることはできないものであろうか。)

(4) 「百官群臣に国是を諮詢し給へる 詔」(明治二年四月二十日)(二八六九)

朕、嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ゲ、天地神明ニ質シ、綱紀ヲ皇張シ、億兆ヲ綏安スルヲ誓フ。然ルニ兵馬倉卒未ダ其績ヲ底サズ。朕、夙夜、上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億

兆ニ慙はズ。今ヤ乃チ親臨、汝百官群臣ヲ朝会シ、大ニ施設スルノ方法ヲ諮詢ス。是神州
安危ノ決、今日ニ在リ。誠ニ宜ク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ、可否ヲ獻替スベシ。朕、將ニ
励精竭つくレ力ちからヲ、大ニ經始スル所アラントス。汝百官群臣、ソレ勗つとム。哉。 (同書、六八ページ)

(編者注、前項(1)(2)(3)をうけて、維新の日から約一年目の明治二年四月、天皇は、いよいよ政治の具体的施設ならびにその方法について、群臣百官に諮詢(問われること)された。それに当たつての勅語が、この文である。

この中で、とくに心を打たれるのは、再び「五箇条の御誓文」に言及され、しかも、天皇御自ら「天地神明に誓われたこと」を回想指摘され、「朕、夙夜(朝早くから夜おそくまで)、上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億兆ニ慙はズ」と痛切悲痛の告白をなさつておられる点である。そして「神州安危ノ決、今日ニ在リ」と仰おほせられて、維新が軌道に乗るか否かの瀬戸ぎわにある現実を直視せられ、前項(2)(3)の詔勅そのままに、再び三たび、「誠ニ宜よろシク腹心ヲ披キ、肺肝ヲ表シ、」と述べられて、国民からの真の助言を待望せられ、さらにそれにつづけて、「可否ヲ獻替けんたい(良いか悪いかを正直に奏上すること)セヨ」と、国民に訴えられておられる、その御言葉の峻烈なるに、心がぐっとひかれていく。そして、「朕、將ニ励精竭つくしレ力ちからヲ……」という風に、ご自

身の心に、強く強く責めていかれるのである。明治維新初期、天皇のきびしい御心情が、具体的に切実に国民一人びとりの心の中に浸み透り迫っていくさまを、肌身に覚えるごとき御文であると思う。）

(5) 「供御を節して救恤に充て給へる詔」(明治二年八月二十五日)
(一八六九)

朕、登祚以降、海内多難、億兆未ダ綏寧セズ。加之、今歲淫雨農ヲ害シ、民將ニ生ヲ遂ル所ナカラントス。朕、深忱惕ス。依而、躬ヲ節儉スル所有テ、以テ救恤ニ充ントス。主者施行セヨ。
(同書、八六ページ)

(編者注、明治元年、二年には、各地に水害多く、農村の疲弊がはなはだしかった。天皇は、それをお聞きになり、御自ら御身辺の節約を決意せられて、窮民の救済に率先実行の範を垂れられた。その折の御詔勅がこれである。)

(6) 「徴兵令制定の詔」(明治五年十一月二十八日)(一八七二)

朕ちん惟おもんルニ、古昔こせき郡県ぐんけんノ制せい、全国ぜんこくノ丁壯ていさうヲ募まうリ、軍団ぐんだんヲ設まうケ、以テ国家こくかヲ保護ほごス。固もとヨリ兵農へいなんノ分わかナシ。中世ちゆうせい以降いご、兵權へいけん武門ぶもんニ歸かへシ、兵農へいなん始はじめテ分わかレ、遂ついニ封建てんけんノ治ちヲ成なス。戊辰ぼしんノ一新いしんハ、実じつニ千有あ余ま年来ねんらいノ一大いちだ変革へんかくナリ。此際このさいニ当あたリ、海陸かいりく兵制へいせいモ亦また、時ときニ從したがヒ宜よろしクヲ制せいセザルベカラズ。今本邦ほんぱう古昔こせきノ制せいニ基もとづキ、海外かいがい各国こくごノ式しきヲ斟酌しんしやくシ、全国ぜんこく募兵ぼへいノ法ほふヲ設まうケ、国家こくか保護ほごノ基もとヲ立たてント欲ほス。汝百官なんぢ有司ゆうし、厚あつク朕みづかガ意いヲ体たシ、普あまク之これヲ全国ぜんこくニ告つ諭ゆセヨ。

(同書、一七八ページ)

(7) 「議院憲法頒布の詔」

(明治七年五月二日)
(一八七四)

(注、「列聖全集」では、表題・本文の「頒布」の文字が、ともに「頒示」となっている)

朕ちん、踐祚せんそノ初はじめ、神明しんめいニ誓ちかヒシ旨意しがいニ基もとづキ、漸次せんじニ之これヲ擴充かくちゆうシ、全国ぜんこく人民じんみんノ代議人だいぎじんヲ召集しゆしふシ、公議輿論こうぎいろんヲ以テ律法りつぽうヲ定さだメ、上下じやうか協和きやうわ、民情暢達みんじやうたうノ路みちヲ開ひらキ、全国ぜんこく人民じんみんヲシテ、各おの

其業ニ安ンジ、以テ国家ノ重ヲ担任スベキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス。故ニ先ヅ地方長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム。乃チ議院憲法ヲ頒布ス。各員、其レ之ヲ遵守セヨ。

(同書、二一五ページ)

(8) 「千島樺太交換条約批准の詔」(明治八年十一月十日)(一八七五)

天祐ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本皇帝、此書ヲ以テ宣示ス。朕、全露西亜皇帝陛下ト望ヲ同シ、朕ハ樺太島(薩哈連島)ノ内、朕ガ所領タル部分ヲ全露西亜皇帝陛下ニ譲与シ、全露西亜皇帝陛下ハ、其ノ所領タル千島群島(クリールアイランズ)ノ全部ヲ朕ニ譲与スルコトヲ互ニ決シタルヲ以テ、雙方ノ全權重臣、明治八年五月七日、彼得堡ニ会シ、其条約ヲ締結調印セリ。即其條款左ノ如シ(注、條款省略)

朕、親シク右条約ヲ通覽シ、其旨ヲ至当トス。故ニ今此書ヲ以テ、之ヲ全ク証認批准シ、天地ト悠久ヲ期シ、総テ条約中所載ノ條款ハ、之ヲ遵行セン事ヲ約ス。右定証トシテ妥ニ朕ガ名ヲ親記シ、国璽ヲ鈐セシム。

(同書、二四六ページ)

(9) 「地方長官に賜はりたる勅語」 (明治十三年二月二十七日) (一八八〇)

今日、爾等地方官各官、陪讌ノ飲(注、酒宴を会を催すうれしき)ヲ得ルニ当り、朕、親シク告ル所アラントス。朕、即位ノ初、祖宗ノ威靈ニ倚り、大政ヲ興復シ、継デ郡県ノ制ヲ発シ、曠古非常(注、昔から一度も例がないほどの大きな)ノ改革ヲ行フ。当時、朕猶幼冲ニ在ルモ、爾等臣僚ト朝夕孜孜(注、つとめて倦まざるさま)スル所ノ者、未ダ嘗テ一日モ、困ヲ安シ民ヲ利スルニ在ラズンバアラズ。爾等数年挙行スル所、皆漸次ニ立憲ノ基ヲ経始(注、いとなみはじめ)シテ、朕ガ幼志ヲ暢達スルノ楷梯進路ナリ。顧ミルニ、維新以来、百般經營ノ事、略々其緒ニ就モ、前途猶遠ク、未ダ其功ヲ終ヘズ。人民新ニ変乱ヲ離レ、教育ノ道未ダ偏カラズ。士ノ学文アル者、多クハ産業ナク、農商ノ資産アル者、概ネ知識ニ乏シ。是皆爾等ノ知ル所ナリ。朕、常ニ在廷臣僚ト遠ク慮テ深ク謀ル所ノ者ハ、国ノ政事宜ク歩ヲ逐テ進ミ漸ヲ以テ施シ、行フニ順序ヲ以テスベシ。爾等、地方民情ニ通ズ。必ズ能ク朕ガ心ヲ諒トセン。地方施治ノ事、朕一ニ挙テ以テ爾等ニ委ス。士ノ恆産

ヲ得ザル者、爾等之ヲ勸導シ、以テ其業ニ就カシメヨ。農商ノ未ダ教學ニ沾ハザル者、爾等之ヲ薰陶シ、以テ其知識ヲ長ゼシメヨ。人民ノ政論ニ熱心シ、大局ヲ解セズシテ、或ハ躁進過激ニ渉ル者、爾等之ヲ訓告戒飭シ、方向ヲ誤ラシムルコト勿レ。要之、爾等廟議ノ在ル所ヲ体シ、人民ヲ匡直輔翼シ、以テ朕ガ漸次ニ歩ヲ進ムルノ志ヲ贊ケヨ。

(前掲全集、第六卷、一一二ページ)

(編者注、明治八年にはじめて開会した地方官會議は、明治十一年四月に第二回を、そしてこの時が第三回目であった。この勅語は、天皇が、全国の地方官の勞をねぎらわれ、かつ天皇御自身の施政方針を率直に述べられたものであるが、その内容を熟読すると、いかにも体験的な記述であることに気がつく。

ここにいう体験的とは、いたずらに向後の理想目標を羅列的にならべたいわゆる觀念的な訓示式のものでなくて、どちらかというところ、理想を述べては現実を直視し、現実を述べては、来し方の苦勞を顧み、着実な足跡に立ち戻りながら、政治にたずさわる者としての自己反省の問題に、突っ込んだ話題を導入していく。そういう記述の仕方、文章の書き方は(勅語という堅さは別として)、並み居る人々に、力強い共感と、向後の協力についての決意とを、自主的に

自発的にさそい出したにちがいなかろうと思われる。

当時の日本は、国際的にも、国内的にも重大な政治段階を迎えていたにちがいはなかったが、この「地方長官に賜はりたる勅語」から受ける当時の政治は、天皇を中央に仰いで、その天皇から人間味あふれた勅語をいただけた、という意味で、おそらくかなり生々いきいきと躍動していたことが推察されてくる。政治の中心にいる人の発言の中味に、魂がはいった言葉が出てくる場合と然らざる場合とのちがいが、切実な感じを伴って理解されてくるような気がしてならない。文中、「当時、朕幼冲ちゆうちゆうニ在ルモ、爾等臣僚ト朝夕孜孜ししスル所ノ者、未ダ嘗テ一日モ、国ヲ安シ民ヲ利スルニ在ラズンバアラズ」と。かつての日本には、これだけの心境を、大勢の地方長官たちの前で、堂々と発言出来た総理や大臣があったであろうか。「国ヲ安シ民ヲ利スル」ことを口にはしても、内実は、自己の政治生命を最先に考えざるを得なかったのが、多くの政治家の姿でもあった。日本の政治家たるべき人々、今後は改めてここに掲載した「九つの詔勅」をはじめ、本巻および次巻掲載の他の「御詔勅」、さらには数々の明治天皇の御歌（次巻、第五十五章参照）に心を寄せ、天皇のお心を学ぶ心がけがあつて然るべきではなからうか。

なおこの勅語については、やがて憲法制定へと進む日本が、国政の基礎を立憲体制へ固めていこうとする決意をも、その行間ににじみ出させていることを、あわせて注目すべきだと思ふ。

二、三條實美 (一八三六一—一八九二)



三條實美

孝明天皇の側近に奉仕して忠誠を尽した三条実萬の嗣子。天保八年京都梨ノ木町の本邸に生る。父実萬が安政の大獄に連坐して幽居中に死するや、その遺志を継ぎ、勤皇派公卿の中心として活躍。文久二年姉小路公知卿と勅を奉じて江戸に赴き、攘夷の勅書を將軍家茂に授け、翌三年、將軍上洛して攘夷の朝議決す。然るに八月十八日に至り、朝議一変、実美ら七卿長州にはしる。いわゆる「七卿落」である。さらに、筑前太宰府に追われたが、幽居五カ年の後、王政復古成る。慶応三年十二月赦されて京都に帰り、参議となり新政に参画す。明治元年正月、岩倉具視とともに副総裁となり、新政の中枢にあり、五ヶ条御誓文發布に奉仕す。同年関東大監察使(関八州鎮將)兼任、徳川氏処分事に当る。明治二年、修史局総裁兼任。四年、太政大臣、神祇伯宣教長官兼任。六年、朝鮮遣使問題紛糾し、西郷・副島・江藤等と岩倉・大久保等との間に立って調停せんと苦憂して、遂に病を發し、辞表を捧呈す。別邸対陽荘にて病を養う。

辞表遂に不聴許。時に年三十七歳。征韓論をめぐる新政府の分裂の結果、明治七年、佐賀の乱、九年、神風連の乱・秋月の乱・萩の乱、十年、西南の役。十一年、大久保利通暗殺され、十六年、岩倉具視死去。十九年、内閣官制設立に際し、太政大臣を解かれ、内大臣に任ぜらる。二十二年、憲法発布。二十四年、死去。五十五歳。「三条実美公年譜」要目に次のとおりに記されている。

「二月十八日天皇、麻布市兵衛邸に臨幸。公の病床を御親問あらせられ特に正一位に陞叙するの優詔を賜ふ。同日薨去す。

勅語

朕踐祚ノ初幼冲ニシテ一ニ輔弼ニ頼ル卿躬重任ニ膺リ擬順匡救誼師父ニ同シ覃竭懈ナク終始諭ラズ洵ニ是レ中興ノ元勳実ニ臣庶ノ龜鑑タリ茲ニ正一位ニ叙シ純忠ヲ表彰ス

二十四日 勅使差遣、特に誄詞を賜ふ。

誄

皇道ヲ拡張シ中興ノ宏猷ヲ賛ク積弊ヲ革除シ維新ノ偉業ヲ挙グ大鈞ヲ未テ誠ヲ致シ重望ヲ負フテ謙ニ居ル勲徳俱ニ崇シ前古匹ヒ希ナリ今ヤ溘焉トシテ長逝ス曷ソ痛悼ニ勝ヘン乃チ侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラン弔慰セシム

大正四年、勅旨により別格官幣社梨木神社（明治十八年鎮座、三条実萬すなわち忠成公をまつる）へ合

祀せらる。

経歴は「三条実美公年譜」に詳しく、歌集に高崎正風編「梨のかたえ」（明治二十六年二月編）がある。その下巻の「西瀕遊草」は、明治維新に至る志士の精神を代表するものであるが、本叢書、「日本思想の系譜——中巻・その二」の（六一—四ページ）に、二十首をおさめたのでここでは割愛することにし、本書には、この項の末尾に、明治以降の歌をおさめるにとどめた。前記の「中巻その二」を、あわせて参照せられたい。

研究評伝としては、徳富蘇峰「三条実萬公、三条実美公」、依田百川「三条実美公伝」、三井甲之「三条実美伝」および拙著「梨のかたえとその研究」等がある。（夜久）

(1) 「三条実美公年譜」から

① 「偶言一則」

明治三年、三月一日公偶言一則ヲ撰ス。其文ニ曰ク

吾疾ニ臥シテ偶一奇説ヲ得タリ但其得失ニ於テハ吾亦不知ナリ夫天下ハ治ル者ト思フ可
ラズ乱ル、者ト思フベシ乱ル、ニ随ヒシタガツテ治ム此間ニ一起一仆彼我艱苦磨勵遂ニ
一治ニ歸ス是眞治ナリ今ノ治ヲ語ルモノ大概苟安糊塗ナリ豈撓乱反正ヲ謀ルニ足ンヤ吾
ガ此説ヲ為スモノハ敢テ乱ヲ好ムニ非ズ數百年太平ノ余習姑息ノ弊政ヲ除テ天下万民ヲ
シテ永ク富嶽ノ安ニ置ク所以ノモノ如此ナラズンバ成ベカラズト思ヘバ也願ハ識者ヲ俟
テ其得失ヲ訂サン事ヲ

庚午暮春 朔誌

霞関迂生

〔三条実美公年譜〕卷二十五、五一ページ

② 「奏 議」 (明治十八年十二月)

臣躬台鼎ノ重キヲ荷ヒ、日夕憂懼以テ報効ヲ図ル。嚮キニ親シク、陛下内閣ヲ改制スル
ノ旨ヲ承ク、幸ニ微衷ヲ披キテ以テ、聖聽ヲ仰グノ機ヲ得タリ。窃ニ思フ、今日ノ事前
途猶遠シ。立憲ノ基ヲ建テ、以テ中興ノ業ヲ終ヘントセバ、区々前轍ニ因習スルノ能ク

成スベキ所ニ非ザルナリ。維新ノ初、陛下幼冲、臣寵撰ヲ叨リニシ、大政ヲ董督ス。實ニ已ム事ヲ得ザルニ出ヅ。蓋大宝ノ令、唐ノ尚書省ニ倣ヒ、太政官ヲ以テ八省ヲ統べ、八省ハ左右弁ニ分属シ、官符ヲ得テ施行ス。明治二年職員令ヲ定メ、六省ヲ置クニ当テ、仍大宝ノ制ニ依リ、太政官ヲ以テ諸省ノ冠首トシ、諸省ヲ以テ隸属ノ分官トス。是レヨリノ後、諸省ハ専ラ指令ヲ太政官ニ仰ギ、太政官ハ批ヲ下シテ施行セシメ、凡ソ文書ノ上奏スル者ハ、皆太政官ニ經由シ、往復ノ間、省ノ寮ニ於ケルニ均シ。此レ蓋一時ノ權宜ニシテ、獨親政統一ノ体ヲ得ザルノミナラズ、亦各省長官ノ責任ヲ輕クシテ、徒ニ曠滯ノ弊ヲ為ス者ナリ。方ニ今陛下聖德、日ニ躋リ、大政ヲ綜攬シ、事ヲ内閣ニ視、諸宰臣ヲ引見シ、文武ノ務、親シク奏議ヲ聴キ玉フ。而シテ中外ノ事、盤錯多端、官制宜シク更張スベク、財政宜シク節度ニ就カシムベク、要務ノ經画施指スベキ者、一二シテ足ラズ。此レ宜シク時宜ヲ斟酌シ、古今ヲ變通シ、太政官諸省ニ冠首タルノ制ヲ改メ、併セテ太政官諸職ヲ廢シ、内閣ヲ以テ宰臣會議、御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ、万機ノ政、専ラ簡捷敏活ヲ主トシ、諸宰臣入テハ大政ニ參ジ、出テハ各部ノ職ニ就キ、均シク陛下ノ手足耳目タリ。而シテ其中一人ヲ撰ビ、専ラ中外ノ機務ニ当リ、旨ヲ承ケテ宣奉シ、

以テ全局ノ平衡ヲ保持シ、以テ各部ノ統一ヲ得セシムベシ。此レ乃祖宗簡実ノ政、親裁ノ体制ニシテ、立憲ノ義亦是ニ外ナラズ。此ノ如クニシテ、綱紀振張シ、各部宰臣均シク其責ニ任ジ、用ヲ節シ実ヲ務メ、以テ立国ノ目的ヲ達スルコトヲ得バ、天下ト之ヲ公ニスベク、宇内各邦ト之ヲ競フベク、陛下中興ノ大業始メテ成緒ヲ終ヒ、微臣犬馬ノ勞亦与リテ余榮アラシ。若シ其人ニ至テハ、必陛下ノ聖鑑ニ由リ、大局ニ明達シ、時務ニ精鍊ナル者ヲ得テ、以テ之ニ任ズベシ。而シテ中外多端ノ機務ニ当ルガ如キハ、実ニ臣ガ堪フル所ニ非ザルナリ。伏シテ願クハ陛下臣ガ誠ヲ察シ、今ノ時ニ及テ、内閣ノ組織ヲ改メ、併セテ臣ガ職ヲ解キ、臣ヲシテ奨順賛襄ノ微忠ニ負カザラシメバ、独臣ガ幸ノミニ非ザルナリ。言非常ナルガ如クニシテ、実ニ時宜ノ已ムコトヲ得ザルニ出ヅ。唯ダ陛下之ヲ断ジ給へ。謹奏。

明治十八年十二月

(同前書、卷二十九、三一—三二ページ、明治十八年十二月二十二日の記事から)

(2) 「梨のかたえ」上巻から

みちのくへ行幸ありけるとしのなつ

いでましの道のあつさをおもひやれば涼むこゝろもやすからぬかな

聯隊旗をさづけたまふ式に侍りて

御手づから賜ふみはたをものゝふはいのちと共にさゝぐべらなり

海軍觀兵式に侍りて

しづかなるなみのうへにもさわぐ世を忘れぬけふの船よそひかな

憲法発布式に侍りて

千代かけてけふのめぐみをあふぎつゝみのりをまもれよものくにたみ

帝國議會の開院式に侍りて

つゝしみてつとめざらめやくにたみのこゝろを君にまをすひとたち

恕

身をおもふこゝろを人のみの上におすはひじりの道とこそきけ

常磐神社（徳川光圀・斉昭を祭る）祭典

たふとしなきみにつかふる道をしも世に明らめし神のいさをは

敦賀なる松原神社（武田耕雲斎・藤田小四郎始め四百十一柱の霊を祭る）奉納のうた、人のこへるに

ものゝふの身はまつばらのしら露ときえても千代に名をとゞめけり

明治三年正月一日三条西季知・東久世通禧のぬしたち又広沢真臣などと浜殿につどひて何く

れとものがたりしけるとき

たのしきをともにたのしむつどひしてうきにわかれし人をしぞ思ふ

おもひきや身をもすてたるうきときにかくて楽むけふあらむとは

をりにふれて

身をつくしこゝろをつくすかひのあるみよにあへるはうれしからずや

はなにのみひとのこゝろのなりはてゝみのなき世こそかなしかりけれ

たふれにし人こそあはれかくばかりなれるいさをはたがいさをぞも

身にあまるくにおもにかつぎてはこほりをわたるこゝちこそすれ

いましめてわするまじきはつくしがたしづみし時のこゝろなりけれ

北海道へ行幸ましけるを送り奉りて

いでましをおくりまつりてえぞ人がむかへまつらむ心をぞおもふ

家に伝はれるたきものを調して奉るとて

たきものの世々のにはひをつたへ来てふるきためしをおふぞかしこき

この時御製をたまはせければそのよろこびに人々と寄董物祝といふことを

みことばの花さへそひてたきものよゝのかをりもまさりけるかな

〔梨のかたえとその研究〕所載「梨のかたえ」上から

三、副そえ島じま蒼そう海かい（一八二八一—一九〇五）



副島蒼海

本名種臣、蒼海は雅号。文政十一年、枝吉南濠の二男として佐賀に生る。兄枝吉神陽につき、儒学を以て立つ。副島氏を嗣ぐ。元治元年長崎に留学、フルベッキにつき英学を学ぶ。明治元年明治新政府の参与となり、二年、参議となる。四年遣露大使、つづいて外務卿となる。五年、マリア・ルーズ号の中国人苦力を解放し、世界に喧伝された。

六年、特命全權大使として清国に赴く。西郷隆盛・江藤新平等といわゆる征韓論を唱え、破れて参議辞任。七年、後藤象二郎・板垣退助等と民選議院設立の建白書呈出。九年より十年にかけて清国漫遊、十一年帰朝す。この間に盟友西郷をうしなう。十二年、侍講に任ぜられ、元田永孚と共に君側に勤仕す。十九年、宮中顧問官。二十一年、枢密顧問官に任ぜられる。三十八年一月三十一日没。年七十八才。

学は東西にわたり、明治初期の外交に偉大な業績をあげた。漢詩ならびに書は、当代の中国人に

まさるとさえ言われる。漢詩文集「蒼海全集」六卷、「蒼海遺稿」一冊等があり、言行録に「蒼海閑話」「精神教育」等がある。書道誌「墨美」は戦後二回にわたり蒼海の特集を刊行し、最近「副島蒼海の書」も刊行された。また最近自筆の「蒼海歌稿」（明治九年—十三年）が発表されて、長歌五十七首、短歌九十六首が残されたことがわかった。この経歴と遺稿とによって、彼が詩人にして学者、政治家という幕末志士の性格を大成した明治の代表的な人物の一人であったことがわかる。その純忠強烈な精神は、蒼古雄大な文章、詩歌、書等すべてに見ることが出来る。

明治天皇は、蒼海が、「皇帝陛下巡狩中所得詩序」の末尾に侍講の辞意を表明したのに対して、畏くも御宸翰（天皇の御手紙）を賜わって留任せしめられた。明治十三年のことである。これによって当時の君臣関係が、水魚の交わりに比すべき、まことにこまやかなものであったのを、知ることが出来る。御宸翰を蒼海の項にかかげることはいかがかと思うが、事の順序にしたがってかかげることにした。なお、御宸翰も、引用のものは、読み易くするために、句読点をつけ加え、ふり仮名をつけた。

抄出、引用の漢詩文の訓読については、一に新田興先生著「教育勅語と聖帝の左右」（昭和五年刊）の恩恵を蒙った。漢詩文の抄録は、前巻の例にならって、漢字かなまじりの書き下しにすべき

であるが、頁数の関係もあって、訓点をつけるにとどめ、句読点は原文の「。」のままにした。「全集」および「遺稿」所載の原文は、勿論訓点のないものである。なお引用文中に括弧小活字で語釈を挿入したのは編者である。また若干の語釈については文末に註記した場合もある。御叱正を乞う。(夜久)

(1) マリア・ルーズ号事件その他

① 「白露国馬里亞老土船裁判略記」

副島種臣序文(原漢文)

マリア・ルーズ船裁判事件、その本意は実にはゆる船客の権利を保護するに在りて、未だ嘗て人奴売買の弊風を閉制(制止)するに在らず。当時の人、或はこの拳を以て(不和)を啓き難を来し、險を招き危を冒すとなす。

余は仁義の在るところ則ちわが国家の当に務むべき所を言ふ。もとより安全の道を取る。何の危疑か之れ有らん。議、遂に定まる。因りてこの事あり、録して刊行を成す。

後の有司者、まさに以て考ふる有るべし。(「世界と日本」一九六五年四月号、三三三ページ、山口勝朗氏「正義の外交—マリア・ルーズ号と副島外務卿—」から)

② 「副島大使適清概略」から (適清とは清国訪問の意、明治六年十一月外務少丞

鄭永寧編纂)

(明治五年) 秘魯国ノ船、清ノ瑪港(マカオ)ニ在テ、清(清国)民二百三十二人ヲ載出シ、途中、我横浜ニ過リテ停泊ス。一ノ清民、夜ニ乗ジ、水ニ覺シテ(浮鴨のよう)逃ル、ヲ、英ノ軍艦ヨリ救テ、其ノ公使ニ送リシヲ、我地方官ニ交付スルニ因テ、船中ノ土民、其ノ拐騙(人を誘い出し)ニ罹リ、将ニ絶疆ニ入ラントス。況ンヤ、瑪港ヲ離レテ以来、船中ニ囚禁セラレ、或ハ、飲食繼ガザルニ至ル、往テ、苦役ニ死センヨリ、速ニ、吾命ヲ畢ラント、檻室ヲ脱出シテ水ニ投ゼリ。今幸ニ生ヲ得テ、此ノ冤情ヲ訴フ、仰ギ冀クハ、恩台(閣下)広ク救援ヲ賜ヘト。秘魯国ハ、条約未済ヲ以テ、其ノ船、我が境内ニ泊スレバ、地方ノ管理ニ服セシムト雖ドモ、此裁判ニ於テ、傍観ノ各国公使領事等ノ内、或ハ、秘魯ノ販奴ヲ憎テ、清民ノ申訴スル者ヲ喜ブ者アリ。或ハ船長ヲ助テ、清民ノ訴ヲ

成スコトヲ梗阻こうそスル者アリ。一時紛紜ふんうんトシテ措ク処ヲ知ラズ。県令陸奥宗光、関係セザルヲ主トセリ。京院(東京の議院)之ヲ聞クモ、敢テ、理スル者ナシ。副島独り担当シテ、朝ニ告シ、即チ權令(副知)大江卓ニ飭(命令)シテ、我國權ニ抛リ、原被(原告被告)ヲ推明シ、断ジテ、悉ク之ヲ救ヒ、県庁ニ収留シテ、衣食ヲ量給シ、其裁断案ヲ洋文ニ翻譯シテ、各国へ頒布セリ。

八月鄭(本文の筆者)ニ飭シ、上海兵備道沈秉成ニ告シメテ曰、我國人民ヲ保護スルノ權ヲ以テ、貴國ノ遣民ヲ救護セリ。貴國、能ク自ラ愛マザランカ。両江ノ総督何憬之ヲ聞テ感發シ、即チ、松江ノ同知府陳福勳ニ命ジ、東ニ渡テ、之ヲ謝領セシム。鄭、之ト偕ニ米國郵船ニ附シテ、横浜ニ至リ、電信ヲ以テ本省ニ報ズ。

副島、即チ、柳原等ニ令シテ、陳ヲ横浜ニ接シ、海路同載シテ京ニ入レ、延遼館ニ舎テ、款待シ、日ニ馬車ヲ驅セ、都下ノ勝麗ヲ遊觀セシム。凡ソ、官衙市廛(店)ヨリ、人文衣食ニ至ル、概ネ、外国ヲ模シタルヲ見テ、陳、乍チ驚キ、乍チ羨テ曰、我國政府ハ、夢想ニモ未ダ到リ及バザルナリト。

九月、琉球ノ使臣、入京シテ、方物ヲ貢ギ、朝觀ヲ請フ。

皇上、因テ、尚泰ヲ策封シテ、琉球藩王ト為シ、叙シテ、華族ニ列シ、命ジテ曰ク、
 咨爾尚泰、其レ、藩屏ノ任ヲ重ンジテ、永ク、皇室ニ輔タレト。尤モ賚賜ヲ厚クシテ、
 之ヲ遣ス。尚泰、上表謝恩シ、以テ冊命ヲ奉ゼリ。事皆陳福勳ヲシテ聞見セシム。

副島延遠館ニ宴シテ、陳ヲ餞シ、贈ルニ、金漆和錦ヲ以テシ、大ニ、我國開化ノ進歩
 ヲ誇リ、彼ガ中国ノ大ナルヲ以テ、今猶ホ、外人ノ侮慢ヲ喫シ、其民ヲ豕販(豚のようになん)
 セラル、ヲ諷シ、慨嘆シテ、已マズ。陳曰ク、貴国皇上、時々竜車ニ駕シテ、親ラ羽林(亮る)
(近衛)ヲ閱ス。福勳以為ク、兵強ケレバ民安シ、民安ケレバ国饒カナリ。貴国ノ雄模、蓋
 シ之ヲ取ルナラン。我国、廟堂ノ輔臣、誠ニ寡君(君)ヲシテ亦能ク之ヲ行ハシメバ、何
 ズ外侮ヲ憂ヘン哉、福勳、幸ニ闕下(天子の御前)ヲ窺ヒ、貴国開化ノ大体ヲ觀ルコトヲ得タ
 リ。帰ラバ、具サニ、大憲ニ而述シテ、必ズ、憤啓スル処アラシメントス。

副島、大江ニ令シテ、難民ヲ陳ニ交付シ、裁断案ヲ与ヘテ、帰国セシム。難民涙ヲ洒
 ギ跪拜シテ去ル。

冬十月、各国政府此事ヲ聞テ、大ニ喜ビ、書ヲ其公使ニ致シテ曰、凶ラザリキ、日本
 ノ、義ヲ見テ、敢為スルノ斯ニ至ラントハ。此裁断ノ如キハ、当サニ全球ニ公法タルベ

シト。各公使、先ヲ争ヒ、之ヲ副島ニ報ジテ、其德義ヲ称揚ス、両江ノ総督ハ、陳ノ復命ヲ得テ、之ヲ朝廷ニ聞シ、旨ヲ奉ジ、礼物ヲ致送シテ、其隆誼ヲ謝ス。横浜居留ノ清国商民、各自、詩ヲ賦シ、日本ノ仁慈ヲ謳歌シテ、紅縞ノ大幅ニ全書シ、恭シク、副島大江ノ宏施ヲ頌セリ。(副島蒼海先生講話・精神教育)附録二「副島大使適清概略」一七〇—八ページ)

六年(明治六年)二月、太政官海軍省ニ令シテ曰、

外務卿副島種臣為ニ特命全權大使「清国へ被ニ差遣ニ候ニ付軍艦二艘可ニ差出ニ候事。

即日、竜驤・筑波兩艦ヲ点発シテ、海軍少将伊東祐磨ヲ提督ト為シ、海軍中佐福島敬典、伊藤雋吉等之ガ甲長タリ。

三月九日、大使参朝シテ、訓ヲ請ヒ、行ヲ告グ。

上諭ニ曰、

朕聞ク、台湾島ノ生蕃、数次、我人民ヲ屠殺スト。棄テ問ハズンバ、後患何ゾ極ラン。今、爾種臣ニ委スルニ、全権ヲ以テス。爾種臣、其レ往テ之ヲ伸理シ、以テ、朕ガ民ヲ保ンズルノ意ニ副ヘヨ、欽メ哉。

是日、大使、顧問李仙得、隨員少丞平井希昌、鄭永寧ヲ率テ、親ク、天機ヲ伺ヒ、神廟ヲ拜シ、式部寮ニ於テ、酒饌ヲ賜リ、又一行ノ勅奏任官へ、御照影、及ビ、幣絹卷錦ヲ頒賜スル、各差アリ。

十二日、大使、李、平井、鄭ヲ隨ヘ、横浜ニ至テ、竜驤艦ニ乘リ、南海ヲ望テ進發ス。此日、霽、雪如銀。祝砲、此中ニ互答シ、滿艦ノ士卒、濟々凜々。大使、髯ヲ撫シテ大ニ楽ム。茲ニ、兩艦士官ヨリ水夫ニ至ル、合計六百余人也。抑モ、我國、大使ヲ派ス、亦、今ヲ以テ始トス。況ンヤ、大使、伐蕃ノ旨ヲ奉ジ、將サニ、台湾ニ事アラントスル、各国衆人ノ聞ク処ニシテ、今、兵艦ヲ發ス。内外目ヲ拭フ。是ヲ以テ、提督艦長等ノ、此役ニ於ルヤ、万緒ノ注意、夙夜黽勉、紀律津々、合艦赴々トシテ、奮勵踊躍ノ色、面目ニ溢ル。大使之ヲ見テ、喜ビテ曰、六百之心、是六軍也。十八日、竜驤艦、大隅佐田岬ノ南ニ航ス。連日猛浪、大艦士、海病ニ臥ス者多シ。提督艦長、尚ホ海兵ヲ閱シ、砲銃隊ノ運動或ハ火災消防ヲ操演シ、時ニ、樂隊ニ命ジテ、鼓吹以テ其神ヲ悦バシム。此処、台湾海ノ黒潮流衝スルヲ以テ、稍々晏ンジ、大使、將台上ニ立チ、詩ヲ賦シテ曰、

風声鼓涛声奔、火輪(軍)一幫(一對?)艦旗翻。

聖言切至在_ニ臣耳_一。保_ニ護_シ海南_ニ新建_レ藩_一。

(2) 漢詩抄

① 癸丑歲（注・嘉永六年、ベリ艦隊来航の年）在京師_ニ作_一 三首

玉帛朝貢絶_一

山陵草木古_一

天子方憂思_一

人臣焉安処_一

内姦未_ニ剪除_一

外寇矧_ハ逼迫_一

夢我謁_ニ帝傍_一

泣奏太平策_一

武人為_ニ大君_一

由来_ニ泪名器_一

夢我謁_ニ帝傍_一

命_レ吾追討_一使_一

〔新田興著「教育勅語と聖帝の左右」二八〇—二八一頁〕

② 客中示人 二首

昔日欽差(天皇派遣)頭等(全權大使)臣。今日單旅歷遊身。

一生快樂誰能較。
名水佳山到处新。

奉ズ使ツ燕京(北)彼一時。
兩朝文物ことごとク尽威儀。

葛巾(葛布の頭巾)今日何瀟灑。
任意秋風自在吹。

③ 辭職有作

學涉わたリ古今ム才未ダ真ナラ。
粗豪なシ為レ性德無シ隣。

只有たダ聖恩トヒ与レ天大ナル。
為メ容獨立不羈民。

④ 南 洲

國家多難憶おもフ南洲ヲ。
北塞風雪終古愁うれフ。

李郭嘗明カニヌ 一王義。

陳蕃定カニヌ 為ニ本朝一謀。

遺ウレ憂ヘ 天上ニ悲ム君志一。

置カ重キ 人間ニ慕フ若儔一。

拙セツ子シ如シ今コノ真マコト 碌ロク碌ロク。

徒イタ為ニ不シ死シ一ツ但タ搔ガ頭カ。

南洲未死三日。遺ウレ岡部某ニ言ヒ予ニ曰ク 勿レ死ス。此事距レ今ニ二十ニ年一。

⑤ 乙巳元日 (明治三十八年元日)

天皇覽ヲ賀ヲ御ス楓宸ふうしん (天子の宮殿) 一。

万キ戶カ旗カ竿カ昇カ旭カ新カ。

此日敵人納レ降レ至ル。

由ヨ來リ元メ旦ニ是レ嘉カ辰シ。

(3) 漢文抄

① 皇帝陛下巡狩中所獲詩序

皇帝陛下巡狩中所獲詩若干首。命ジ正四位副島種臣ニ作ラ之ノ序ヲ。種臣ハ恭ニ惟ニ。巡狩者天子之職也。古者天子莫ク弗ク巡狩セ者ト矣。先王之制斯美。瓊ニ瓊ニ杵ニ尊ニ往ニ于ニ脊邦ニ (註①) 以

來。勿^レ論^ニ軍旅之勞^一。即平生之舉行。躬親^レ為^レ之。弗^レ敢^ニ委^ニ于人臣^一也。而巡狩之事。訪^ニ問^一于下情^一者。歷歷皆是。徵^ニ之于故事^一有^レ條弗^レ紊^一。美哉休矣。

淡海藤公四子。各々執^ニ女謁^一。自^レ時爾來。若^レ弗^レ復^レ欲^ニ天子之聰明^一者矣。生三長深

宮。而不^レ知^ニ復^ニ天下為^ニ何物^一矣。廢立之權。久^レ歸^ニ於相門^一也。大同^一之叡明。寬平^一

之慈悲。默默^ニ叉手^一。何有^ニ於巡狩^一也矣。可^レ悲哉。天下風俗。彝倫^一弘^レ地矣。礼

教之不^レ講。文運何由^レ而起^一也。詩風亦然。罔^レ一^レ足^レ可^ニ興^ニ起^一者。論^ニ于男女^一。

則^レ幾^ニ乎淫褻冒瀆無^ニ人倫^一者。言^ニ于君父^一。則^レ幾^ニ乎佞諛稱讚^一者。贈^ニ答^一于朋

友。則^レ幾^ニ乎修飾無^レ誠者。咏^ニ于花鳥風月^一。則古今累代。万篇一轍。幾^ニ于剽竊無^レ

紀者。上失^ニ其道^一。下能義者。未^レ之有^一也。

明治之興。大將^レ有^レ稽^ニ于古道^一。而巡狩之舉亦多矣。蓋^レ將^レ有^レ問^ニ于民疾苦^一也。

有^レ觀^ニ于風^一。正邪^一也。有^レ正^ニ于礼雅俗^一也。有^レ卜^ニ于政治治蹟^一休否^一也。采^レ詩^一而觀^レ之。

聖意之感覺者。果^レ幾許矣。

詩有^ニ三六義^一。賦比興風雅頌也。賦者直摠^ニ于懷^一也。比者比^ニ懷^一于他^一也。興者興^ニ起^一

于物^一也。風者風教風動風化也。雅者立^ニ于朝^一而正言也。頌者頌^ニ祝^一于天地祖先^一也。

六者兼備而後可^レ言^ニ于詩^一也^ハ。

夫詩有^ニ韻脚^一。一分為^ニ五韻^一。阿韻伊韻宇韻越韻於韻也。中古以來。韻脚皆亡。何有^ニ於體裁^一也。允^ニ矣。詩与^ニ政治^一相昇降也。夫今之時。而可^レ徵^ニ于政治^一得失者。則^ニ茲集^一矣。不^レ可^レ不^レ悟也。(以下略)

(同前書、二二五—二二〇ページ)

註①齊邦(日本書紀に齊穴の空國とあり、不毛の地の意)②女謁(婦人にこび頼んで君主に近づく)③大同(平城・嵯峨天皇時代の年号)④寛平(宇多・醍醐天皇時代の年号)⑤叉手(両手の指と指とを組合わせる)

② 皇帝陛下巡狩中所^レ得^ル詩序

(前略)神武皇帝[、]来^ル目歌。活日神酒歌。崇神皇帝答歌。神功皇后奉^ニ皇太子^一歌。武

内大臣代^ニ皇太子^一歌。正矣。大矣。広矣。博矣。經國之義。庶民之典也。百世之法也。弗^レ可^レ不^レ知也。夫詩言^ニ于性情^一也。性情正大。而詩亦正大也。性情幽遠。而詩亦幽遠也。山上憶良得^ニ焉。雖^ニ態則異^一。雖^ニ調則殊^一。遙位^ニ乎李白杜甫之右^一也。休矣。篇篇足^レ為^レ教者也。若^レ此而不^レ得^レ志。時勢也夫。自^レ時以後。士不^レ能^ニ自振^一也。詩之体格亦下也。至^ニ於失^ニ韻脚^一也。学^ニ於漢詩^一者。流^ニ于排儷^一也。作^ニ於國詩^一者。花鳥

風月。万篇一轍。抑々亦亡三韻脚一者言辭也。非三歌詩一也。今。陛下所採詩。果休明也。天下拭目而觀乎。且以卜今之時也。復古之与不也。臣遂將下溯三乎声調之源。而且縱言之上矣。(中略)

堯舜聖日以遠焉。瓊瓊杵尊邈矣。文武周公之道。載在三於典冊。引用旁午(繁雜)

陛下恐厭觀之。然臣一日忝王者師。則亦自有二日責。奈何臣積憂久

成二痼疾。一纏纏綿綿。或恐資志而死也。烏虜。前年臣奉職日。莫日弗祈。陛下

之休明。而望乙于社稷之艾安(平安)矣。莫弗下陟三乎生民之鞏固。而備中于外暴之逼侵上

謂。國以民為本。民弗安。弗足以成國矣。禍臻罔日矣。常策三寬大。与民

弗爭也。与民爭。而能安者未レ有之也。近來之事。孰為二陛下計者。欲延

陛下于桀紂之地位一也。而甚三於焉。夫今之時。而欲置二陛下于堯舜之格位一也。復甚

焉。(中略)

陛下幼年。當レ國。而中興事業。実肇二先帝在世之時一也。尊王攘夷。經國之微言。左

丘之遺。蓋先帝志在春秋。而行在三孝經也。闡二揚干。神武東征之義。成二續于神功外征之思也。是以天下靡然也。志在於先帝者。是皆陛下之忠臣也。思忘于先帝者。弗忠之証也。蓋先帝者文王矣。而大抵後于文王而興者。今之称開國元勳二者也。則論于中興者。弗可不下以先帝為中表的上。先帝之志孝也。死證二孝明一当矣。而臣種臣奉レ詔撰レ之也。漢家之天子。明觀二於万里之外者。為二予孝明皇帝一發レ之也。休矣。今廢二忠与孝而為レ政。匪レ正也。苟罔二于忠与孝雖レ置二于百議事院。非二人而為レ之。虫之世界也哉。(中略)

臣言涉二多端二者。無レ他也。臣去之後。思二于道之混一也。固弗レ顧二人之嗤一也。烏虜。天知地知我知。而聊効二於陛下。一也。見做二乎臣遺言二而可也。臣家所レ藏者。除二于劍及書之外。罔二他長物一也。臣去之後。弗レ復顧二於家一也。(中略)臣無二余資。借金且二幾千金一矣。臣弗レ復憂二也。有レ牛數十頭。蕪田想四千步。臣去後。父善料二理之一也。無二復恩二于他人一也。陛下莫レ愁焉。采薇采薇。薇亦行止。弗レ復顧二于行遯一者。弗レ二獨夷齊(伯夷)道之自重一。薇之甘也。謹以レ狀具奏。臣種臣序。

(因に言ふ、此の文の執奏せらるゝや、皇帝陛下には畏くも左の宸翰を賜はれり。)——明治十三年

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レズ。故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ徳義ヲ磨クコトアラントス。然ルニ卿ガ道ヲ講ズル、日猶浅クシテ朕未ダ其教ヲ学ブコト能ハズ。比日来卿病褥ニ在テ久ク進講ヲ欠ク。仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス。朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘズ。卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ。朕道ヲ聞キ学ヲ勉ム、豈一二年ニ止マランヤ。将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス。卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムコト勿ルベシ。職ヲ辞シ山ニ入ルガ如キハ朕肯テ許サザル所ナリ。更ニ望ム。時々講説、朕ヲ贊ケテ晩成ヲ遂ゲシメヨ。

(嗚呼聖徳何ぞ博厚溥^敷なるや。副島侍講は大宮恒給子より贈られし光格天皇御装束の御帯を以て表装し、曾て皇后陛下昭憲皇太后より賜はれる御真筆の御歌を配して一對となし、浄斎に奉じ、一門家眷と共に朝夕余香を拝し絶えて世に示されざりしが、明治四十五年大帝崩御に際し、宮内大臣渡辺千秋、大隈重信、土方久元伯其他重臣大官一致の議を以て世に発表せられしなり。畏しとも畏し矣。)

(前掲書、一三四一頁)

(4) 和歌抄

盆松

此松も。松にはありて。まさかりし。いらぬ山にて。なたかまも。いらぬ谷にて。しがはゝが。身から生れて。しが父が。足のもとにて。はらからと。並びふとりて。いとこ等も。さはにしありて。友どちも。おほくしありて。雲をしのぐ。木にこそならめ。日をさゝふ。えだこそさゝめ。我先と。そだちてこそあれ。しかあるを。しらせもなくて。やにはにも。これはといひて。取つかみ。根こじにせらゑ。はちといふ。物にいれらゑ。あたまから。おしつけらゑて。片手は。上にあげしめ。片手は。下にさげしめ。片足は。そらに向しめ。片足は。ひざにつらしめ。しりははね。腰はかがませ。折々に。水こそそゝげ。時々。こやしこそせれ。いつまでも。かくしらばゑて。縄の手を。はなれ得ずして。此松あはれ。

花

あの翁。いづくの翁。先頃は。梅を見てしか。いま又。梅を見るか。天地の心をしるか。物皆の。あわれみを見るか。花につけ。代をもぬぐるか。代をはなれ。花にやすむか。蝶にやつれ。ならば眠るか。蝶につれ。共に遊ぶか。(くれとはも。語らぬ翁。なにとしも。ものいはぬ翁。おほやけの。御触しあれば。いかさまに。口をつぐむか。) あやしき翁。

(注) 括弧内は蒼海自身で抹消した箇所。

敬仁親王薨去時(明治十一年)

親とある心は誰も同じけれ我大君は皇子亡みこなしにして

高光る日嗣ひつぎの皇子みことありながら何を思ひて幽かくりますらむ

祭南洲

汝がためにはしる涙は民のため君の御ためを思ふすゑから
子供すら夜鳴かずありけり大君の醜の御楯と汝がなりし時
大君の右の腕ともたのまれし事もにくげのたねとしなるを

つみあるかはたつみなきか罪あるもなが功はつぶさるべしや

(この間一首欠)

一杯の水もてまつる此こころ汝は酌取て淡しとや見る

(無題)

道を今に行ひ得てぞ万代の後の教となさるゝものを

教をば今にしきてぞ万代の後の道ともふまるゝものを

教るが学ぶのなかば学びては又教るが道のふゆはや

我もまた教聞ずは中々に人たる道に踏迷ふべし

道は神神は道ともしりぬべし教は道のしるべなりけり

(蒼海自筆草稿・仮称「蒼海歌稿」写しから)

四、岩倉具視（一八二五—一八八三）



岩倉具視

明治維新の功臣。勤皇の公家の家柄に生れ、幕末朝廷にあって活躍、公武合体をはかり和宮降嫁を唱導したが、後、洛北村岩倉に蟄居を命ぜられた。慶応三年復帰して王政復古・維新運動の中心人物の一人となり、三条実美と並称された。玉松操の建言を容れて、明治維新をおとて神武創業の古にかえる王政復古としたこと、いわゆる征韓論をお

四、岩倉具視
さえて明治新政府の政治的方向を、富国強兵・内治充実に定めたことなど、岩倉の政治力によるところが大きかった。国論分裂直後、明治七年一月、刺客に襲われ傷を受けたが、大事にいたらなかつた。明治十六年七月、病篤く、天皇、皇后の御親問を恭くす。二十日薨す。五十七才。「岩倉公実記」（皇后宮職御蔵版・明治三十九年九月発行）上中下三巻が、彼の全生涯を語ることに詳細である。まとまった著述はないが、幕末幽居中に物故志士の詩歌集を編して「都気能雄久志」と題する一巻を作ったことがある。遺歌集を「岩倉贈太政大臣家集」という。しかし彼の本領は、政治そのもの

にあったと見られ、幕末の「叢裡鳴虫」(くさむらのなかに鳴く虫)をはじめ時事に対する数々の建白書、上奏文等があつて、彼の面目を語っていると思われる。ここには、その中から、征韓論をめぐる国論の分裂に対処した彼の上奏文を掲げるとどめた。引用に当っては、原文に濁点・句読点をつけ、片仮名を平仮名に改め、適当に送り仮名をつけて読み易いようにした。

——「征韓論」について——

「征韓論」というのは、西郷隆盛が全權大使として朝鮮に使すると主張する論をさすので、正確な言い方ではない。その顛末を簡略に記すと、明治初年以来の日韓関係を打開するために、西郷隆盛を全權使節として派遣する議を閣議で決めたのが、明治六年八月十七日であつた。当時韓国は排日運動が盛んだったから、この遣使に万一のことがあるかも知れない、そうしたら征韓にふみ切るというのが西郷たちの考えであつたらしい。この閣議の出席者は、三条太政大臣、西郷、板垣、大隈、江藤、大木の諸参議であつた。木戸、大久保は、既に欧米諸国調査から帰国していたが、岩倉の帰朝を待たつたのであろうか、会議には出席しなかつた。九月十三日岩倉帰朝、十月十四日前件の再審議が行なわれ、西郷、板垣、後藤、江藤、副島と、岩倉、大久保、大木、大隈の二派に分れて激論が戦かわされた。木戸は病気で欠席したが、岩倉方であつた。太政大臣三条実美は調整に苦慮

し、十八日激疾を發して辞表を捧呈するに至り、岩倉が太政大臣の事を撰行するとなして、二十三日上奏文を奉呈して御宸断を仰いだ。二十四日、聖断は岩倉の上奏を容れ、西郷遣使は取りやめとなった。即日、西郷、板垣、後藤、江藤、副島の諸参議は辞表を出し、新たに参議として伊藤、寺島、勝が加わった。これで明治新政府は分裂したのである。後の、岩倉遭難、江藤新平の佐賀の乱、熊本的神風連の蜂起、前原一誠の萩の乱、最後に西南の役に至る内乱は、この分裂の結果であつた。そして岩倉、大久保体制の一本の柱であつた大久保が、明治十一年に暗殺されたのも、同じ分裂の悲劇的結末であつたと言えよう。当時の真相については、何よりも当事者の考えをたどることが第一である。幸いに、彼等の意見書が残っているばかりでなく、当時知られなかつた往復文書も發表されて、彼らの真剣な議論にふれることができる。本章所載の岩倉の上奏文は、その一例である。(夜久)

「意見書」の全文

(二十三日—明治六年十月—具視参朝し具に実美隆盛の論旨を奏陳して意見書を上つる、其の文に曰く、
 具具視謹みて天皇陛下に白す。抑、各国締交の始め、幕政衰弛の時に際し、条約対等

の例を得ず、国権を奪はれ国威を失するを以て、人心乖戻し国政整はず。或は金甌一欠
あらんことを恐る。時を以て海内一致、同心協力、国権を復し国基を固くし保安の道を
尽さんとす。此れ先帝の遺旨にして陛下も亦神明に誓ひ期し給ふ所の聖旨なり。故に、
大政維新の初より、忠藩義国の士及草莽の輩に至る迄、国事に死するもの其の数幾千
なるを知らず。竟に今日の鴻業を致すを得たり。夫れ身命を抛ち国事に殉ずるもの皆聖旨
を奉戴する誠意に出でざるなし。而して干戈既に戢り名分既に正しく条理弥明らか
に各藩封土人民を奉還し、全国始て一致の治体に帰し、尋で廢藩置県に至り、大権是れ立ち、
大綱是れ挙り、郡県の治全く成る。是に於て乎、国権を復し万国並立の基礎を建てんとす
るの聖旨に従事せざるべからず。乃ち辛未(明治四年)の冬、臣陛下の目的期望する旨趣を以
て特命を奉じ欧米各国に使し、各国帝王及び政府の考案を諮詢し、臣が目撃観察する所と
を参酌し、条約改正等の議に及ぼんとす。抑此の挙たるや、国権の復すると復せざると、
聖旨の達すると達せざるとに關係し、至重至難なるは固り言を俟たず。然るに臣其の実施
に就き其の形勢を察するに、其の改正を議するの難き、更に意料の外に出で功を一朝夕
に奏すべきに非ず。実効實力を著すに至らずんば、竟に国権を復する亦難し。国権を復

せずんば聖旨に報ずる能はず。此れ実に臣が焦心苦慮眠食を安んぜざる所なり。夫れ実効実力を著す、勉めて政理を整へ民力をして厚きに至らしむるに在るのみ。而して其の之を為す、亦容易の事に非ず。故に臣帰朝復命の始、伏て望む、陛下能く聖慮を此に留め、成功を永遠に期し、驟進達成を求むるなく、大いに之が目的を定め、不動不撓、政治是れ理し、民力はれ厚からしめ、以て其の実効を立て、以て其の實力を用ゐ、以て國權を復せんことを。然るに今奉使の復命未だ其の委曲を尽すに暇あらずして内閣遣朝鮮使の議あるに会す。臣窃に之を考ふるに、維新以来纔に四五年のみ。國基堅とするに非ざるなり。政理整ふとするに非ざるなり。治具備ふるに似たりと雖、警虞難測、今の時に方りて未だ軽く外事を図るべからざるなり。雖、然、朝鮮國我と隣交を修する茲に數百年、彼れ非礼を我に加ふれば我安んぞ受けて止むべけんや。且つ遣使の議已に略ぼ定まる。臣亦之を然りとす。然れども之を發遣するに至りては之が緩急順序を審にせずんばあるべからず。何んとなれば、彼れ冥頑固結、若し礼を我れの朝使に加へざれば我乃ち之に應ずるの処置なかるべからず。我之に應ずるの処置なくんば是我が國權を損ずるなり。而して彼已に端緒を顯す。故に使を發するの日乃ち戰を決するの日なり。是即ち軍

国の大事宜く熟く慮り深く謀らずんばあるべからず。且つ今、万国從衡(合從連衡)の勢を察するに、東に形して而して其の情西にあるもの有り、或は其の端を示さずして而して遠図をなすもの有り。故に表面を以て其の真情を測るに足らず。今や樺太の事頻(しきり)に起る。是れ乃ち目前の急亦甚だ注意せずんばある可らず。凡是等の事、先づ其の情を審(つまじら)にして而して朝鮮連与の意を絶たしめ、万全を保つをなして而して之が目的を定め之が方略廟算(びやうさん)を明らかにし、其の他の船艦(せんかん)の設け、兵食の具、錢貨の備へ及び内政百般の調理等に至る迄、預め其の順序目的を定め、而る後に朝使を發遣するも未だ晚とせざるなり。若し之が備をなさず今頓(とん)に一使節を發し、万一の事ありて後事継(つ)がず、而して更に他の患害にかゝるあらば悔(くゆ)と雖も追ふべからざるなり。故に之が備をなさず今頓(とん)に使節を發するは臣其不可を信ず。而して万已(や)むを得ざるの議あるも戦に従事するが如きに至りては、基を堅くし備をなすに非ざれば、臣実に其の不可を知る。其の議の顛末は之を口陳上奏す。伏して冀(ねが)くは、陛下事の本末、勢の緩急を深察し聖断あらんことを。臣具視激切屏營(へいゑい)（不安）の至に勝へず、昧死(まいし)（死を覚悟して）上言。誠惶頓首。

五、西郷隆盛 (一八二七—一八七七)



西郷隆盛

西郷隆盛は、薩摩藩の下士の家に生まれ、藩主島津斉彬に見出された。維新の時には、薩藩を率いて勤王討幕の事に当り、常にその中心人物として活躍した。明治政府にあっては、その志す所に合わず、征韓論に敗れ故郷に帰った。明治十年、西南の役が起ると、蹶起した子弟のために行動を共にし、鹿児島島の城山で自刃した。

隆盛の死後その家族は、隆盛の志を守って深く謹慎していたが、明治十六年の冬、明治天皇は、隆盛の忠誠と偉勲を追想せさせ給い、その心情を憐れませられて、侍講元田永孚をしてその遺族の近情を問わしめたまい、嗣子寅太郎を上京せしめたところ、直ちにドイツ留学の恩命を拜するに至った。また明治二十二年、正三位を追贈され、三十五年には寅太郎に侯爵を授与せられた。

西郷隆盛と江戸城明け渡しの大業を議した勝海舟は、
亡友南洲氏。風雲定ニ大是。弘一衣故山去。胸襟淡。如レ水。悠然事ニ躬耕。嗚呼一高士。

只道自居正。豈意紊國紀。不図遭二世變。甘受賊名。誓笑
擲此殘骸。以付數弟子。毀譽皆皮相。誰能察微旨。——」
と南洲の真意を詠じた。

また内村鑑三は、その著「代表的日本人」の中で、「維新は西郷なくしてはあり得なかつた」、「彼は全運動の合図を与へ得る始動力であり」、「方向指示者であつた」と言い、さらに、征韓論が抑圧されてしまつたあとは、政府に、積極的な政策がなくなり、文明開化は急速度で進展したが、内容的には、甚しい懦弱、また毅然たる行動に対しては恐怖感、明白なる正義を避けての平和の愛好など、真個の武士として慨嘆に堪えない多くのものを随伴せしめた、という様に述べている。いづれにしても、明治のはじめに西郷を失つたことは、幕末に吉田松陰ほか多数の有能な国土を失つた事とともに、明治の日本にとって、大きな損失であつたといわれる所以である。

西郷隆盛は、若くして(王)陽明学を学び、後、藤田東湖に師事し、「天下に真に恐るべきは東湖先生あるのみ」と言つたという。「敬天愛人」を常々心の拠り所とし、「身を修するに克己を以て終止せよ」と自ら言っている如く、つねに事に当るに、誠心誠意を以てし、策略や権謀を排し、人を煩わすことを嫌い、きわめて無欲恬淡であつた。

西郷の有名な詩、

幾^{いくたどろ} 歴^{レキ}ニ辛酸^{シンサン}ニ志^シ 始^シ堅^{ケン}。

丈夫^{チウフ}玉碎^{タマクヰ}愧^{クヰ}ニ甄全^{ゼンケン}。

我家^{ウチノカ} 遺法人^{ウヰフジン}知^チ 否^ヤ。

不^フ為^メニ兒孫^{ニシ}ニ買^ハ 美田^{ミデン}。

というのがあるが、これこそ彼の信条であつたであらう。また、月照と一緒に海に入水して死を遂げようとした如き、また西南の役のように、自己の生命をも子弟たちに与えて惜しまない、という如き、今にその人物を慕う者が非常に多いのも、故なしとしない。

ここに引用する「西郷南洲遺訓」は、明治三年、莊内藩の酒井忠篤、忠実を初め、藩士数十人が薩藩に寓居していた折、南洲翁に屢々教を受けたが、帰つて後、その聞くところを纂めて一書として、同志に頒つたのが、世に伝えられた始めだという。その後、詩や手紙、逸話、佐藤一斎「言志録」抄等を併せて、六篇として世に出したものがこの書で、副島蒼海がこの書に題して

雖^{モトモト}ニ区々^{クツクツ} 小冊子^{コソウシ}乎^ト。当^トニ今^{イマ}之時^{ノトキ}。觀^ミニ乎^カ 故^{コト}大将^{トウサウ}威容^{イキヨウ}之^ノ儼^{ケン} 与^トニ声音^{シヤウイン}之^ノ洪^{コウ}者^ヲ。独^リ 頼^リニ 此^ノ篇^ノ之^ノ

存^{スル}一^ニ

と言つてゐる通り、南洲翁の人物、思想を知るには、最も好適なものと思う。引用は、昭和十三年「東運公司」発行の「大西郷遺訓」により、漢詩と和歌は、昭和十六年平凡社の「大西郷書翰大成」第五卷所載のものによつた。(葛西)

(1) 「西郷南洲遺訓」から

○ 廟堂びやうどうに立ちて大政を為すは天道てんどうを行ふものなれば、些ちとも私を挟はさみては済すまぬもの也。いかにも心を公平に操とり正道を踏ふみ、広く賢人を選挙し、能く其職たに任たふる人を挙げて政柄へいを執とらしむるは、即ち天意也。夫それ故真に賢人と認みとむ以上は、直ただちに我が職を讓ある程ならでは叶かなはぬものぞ。(後略)

○ 万民の上に位くらする者、己れを慎つつしみ、品行を正ただしくし、驕奢きやうしやを戒いましめ、節儉せつけんを勉つとめ、職事に勤勞して人民の標準くわんじゆんとなり、下民かみん其の勤勞を氣の毒に思ふ様ならでは、政令は行はれ難し。然るに草創そうそうの始はじめに立ちながら、家屋を飾り、衣服を文かざり、美妾びしやうを抱かかへ、蓄財ちやくざいを謀はかりなば、維新の功業は遂とげられ間敷也。今と成りては、戊辰ぼしんの義戦も偏ひとへに私わたくしを営たくしみたる姿に成りゆき、天下に対し戦死者に対して面目めんぼく無なきぞとて、頻しきりりに涙なみだを催もよおされける。

人材を採用するに、君子小人の弁、酷に過ぐる時は却て害を引起すもの也。其故は、開闢以来世上一般十に七八は小人なれば、能く小人の情を察し、其の長所を取り之を小職に用ひ、其材芸を尽さしむる也。東湖先生申されしは「小人程才芸有りて用便なれば、用ひざればならぬもの也。去りとして長官に据ゑ重職を授くれば必ず邦家を覆すもの故、決して上には立てられぬものぞ」と也。

○ 文明とは道の普く行はるゝを賛称せる言にして、宮室の壮蔽、衣服の美麗、外觀の浮華を言ふには非ず。世人の唱ふる所、何が文明やら、何が野蛮やら些とも分らぬぞ。予嘗て或人と議論せしこと有り、西洋は野蛮ちやと云ひしかば、否な文明ぞと争ふ。否な野蛮ちやと畳みかけしに、何とて夫れ程に申すにやと推せしゆゑ、実に文明ならば、未開の国に対しなば、慈愛を本とし、懇々説論して開明に導く可きに、左は無くして未開矇昧の国に対する程むごく残忍の事を致し己れを利するは野蛮ちやと申せしかば、其の人口を苔めて言無かりきとて笑はれける。

西洋の刑法は専ら懲戒を主として苛酷を戒め、人を善良に導くに注意深し。故に囚獄中の罪人をも、如何にも緩るやかにして、鑒誠となる可き書籍を与へ、事に依りては親族朋友の面会をも許すと聞けり。尤も聖人の刑を設けられしも、忠孝仁愛の心より鰥寡孤独を憐み、人の罪に陥るを恤ひ給ひしは深けれ共、実地手の届きたる今の西洋の如く有しにや、書籍の上には見え渡らず、実に文明ぢやと感ずる也。

○ 正道を踏み、国を以て斃るゝの精神無くば、外国交際は全かる可からず。彼の強大に畏縮し、円滑を主として、曲げて彼の意に順従する時は、輕侮を招き、好親却て破れ、終に彼の制を受るに至らん。

○ 談国事に及びし時、慨然として申されけるは、国の凌辱せらるゝに当りては、縦令国を以て斃るゝ共、正道を踏み、義を尽すは政府の本務也。然るに平日金穀理財の事を議するを聞けば、如何なる英雄豪傑かと見ゆれ共、血の出る事に臨めば、頭を一処に集め、唯目前の苟安を謀るのみ、戦の一字を恐れ、政府の本務を墜しなば、商法支配所と申す

ものにて更に政府には非ざる也。

○ 道は天地自然のものなるゆゑ、講学の道に敬天愛人を目的とし、身を修するに克己を以て終止せよ。己れに克つの極功は、「毋^レ意毋^レ必毋^レ固毋^レ我」と云へり。総じて人は己れに克つを以て成り、自ら愛するを以て敗るゝぞ。(後略)

○ 人を相手にせず、天を相手にせよ。天を相手にして、己れを尽して人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬべし。

○ 過を改むるに、自ら過つたときへ思ひ付かば、夫れにて善し、其事をば棄て顧みず、直に一步踏出す可し。過を悔しく思ひ、取締はんと心配するは、譬へば茶碗を割り、其破片を集め合せ見るも同にて、詮もなきこと也。

○ 命もいらす、名もいらす、官位も金もいらぬ人は、仕末に困るもの也。此の仕末に困

る人ならでは、艱難を共にして国家の大業は成し得られぬなり。去れ共、斯様の人は、凡俗の眼には見得られぬぞと申さるゝに付、孟子に、「天下ノ広居ニ居リ、天下ノ正位ニ立チ、天下ノ大道ヲ行フ、志ヲ得レバ民ト之ニ由リ、志ヲ得ザレバ独リ其道ヲ行フ、富貴モ淫スルコト能ハズ、貧賤モ移スコト能ハズ、威武モ屈スルコト能ハズ」と云ひしは、今仰せられし如きの人物にやと問ひしかば、いかにも其の通り、道に立ちたる人ならでは彼の氣象は出ぬ也。

○

事に当り思慮の乏しきを憂ふること勿れ。凡思慮は平生黙坐静思の際に於てすべし。有事の時に至り、十に八九は履行せらるゝものなり。事に当り率爾に思慮することは、譬へば臥床夢寐の中、奇策妙案を得るが如きも、明朝起床の時に至れば、無用の妄想に類すること多し。

(2) 漢 詩

① 偶 成 (詠ニ傑士、秩父太郎ニ) 太郎、文化年間の人。

一貫唯唯諾。
從來鉄石肝。

貧居生ニ傑士ニ。
勲業顯ニ多難ニ。

耐レ雪梅花 麗。
経レ霜 楓葉丹。

如能識ニ天意ニ。
豈敢 自謀 安。

② 示ニ市来子ニ

世俗相反 処。
英雄却好 親。

逢レ難無ニ肯退ニ。
見レ利勿ニ全循ニ。

齊過 沾ニ之ニ己ニ。
同 功 亮ニ是人ニ。

平生 偏 勉力。
終始可レ行レ身。

(注) 齊過Ⅱ一緒に犯したあやまち。同功Ⅱ一緒に立てたてがら。沽Ⅱ買ふと同じ。自分のせいにする。売Ⅱ人がやったことにする。南洲の気持は、この「沽ふ」、「売る」の語によく現われているようである。

③ 逸題

朝蒙^{あしたムリ}ニ恩遇^{オンウ}ニ夕焚坑^{ユフキヤウ}。

人生^{ニヒノシ}浮沈^{ウシツ}似^ニ晦明^{クワイメイ}。

縦^{たし}不^ル回^ル光^{カウ}葵向^{アオイコウ}レ日^{ニヒ}。

若無^{ニシ}開^キ運意^{ウンイ}推^スレ誠^{ニマコト}。

洛陽^{ラクヤウ}知己^{チキ}皆為^{ナリ}レ鬼^{ニキ}。

南嶼^{ナンウ}俘囚^{フウウ}独窃^{ドクセツ}レ生^{ニシ}。

生死^{シシ}何疑^ニ天^{テン}附与^{フヨ}。

願^{カネ}留^ルニ魂魄^{カクハツ}一護^{イツゴ}ニ皇城^{ニヤウキョウ}。

④ 月照和尚忌日賦^{スコレ}焉

相約^{シヤク}投^ス淵^{エン}無^シニ後先^{ニコトノチ}。

豈^{ナニ}凶^{ニク}波上^{ハノカミ}再生^{ニシヨウ}縁^ニ。

回^{めぐ}レ頭^{カウ}十有余年^{ジュウヨウネン}夢^{ニユメ}。

空^{カラ}隔^{カキ}ニ幽明^{ウメイ}一哭^{イツク}ニ墓前^{ニボコ}。

⑤ 辞 闕

独不^リ適^セニ時情^ニ。

豈^ユ聽^カニ^カ 欲^ク笑^ス声^ヲ。

雪^ノ 差^シ論^ヲニ^シ 戦^ヲ略^ヲ。

忘^レレ^テ 義^ヲ唱^ツニ^シ 和^ヲ平^ヲ。

秦^ノ 檜^ヲ多^クニ^シ 遺^ヲ類^ヲ。

武^ノ 公^ノ 難^シニ^シ 再^ニ 生^ス。

正^ニ 邪^ヲ 今^ニ 那^ラ 定^ム。

後^ノ 世^ニ 必^ズ 知^ルレ^テ 清^ク。

(注) 秦檜は宋の大臣で、主戦派の人を殺した。

⑥ 逸 題

白^ク 髮^ヲ 衰^ス 顔^ヲ 非^ズレ^テ 所^ニ 意^ヲ。

壯^ク 心^ヲ 横^ニレ^テ 劍^ヲ 愧^ハレ^テ 無^クレ^テ 勲^ヲ。

百^ニ 千^ニ 窮^ス 鬼^ヲ 吾^ノ 何^ヲ 畏^ル。

脱^ス 出^ス 人^間 虎^ノ 豹^ノ 群^ヲ。

(3) 和 歌

御直書^ヲを拝読^シして(注、万延元年、大島謫居中)

思ひ立君が引手のかぶら矢はひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいてふ弦つるのひゞきにてきへぬる身をもよびさましつゝ

操うし(注、操担裁)のおもきおほやけ事のつかひ(注、英艦来襲の慰問使として鹿児島に赴く)に選

まれて船出し侍るを送るとて(注、沖永良部島謫居中)

君がためふかき海原うなばらゆく船をあらくなふきそしなとべの神

諸人もろびとの誠のみつる船なればゆくもかへるも神やまもらん

(注、元治元年二月、沖永良部島から召還の命を受け、帰途大島竜郷に立寄り、妻子故旧と会し、留別の宴が開かれし折の詠)

明日よりは音も変らむ浪の上はのどかになりぬ春の初風

埋うづむれて世には心のなき梅も春とや知らむ花の香ぞする

六、勝かつ

海かい舟しゅう

(一八三三—一八九九)



勝 海 舟

維新前後の政治家で思想家。名は義邦。文政六年六月、旗本・勝元良の長男として今の東京墨田区亀沢町に生れ、通称は麟太郎。剣道・禅・蘭学を学び、幕府に仕えて安房守に絛せられ安房と改め、後に安芳と称した。海舟は号である。勝海舟は、安政の大獄の翌年、すなわち万延元年（一八六〇）三十八歳の折、咸臨丸かんりんまる（オランダ製）の艦長として、遣米使節正使・新見豊前守正興、副使・村垣淡路守らの乗艦したポーハタン号の護衛を兼ね、遠洋航海訓練も目的として渡米した。なお、この年二月十日に浦賀を出航して三月十八日にサンフランシスコに入港したこの航海は日本人による初の太平洋横断で、軍艦奉行として摂津守木村喜毅が任じその従者として福沢諭吉が乗組んでいた。帰国後、軍艦奉行となる。彼が幕府の海軍練習所で広く諸藩の人材を育成したことは有名である。

慶応四年三月十三、四日には、今の東京港区芝三丁目にあった薩摩屋敷で、官軍参謀・西郷隆盛

と江戸開城談判を行なったが、征討軍に対して旧幕府側を恭順に導き、無血江戸城明け渡しを果たしたことは、史上に長くたたえられるところである。なお、西郷との会談の状況は、明治神宮外苑「聖徳記念絵画館」壁画第十三号に示されている。

維新後、明治六年、参議兼海軍卿となり、後、枢密顧問官となったが、晩年約二十年間は氷川の家の一室に起臥し、旧主家の家政をととのえ、国政を蔭で支えながら、明治三十二年一月二十一日に歿した。伯爵。

なお、江戸開城談判とその後の勝海舟の行動とについて、福沢諭吉は「瘦我慢の説」を書き、これを勝に示して「我日本国民に固有する瘦我慢の大主義を破り以て立国の根本たる士気を弛めたるの罪は通る可らず」と攻撃し、さらに「恰も国家の功臣を以て傲然自から居るが如き、世界立国の常情に訴へて愧るなきを得ず」として勝海舟に其の回答を求めた時、彼は「行蔵は我に存す、毀誉は他人の主張云々」と淡々と述べている。彼に対する評価は、史家により種々であるが、西郷と肝胆相照らして維新の大業に善処した功績は、没することができないものであろう。

彼は晩年、著作に専念し、吹塵録・海軍歴史・陸軍歴史・開国起原など貴重な資料を編集しており、海舟全集（全十巻）に収める。また談話集、氷川清話などもある。

本書への引用は、昭和四年三月改造社から発行された「海舟全集」第九巻により、江戸開城前後

の事情を見ることとした。なお、ふりがな、おくりがな、返点など、読み易くするために加えたことをご了承願いたい。(関)

明治維新前後の「手記」から

① 慶応四年二月十九日の日記から

都下の空評、或は官軍桑名に止まり、或は駿府に進む、或は箱根之險に因る等、紛々として日夜其実否を異にす、ゆへに憤激之士民、空奔雷同、実に鼎沸の如し、(中略)斥候之者等も、敢て其確証を得ず、人々其見る処異なり、箱根に支へむと云者は、令を待たずして、其同志を募り、指令を不用して、私党を結び、彼此に拠つて、志を達せむとす、却て敵之間隙膝下に窺ふの恐れを不顧、誠に危急存亡之時なるかな、我れ君上之御素志を達せむと、昼夜説諭弁解すれども、衆人其心裡を察せず、疑念生三暗鬼、且は薩長二藩の為に遊説するの疑固くして、出れば途中に窺討たむとし、入れば激論し

て殺害せむとす、誠に衆人之所為、如何を知らず、或は憤激して、是を叱し、或は論して、是を退かしむ、今日之愁苦、孰にか告げ、誰にか訴へむ、唯一片之誠心不欺之心あり、たとへ死すとも、また泉下（注、冥途のこと）に愧る処無き而已。憶昔大阪豊臣之滅亡に当て、片桐氏其中間に居して、百出千化、幼主を輔弼す、其苦慮凡庸の及ぶ所にあらず、然るに時之諸臣等其忠諫に従はず、千慮万苦終に水泡と變じ、隨て豊臣氏の社稷を滅す、我輩今日之事に処して、其苦を察知す、顧るに古人に及ばざること万々、如何ぞ我徳川氏之社稷をして、全するを得べけむ哉、若力足らざるを知つて退かざるは、頗る愚に近かしといへども、思ふに、我徳川氏歴代渥恩之名族、近日之大変に遭ふて、其方向を失し、一も大義に苦慮尽力し、死して休む無きは、独り其臣下之辱にあらず、我が君家之大辱、後世是を如何といわむ、たとへ身を八裂し、首を溝壑に擲るゝも、また顧るに暇無きものあり、憤激して君意を上達せんとすまた悲しからず哉、

（慶応四年二月）十九日暁手記

（同書、「海舟日記」其七）

② 西郷隆盛に託送した手紙から

無偏無党、王道堂々矣。今 官軍逼三鄙府一といへ共、君臣謹で恭順之礼を守るものは、我徳川氏之土民といへども、皇国之一民たるを以てのゆへなり。且皇国当今之形勢、昔時に異なり、兄弟牆にせめげども、外其侮を防ぐの時なるを知ればなり。(中略) 雖^レ然、鄙府四方八達、土民数万来往して、不教之民我主之意を解せず、或は此大変に乗じて不軌を計るの徒、鎮撫尽力、余力を残さずといへども、終に其甲斐無く、今日無事といへども、明日之變、誠に難^レ計、小臣殊に鎮撫力殆ど尽き、手を下だすの道無く、空敷^レ飛彈之下に憤死を決する而已、雖^レ然、

後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可^レ發哉、日夜焦慮す。恭順之道、從^レ是破るといへども、如何せん、其統御之道無き事を。唯軍門參謀諸君、能く其情実を詳^レにし、其条理を正されんことをと、且百年之公評(注・百年後の公正な批評)を以て、泉下に期するに在る而已。嗚呼、痛かな、上下道隔る。皇國之存亡を以て心とする者少なく、小臣悲歎して、訴へざるを不^レ得処なり。(中略) 其御処置之如きは、敢て陳述する所にあらず、正ならば 皇國之大幸、一点不正の御挙あらば、 皇國瓦解、乱臣賊子之名目、千載之下消ゆる所なからん歟、小臣推参して、其

情実を哀訴せんとすれ共、士民沸騰鼎かたえの如く、半日も去る能はず、唯愁苦しゆうくして鎮撫を
事とす。果たして其勞するも亦其功なきを知る、然れども、其志達せざるは天也、到いた
于此際、何ぞ疑を存せむ哉、誠恐謹言

(慶応四年)三月六日〔辰二月〕としたのもある)

勝 安房

参謀軍門(注・將軍の意)下

(同書、一二六、一二八、四四四、四四五ページ。「辰二月」付としたものも同文)

③ 慶応四年三月西郷隆盛と会見の際、懐中した手紙から

昨年以來、上下公平一致之旨むねなれども、各其中に小私あり、終に当日之變に及ぶ者は、
皇国人物とほしき乏敷なげに因る。(中略)就中伏見なかつきの一挙、一二の藩士を以て失錯あるは、我最
も耻はる所、堂々たる天下終つひに同抱相喰はむ何ぞ其陋ろうなる哉。我輩忠諫一死を以て報すべき
も、既に其失前日に在り矣、今日何之面目めんぼくありて口を開かむ。然りと雖ども、不日にし
て、一戦数万の生靈を損たげんとす。其戦、名節条理ただしきの正敷ただしきにあらず。各々私憤を抱かし
て、丈夫の為すべき所にあらず。吾人は是を知れども、官軍猛勢、白刃飛弾を以て、漫みだり

脆弱の士民を劫す時は、我もまた一兵を以て是に應ぜずんば、無辜の死益多く、生靈の塗炭益長からん歟。軍門実に皇国に忠する志あらば、宜敷其の条理と情実を詳にし、後一戦を試みよ、我輩もまた能く其正不正を顧み、敢て漫に輕挙すべからず。嗚呼我主家滅亡に当て、一之名節大条理を持し、從容死に就く者無きは、千載の遺憾にして、海外の一笑を引く而已。我輩之を知れども、力支ゆる能わず。共に魚肉(注・輕蔑すること)せらるゝ者は、深怨銘肝日夜焦思し、殆んど憤死せんとす。憐れ其心裏(裡)を詳察あらば、軍門に臨で一言を談ぜむ。幸に熟考せられれば、公私の大幸、死後猶生くるが如くならむ。謹言

辰三月

勝 安房

参謀軍門

(同書、二七三、二八二、四四五ページ)

④ 慶応四年三月十四日の日記から

我西郷に申て云、大政返上之上は、我が江城は、皇国之首府なり。且徳川氏数百万之禄地を保つ所以のものは、幕府之入費に充てむが為めなり。此二は、宜敷大政と共に其御

処置如何を伺ふべきなるべし。況んや外国交際の事興りしより、其談ずる所、独徳川氏の為にあらず、皇国の通信にして、我が利にあらず。印度支那の覆轍、顧ざらむ哉。今日天下の首府に在て、我が家の興廃を憂て一戦し、我が国民を殺さむことは、寡君くわくん（注・諸侯の臣下が、他国の人に自己の主君をいう謙稱）決して為さざる所、唯希ふ所、御所置公平至当を仰がば、上天に恥る所なく、朝威是より興起し、皇国化育の正敷を見て、響応瞬間に全国に及び、海外是を聞て、国信一洗、和信益固からむ。是の意我が寡君独り憂て、臣輩不解の所なりと云々。（以下略）

（同書、二三二ページ）

⑤ 明治三十一年、東京奠都祭委員就任を辞する文の下書

戊辰之變勿々已に過ぐ三十一年、今や奠都祭を挙んと、我を以て委員中に加へんと聞く。我豈是に当らむ。蓋府下無事の今日ある、其初め西郷氏の力なり、後区劃尽力遷都の挙に及びしものは大久保氏の功なり。今尚氏あらば其殊功に可報なり。然して両氏泉下の人と化す。我独存在前人の功に居て委員たるは、其志に非ず。又知者の恥る所嘗て明治廿五年懷旧に不堪、竊に蕪詩を作り感慨の情を述ぶ。広く人に示さずと雖も、

是我が素志、今に及で益々老朽不便の身体を以て、衆人の後に附き空奔せん哉、此情を察し、我を以て委員と成すなかれ。又思ふ其奠たる旧に泥まず。東都三十年、上下其居を安じ、業を樂しむものは、聖恩の厚きに出づ。衆民爰に感銘せば、其举止浮華に流れず、謹で以て祝賀すべし。是我等願也

明治三十一年三月

(同書、三四六ページ)

七、大隈重信（一八三八—一九二二）



大隈重信

天保九年（一八三八）佐賀城下に生まる。幼名八太郎。

父信保は砲術を以て鍋島藩に仕える。重信十三の時に死没。二十代ですでに長崎に致遠館を設けて英学生を育成。自分も英人フルベッキに英学・数学を学ぶ。慶応二年二月、副島種臣と謀り、將軍慶喜に大政奉還を奨めるために脱藩して入洛、とらわれて佐賀に送還されたが、

幸に死罪を免れた。明治維新の日には官途を累進して民部大輔兼大蔵大輔となり（二年）また参議になった（三年）。伊藤博文と協力して西洋の文物制度を採用して施策する所多かった。明治六年征韓の議起ころや、博文と共に岩倉具視を援けて征韓の議を破った。十年五月地租改正局総裁となり十四年六月その仕事を終えた。この年、彼は国会の速開・政党政治の実現を唱えたが、これに、北海道開拓使官有物払下げ問題が絡んで、薩長参議等の排撃に遭い、十月十二日国会開設の大詔下ると共に彼は下野した（いわゆる十四年の政変）。翌年、河野敏鎌等と謀り立憲改進黨をつくり、また東

京専門学校（早稲田大学の前身）をつくった。二十年、伯爵。二十一年二月、伊藤内閣の外務大臣となる。条約改正の事に当り、世論の非難を浴び、来島某のため爆弾を投げられ、右脚を切断。二十九年九月松方（正義）内閣の外務大臣。三十一年、進歩・自由両党解党して新たに憲政黨をつくり、板垣退助と共にこれを牛耳る。ついで内閣を組織し、総理大臣兼外務大臣となり、板垣は内務大臣となった。いわゆる隈板内閣がこれで、政黨内閣の最初である。大正三年四月再び内閣を組織、世界大戦の勃発に遭い、対独開戦に踏み切った。そして駐支公使日置益に対支交渉訓令二十一ヶ条を授けたことはよく知られている。大正五年七月侯爵。十一年一月十日歿。八十五歳。「大隈伯爵日譚」（富山房刊）は、彼の少壮時代から征韓論の日までの回顧録で、明治二十八年に自分の談話を筆録させたものだが、文章体に改めたため自由な談話のおもしろみが失なわれてしまった。彼の回顧談には、ほかに「早稲田清話」「大隈侯座談日記」がある。著書には「菅公伝」「開国五十年史」その他がある。△写真は若き日の大隈。▽（桑原）

「大隈伯昔日譚」から

① 少年期と教育

余は今に及んで一生の憾事と為すものあり。其れは何事といへば、彼の當時に於て効果なき運動を断然と止めて、専ら心を学事に委ねざりし事はれなり。若し余にして其の意を決し、政治経済及び其の他社会上に適切なる学問を専攻し、以て之れを必要なるの道に供したらんには、之れに因りて国家を利したること、必ず少々にあらざりしならん。只だ国家多端の際に遭ひ、心を多方に馳せて空しく数多の歳月を送り、一方に於ては事業の効果を得ることもなく、一方に於ては學術の深奥を極むるに至らずして止みたるは、是れ余が自ら以て一大失策と為す所なり。

然る故を以て余は頗る^{すこぶ}教育の事に熱心するに至れり。即ち全身の遺憾を挙げて之れを少年子弟の上に周慮を加へたり。曾て大木^{かつ}（注・大木喬任^{たきよとうじん}）が文部に相たる時に、余は之

を助けて教育令を發布せしめ（注・明治十二年）、次に余の内閣を退くや東京専門学校を設立し（注・明治十五年）、以て世の少年子弟をして完全なる教育を受けしめんと図れり。前の教育令發布に就きては、当時の内閣員中の反対の意見を懐くもの少なからず、現に井上（注・井上馨）の如きは力を極めて反対し、遂に其の職を辞するに至れり。余と井上とは従来相提携して国務に鞅掌せしものなるに、此の事よりして其の後は今日に及ぶまでも、復た相容るゝ能はざるに至りたるは誠に是非もなき事なり。但し斯くの如きも猶ほ余の持説を譲らず、遂に大木を助けて其の發布を断行せしめたるは、蓋し自己の経歴に於て深く教育の欠乏を感じ、少年子弟をして再び余の覆轍を踏まざらしめんとの情、甚だ切なるに由りしなり。

斯くの如く、余は自ら教育の不完全を悔恨し、及ぶ限りは少年子弟の爲めに意を用ひたりしも、当時の実勢を反顧するに、余等は実に安んじて教育に従事する能はざりき。若し夫れ其の時に身を挺して断然外国に遊学したらば、世事の係累を免かれて、専ら意を學術の上に注ぐを得たるならん。然るに空しく国内に在りて時勢の変遷を絶えず目撃し、数多の同志と相提携して、やゝもすれば痛談にて晝に徹すること多き余に於ては、

遂に身を国事より遠ざくるを得ず、従つて専ら意を教育に注ぐ能はざりし。夫れ人は道理と感情とに制せらるゝ動物なり。苟も道理ある事物の、其の頭脳を刺撃し、感情を衝撞する間は黙せんと欲しても黙する能はず、姑く忍んで黙すると雖も頓て感動されて黙す能はざるなり。殊に余の如き少壮客氣の士にして、彼の極端の衝突を為したる時期に際会し、身を度外に置き意を専らにして學問に従事せんことは、殆んど望むべからざるの事なるべし。強ひて之れを為したるならば、學問上の利益は多少是れあらん。されど時勢の上に攀登馳驅するに際して、必ず數歩を蹉躓したるは疑ふべくもあらず。

兎に角余等は社会の変遷甚だ急激にして千古に比類なき多事の間呼吸せしものなり。譬へば親の手を仮らずして新世帯を持ちたる若者と同じ。総て諸事を一時に整頓せざるを得ぬ必要に迫られしなり。即ち余等は國家に非常の改革を為さんことを企図すると同時に、一身に向つて新智識を得んことに汲々たりしものなり。不幸にして国事に関しては、失敗に失敗を重ね、失意に失意を加へたるを以て、已むを得ず、姑く閑散の時を利用して英學研究に従事するに至りしも、志望は固より彼にありて更に重大なりしを見るべし。

(附) 我輩は初から教育が大好きで、明治十四年役人を罷めると同時に、早稲田に専門学校(今の早大の前身)を開いたが、其の役人になって中央に出る前迄はやはり長崎に致遠館を開いて自ら教鞭をも執つたんだ。先頃米国から帰つた高峯讓吉博士が我輩を訪ねて昔談をし、十二の頃に致遠館の生徒で、我輩の教授を受けたものだと言つたので、あゝ左様だったと想い出したが、外にもまだボツ／＼其の時分の生徒が居るよ。加賀・長州それから肥後辺の者が大分沢山来て居たからね。あの神風連の豪傑加屋藤太などもやはり其の頃の我輩の生徒であつたし、それから薩摩の前田正名なども在学した。此の間内ヶ崎(作三郎)君が或る薩摩人に逢つたら、其の男も致遠館で我輩から英語の初歩を教つたと言つて居た相だが、まだ外にも散らばつて居らうよ。ハ早稲田清話

(前掲書、八〇—三ページ)

② 征 韓 論

征韓論者の真意 (前略) 蓋し彼等(征韓論を唱へし人々)は、情を説き理を論じ、以て征韓の已むべからざるを唱導せしといへども、酷に之れを評すれば、只だ表面に現れたる壯快の論なるのみ。深く其の心裡を穿てば、別に各人各箇なる陰密的意志の、其の真底に鬱勃たるを見る。即ち彼等は「征韓論」否な、実に征韓てふ一大事変を仮りて、各々其

の陰密的意志を行らんと欲せしのみ。さりとして余は彼等の心裡に純一の陰密的意志の存するのみにて、毫も誠意誠心より出でたる「征韓」の志望なかりしと謂ふにはあらず。深く韓の倨傲無礼を憤り、機会もあらば之れを征服して、我が威嚴を伸べんとの念は、上下官民を通じてありしなり。時の廟堂に立ちて世の瞻仰を受け、国家の大政に参与して、親しく日韓の關係を見聞せし彼等にして、素より此に至誠の念なしと謂はんや。固より是れなかりしにはあらざるも、彼等が辞色激厲に、終に挂冠を賭して征韓の已む可からざるを論争せし所の主因は寧ろ此（注・誠意誠心より出でたる「征韓」の志望）に在らずして彼（注・各人各箇たる陰密的意志）に在り。

然らば征韓論の主唱者たり張本人たりし江藤の心事は如何、後藤の真意は如何、板垣、副島の意衷は如何、西郷の底意は如何、請ふ、遠慮なく之れを説かん。

江藤新平の心事、江藤の心事を一言にして之れを蔽へば、事を外に構へて以て薩長の権力を打破し、藩閥的政府を以て国民的政府と為さんと欲するに在りしなり。是れ実に彼が年来の素志なりしに韓廷が屢々わが要求を峻拒して、終に無礼を加ふるを見、副島のもたらし帰りたる清国政府の応答を聞くや、彼は此に其の意を果すべき好機失ふべか

らずとなし、熱心に征韓論を唱導したり。彼は嘗に自ら之れを唱導したるのみならず、其の真意の存する所を余に告げて、其の論に賛同せんことを勧めたり。然れども余は其の方策の不可なるを弁じ、且つ征韓の一举よりして却て薩長の権力を増長するに至るやも知るべからざるを説き、反つて其の議論を中止せんことを勧告したり。彼は猶ほ言ふ、薩人は朴直にして淡泊なり。故に其の為す所も大概磊々落落として公正を失はず。之れに反して、長人は伶俐にして陰險の風あり。故に其の言行は時に狡獪に陥り、或は纖巧に失し、やゝもすれば曖昧模糊にして捕捉すべからざるもの少からず。思ふに、朴直淡泊の士は事を共にすべし、伶俐陰險の徒は往々に人を傷く。天下の政治を賊するものは必ず長人ならん。是れをして廟堂の上に飛揚跋扈して権勢を逞しうせしむるは、偶々以て国家の深憂を醸す事由なるのみ。寧ろ事を外に構へ、薩を援きて長の権力を打破するに如かずと。後藤も亦た意見を同じうし、相共に余を勧説する所ありき。

然れども余は断々乎として之れを拒絶し、且つ薩を援きて長の権力を挫かんとし、幸に之れを打破するを得るも、薩は是れが為めに益々その権力を増長し、江藤等が執りて以て其の主要の目的と為せる「藩閥政府の打破、国民的政府の樹立」は、遂に之れを完

成する能はず、僅かに薩長政府を移して藩閥政府と為すに過ぎず、而して藩閥政府よりして生ずる憂患は更に甚しきを加ふるに至るやも測り知るべからざるを説き、反覆丁寧其の意を翻へしめんとしたり。

斯くて江藤と余とは互に其の是非利害を勧告し、前議を翻へしめんとしたること、幾回なるやを知らざるも、亦た互に其の所信を固執して相応ぜず。竟に政治上に於て、幾多の年月間、相提携し来りし袂を分ちて、反対の地位に立つの已むべからざるに至り、江藤は是れより冠を掛けて郷国（注・佐賀）に帰り、其の满腔の不平に驅られ、且つ不満不平の徒に擁せられて、寧ろ其の本性と謂ふべき実務家立法家より一変して、武人となり将帥となり、剣を執りて軍を率ゐ、以て其の素志を全うせんとし、而して一敗地に塗れて、終に自ら定めたる新律綱領によりて刑せられ、人をして我國の商鞅（注・中国古代の刑名家。その嚴罰主義は自ら車裂きの刑に処せられることよって返報された）と呼ばしむる悲運の末路を見るに至りしは惜しみてもなほ惜しむべきの至りなり。

想ひ起す、征韓論の容れられずして内閣大破裂の不幸を來たし、其の主唱者が憤然と冠を掛けて国に帰らんとする前夜のことなりき。江藤は猶ほ余を勧めて其の論に賛同せ

しめんとして来り訪ひ、余は却つて其の意を醸へしめんとして強ひて之れを留めて勸告する所あり。互に反覆はんぷく弁難、遂に深夜に至り、枕褥まくらとせう並べて共に余が僑居きやうこに一夜を明かしたることあり。是れぞ余が政治上に於て江藤と相提携したる最終にして、而して相敵視するの始めなりし。爾来再び相見るの縁なくして、終に幽明相隔つるに至れり。當時の事情を説くに当りて豈あに愴然そうぜんと今昔の感なからんや。

後、藤象二郎の意衷、後藤の意衷も、江藤の心事と甚だ相異なる所なかりしが如し。彼は其の時余に語つて曰く、「薩長が上に飛揚し、一般の国民その権力を分かつ能はざるは、彼の維新改革を大成するに於て両藩が最も其の力を致したるの余恵なるべきも、民間の勢力の至つて薄弱にして其の跋扈ばつこを抑制する能はざるも亦其の一大原因と謂はざるべからず。然らば今日の急務は、先づ民間の勢力を養成して強大ならしむるに在り。而して之を養成するの術は、一般国民をして富貴ならしむるに在り。其の富貴ならしむる策は商賈貿易を舎あきて他に是れなきなり」と。且つ曰く「是を以て余は野に下りて身を商人に交じ、盛んに商賈貿易を営みて実力を養ひ、延ひきて一般国民の富貴を計り、民間の勢力を養成し、下よりして薩長の権力を殺そぎ、以て藩閥政府を打破して、国民的政府を

樹立せんと欲す。併し余は素と理財に暗し。足下、久しく廟堂に坐して會計の局に当り、理財の術に通ず。幸に余と共に其の事に従ひ、余をして其の志を成すを得せしめば、惟だに余を利するのみならず、誠に國家の幸福なり。想ふに余等の主唱する征韓論は、將に廟議の斥くる所とならんとし、而して藩閥打破の目的亦た將に空しからんとす。忽然約変して身を商業界に投じ、他の方途よりして其の目的を達せんも亦可ならずや。冀くは贊助する所あれ」と。

余は直ちに之れを拒絶して曰く「嗚呼、果して然る乎。是れ適に以て足下を誤るに足らんのみ。夫れ商賈貿易を盛んにして国力の發達を計ること、固より必要ならざるにあらず。然れども足下は自ら身を商業界に投じて其の事に従はんとし、且つ之れを以て藩閥打破の方策と為さんとす。誠に其の難きを見る。且つ余は一介の窮措大（注・貧乏書生）のみ。世の所謂士族なるのみ。固より理財の術に長じ商業の策に通せん様はなし。而も共に野に下りて盛んに之れを営まんとするも、如今伝へて以て規戒と為せる「士族の商法」とて、忽ち大失敗を招き、遂に詮術なきに至るべし。思ふに、薩長の権力を殺ぎて國民的政府を樹立し、且つ商賈貿易を盛んにして国力の發達を計る所以の道を求めば、

他に其の方策なからんや。志を得ざる不満の余り、なまじひに身を經驗なき商業界に投じ、以て万一の僥倖を期することもあらば、後日必ず及ばざるの悔あらん。幸に自ら熟慮して其の意を翻さば、是れぞ即ち足下一人の利益に止まらざらん」と。

且つ拒み且つ勸告する所ありしも、彼は遂に之れを容れずして、江藤板垣副島及び西郷と共に冠を掛けて辞去するに至りたり。彼は其の後身を商業界に投じて、彼の時有名なりし蓬萊社を創立して、盛んに商賈貿易を営みたり。其の結果の如きは世人の已に知る所なれば、今茲に之れを述ぶるの要はなかるべし。

板垣退助の真意、板垣の真意は親しく之れを聞くに及ばず。従つて其の詳細を知るに由なきも、彼も亦た権力の偏在を憤慨して之れを矯正せんとし、之れを矯正せんが爲めに征韓の拳を断行せんと欲したるは疑ふべくもあらず。且つ彼は素と武人なり。是を以て、彼は二百数十年間連続せし徳川幕府の太平に狂れたると、且つは維新の風雲に際会して少壮客気の徒が凶らずも頭位高俸を獲て年来渴望せし放肆淫逸を逞しうしたるとよりして、痛く頽敗したる士気を矯正振起せんとの念を懐き、之れを矯正振起せんには事を外国に構ふるに如くはなく、事を外国に構ふるは韓国こそ誠に適當の処なれと信じ、

而して恰も其の機会到来せしより、即ち熱心に征韓の急務を論ずるに至りしこと亦た疑ふべからず。然れども其の本意とする所を問はゞ、此に在らずして寧ろ彼に在りと答ふるも蓋し甚しき失当にあらざらんか。

(前掲書、四八三―七ページ)

注・ここで副島の意志については前で述べたので繰り返さないとある。その、前で述べているところをここに移して記載する。

副島種臣の征韓論、征韓論と云へば世人は西郷を以て其の主唱者と為し、原動者と為すもの少からざれども、果して然るや否やは今猶ほ茫漠として疑雲の裡に在り。但し征韓論の由来と経過とは、韓国が倨傲無礼にして我に敵意を表したるよりして、我が国民は往古に於ける日韓の関係を想起して感慨自ら禁ずる能はず、遂に干戈を以て之れを制裁せんと欲するに至り、加ふるに、王政維新の爲めに激揚したる人心を外に向け、其の間に大変革の善後を策するの要ありしを以て、彼の木戸孝允まづ明治初年に於て征韓の已むべからざるを唱へ、内国の事情の爲め之れを果たす能はずして一旦中止に帰せしも、爾來韓国の倨傲無礼は滋々その甚しきを加へ、爲めに権力重大なる使節を派して最後の談判を試みんと議を起すに至りしなり。此の議を起せしものは固より二人に止まら

ずといへども、主として唱へたるものは副島種臣なり。蓋し副島は、当時外務卿として外交の難局に当り、且つ親しく清国に使用して、清韓の關係を質せしにより、韓国との修交折衝に関する責任は其の身上に歸し、韓の官吏が暴慢無礼に接して痛痒を感じる、最も大なりしを以て、是れに對する外交上の最後の手段として権力重大なる使節を派し、彼の地位卑しく職權亦た微弱なる東萊府伯等と交渉談判することを為さずして、直ちに韓廷に向ひ、最後の談判を為さんと欲し、主として此の議を唱へしより余人は争ひ起ちて是れに和したるものゝごとし。(中略)

李仙得(注・米人、外務顧問)の画策、デロン(注・在日米国公使)の陰援は更に言ふを煩はさず、副島が親しく清国に使用して清韓の關係を質し、「韓国は其の内治外交全く自主自治に任ずるを以て、清国政府は其の無礼亡狀に對して責任を負はず」との明答を得て、其の明答は口頭のみに止まりて公文書ならざるも、清国は決して此の前言を食むことなかるべしとの自信は、韓廷に對して最後の談判を為すべき問罪使を發せんとの決心を容易ならしめしに相違なからん。且つ聞く、当時わが國に駐劄せし露国公使ピツォフは、本国政府の意を承けたるにや、將た独自の意見に出でたるにやは今に猶ほ知るに由なき

も、たとえ假令我国より事を韓国に構ふるとも露国は之れに對して寸毫も干渉を為し妨害を加ふることなきを明言したりと。是れ固より外交上正当の手続に依りて其の意を通じたるにはあらざれど、ピツォフは日韓事あるの時に際し、露国は嚴正に局外中立を守りて、日本国に不利なる言動を為さざるべきを確かに明言したりしなり。是れも亦た副島に取りて一大後援となりしならん。故に副島は是等の事由に刺撃せられ、猛断して韓国に臨まんとの議を發するに至りしなり。

(前掲書、四七八—八〇ページ)

西郷隆盛の心事、然らば西郷の心事は如何。世には西郷を以て征韓論の主唱者となし原動者となすもの多し。然れども其は必ずしも然らず。対韓問題のこっしょ忽緒に附すべからざるを最初に唱へ出したるは時の外務卿副島種臣にして、西郷その他の諸人は之れに和したるに過ぎざること、已に前に述べたるが如し。世人の多くは西郷と征韓論との關係を誤想すると同時に、征韓論を唱ふるに至りたる西郷の心事をも誤解したるを見る。

西郷の心事を手短かに言へば、世人の多く想像するごとく、其の当初よりして韓国の倨傲無礼を憤り一意に之れを征服して我が国威を伸べんと欲したるにはあらざるなり。彼は勧められて朝に立ちしも、諸事心と違たがうて其の予期の志望を達する能はず。前には

旧君（注・島津久光）の其の言動を激怒して痛く之れを難責するあり、後には群小不満の徒の、内閣の施為を攻撃して之を擁するあり。進まんと欲して進むべからず、退かんと欲して退く可からず。然かも亦た依然として其の地位に立つは更に心苦しきあり。流石の西郷も殆ど失望落胆の極に沈み、全く人事を抛ちて世を遁れんとの意を決するに至りしが、凶らずも対韓問題の勃興するあり。使節を韓廷に派して最後の談判を為さんとの議出でしを以て、彼は千繞万回（じようわん）の重困中に一条の血路を開きたる思ひを為し、身を失望落胆の中より躍らし、出でて其の苦悶を遣るに是れを措きて他に其の途なしと為し、さてこそ熱心に問罪使を発せんことを主張し且つ自ら其の任に当らんことを切望したるなり。彼が旧君の怒に触れ且つ諸事意の如くならざるよりして痛く失望落胆し、終に世を厭うて人事を抛ち、山林の間に遁れて風月の楽しみに其の苦悶を遣らんとまでの意を決するに至りたる事情は、復た茲に喋説を要せず。但だかくまで悲境に沈み、その恩顧ある黒田（注・黒田清隆）の情誼深き勧めに依りて、暫く北海道に隠遁せんと意すら動くに至りたれば、寧ろ対韓問題を以て悲境の一血路となし、最後の談判を為すべき最後の使節と為りて、韓廷の殺害する所となるも、是れぞ自己の苦悶を遣るべき最後の光明にし

て且つ旧君に対し国家に対して忠死する途なりと想ひ、強ひて其の使節たらんことを要望し、而して其の容れられざるや、一蹶^{けつ}、竟^{つひ}に其の末路を江藤と同じくするに至れり。説いて此に至れば、西郷の心事を誤解したる世人の多くも、彼が憐れむべき一種の強き私情に駆られて、竟に世の謂はゆる征韓論を唱ふるに至りたるを覚^{さと}らん。

(前掲書、四八七—九ページ)

八、岩崎彌太郎（一八三四—一八八五）



岩崎弥太郎

天保五年（一八三七）十二月土佐井ノ口村に生まれる。

安政三年六月（廿三歳）、父（弥二郎）が酩酊中毆打されたとの訴訟を起したが、かえって誣告罪に問われて入牢させられた。江戸より急ぎ帰国した弥太郎は仮出所中の父に附添って裁判の様子を傍聴しようとしたが許されず、憤慨して詰所の柱に「官以三賄賂成、獄因ニ愛憎」

決」と落書したのが咎められて投獄された。慶応三年（三十四歳）「土佐商会」主任として長崎へ出向き、そこで伊呂波丸沈没事件、英国水夫殺害事件などの解決に尽力。「土佐商会」というのは土佐藩の直営商館「開成館」（総裁後藤象二郎）の最先機関である。明治三年十月、土佐屋善兵衛の名で土佐開成社を設立。それは九十九商会、三ッ川商会、三菱汽船会社と次第に改称した。七年四月、台湾征討、政府購入の汽船を委託されて運輸に当る。八年に至って、米国「太平洋郵船会社」との競争に勝ち、船舶・施設を買収した。九年、英国「彼阿汽船会社」と競争、これを撤退させた。十

年六月、西南戦争の軍事輸送のため政府より補助金を得て汽船購入、海上権を握った。十四年十月、いわゆる十四年の政変で、参議大隈重信が下野したことは（大隈の項参照）さきの（十一年五月）大久保利通暗殺と相まって、彼をして政界とのつながりをほとんど失わしめることになって、にわか
に順風は逆風にかわった。三菱攻撃の聲は朝野より起こった。十一年ごろより病んでいた脳病が昂
じて十八年（一八八五）二月死去。五十二歳。ここには入交好脩著「岩崎弥太郎」（吉川弘文館刊・人
物叢書）から、彼の書簡・日記などを摘記した。（桑原）

「岩崎弥太郎」から

① 獄中から吉村喜久次宛 書簡

一筆啓上仕候。寒氣難^{たえがたく}堪^堪候^候処、御揃^{そろい}益々御機嫌能御^{よく}渡可^{わたりなざるべく}被^レ成奉^{なりま}ニ大賀^{大賀}ニ候。私^はも不^はレ
計^か斯^{よう}様之身柄と相成り誠に一言も申訳無^無ニ御座^ニ奉^ニ恐入^入ニ候。今以何共相かた付き不^不レ申
困り入申候。（中略）

私も実に心外至極に而御座候へ共、一旦斯様のしそこないに而^と摺^とりに相成物事不^不
仕、思へば口惜次第に而御座候。勿論愚父の一件分明に相成り候へば、たとへいく日此

中に而被^レ苦候^レ而もいとひ不^レ申候へども、此中に而色々愚慮仕り候に、何分此向^{こゝ}きに
は愚父の事も時節あしく候而、分明に相成り候事出来申間敷と相考候。折々下遣いの者
にも相談し候に彼の者等のむなし口も実にふしぎな事と計^{はかり}申居候。私も一旦此様な身と
相成り候からは、是非^〳江戸表に上り死力を尽し而此恥辱を雪^{すす}ぎ可^レ申^スと齒をかみ居
申候。空しく此に而年をよせ一生大事の志を無に至^{いた}し候事、実にこれのみ口惜御座候。
御推察被^レ遣度、兼々の御意見を忘れ無^{よんどころなき}扱^あたんき（短気）に取り上^{のぼ}せ斯様の身に相成、
親兄弟の生恥^{いさまじ}を曝^{さら}し誠に奉^り畏^れ入^り候。今更我身のみ恨み心外の涙に呉居申候。一生のあ
やまり屹^{きつと}度肝に銘じ候。幾重も御ゆるし被^レ遣度、私の命のあらん限りは奮発仕り候而、
此恥辱を雪ぎ御目に掛け可^レ申、何卒御ゆるし被^レ遣度、是のみ奉^り祈^り上^げ候。愚父不^二相
變^一御世話様と奉^レ存候。私も此中に逗留仕り候事はいとひ不^レ申候へ共、何分右申上候
通りの訳に而、中々分明には相成り申間敷、曰^{いわ}くいゝがたし。所詮私此様に被^レ捨候か
らは何事も災難と胸を推し、早く御作配を受け、後日旗を上るが宜敷くは有^{よろし}之間敷や。
何はともあれ長びく都合に而空しく月日を送り申すが残念至極に而御座候。此中の事は
御推察被^レ遣度、何事も御目に掛り御はなし可^レ仕と相楽み居申候。（中略）

随分御機嫌能御保養被_レ遊度、私は何にも御氣遣被_レ遣間敷、只親共の身の上私になり
かわり何卒宜敷御氣を御付被_レ遣度奉_ニ頼上_ニ候。実に御なつかしく夜の目も合い不_レ申、
夜明迄思ひ明し不_レ覚涙に袖をぬらし申候。いつか御目にかかり積るうさを御談し可_ニ申
上_ニ候と、日々相まち申候。人目多くかきのこし申候。あとさき御推察の上御読被_レ遣度、
何事も御めもじく。

室の中出て咲きにけり梅の花

嘸_も御外聞にも掛り御あいそ御つかし被_レ成候はん。誠に私一生のあやまりに而御座候。
幾重にもく御ゆるし被_レ遣度、私も我身ながらあいそつき、ただ涙に暮申候。何卒此
度は御了簡被_レ遣、御助け被_レ遣度奉_ニ願上_ニ候。めで度かしく。

十一月十三日午時認_{した}むた（注・安政三年）

弥太郎

喜久治様（注・弥太郎の親戚）

② 慶応三年の日記

五月廿九日後藤参政（注・豊二郎）ヨリ紀州ノ談判事訖リ候ニ付、沈没ノ荷料、五代才助右挨拶人ニ付、引合セ致様被レ命。参政上京日限来月三日ト御演説ナリ。

六月二日紀州償金ノ品物代価ヲ認メ、後藤公ノ宅ニ行キ、坂本竜馬ヲ呼びニ遣ハシ、三人密ニ談話、此レヨリ五代才助方ヘ行キ、右帳面ヲ相渡シ、紀州ノ重役大橋采女方ヘ行キ、沈没ノ船代償ノ事ヲ申入置キ還ル。二時後再ビ後藤公ニ赴キ密談公事。日暮多中、氏（注・不明）薩ノ家老町田尾部・五代才助ト同行、嘉満楼ニ登リ置酒、久レ之回ル

（前掲書、三九―四五ページ）

注・この年四月十九日、坂本竜馬の乗った海援隊伊呂波丸が長崎を出港、二十三日夜紀州の明光丸に衝突されて沈没、乗組員は明光丸にのり移って無事であった。この事件は紀州藩が薩摩の五代を仲立てて和解した。紀州藩の賠償金は八万三千両であった。なお右日記中の出来事は長崎でのことである。

（前掲書、七五ページ）

③ 在米・弟、弥之助宛書簡

（前略）当時政府の官人等所為可レ知。我は別段に一商会を經營し往々絶大の事業に致し、天下横行の猛威を示し度、日夜配慮致す所なり。随分共見込通りはやりつけ可レ申、

碌々人下に立ち候は寧ろ死すとも屑しとせざる所。是性の佞なり。(中略)此節廻漕も大分見込宜敷候。唯今大藏省最負の日本郵便会社と我三ッ川商会と双方必死の角力なり。郵便会社は元大藏省の船を十六艘十五ヶ年賦の割払を以て引受け、日本郵便蒸汽船会社(注・主任、前島密)と政府の威勢を借り、勢力甚だ暴猛の処、我三ッ川は極々内之規則嚴重に堅め、内外の人望を取り候事を目的と致し、川田(小一郎)等を指揮し昨年末頻に角立接戦の処、是節大阪東京の人望は不_レ及_レ申、天下の人皆我三ッ川の強勢を知り、ひたと我商会依頼なり。此節段々と船を増加し、三ッ川商会に当時八艘の蒸汽船あり、追々と尚も増加への事に注意し、日々強大に赴くの勢あり。不日郵便の廻漕社衝破致候へば、天下只我れ回漕全権なり。過日九十九の名号を廃し、三ッ川と致し候へ共、是は我不_レ好、此度三菱商会と相改候。(下略)(明治六年四月十九日)(前掲書、一一五―一六ページ)

(附) 三菱会社の助成金を論ず

明治八年以降海内の一般の汽船は増加するにも拘らず、三菱会社の汽船は六艘を減少せり。而して此の一般の増加は百噸未満の小蒸汽船が増加したる所以にして、遠洋航海

に耐へる丈の大汽船が増加せる形跡なし。然るに三菱には政府より巨額の助成金を附与しあるに拘らず、汽船の減少するは不都合なり。……余輩つらつら明治十一年以後該社の方針を查察するに、やうやく其の資金を他に運用せんとするの形跡あり。今余輩の聞知せる一、二を云はんに、東京株式取引所の如きは夙に岩崎弥太郎を以て大名となせり。正金銀行の如きも漸次氏の買い込むところとなれり。海上保険会社の如きは最もはじめより岩崎氏の貨幣に依頼せり。他に国立銀行における株式の如きも岩崎氏第一位の株主たり。近日創立の噂ある日本鉄道会社（十四年十一月創設許可）の如きも岩崎氏の出金最も多しといへり。而してその自ら営む事業また多し。曾つて商業銀行あり、いまは経済日報あり、為替取引所あり。殊に最近（明治十四年）買入れたる高島炭坑の如きはその価殆んど百万円に近しといへり。これらの事業に投じたる貨幣は決して少々にあらず。然らば、三菱の財力乏しくて船舶の修理をなし得ざるものといふべからず。これを他に流用して故に修繕をなさざるものなりと認めらる。政府は三菱会社の名あるが故に、彼に巨万の助成金を与へたり。而して彼既に其實質を「三菱炭鉱株式会社」に変じたるなり。

（田口卯吉「東京経済雑誌」論説抄）

九、福澤諭吉 (一八三五—一九〇一)



福澤諭吉

福澤諭吉は、幕末から明治にわたって活躍した学者であるが、在野の立場を一貫したにかかわらず、政治的行動には出ず、多数の翻訳や著述で西洋事情の紹介につとめ、啓蒙活動を行なった。

彼は、天保六年(一八三五)豊前中津藩士福沢百助の末子として、同藩の大阪蔵屋敷で生まれた。父は学才があつたが十三石二人扶持の軽格で家計は苦しく、彼の三歳のとき死んだので、幼時は貧しい生活を送った。幼時から漢学を学び英才を示したが、兄のすすめで蘭学を志し、安政元年(一八五四)二十歳で長崎に遊学した。翌年大阪の緒方洪庵すがたこうあんの門に入り、その塾長をもつとめ、二十四歳のときには、藩の招きで江戸に出て奥平家の屋敷内で塾を開いて蘭学を教え、一方英学の独習をはじめた。

万延元年(一八六〇)、幕府の使節が咸臨丸かんりんまるに乗って渡米するとき、木村棋津守に請うてその従僕として参加し、翌年は幕府のヨーロッパ使節に加わり、フランス、イギリス、オランダ、ドイツ、

ロシア、ポルトガルの諸国を巡歴した。ひきつづき幕府に出仕し、慶応三年（一八六七）には、軍艦受取委員の一行に加わって渡米。この間続いて塾を開いていた。

明治維新後は、家禄を辞して新政府の招きにも応ぜず、明治元年（一八六八）、塾を慶応義塾と命名これが今日まで発展して今の慶応大学となった。また明治六年には、森有礼らと「明六社」（啓蒙思想団体）を起こし、英国功利主義の影響のもとで、個人および国家の独立自尊、社会の実利実益の尊重を主張した。しかし後の自由民権運動には批判的立場をとり、明治十五年（一八八二）「時事新報」を創刊して官民調和を唱え、次第に国権伸張を強調し、日本の大陸進出を支持し、朝鮮の金玉均を後援するなどのこともあった。

著書には、「西洋事情」「学問のすゝめ」「文明論之概略」「福翁自伝」その他があり、福沢全集、続福沢全集も刊行されている。

「学問のすゝめ」の冒頭に、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と言った有名な言葉があるが、これは、学問するのに貴賤はないからしっかり勉強せよ、という意味である。政治論ではない。彼は、幕末・維新の変革期を、独立自尊の気迫で生き抜き、西洋文明を撰取しながら、世俗を捨てず実地に生き、その一生をかけて窮理の道を拓ひらこうと努力した人であった。本書への引用は、岩波書店発行の岩波文庫「学問のすゝめ」、同「文明論之概略」に拠った。（高木）

(1) 「学問のすゝめ」初編から

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安楽にこの世を渡らしめ給ふの趣意なり。されども今広く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、其有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明なり、実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり。又世の中にむづかしき仕事もあり、やすき仕事もあり。其むづかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分軽き人と云ふ。都て心を用ひ心配する仕事はむづかしくして、手足を用る力役はやすし。故に医者、学者、政府の役人、又は大なる商売をする町人、夥多の奉公人

を召使ふ大百姓などは、身分重くして貴き者と云ふべし。身分重くして貴ければ自から其家も富で、下々の者より見れば及ぶべからざるやうなれども、其本を尋れば唯其人に学問の力あるとなきとに由て其相違も出来たるのみにて、天より定たる約束にあらず。諺に云く、天は富貴を人に与へずしてこれを其人の働に与る者なりと。されば前にも云へる通り、人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は賈人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり。

学問とは、唯むづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を楽み、詩を作るなど、世上に実のなき文学を云ふにあらず。これ等の文学も自から人の心を悦ばしめ随分調法なるものなれども、古来世間の儒者和学者などの申すやうさまであがめ貴むべきものにあらず。古来漢学者に世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして商売に巧者なる町人も稀なり。これがため心ある町人百姓は、其子の学問に出精するを見て、やがて身代を持崩すならんとて親心に心配する者あり。無理ならぬことなり。畢竟其学問の実に遠くして日用の間に合はぬ証拠なり。されば今斯る実なき学問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。譬へば、いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合

の仕方、算盤そろばんの稽古けいこ、天秤てんびんの取扱等を心得、尚又進で学ぶべき簡条は甚多し。地理学とは日本国中は勿論世界万国の風土道案内なり。究理学とは天地万物の性質を見て其働を知る学問なり。歴史とは年代記のくはしき者にて万国古今の有様を詮索せんさくする書物なり。経済学とは一身一家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり。脩身学とは身の行を脩め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり。是等の学問をするに、何れも西洋の翻譯書を取調べ、大抵の事は日本の仮名にて用を便じ、或は年少にして文才ある者へは横文字をも読ませ、一科一学も実事を押へ、其事に就き其物に従ひ、近く物事の道理を求て今日の用を達すべきなり。右は人間普通の実学にて、人たる者は貴賤上下の區別なく皆悉くたしなむべき心得なれば、此心得ありて後に士農工商各其分を尽し銘々家業を営み、身も独立し家も独立し天下国家も独立すべきなり。(前掲書、一一一三ページ)

(2) 「文明論之概略」

緒言

文明論とは人の精神發達の議論なり。其趣意は一人の精神發達を論ずるに非ず、天下衆人の精神發達を一体に集めて、其一体の發達を論ずるものなり。故に文明論、或は之を衆心發達論と云ふも可なり。蓋し人の世に処するには局処の利害得失に掩はれて其所見を誤るもの甚だ多し。習慣の久しきに至ては殆ど天然と人為とを區別す可らず。其天然と思ひしもの、果して習慣なることあり。或は其習慣と認めしもの、却て天然なることなきに非ず。此紛擾はんじょうざつぱく雜駁ざつぱくの際に就て条理みだの紊れざるものを求めんとすることなれば、文明の議論亦難しと云ふ可し。

今の西洋の文明は羅馬ローマの滅後より今日に至るまで大凡おおよそ一千有余年の間に成長したるものにて、其由来すじ頗る久しと云ふ可し。我日本も建国以来既に二千五百年を経て、我邦

一己の文明は自から進歩して其達する所に達したりと雖ども、之を西洋の文明に比すれば趣の異なる所なきを得ず。嘉永年中米人渡来、次で西洋諸国と通信貿易の条約を結ぶに及で、我國の人民始て西洋あるを知り、彼我の文明の有様を比較して大に異別あるを知り、一時に耳目を驚かして恰も人心の騷乱を生じたるが如し。固より我二千五百年の間、世の治乱興廢に由て人を驚かしたることなきに非ずと雖ども、深く人心の内部を犯して之を感動せしめたるものは、上古、儒仏の教は支那より伝へたるの一事を初と爲し、其後は特に輓近の外交を以て最とす。加之、儒仏の教は亞細亞の元素を伝へて亞細亞に施したることなれば、唯粗密の差あるのみにて之に接すること難からず。或は我ためには新にして奇ならずと云ふも可なりと雖ども、彼の輓近の外交に至ては則ち然らず。地理の区域を異にし、文明の元素を異にし、其元素の發育を異にし、其發育の度を異にしたる特殊異別のものに逢ふて頗りに近く相接することなれば、我人民に於て其事の新しいて珍らしきは勿論、事々物々見るとして奇ならざるはなし、聞くとして怪ならざるはなし。之を譬へば極熱の火を以て極寒の水に接するが如く、人の精神に波瀾を生ずるのみならず、其内部の底に徹して転覆回旋の大騷乱を起さざるを得ざるなり。

此人心騷乱の事跡に見はれたるものは、前年の王制一新なり、次で廢藩置縣なり。以て今日に及びしことなれども、是等の諸件を以て止む可きに非ず。兵馬の騷乱は数年前に在て既に跡なしと雖ども、人心の騷乱は今尚依然として日に益甚しと云ふ可し。蓋し此騷乱は全国の人民文明に進まんとするの奮発なり。我文明に満足せずして西洋の文明を取らんとするの熱心なり。故に其期する所は、到底我文明をして西洋の文明の如くならしめて之と並立する歟、或は其右に出るに至らざれば止むことなかる可し。而して彼の西洋の文明も今正に運動の中に在て日に月に改進するものなれば、我国の人心も之と共に運動を与にして遂に消息の期ある可らず。実に嘉永年中米人渡來の一挙は恰も我民心に火を点じたるが如く、一度び燃へて又これを止む可らざるものなり。

人心の騷乱斯の如し。世の事物の紛擾雜駁なること殆ど想像す可らざるに近し。此際あたりに當て文明の議論を立て条理の紊れざるものを求めんとするは、学者の事に於て至大至難の課業と云ふ可し。西洋諸国の学者が日新の説を唱へて、其説したがつ随て出れば随て新にして人の耳目を驚かすもの多しと雖ども、千有余年の沿革に由り先人の遺物を伝へて之を切せつ磋たくま琢磨することなれば、假令たとひ其説は新奇なるも、等しく同一の元素より発生するも

のにて新に之を造るに非ず。之を我国今日の有様に比して豈同日の論ならんや。今の我文明は所謂火より水に変じ、無より有に移らんとするものにて、卒突の変化、啻に之を改進と云う可らず、或は始造と称するも亦不可なきが如し。其議論の極めて困難なるも謂れなきに非ざるなり。

今の学者は此困難なる課業に当ると雖ども、爰に亦偶然の僥倖なきに非ず。其次第を云へば、我国開港以来、世の学者は頻に洋学に向ひ、其研究する所固より粗鹵狹隘なりと雖ども、西洋文明の一斑は彷彿として窺ひ得たるが如し。又一方には此学者なるもの、二十年以前は純然たる日本の文明に浴し、啻に其事を聞見したるのみに非ず、現に其事に当て其事を行ふたる者なれば、既往を論ずるに臆測推量の曖昧に陥ること少なくして、直に自己の経験を以て之を西洋の文明に照らすの便利あり。此一事に就ては、彼の西洋の学者が既に体を成したる文明の内に居て他国の有様を推察する者よりも、我学者の経験を以て更に確實なりとせざる可らず。今の学者の僥倖とは即ち此実験の一事にして然も此実験は一世を過れば決して再び得べからざるものなれば、今の時は殊に大切なる好機会と云ふ可し。試に見よ、方今我国の洋学者流、其前年は悉皆漢書生ならざるはな

し、悉皆神仏者ならざるはなし。封建の士族に非ざれば封建の民なり。恰も一身にして
二生を経るが如く一人にして両身あるが如し。二生相比し両身相較し、其前生前身に得
たるものを以て之を今生今身に得たる西洋の文明に照らして、其形影の互に反射するを
見ば果して何の観を為す可きや。其議論必ず確實ならざるを得ざるなり。蓋し余が彷彿
たる洋学の所見を以て、敢て自から賤劣を顧みず此冊子を著すに当て、直に西洋諸家の
原書を訳せず、唯其大意を斟酌して之を日本の事實に参合したるも、余輩の正に得て後
人の復た得べからざる好機会を利して、今の所見を遺して後の備考に供せんとするの微
意のみ。但其議論の粗鹵にして誤謬の多きは固より自から懺悔白状する所なれば、特に
願くば後の学者、大に学ぶことありて、飽くまで西洋の諸書を読み飽くまで日本の事情
を詳にして、益所見を博くし益議論を密にして、真に文明の全大論と称す可きものを
著述し、以て日本全国の面を一新せんことを企望するなり。余も亦年未だ老したるに非
ず。他日必ず此大挙あらんことを待ち、今より更に勉強して其一臂の助たらんことを樂
しむのみ。

(前掲書、九一二ページ)

十、千家尊福 (一八四五—一九一八)



千家尊福

千家尊福は、弘化二年(一八四五)、第七十九代出雲大社大宮司・千家尊澄の長子として生まれ、明治のはじめ、祭神論争における一方での旗頭となり、出雲大社教を創立、他方、官・政・財界に活躍、大正七年正月三日、数え年七十四歳で歿した。彼は千家俊信について本居学を学び、長じて平田学にもふれた。明治五年、二十七歳のとき、第八

十代出雲大社大宮司に推され、権少教正、大教正、神道西部管長などを拝命した。そして同十一年には、出雲国造家の直系に推されて国造を継いだ。国造というのは、大化改新後も、祭司の専掌として国造制を名乗ることを許された唯一の例外として出雲に残され、今日に及んでいるものである。

明治維新のころの神道についていえば、まず維新の新政府は、惟神の道の徹底をめざして「大教院」という超宗教レベルの国民教化機関を設けた。しかし内外に呼応して抬頭した信教自由の運動のために、宗教を超えた国民精神と道徳の昂揚を意図したこの大教院の企ては、三年にして解体の

やむなきり至り、大教院の次に設けられた神道事務局に同じ目的が引き継がれることになった。しかしその際に、この神道事務局に祀る祭神をめぐって、深刻な論議が起こり、世にこれを明治期の「祭神論争」と云うが、その一方の論者がここにいる千家尊福であったのである。はじめの大教院が定めた四祭神（天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神・天照大神）を、そのまま受けついで神道事務局は、神道東部管長田中頼庸（伊勢神宮大宮司を兼任）を中心にして、この四祭神を主張したが、千家尊福は、大國主神をも加えて五祭神とすべきことを主張、互に相譲らず神道論争が続けられた。ここで問題点となる大國主神は、平田篤胤によって、幽冥界の主宰神として大きく位置づけられた神であり、この神を公の機関である神道事務局に祭神として祀ることについての論議は、単に神道神学上の問題としてのみならず、出雲信仰の帰趨にもかかわる重大事であった。千家尊福と田中頼庸の二人を夫々頂点とする当時の神道勢力は、神学上、政治上の諸要素を含む伊勢派、出雲派の二派に分れて激論を繰り広げた。広汎な学識と、鋭い論法によって、田中頼庸に迫った尊福ではあったが、出雲派の劣勢は遂に伊勢派を押しきることができず、最後には勅裁を仰ぐこととなり、その結果、事務局神殿は、宮中三殿の遙拝所とするという形で結着をみた。しかし、このこととは別に、祭神論争自体には、ついに結末はつかなかった。

この祭神論争に於いて、自説を廃せられた尊福は、ひそかに期する処あり、本官から身をひき、

古代からの出雲信仰に立脚した出雲大社教を創立、その初代管長となった。明治十五年のことである。

彼の宗教史上特筆さるべき業績は、篤胤によってうち出された「死後の安心」について、宗教思想及び行法の上から積極的に取りくんだことである。すなわち千家尊福は、死の問題の処理について、神道としてその組織的解決に当った最初の人と呼んでよいであろう。死と屍体を穢けがれとする神道の伝統の中で、死にとりくむ神道宗教をくみ込んだのは、実に彼であった。この彼が、その晩年に明治天皇の崩御にめぐりあわせ、天皇の御大葬にたずさわったのは、理由のあることであった。

また、今日のわが国の諸社にみられる神前結婚式の創始も、彼に出でたものである。生と死と、人生始終の系列にかかわる積極宗教としての神道の相貌は、すべて彼から発したといっても過言ではなからうと思う。

古社の出雲大社と不即不離の關係にある教派神道としての出雲大社教の創立以来、彼はその教義の確立や整備に腐心し、「大道要義」、「風教百首講説」、「国の真柱」、「出雲大神」等の著述を著わした。かたわら官・政・財界においても、大いに活躍の舞台を持ち、元老院議員、貴族院議員、文部省普通学務局長、埼玉県・静岡県・東京府の知事を歴任、司法大臣をも拝命した。また、南満洲鉄道会社設立委員、東京鉄道会社社長などの要職にもつき、男爵を授けられた。(戸田)

(1) 「風教百首講説」から

「孝徳天皇大化三年の詔に『惟神我子 応^レ治故 寄。是 以与^ニ天地之初^ニ君臨之 国也 云云』とありて、『惟^カ神者^ナ謂^フ随^ニ神道^ニ亦 自有^中神道道上也』と見えたる如く、神の道、神の教のまゝに、私をまじへずして、直く正しく行ふをいふなり。されば天皇は万機を統^スまして、天照大御神の治めたまへと宣り給ひし、神勅のまゝに天下を治めて、人をも物をも其所を得さしめ給ふをば、惟^カ神の道^ヲを失はせ給はずといふべく、臣民は天壤無窮の神勅を守りて、皇室を輔佐し、家業を勤めて、世の利益を計るを神の教に従ふといふべし。さるを天皇は天職を統^ツぎ玉ひながら、国を治め玉ふ万機を怠り玉ひて、人も物も其所に安からしめ給はず、臣民は私の便よきをのみ思ひて、君の為、世の為に尽すべき務^ツを怠らば、是^レ神の道^ニに背^スき、御教^ニに違^フふにて、惟^カ神の道^ヲを行ふとは云ふべからざるなり。されば天^ノ神の御伝^ノのまに^ニ違^ハはじ、背^カかじと操^ヲを守るにつけて、額^ニには矢は立つとも背には負はじと思ふ人の誠心は頭^ハはなるものなり」

(2) 「大道要義」から

①

抑も靈魂の帰着するの地は、天にあるか地にあるか、或は又黄泉国なりやといふに、善悪邪正の別に従ひて、其所在一ならずといへども、靈魂は一切悉天上に帰するにあらず。又皆此地に留まるにあらず。況んや黄泉国を也。然れば靈魂の帰着は、偏に幽政の処分に因て其所の定まる者にして、伊邪那岐大神は上天して、日の若宮に留り給ひ、伊邪那美大神は黄泉国に入りて鎮り給ひ、大國主大神は幽冥の主宰となりて、此上に坐せり。此三柱大神の如此に留り給ふ所異なるは各主宰し給ふ所あるに因れば、人の靈魂もまた斯顯世を去るや後、幽冥に於て従事すべき事ありて、其留る所の如きは一方に偏する者にあらざること明かなり。

②

(田中義能著「大社教の研究」から引用)

人は相扶あひたすけて、共に幸福安寧を保存する者なれば、吾を愛する者は、必かならず先人を愛し、己を達せざるべからず。人にして相扶くるの務を欠く時は、小は一家を破り、大は国家を乱るに至るべし。抑々天神の伊邪那岐、伊邪那美命二柱ふたはしら大神に、修理固成みことりの勅を下し玉ひしは、則相扶けて共に功を成すべき神理を明示し玉へる者にて、大国主大神の経営に於ても、少彦名命すくなひこなのみことと共に協心戮力りくなさしめ玉ひ、少彦名命の外邦に渡玉わたひては、幸魂さきみたま、奇魂くしみたまの神を降し玉へる類は、功業は協心戮力に成る者にして、扶助の務の肝要なるが故なり。一家を整理するが如き小事といへども、夫婦相待ち、子弟相扶けざれば成功を期し難きは、吾人の熟知する所なり。況いはむや国を益し、人を利するの大事業をや。然れば近く一家を齊ととのふるの上に顧みて、遠く国家を利する方法を知るべし。一家は父母妻子兄弟の集りて業を営む所にして、国家は吾人の家族を集合して、幸福安寧を求むるの地なれば、国家と一家とは大小の別あるのみ。一家の交際は、即天下の交際と云ふべくして、国家を維持して、幸福を求むるの法に於ては、毫ごうも国家と一家とを異にせざるなり。夫相扶助それするの忽ゆるがせにすべからざる如斯かくのごとくなれば、人は唯々妻子眷族けんぞくを生養するのみに止らず。広く国家有益の事を計るべくして、世間に利ある時は、又必吾にも利ある

を知るべし。是に於て吉凶を相慶弔し、禍福を相扶救するは勿論にて、平常必世間有益の事に注意し、同種族の幸福安寧を計画するは、猶家族の快樂無事を經營するが如くすべし。

(前掲書から)

(3) 「神道祭神論」の全文

教ノ要かなめトスル所、斯人ヲシテ天神ノ神意ヲ奉ゼシメ、且、死生信賴スル所アラシムルニ在リ、伏シテ惟おもミルニ、天神ノ諾冊ぎみニ尊ニ命シ、此このただよえらくに漂た国ヲ修理固成セシメ玉ヒ、且、幽顯注イナシヲ「分界」分任シ玉フモノ「ハ」何ソ、他ナシ、唯、愛人ノ神意ニ出ルモノナリ、抑我大国主大神ノ刻苦碎身、邪神ヲ勦蕩シテ国土ヲ經營シ、人民蕃息ノ道ヲ開テ、医薬禁厭ノ法ヲ創定シ玉フ者、天神ノ勅みことりト父祖命ノ命みことトニ因ルト雖モ、抑亦天神愛人ノ神意ヲ奉シ玉フノ外ニ出サルナリ、夫ノ顯世ヲ皇孫命ニ譲リ玉フニ方リ、一点ノ惜心ナキノ一事蹟、亦以まともつて知ルベキナリ、是以こをもつて天神其意ヲ嘉シ、其功ヲ賞シ、遂ニ以テ大神ヲシテ大地官トナシ、幽冥イナシ「ノ大」主宰ト定メ「玉フ」亦宜哉、恭惟「ミルニ」天照大

御神ノ照照ノ神徳ニ依ラサレハ、万物其彩色ヲ顯ハスヘカラス、大国主大神ノ造国ノ鴻恩ニ依ラサレハ、万物其所ヲ得ル能ハス、且、国体ニ因リ、而シテ之ヲ言シカ、其皇統則天照大御神ニ出ルト雖トモ、起業ノ祖ハ、則、大国主大神ニ非スヤ、況ンヤ教ノ要トスル所、死生依頼スル所ヲ定ムルニ「ア」リ、而シテ我大神ハ幽冥ノ大主宰ニシテ、宜シク依頼スヘキ神ナルニ於テヲヤ、古人之ヲ天地ノ二貴ト雙稱セシモ、強言ニ非サルナリ、因是觀之、其功德ヤ、則、修理固成ノ天勅ニ從ヒ、其恩恵ヤ、則、天神愛人ノ神意ヲ奉シテ大功業ヲ立玉ヘハ、之ヲ四神ト共ニ均シク其名ヲ表シ、神殿ニ祭祀シ、以テ天下万世姓ヲシテ其信頼スル所ヲ知ラシムルコソ、天神ノ神意ヲ奉シテ惟神ナル本教ヲ布ク者ト謂ヘケレ、此論ヤ、明治十一年發議スル所、而シテ荏苒今日ニ至レリ、今ヤ神殿落成近キニ在ントス、即、更ニ愚見ヲ陳シ、褒ニ述フル所ヲ併セ、以テ諸彦ニ糺ス、諸彦、幸ニ其意ヲ諒シ、早ク公論ニ決シ、以テ表名合祀有ラン事ヲ懇望ニ堪ヘサルナリ、

(神道学会刊、藤井貞文「神道祭神論」 「神道学」第三十九号所収)

(注) 「イナシ」とは異本(一)、尊福の報告書。二、「開知新聞」四〇五号附録所収)には記載されない事を意味する。

十一、田口卯吉 (一八五五—一九〇五)



田口卯吉

安政二年(一八五五)四月、東京目白台徒士屋敷に生まれる。鼎軒と号す。明治五年より十一年まで大蔵省吏僚であったが、官を辞して、十二年「東洋経済雑誌」を発行。東京株式取引所肝煎・小田原電鉄取締役・東海銀行顧問・両毛鉄道社長など実業界で働いた。廿七年、衆議院議員に当選。その間、南洋・支那・朝鮮・満洲に遊ぶ。

かたわら著述につとめ、「自由貿易経済論」「日本開化小史」「支那開化小史」などすこぶる多い。なお、大日本地名辞書・群書類従・統群書類従・国史大系・統国史大系等を出版して学界に益すること多大であった。三十八年(一九〇五)一月病歿。

「日本開化小史」は明治十年から十五年にかけて六冊にわかって刊行せられたもの。わが国最初の日本文化史といってよい。単に事実の羅列にとどまらず、その発展の中に一定の理法を求めようとするところに特色がある。自序に、「史家の苦心は歴代許多の状態を蒐集するに在らずして、其

の状態の本づく所を究尽するに在り」と云えるもの、すなわちそれである。

ここでは岩波文庫本（嘉治隆一校注）によつた。それぞれの引用文の見出しは、目次の該当項目名を移して使つた。（桑原）

「日本開化小史」から

① 倫理の情の論

（前略）ヘルバルト・スペンセル氏曰く、倫理の情は度々の経験を積んで変性せる私利心なり。蓋し経験を以て其の心を懲戒せしむることは其神経の構造を変性せしめて之を其子に遺伝し、子亦た之に経験を加へ、其性を變ぜしめて其孫に遺伝し、子々孫々如此くにして、終に経験より来らざる一箇独立の稟性の如く見ゆるに至り、一人の私利心の経験に基かざるが如き念と成れりと。（中略）ジョン・ルツボック氏之を駁して曰く、父祖の経験は其性となりて子々孫々に遺伝し、益々重積すとのことは左もあらん。然れ

ども之を以て正善と私利との如き大異を弁明すること難かるべし。経験如何に積重したればとて、私利を以て正善と思はしむるには至るまじ。正善を為すは人の義務なり徳義なりと云ひて教へを立つるを見れば、正善は私利と合せざるあるを知るべし。若し正善常に私利に合せば、何ぞ義務なり盛徳なりと賛美するに至らんや。蓋し人智の進むに従ひ、直に私利と成る所業と、私利にはあらねど他に喜ぶべきことあるが為めに為す所業との二種あることを悟るに至るべし。是れ私利と正善義務の考の発する所以なり。且正善の考は遺伝の性よりも寧ろ幼時の教育に基けるもの多し。故に余は乃ち教則は正善の起源にして私利は之を計るの尺度なりと思ふなり。ルツボック氏開化始源論二百七十丁を見よ。

右スペンセル氏の説は、私利心を以て倫理の情を説き明さんとしたれども、人に忍びざるの心の如きは全く人の天性に存して、私利と一致すべからざるが如くに思はれしかば、則ち父祖以来の私利心にして、一人の経験に基かずと云ひて説を立てたるなり。故にルツボック氏の駁論あるに至りしなり。又ルツボック氏は教則を以て正善の考の起源と為せり。抑々教則とは品行の正邪を評判する世論なり。此世論は則ち社会の人、其利益を害せられざらんことを欲するものならずや。此世論の為めに倫理の情増進すること

あるべし。然れども善悪邪正の評判を俟つて而して人皆他人を救ふにあらざるなり。其心見るに忍びざるあるが為めなり。抑々此忍びざる心は何ぞ。人みな其所有物を愛するの私利心あり。即ち親族兄弟朋友を愛するの心あるなり。夫の孝や悌や、素と此私利心と同一なり。嗚呼人類の脳裏、豈に二種の相容るべからざるが如き心あらん。皆私利心の成長してその枝葉を広めしが為に、枝葉の内に相牴牾するもの発するなり。然れども其本源に至りては素より一根より出でずんばならず。之を要するに倫理の情は私利心の枝葉なり、善悪邪正の考は世人の評判を得て而して後に発するものなり。

故に善悪の教は社会の評判に発するものにして、其所謂善とは行ふ人に利なるに非ず。寧ろ受くる人に利なるなり。其悪とは行ふ人に害なるにあらず、受くる人に害なるなり。行ふ人の利害得失は嘗て其算用中に入らざるなり。(中略)故に利害得失の他人に関せざる以上は善にもあらず悪にも非ず。見よ見よ、商人を以て善人とは云ふまじ、農業を以て悪業とは評すまじ。而して社会の人の最も務むべきは、此善とも悪とも評せざる所業に存することなり。抑々他に恵与するが如きは、之を受くるものに利あり。而して受けざるものと雖も、稍之を受くるの傾きあるを以て、世之を善と評するなり。然れども若

し与ふるものゝ利害をも併せ論ずるに至りては、未だ必ずしも全社会に利ありとは云ふべからざるなり。幸にして世人未だ善事に汲々として其私利を捨つるに至らず。是れ人間社会の今日に至りて益々繁昌する所以なり。此事本文記す所の世態人情変遷のさまに關するを以て記して以て読者の参考に供すと云ふ。

(前掲書、六八一七〇ページ)

② 二千年代(注・皇紀)の末有益なる著書多く顯はれし事

蓋し人智の未だ進まざるに當りてや、自然の道理を講究し、人類の幸福を増進せしむる類の事は未だ十分に行はれずして、却つて人心を恐怖せしむる事件に人心を集むること多し。されば太平の時に當りて世に現はれし事件は常に曖昧の内に埋もれ、却つて闘争戦乱の際に當りて人を殺し城を攻むる勇将猛卒の武者振のみぞ史上に詳なるは、諸国の歴史其揆を同じうせり。鎌倉幕府の治平を致すこと百五十年、其間執権并に評定衆の智略あり勲功ありし事は古史にも数々述ぶる所にして、且つ足利將軍の時に至り、大に武人の羨慕する処たりし事は当時の史に見ゆ。然れども此平和なる行は、当時の史家の目を注ぎし所にあらざるを以て、如何なる政道なりしか、如何なる文勲なりしかを、

今日に詳かにする能はざるは寔に惜しむべきなり。此一事を以て鎌倉時代に於て文学尚ほ民間に洽からず、人心の度未だ進まざりしを知るに足るべし。

かゝる有様を以て、日本の文学殆んど百五十年の太平の雨露に浴せし後、再び政事上の動揺出でて来て、鎌倉治世の文学の最後の光輝を発せしめたり。是れ即ち二千年代の末元弘建武の争乱なり。蓋し前文にも略ぼ説示せし如く、戦乱は到底文学を進捗せしむるものにはあらずと雖も、多く人心を蒐むる事件なるを以て、其時代に適したる進度の著書、多く此際に現はるゝことなり。されば元弘建武の乱起るに及んで、鎌倉時代に養成したる文学の種子は、更に熟練の香を添へて世に咲き出でたり。今其最も著名にして且有益なるものを列記せんに、増鏡、神皇正統記、保曆間記、太平記、船上記、伯耆卷、関城書裏書、皆見るべきの書なり。其述ぶる処は多く戦乱の有様、若しくは帝統將門の確執等を記すに止まると雖も、其間、或は政事の得失、或は帝統の正閏、并に公家武家の盛衰の基く所を論ずるもの多し。其記者の智力相同じからず、其議論素より功拙なきにあらずと雖も、其文体は則ち盛衰記平家物語等と同一のものにして、稍々漢語を交ふるの多きを見るなり。就中太平記の如きは之を用ふる事極めて多く、稍々博きに誇るの

姿なきにあらず。之を要するに、文章の点に於ては未だ盛衰記平家物語等と軽重し難しと雖も、其眼目の注ぐ所に至りては当時の書却つて往時より勝る所あり。就中神皇正統記の如きは日本古来の沿革を統括し、国家有要の事実を網羅して殆んど遺す処なし。その王家の衰頹、武族の興立等に注目し、其源由を推究するが如き、真に得がたきの書と云ふべし。蓋し我国に於て、社会の有様を記し、其変遷の基く所を論ずる書籍実にあることなし。盛衰記平家物語の如きは、其文体極めて巧みなりと雖も、着眼の鋭なるに至りては遙かに之を二千年代の末、二千年代の初に現はれたる諸書に譲らざるを得ず。而して神皇正統記は実に鋭の鋭なるものなり。之を後世の歴史に此すれば、其議論尚ほ議すべき処多く、其体未だ備はらざる所ありと雖も二千年代にして此書あるは、以て當時の文運を後世に誇稱するに足るなり。

仏法の文学に効ある事

此時に当りて隨筆の書亦見るべきもの多し。明恵上人のぼろ／＼草子、兼好法師の徒然草の如きは、議論も高尚にして、如何にも手際なる書体なり。而して其論稍々心理の事に及ぶ所あり。実に日本の文学を飾るの一具と称すべし。又程朱の学も此時初めて我

国に伝はり、玄惠法印之を学びしと云ひ伝ふ。されば我中世文学の最も盛んなりしは此時にありと云ふも誣言まがことばにあらず。蓋し学問上の研究を人心の中に発する事は、後世開化の結果にして、経験少き世には絶えて現はれざる所なりと雖も、彼の想像力に至りては早くより人の心に結ぶものなり。されば鎌倉時代の諸書中にも、智慧を進むるの資料に至りては殆ど之を欠くと雖も、情を動かすの趣向に至りては既に大に文章中に現はれたり。其所謂進歩なるものも、実に其想像力の増進に外ならざるなり。当時の史を起し事を論ずるを見るに、多くは皆無常を觀じ、物の憐れあはれを説くこと多し。抑々此想像は全く仏法より由来するものにて、王政(注・鎌倉以前)の時には未だ十分に文章上に現はれざりき。源氏、狭衣、栄華の如き、艶は即ち艶なりと雖も、未だ悚然しょうぜんとして恐るゝの想像少し。此想像、源平盛衰記より起り、平家物語に至りて最も盛んに、太平記、徒然草に至りて最も密なり。其他神皇正統記の博識にして卓見なる、保曆間記の簡單にして静肅なるも、仏法の想像に至りては自ら全篇に貫通するものあるが如し。抑々此の如き所以のものは、王政の時より仏道久しく人心に浸染し、鎌倉政府の時に至りて禅学愈々盛んなりしが為めに、文学の上に大いに現はるゝに至りしなり。而して我国の文学、此想像

の爲めに裨益を得たること少々にあらざるなり。

③ 二千百五十年文学次第に退歩せし事

鎌倉政府既に亡び、封建武族の海内かくだいに割拠せしより、世の中次第に衰へ乱れたりしかば、文学亦随つて退歩の姿となれり。然れども二千百年代の中頃即ち足利氏治世の初に当りては、鎌倉以後の文物尚ほ存するものありて文学の見るべきもの少なからず。南朝の末路に当りて世に出でたる桜雲記、統神皇正統記、南朝記伝、梅松論、吉野拾遺の如きは、前の諸書に及ばざる所多しと雖も、其文法整ふ所あり、以て当時の事情を詳かにするに必要の書なり。されば此時に於ては末だ遽たつかに文学衰零せりと称する能はざるものあり。其後封建潰裂の勢ひ日に月に増進し、世の有様益々危殆たいに迫りしかば、當時に顯はれたる書も、従ひて情味を失ひ、其文章愈々枯燥するに至れり。されば応永記は明德記より劣り、嘉吉記は応永記より劣れり。其後椿葉記、鎌倉大草子、応仁記の類ありと雖も、皆文意の明かならざるもの多し。要するに二千百五十年の頃より殆んど百年間文学次第に退歩の姿を示せり。真に歎すべきことなり。蓋し斯く文学の衰微に至るも、

彼の王政の時の如く、外国の古語に汲々として人間天性の智力を働かしむる能はざりしが如き弊風の行はれしにあらざ、其文体の自由を極めたることは恰も鎌倉時代と異なるなけれども、唯人々晏然として思想を此点に注ぎ難き世の有様となりしがゆゑなり。嗚呼、海内麻の如く乱れ、群雄割拠するの世に至りて、人民豈に文学を事とするの暇あらんや。則ち天然に打ち勝つの志は去りて、敵を亡ぼすの時となり、筆硯に親しむの楽は散じて、奮戦鏖殺の怒りとなる。茲に至りて終に文学の光を東洋孤島の内に滅せり。歎ずるに勝ふべけんや。

時代の様を想見して文学の消長を知る事

思ふに文学の消長を知るは、其記す所の時代の様子を想見すること便宜なるべけれ。彼の源平の戦、南北朝の争の有様を想ひ見るに、関東武士の勇ましき、王都の小婦の美しき、其他攻城野戦の篠木（鑄）を削る駈引まで、顔前を見るが如く思はるゝにあらざや。去りて応永・嘉吉の世の乱れ、海内涌くが如きに至りて、如何なる将士が智略ありしか、如何なる武夫が猛勇なりしか。思ふに武勇の氣当時に滅せず、鬪争射撃の術、古より拙なからじ。殊に此時とても秀才佳人の全くなきにもあらじ。唯だ其れ文学の衰へ

たるが為に、其人柄の慕ふべきなく、事跡の好みすべきを見ざるなるべし。是を以て文學の盛衰を証するに足れり。

(前掲書、一四四—九ページ)

十二、馬^ば場^ば辰^{たつ}猪^い（一八五〇—一八八八）



馬場辰猪

嘉永三年（一八五〇）五月土佐国に生まれる。慶応二年三月藩費生として江戸に出て福沢諭吉の門に入る。明治三年七月英国に留学し、同七年帰国したが、翌八年三月再度英国に遊学、十一年五月に帰った。その間彼地に在って古事記の英訳を成したことが注目せられる。十四年十月自由党結成のときには副議長として議長後藤象二郎を援けた。

翌十五年十一月、自由党総理板垣退助の洋行問題に反対して脱党。十八年十一月、同国（土佐）人であり同志である大石正巳とともに横浜にて爆発物買入れ注文せしとの嫌疑によって投獄せらる。翌十九年六月無罪放免されるや、ただちに米国に向かう。廿一年（一八八八）十一月一日、フィラデルフィア大学病院にて病死。

「天賦人權論」は明治十五年十二月に成ったもので、数多くの類書中の白眉である。ここに採った本文に明らかなように、時の東京帝国大学総長加藤弘之の、優勝劣敗・適者生存の進化論に基い

て天賦人權説を批判せる「人權新説」の駁論として書かれたものである。ここにはその最初の部分を採った。明治文化全集第五卷自由民権篇（昭和二年日本評論社刊）による。（桑原）

「天賦人權論」から

人ノ權利ハ天賦ナリ自然ニ起因ストノ説一タビ世ニ起リシヨリ之ニ抗シ之ヲ駁スルモノニシテ足ラズ。或ハ弁論ヲ以テシ或ハ実力ヲ以テス。而テ其実力ヲ以テスル者即チ專政々府ノ官吏ニシテ、遠クハ羅馬帝ベスパシアンヨリ近キハ仏王路易十六世ニ至ルマデ、皆然ラザルナク、孰レモ此ノ平等自由ヲ以テ目的（注・目ノ仇）ト為ス。天地自然ノ定則ヲ蔑如シ天賦人權ヲ撲滅スル為メ、或ハ法律ヲ制シ、或ハ兵馬ノ力ヲ用ヒタリト雖モ、奈何セン、自然定則ノアル処專政々府ノ權力モ終ニ之ヲ撲滅スルコト能ハザルノミナラズ、其企圖ハ却テ適々政府ニ災シ人間社会ヲ害スルニ至リタルノ例ハ皆世人ノ熟知スル処ナリ。故ニ天賦人權主義ノ、權力ヲ用ヒテ容易ニ撲滅シ得ベキモノニアラザルコトハ自ラ明白ニシテ、復タ更ニ喋々ノ弁ヲ要セザルベシ。

復タ弁論ヲ振ヒ理論ヲ以テ往々此ノ天賦人權説ヲ駁撃セシ学者古今其人乏シカラズ。
 往時ニ溯さかのぼツテ之ヲ尋ヌレバマキアペリ及ビホープス等ノ如キヲ以テ其最トシ、又近時ニ
 アツテハベンサム及ビオースチン氏ノ如キ即チ是ナリ。而テ某々ノ如キハ、今姑ク措おテ
 論セズ、先ヅベンサム及ビオースチン氏ニ就テ論ゼンニ、ベンサム氏曰ク、天賦人權ノ
 説ハ論理ノ結局ノ目的ト為スニ足ラズ。何トナレバ実利ニ拠よツテ判断スルニ、平等自由
 ハ唯ダ人間ノ最大目的ナル幸福ヲ求ムルノ方便ニシテ、決シテ其目的トスル処ノ者ニア
 ラザレバナリト。然リト雖モ今日人間社会ノ組織ヲ觀察スレバ、自由ト幸福トハ恰あたモ車
 ノ兩輪アルガ如ク、須臾すゆ(注・寸時)モ離ルベカラザルノミナラズ、實ニ相俟まツテ生長ス
 ルモノナリ。試ニ看みヨ、古今人民ノ幸福ヲ失フハ、上ニ專政々府アリテ人民ノ自由ヲ妨
 害スルニ基スルモノナリ。仏王ノ国民ノ自由ヲ妨ゲ英王ノ平等權ヲ害シタルガ如キハ皆
 一国騷乱ノ源ニシテ、若シ英仏ノ王ヲシテ蚤はやクヨリ人民ニ平等自由ノ權ヲ与ヘシメナバ、
 彼ノ如キ慘憺タル狀況ヲ呈スルコトハ万アルベカラズ。然リト雖モ亦時アツテ自由ト幸
 福ト相合体セザルノ例ナキニシモアラザレドモ、然モ自然ノ通理ニ拠テ推究セバ自由ト
 幸福トハ応まニ合体スベキ筈ノ者ナルハベンサム氏モ亦許ス処ナリ。而シテ適々合体セザ

ルコトアルモ、コハ唯格外ナル非常ノコトト為シテ可ナリ。

オースチン氏ハ法律学ヲ分チテ、法律ハ何デアルカ又法律ハ如何ニアルベキ筈ノモノナルカノ二問題ト為シタリ。而シテ始メノ一問題ニ就テハ法律ハ唯主治者ノ命令ナレバたとえ假令道理ニ於テアルベカラザルコトト雖モ一旦其命令スル処トナレバ法律ト為ラザルコトナク、亦法律トナレバ有効ノ者ナラズト云フコトナシ、ト論ジ、彼ノブラツクストー|ン氏が自然ニ反シタル法律ハ無効ノモノナリト云ヘルヲ駁シタリ。然レドモコハ唯ダ主治者ノ命令ナル法律ヲ基トシテ論ジタルモノナレバ、假令現行ノ法律、自然ノ道理ニ反スルモ法律トナルカラニハ有効ナルハ勿論ノコトニシテ怪シムニ足ラズ。然リト雖モ若シ|ブラツクストー|ン氏ヲシテ自然ノ道理ニ反シタルノ法律ハ無効トナルベキ筈ノモノナリト云ハシメナバオースチン氏モ亦異論ナカルベシ。

故ニ理論上ヨリ論ジ来ルモ人ノ權利ハ天賦ナリ自然ニ起因ストノ説ニ就テ直接ノ反対ハナカルベキ筈ナリ。然ルニ近時本邦ニ於テ一ノ反対論者アリ、之(注・天賦人權説)ヲ駁センガ為メ人權新説ト題スル一書ヲ著あハシタリ。此書ノ出ルヤ世上ノ弁士論客往々之ヲ評論スルモノ鮮すくナカラズ。然リ而テ若シ今此書ヲシテ唯一箇ノ書生ガ奇ヲ好ミ新きヲ競せヒ

シヨリ著述セシ者ナラバ余ハ敢テ之ヲ問ハザルナリ。又世塵ヲ避ケ山谷ニ遁レ独リ楽シム隠者ノ著述セシ者ナラバ迂濶ニシテ世事ニ通セザルハ固ヨリ当然ニシテ敢テ責ムルニ足ラズ。將タ世ノ俗吏ガ一時ノ政略上ノ為メニ之ヲ著ハシタルナランカ、此ノ如キ卑劣ノ策略ヲ以テ人心ヲ籠絡シ得ベキモノニアラザレバ、余ハ又唯之ヲ一笑ニ付シ去ランノミ。然ルニ今其著者ニ於テハ然ラズ。一箇ノ書生ニアラズ隠者ニアラズ又俗吏ニモアラズ。世人ノ目シテ通觀達識ノ学士ト為シ、殊ニ當時ハ辱クモ我叡聖文武ノ天皇陛下ノ叡慮ニヨリ特選セラレテ大学ノ總理ニ任セラレタル加藤弘之君ナリ。今君ノ如キ人ニシテ此著アリ。或ハ一時影響ヲ世間ニ及ボスコトナキヲ保スベカラズ。是レ余ノ之ヲ黙々ニ付スルコト能ハズ、敢テ一言ヲ呈セント欲スル所以ナリ。

元來進化主義ト云ヒ天賦人權説ト云ヒ、実ニ重大ナル問題ニシテ頗ル精密ノ考案ヲ要スル者ナレバ、若シ之ヲ論弁セント欲セバ殆ド一大書冊ニモ至ルベキ筈ナルニ、今コノ人權新説ノ如キハ唯ダ片々タル一小冊子ニシテ、其議論ノ粗略ナル実ニ読者ヲシテ驚愕ニ堪ヘザラシム。然リ而テ今先ヅ其ノ順序ヲ挙グレバ、第一ニ妄想説ノ有害ヲ説キ、而シテ天賦人權説ノ如キモ其妄想中ノ一二居ルモノトシテ一概ニ之ヲ排撃シ、次ニ權利進

歩ノ狀況ヲ説キ、最後ノ結論ニ於テ容易ニ權利ヲ伸暢スルヲ以テ不可トナシ、且今日我邦民権家ノ主張スル所ハ皆妄想臆測ナリ、急躁過激ナリト断言セラレタリ。凡ソ学者ノ事物ヲ論弁スルニ方リテヤ、先ヅ初ニ其理由ヲ説キ次ニ例ヲ挙ゲテ実ヲ証シ、而ル後始メテ之ガ是非曲直ヲ断定セザルベカラズ。故ニ自然ノ確証ヲ挙ゲテ実理ヲ研究セントスルノ学者ハ必ラズ皆此規矩ニ従フヲ以テ常トス。然ルニ今著者ノ如キハ然ラズ。唐突ニモ理由ヲ説カズ確証ヲ示サズ、慢リニ臆測妄断ヲ以テ一概ニ妄想説ハ有害無益ナリ天賦人權ナル者ハ決シテ実在スル者ニアラズト断言シタリ。何ゾ議論ヲナスノ容易ニシテ且ツ輕躁ナルヤ。夫レ天賦人權ハ決シテ妄想ニ非ズ。然リト雖モ今仮リニ一步ヲ譲リテ之ヲ妄想トスルモ、凡テノ妄想ハ果シテ悉ク人間社会ニ有害ナルヤ否ヤヲ論ジ、然ル後著者ノ論説ハ能ク古来ノ事實ニ適合スルヤ否ヤヲ判決セント欲ス。

試ニ看ヨ、天文学ノ如キ其ノ極々ノ最初ニ溯ツテ之ヲ見レバ、太古蒙昧ナル亜刺比亞人ノ間ニ星辰ノ變異ニ因リ人生ノ吉凶ヲトスト云フ一種ノ占星説行ハレ、為ニ人々星ノ運行ニ注意セシヨリ遂ニ天文学ヲ發明スルニ至レリ。現ニ一千七百年頃日耳曼ノ天文学者ケプラル氏ノ如キモ幾分カ此説ノ力ニ藉リテ天文学ノ研究ヲナセリト云フ。故ニ今日

ノ天文学モ其始メニ溯レバ全ク占星学ノ力ニ由リテ起リシモノト謂ハザルベカラズ。舍密学ノ如キモ亦然リ。其始メハ亜刺比亜及ビ埃及地方ノ人民等ガ諸金属ヲ鍛鍊シテ黄金ト為サント欲シ、種々ノ物品ヲ鍊化セシヨリ、遂ニ一種ノ結果ヲ發生シ、舍密学ノ端緒ヲ開クニ至レリ。其後紀元千二百三十四十年ノ頃ニ於テレーモンド・リウレー氏（注・イギリス王エドワード二世のために金をつくつたと云われるレイモン・ルルのことか）及ビグロトバー氏（注・硫酸を食塩に作用させて塩酸をつくつたドイツのグラウバーのことか、ただしこの人は一七世紀）ノ徒輩出シ、此ノ端緒ニ続イテ種々ノ薬品ヲ發明スルニ至レリト云フ。然ラバ則チ今日完全ニ至リタル天文舍密両学ノ如キモ、其始メハ皆此ノ妄想説ニ基キタル者ナリト謂ハザルベカラズ。然ルニ著者ハ此レヲ是レ察セズシテ一概ニ妄想説ヲ排撃シ去リ、妄想説ハ必ラズ社会ノ安寧ヲ妨ゲ人生ノ幸福ヲ害スルガ如ク視做セリ。著者ノ如キハ妄想ノ害有ルコトヲ知ツテ其ノ利益アルヲ知ラズ。噫何ゾ眼孔徧小ニシテ其一ヲ知ツテ其二ヲ知ラザルノ甚シキヤ。

更ニ一步ヲ進メテ之ヲ論ズレバ、著者ガ議論ノ精神ナル達賓氏ノ進化論ノ如キモ其ノ始メハ一個ノ妄想説ヨリ出デタルモノナリ。抑モ達賓氏ガ進化主義ヲ発見セシ濫觴ヲ尋

ヌルニ、(達賢氏ノ進化説ヲ駁スト題セル無名氏ノ著書ニ抛ル)一千七百年代ニ於テ達賢氏ノ親屬
中ニエラスマス・ダーウキント云フ人アリ。此人元來医ヲ業トシ兼ネテ詩ヲ能クス。最
モ本草学ニ長ゼリ。故ニ閑ニ乗ジテ詩ヲ賦シ、華萼ノ斜メニ開クハ胡蝶ノ飛ブニ似タリ、
樹皮ノ横ニ臥スハ野獸ノ躍ルニ類スなど扨ト形容セシヲ達賢氏ハ幼少ノ頃ヨリ聞キ習ヒ、動
植物ノ互ニ相因縁シテ進化スルノ關係ヲ悟リテ之レガ穿鑿せんさくヲ始メ、遂ニ進化説ヲ著述ス
ルニ至レリ。

(前掲書、四四一—三ページ)

十三、軍人勅諭

(明治十五年一月四日)(一八八二)

——「陸海軍軍人に下し賜はりたる勅諭」と題す——

陸軍省沿革史によると「此勅文ハ従来太政大臣奉勅ノ例ニ依ラズ、親シク 御名ヲ署シ直ニ軍隊ニ下賜セラレタリ。後年新設ノ各隊マタ之ヲ拜受スルヲ以テ例トス」と記されている。それまですべての詔勅は、太政大臣の奉勅によって、一般国民が拜戴するのが常であったが、この「軍人勅諭」だけは、天皇御親署の上、太政大臣を通さず、参議・山県有朋の侍立のもとに、直ちに大山巖おおくやま いわお陸軍卿(川村純義海軍卿は出張不在であった)に下し賜わった。このことは、明治天皇が、「政事」と「軍事」を峻別せられて国家統治に当たられた御姿勢を反映するものであって、大元帥陛下として、直接に陸海軍を御統率あらせられる御決意のあらわれでもあった、と拝察せしめられる。

また、この「軍人勅諭」が他の詔勅と異なっている点は、本文そのものが和文をもって記され、かつ平仮名を用いられ、ごくやさしく、かんでふくめるよう、いわば、対話の姿勢とでもいうべき記述の仕方であらう。文辞平明、学の素養の乏しい兵卒にも、できるだけ理解

し易いようにとの御心によるものであろうか。また文中、皇軍の歴史、本質から説き起こされ、軍人の道を諄々と訓諭せられておる。そして奉読する者をして厳肅な緊張感にさそわせると同時に、情理豊かな上官の心情をも指摘せられ、生き生きとした御言葉として、天皇の大御心が躍動して迫り来るを覚えさせられる。この勅諭が軍人に下された当時のことについて、陸軍沿革史にも、「聖旨優渥軍人之ヲ拝シテ感泣セザルナシ」と記述されているが、当時の軍人たちがどんなに大きな精神的支柱を得た思いであつたらうか、あながちこの記述は過言ではなかつたと思われてくる。

なおこの「軍人勅諭」の、冒頭から、語を継いで、読む者をして息をもつかせず一気に、次々の言葉を追わしめる文の構成のすばらしさは、二千五百有余年のわが国の長い歴史の歩みを、一つの生命ある脈絡のように辿らせ回想させる迫力を持ち、また、七百年におよぶ武家政治をこの日本に二度と招来せしめじ、とする逞ましい国造りの息吹を、あわせて感ぜしめずにはおかない。「天子は文武の大権を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失体なからんことを望むなり」のお言葉まで、二頁におよぶ冒頭の一文は、まさに、一気呵成に読了せしめずにはおかない、まことにすばらしい文勢である。歴史伝統を継承する心、と口に言うはやさしいことであるが、その歴史伝統を、一人の人間の心の中に統一総撰し尽くすということは、決して生やさしいことではない。この

一文は、まさに明治天皇の大御心の中に、それが整えられていたことを偲ばしめるに足るものといふべきか。そしてこの勅諭の起草者もまた、その人を得ていたことをあわせ考えさせられ、明治初期における天皇とその側近者の、ともども群を抜いてすぐれた総合的人格者であられたことが、おのずと想い出されてくるところである。

次に、いま一つこの「軍人勅諭」について、ぜひとも触れておきたいことがある。それは軍人に忠節を尽くすことを諭された中に、「世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り」とある個所で、天皇は、将来の日本において、軍人が政治に関与していくことについて強く御警告を発しておられたのである。そのことは、この勅諭の前段で繰り返し憂慮せられた武家政治の再来を是非とも避けねばならない、という御信念と内的な関連をもつ御発言であり、さらに、武備武力を背景にして国内政治を左右することが起これば、国民生活は精神的安定を失うことを憂慮されての御発言とも思われる。それは、やがて「人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス」(五箇条の御誓文)、「天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば」(明治維新の御宸翰)、など維新当初に立てられた天皇政治における大きな指標に照らししても、深く矛盾してしまっておそれのあることとして、深く憂えられての御言葉と拝察せられる。

明治百年間の日本の政治では、軍人出身者の総理大臣は、決して昭和中期に限ったことではなか

った。しかし、昭和二十年、ついに敗戦に至る約十年間の日本の政治は、軍部なるものの勢力によつて、過大な政治掌握がなされてしまった。明治天皇が御在世であられたなら、この事態をなんとごらんになられたことであろうか。この「軍人勅諭」の精神に、遠く隔ってしまったその軍人らの心情に対しては、烈火のごときお叱りがあつたかも知れない。最後までこの勅諭に忠実であつたのは、数少い一部の将校と、多くの名もない下士官、兵卒であり、これに反して出世街道を進んだ多くの軍人たちの心情には、すでに「軍人勅諭」の精神は枯渇しかけていたのかも知れなかつた。それはともかく、いまわれわれ日本国民は、改めてこの勅諭を、心静かに拝読し、心中深く味わい返えてみたいものと思う。なお原文には、濁点と句読点がなく、漢字にはすべてふりがながつけられているが、ここには読み易くするために、編者において適宜取捨をはかつた。

「軍人勅諭」の全文

我国の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ゐ、中国のまつろはぬものどもを討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二千五百有余年を経ぬ。此間世の様の移り換るに随ひて、兵制

の沿革も亦屢なりき。古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵権を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度皆唐国風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども、打続ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に変わり、遂に武士となり、兵馬の権は、一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の乱と共に政治の大権も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら、且は我國体に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、浅間しき次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より、徳川の幕府其政衰へ、剩外国の事ども起りて、其侮をも受けぬべき勢に迫りければ、朕が皇祖仁孝天皇考孝明天皇、いたく宸襟を悩し給ひしこそ、悉くも又惶けれ。然るに、朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政権を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり。歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺沢なりといへども、併我

臣民そのこころの其その心に順逆ことわりの理わけを弁わきまへ、大義たいぎの重おもきを知れるが故ゆゑにこそあれ。されば此時このときに於て、兵制あたらたを更あらため我國の光かがやを輝かがやさんと思おもひ、此十五年このが程ほどに、陸海軍せいの制せいをば、今の様に建定たてめぬ。夫兵馬それの大権たいけんは、朕ちんが統すぶる所ところなれば、其司そのつかさど々々をこそ臣下しんかには任まかすなれ、其大網おほは朕親みづから之をを攬とり、肯あへて臣下しんかに委ゆだぬべきものにあらず。子々孫々そんぞんに至いたるまで篤あつく斯旨このむねを伝つたへ、天子は文武の大権たいけんを掌握しやうあくするの義ぎを存ぞんして、再また中世以降ちゆうせいの如ごとき失体しつたいなからんことを望のぞむなり。朕あふは汝等なんぢら軍人たいげんの大元帥たいげんなるぞ。されば朕あふは汝等なんぢらを股肱ここうと頼たのみ、汝等なんぢらは朕あふを頭首とうしゆと仰あふぎてぞ、其親そのしたしみは特に深こほかるべき。朕あふが国家こくがを保護ほごして、上天しやうてんの恵めぐみに応こたじ祖宗そうじゆの恩めぐみに報むくいまるらする事ことを得えるも得えざるも、汝等軍人なんぢらが其職そのしやくを尽つくすと尽つくさざるとに由よるぞかし。我國わがこの稜威れいゐ振ふるはざることあらば、汝等なんぢら能よく朕あふと其憂そのうれひを共ともにせよ。我武維揚わがぶこゝろあがりて其榮そのえいを耀かがやさば、朕あふ汝等なんぢらと其誉そのほまれを偕ともにすべし。汝等皆其職そのしやくを守り、朕あふと一心ひとつこころになりて力を国家こくがの保護ほごに尽つくさば、我國わがこの蒼生さうせいは永とこく太平たいへいの福さいはひを受け、我國わがこの威烈ゐれつは大おほいに世界せかいの光華こうかともなりぬべし。朕あふ斯かくも深く汝等軍人なんぢらに望のぞむなれば猶なほ訓諭しんごんすべき事ことこそあれ。いでや之これを左ひだりに述のべむ。

一軍人ひとつは忠節ちゆうせつを尽つくすを本分ほんぶんとすべし。凡生およそせいを我國わがこに稟うくるもの、誰たれかは国くにに報むくゆるの心

なかるべき。況して軍人たらん者は、此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず。軍人にして報国の心堅固ならざるは、如何程技芸に熟し學術に長ずるも、猶偶人にひとしかるべし。其隊伍も整ひ節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同かるべし。抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば、兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず政治に拘らず、只一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。其操を破りて不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一軍人は禮儀を正くすべし。凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで、其間に官職の階級ありて統属するのみならず、同列同級とても停年に新旧あれば、新任の者は旧任のものに服従すべきものぞ。下級のものは上官の命を承ること、実は直に朕が命を承る義なりと心得よ。己が隸属する所にあらずとも、上級のものは勿論、停年の己より旧きものに対しては、総べて敬礼を尽すべし。又上級の者は下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず。公務の為に威嚴を主とする時は格別なれども、其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を専一と心掛け、上下一致して王事に勤勞せよ。若軍

人たるものにして礼儀を紊り、上を敬はず下を恵まずして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に軍隊の蠱毒たるのみかは、国家の爲にもゆるし難き罪人なるべし。

一軍人は武勇を尚ぶべし。夫武勇は我国にては、古よりいとも貴べる所なれば、我国の臣民たらんもの、武勇なくては叶ふまじ。況して軍人は戦に臨み敵に当るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず。血気にはやり粗暴の振舞などせんは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらむものは、常に能く義理を辨へ、能く胆力を練り、思慮を殫して事を謀るべし。小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず、己が武職を尽さむこそ、誠の大勇にはあれ。されば武勇を尚ぶものは、常々人に接るには温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて猛威を振ひたらば、果は世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

一軍人は信義を重んずべし。凡信義を守ること常の道にはあれど、わきて軍人は、信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を尽すをいふなり。されば信義を尽さむと思はゞ、始より其事の成し得べ

きか得べからざるかを審つまびらかに思考すべし。臆おぼろけ気なる事を仮初かりそめに諾うべなひて、よしなき関係を結び、後のちに至りて信義を立てんとすれば、進退谷さまりて身の措おき所に苦むことあり。悔くゆとも其詮そのせんなし。始はじめに能よくよく事ことの順逆を辨わきまへ、理非りひを考へ、其言そのことは所詮しよせん踐せんむべからずと知り、其義そのぎはとても守るべからずと悟さとりなば、速すみやかに止とどまるこそよけれ。古いにしへより或あるひは小節の信義を立てんとて、大綱たいかうの順逆を誤あやまり、或あるひは公道の理非りひに踏迷ふみまよひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑えいゆうごうかくどもが、禍わざはひに遭あひ身を滅ほろぼし、屍かばねの上の汚名をみやいを後世のちのよまで遺のこせること、其例そのためし尠すくなからぬものを、深く警いましめでやはあるべき。

一軍人は質素しつそを旨むねとすべし。凡質素およそを旨とせざれば、文弱ぶんじやくに流れ軽薄けいぱくに趨はしり、驕奢けうしゃ華靡くわびの風を好み、遂つひには貪汚たんをに陥おちりて、志こころざしも無下むげに賤いやしくなり、節操せつそうも武勇ぶゆうも其甲斐そのかひなく、世人よのひとに爪つまはじきせらるゝ迄までに至りぬべし。其身そのみ生涯しやうがいの不幸ふこうなりといふも中なかなか愚おろかなり。此風このふう一たび軍人の間あひだに起りては、彼の伝染病でんせんびやうの如く蔓延まんえんし、士風しふうも兵氣へいきも頓とんに衰おとろへぬべきこと明あきらかり。朕ちん深く之それを懼おそれて、曩さきに免めん黜ちつ條例てうれいを施行し行かうし、略はぼ此事このことを誠いましめ置おきつれど、猶なほも其惡習あくじゆの出いでんことを憂こころやひて心安こころやすからねば、故ことさらに又また之これを訓をしふるぞかし。汝等なんぢら軍人、ゆめ此訓このをし誡へを等間なほざりにな思おもひそ。

右の五ヶ条は、軍人たらんもの暫も忽にすべからず。さて之を行はんには、一の誠心こそ大切なれ。抑此五ヶ条は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ条の精神なり。心誠ならざれば、如何なる嘉言も善行も、皆うはべの裝飾にて、何の用にかは立つべき。心だに誠あれば、何事も成るものぞかし。況してや此五ヶ条は、天地の公道人倫の常經なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に遵ひて、此道を守り行ひ、国に報ゆるの務めを尽さば、日本国の蒼生挙りて之を悦びなん。朕一人の憚のみならんや。

(歴代詔勅全集、第六卷、三一—八ページ)

(編者、注) この勅諭は、その名の通り軍人に対して賜わったものであるが、その内容は、日本における「武」の道を示し、あわせて、「文と武」の基本関係に言及されているものである。従つて日本における学問ことに、社会科学系列に属する「政治学」その他の学問は、本来、この勅諭の内容について深く学問的究明に努めるべきであつたと思う。しかし、明治以来欧化主義に傾いた日本の学問、ことに大学における学風は、これに見向きもしなかつた。今日の世相ではなほさらである。だが、果してそれが正しいことであらうか。この勅諭ほど、政治学の学的対象として総合的な課題を無限に内包しているものは、他に類を見ないのでなからうか。

十四、菅すが 沼ぬま 貞てい 風ふう
 (一八六五—一八八九)

—(附) 福 本 日 南—



菅 沼 貞 風

慶応元年(一八六五) 肥前平戸藩士ひらとの家に生まる。幼名は貞一郎、長じて貞風と改めた。明治十七年、東京帝国大学古典科に入り同二十一年の夏卒業した。その卒業論文が名著「大日本商業史」である。その結語において「自今この政略(東亜占領)に干与する国々は皆ただに従前の如く英仏独の三国に止まらずして、北方よりは露国、東方よりは米国も亦之に加はり、其関係は随って甚だ重大に赴くべし。既に此期に至れば、曾て亞弗利加及び印度に生じたる事変を今世紀に再演し、太平洋は歐洲各大国の雌雄を決するの戦場となるべし。」と云っている。彼はこのように予想せられる情勢に対して先手を打つべく、明治二十二年四月フィリッピンに向かった。その時詠じた七言古詩は「苟いふしくも能く攻守の勢を一変せば、真ま蕪わらの麻は以て日本の旗を繋つなぐに足らむ」の句で結ばれている。彼地に在って実地調査に従い、ようやくメドがついたので、帰国してその企図の具体化を計ろうとした矢先、にわかに病んで、同志・福本日南等に

看とられながらマニラの客舎に逝いた。明治二十二年七月六日、二十五歳であつた。

「新日本の図南の夢」は「大日本商業史」のできた直後の執筆で、長く未発表であつたが、昭和年代にはじめて公表せられた。「竜の巻・新日本を構成せよ」「虎の巻・旧日本に愧る勿れ」の上・下二巻より成る。ここにはそれぞれの巻の一部分を取り出した。岩波文庫本（昭和十七年刊）によつた。（桑原）

「新日本の図南の夢」から

①

我国の外交にして焦眉の急とも云ふべきは条約改正の一事是なり。安政五年六月に締結せし亜米利加条約の第六条に、日本人に対し法を犯せる亜米利加人は亜米利加「コンシュル」裁判所にて吟味の上、亜米利加の法度を以て罰すべしとの一項を置きしより、此一項は従来我国と条約を締結したる国々の尽く模倣する所となり、遂に日本の地に在て日本の罪を犯せるものと雖も苟も其身の外国の国籍に属するものは、日本の法律に

照して日本の刑に処する能はざることとなり、慶応二年五月に締結したる改税約書に附添したる運上目録によりて、従来二割の約定なりしを改めて五分の税としたるより、内地に於て如何に重税を課する物品にても、苟も外国品たれば五分の輕税を以て通過することとなり、前約に比して一割五分方の損失となれり。元來國家は其國內に於ては外國君主及び其使臣の外は皆其國法によつて処分し得べきものなるに、今や我國はこの權利を殺がれたれば、之を完全なる國家とは云ひ難し。縱令この權利を殺がれたることの實利實益を害する少しとするも、税則に至つては直接に國家の休戚に關するものあり。夫れ租税の物たるや、國民の負擔すべき一種の壓力なれば、其之を負擔するは公平ならざるべからず。譬へば空氣の如し。空氣の吾人が頭上を圧するや重からざるにあらざる也。然れども吾人が其重きを感じざる所以のものは、其内外に充滿して公平偏なきが故にあらずや。今若し身體の一部分を以て、空氣を排尽したる罅隙を塞がば、空氣の壓力は這般に偏重して基平均を求め、皮膚潰裂して血液迸出するや疑なし。然れども是其罅隙の小なるのみ。若し大なれば必ず死せん。今や海關は租税の壓力に於ける罅隙なり。故に租税をして公平ならしめんと欲せば、其稅權を國家に掌握し、一張一弛之をして内國の

租税に平均せしめ、以て其公平を保たざるべからず。今や既にこの権利なし。唯国費の未だ甚だ多からざるのみ、商業の未だ甚だ盛ならざるのみ。この二者にして将来俱に著しく増大となることあらば、吾人が負担する租税の圧力は豈に這般に向て偏重し吾人が皮膚を潰裂し吾人が血液を迸出して死に至らしむるの虞なしとせんや。況や現在海関の収入は其輸入高の三千万円に過ぐるにも拘はらず、僅に百五十万円に満たざるにあらずや（輸入税のみを以て論ず）。若し之をして最初約定せしが如く二割税ならしむるとせんか、我国の政府は更に四百五十万円の収入を得べし。四百五十万円は我国歳入の二十一分の一に当る、豈に軽々に看過すべけんや。吾人は敢て保護貿易を行はんと欲するものにあらざる也。然れども海関税を以て国家歳入の要目となし、之に課するに相当の税額を以てするの外、更に内国に於て重税を課する特種の物品に向ては、自由に其平均を得せしむるに足るの租税を賦課することを得んことを欲する也。今や今年改めず、明年正さずして、坐ながら国家を困弊せしめば遂に救済の道なきに至らん。（前掲書九十一ページ）

②

図南の策を決せんと欲せば、まづ農業出稼を企つべし、我国人の長ずる所は商にあら

ずして農に在り。其長ずる所を進めて其長ぜざる所を誘ふは是万全の策にあらずや。吾人が拓ひらかんと欲する所の新版図（注・呂宋島は面積六万五千一百英方里、恰も我國の半にして、其人口は四百三十一万九千余人なり。故に其一英方里に於ける人口の割合は六十六人に過ぎずして之を我國の十四万八千四百九十六英方里にして三千八百五十万七千余人、即一英方里に付二百五十九人を有するに比すれば猶一英方里にして百九十三人、全域にして一千五百五十六万四千三百人を移住せしむるに足る。況や砂糖、麻、煙草の特有物産あるをや。若し此の地に移住せしむるに我國の鋭敏にして勤勉に、廉価にして多効なる勞力者を以てせば豈あに充分の利益なからんや。我國の勞力にして彼処に移住するもの漸く多きときは彼等が慣用する本国の必需品を齎もたらして之を彼処に販売するは、頻すこる利益ある業なるべし。而して彼等が生産したる砂糖煙草を輸入して之を廉価（天然の生産力によるが故に廉価なることを得べし）に売捌さばかば、内国の糖業煙業に従事するものは漸く移て他の有益なる業務に従事するを得べく、且や彼処を占領する欧西の一国（注・スペイン）は歐洲中最も進歩せざる人種にして、彼の有名なる麻の如きも香港なる英人の手を借て始て麻綱となつて天下の需要に應ずるものなれば、苟も我國人に固有なる機敏を以て盛

に麻綱を製造し之を我国に輸入して軍艦、商船其他百般の用に供さば亦た以て大に利益あるならん（勞力賃の廉なるが故に）。果して然らば彼処と我国との間を往来する商船は其往来俱に充分の積荷を得て愈々利益を得べきなり。既に然らば人誰か赴かざらん。天下の資本は灑然として商船となり、天下の勞力は沛然として水夫となり、船を神戸、長崎諸港に讖して、往て彼処に通商するものは漸く其数を増加すべく、航海の術を練習し貿易の業を拡張する豈に這般に勝ぐるものあらんや。

（前掲書、六一―二ページ）
注・貞風が死んで十二年目の明治三十四年（一九〇一）にはフィリッピンは米國領となつた。

（附） 福本日南について（一八五七―一九二一）

菅沼貞風の同志福本日南は、安政四年（一八五七）福岡市地行下町に生まれた。名は巴といい後に誠と改めた。貞風とルソン島に渡る途中、赤道を越えた時から日南と号した。後、「日本新聞」・「二六新聞」の記者、「九州日報」主筆、代議士になつた。明治三十一年のころヨーロッパに遊んだ。万葉調の歌をよくし、「日南歌集」がある。著書多く、「元禄快挙録」が最もよく知られている。大

正十年（一九二二）九月二日歿。ここに「日南歌集」から貞風にかかわりのある歌を引いておく。

（桑原）

与^と菅沼貞風^一前後^{シテ}入^リ呂宋^ニ、将^{シテ}発^ス長崎^ニ、慨然^{トシテ}有^リ作[。]

火の国の瓊^{たま}の浦曲^{うらわ}の夕なぎに八十島^{やそ}かけて船出しにけり

八十島を大和島根に数へんと思立ちつるこの船出かな

哭^{ナク}菅沼貞風^一

貞風^一矯々^ニ有^リ烈士[。]与^と我^レ同^ノ入^リ呂宋^ニ。日夕共^ニ謀議^ヲ。

一夜^一罹^リ劇疾[。]翌朝^ツ終^ル不^レ起[。]我^レ哭^シ而^{シテ}発^ス挽歌^一。

磨きこし心のたまの緒を絶えて荒野の露と消えし君はも

将^{シテ}発^ス麻尼拉府^ニ而^{シテ}東帰^リ告^ス別干^ニ貞風墓^一。

思ひきや真楨^{まかぢ}が岡に君を置きて真蕪^{まむら}の浦を舟出せんとは

十五、二葉亭四迷 (二八六四—一九〇九)



迷四葉亭二

小説家・翻訳家。元治元年、東京に生まる。本名長谷川辰之助。明治十九年、東京外国語学校露語科中退。二十年、「浮雲」の第一編発表。其の後、内閣の翻訳官や海軍の編修書記などを歴て、外語教授になつたが、三十五年それを辞して北京にゆき、京師警務学堂提調となる。翌年提調を辞して帰朝。三十七年、大阪朝日新聞に聘せられて東京に勤務する。四十年、ペテルブルグにゆき、一年にならぬ中に病を得て帰航の途中、ベンガル湾の海上で客死した。四十六才であつた。「浮雲」は言文一致体で書かれ、日本最初のリアリズム小説で、其の当時の小説と比較すると群を抜いており、本格的のものとして、不滅の名声を保っている。翻訳は創作よりも、その文体や言葉づかいがキビキビしておりすぐれていて、原文の微妙な点まで伝えており、当時の青年に大きな影響を及ぼしたのであると云われている。彼は「こんなまづい物を書いて原稿料を取つては相済まん」と言つたそうであるが、非常に謙譲で真面目な態度がう

かがえる。また「小説は男子一生の業ではない」と言ったりしているところをみると、先駆者として色々苦勞したものとされる。「余の言文一致の由来」の中で、成語や熟語は使わない、深川言葉を参考にしたという所で、「いかにも下品であるが、併しポエチカルだ。俗語の精神は茲に存する。」と言っている言葉などに、庶民的な生活態度と共に独歩と同じように一般普通の些事の中に真実を見出そうとしている彼の態度や考え方が、良く示されているとおもう。(葛西)

「余が言文一致の由来」の全文

言文一致に就いての意見、と、そんな大した研究はまだしてないから、寧ろ一つ懺悔話をしよう、それは、自分が初めて言文一致を書いた由来——も凄まじいが、つまり、文章が書けないから始まったといふ一伍一什の顛末さ。

もう何年ばかりになるか知らん、余程前のことだ。何か一つ書いて見たいとは思つたが、元来の文章下手で皆目方角が分らぬ。そこで、坪内先生の許へ行つて、何うしたらよからうかと話して見ると、君は円朝の落語を知つてゐよう、あの円朝の落語通りに書いて見たら何うかといふ。で仰せの俣にやつて見た。所が自分は東京者であるからいふまでもなく東京弁だ。即ち東京弁の作物が一つ出来た訳だ。早速、先生の許へ持つて行

くと、篤と目を通して居られたが、忽ちはたと膝を打つて、これでいゝ、その仮でいい、生じつか直したりなんぞせぬ方がいい、とかう仰有る。

自分は少し気味が悪かつたが、いゝと云ふのを怒る訳にも行かず、と云ふものゝ、内心少しは嬉しくもあつたさ。それは兎に角、円朝ぼりであるから無論、言文一致体にはなつてゐるが、茲にまだ問題がある。それは「私が——でゐます」調にしたものか、それとも、「俺はいやだ」調で行つたものかと云ふことだ。坪内先生は敬語のない方がいいと云ふお説である。自分は不服の点もないではなかつたが、直して貰はうとまで思つてゐる先生の仰有る事ではあり、先づ兎も角もと、敬語なしでやつて見た。これが自分の言文一致を書き初めた抑々である。

暫くすると、山田美妙君の言文一致が発表された。見ると、「私は——です」の敬語調で、自分とは別派である。即ち自分は「だ」主義、山田君は「です」主義だ。後で聞いて見ると、山田君は始め敬語なしの「だ」調を試みて見たが、どうも旨く行かぬと云ふので「です」調に定めたといふ。自分は始め、「です」調でやらうかと思つて、遂に「だ」調にした。即ち行き方が全然反対であつたのだ。

けれども、自分には元來文章の素養がないから、動まもすれば俗になる、突拍子とつぱしもねえことを云やあがる的になる。坪内先生は、も少し上品にしなくちやいけぬといふ。徳富さんは(其の頃『国民の友社』に書いたことがあつたから)文章にした方がよいと云ふけれども、自分は両先輩の説に不服であつた、と云ふのは、自分の規則が、国民語の資格を得てゐない漢語は使はない、例へば、行儀作法といふ語は、もとは漢語であつたらうが、今は日本語だ、これはいい。併し挙止閑雅といふ語は、まだ日本語の洗礼を受けてゐないから、これはいけない。磊落らいらくといふ語も、さつぱりしたといふ意味ならば、日本語だが、石が転ころがつてゐるといふ意味なら日本語ではない。日本語にならぬ漢語は、すべて使はないといふのが自分の規則であつた。日本語でも、侍はべるものものは已に一生涯の役目を終つたものであるから使はない。どこまでも今の言葉を使つて、自然の發達に任せ、やがて花の咲き、実の結ぶのを待つとする。支那文や和文を強ひてこね合せようとするのは無駄である。人間の私意でどうなるもんかといふ考であつたから、さあ馬鹿な苦しみをやつた。

成語、熟語、凡たゞて取らない。僅に参考にしたものは、式亭三馬の作中にある所謂深川

言葉といふ奴だ。「べらぼうめ、南瓜畑かぼちやばたけに落おつこちた凧たこちやあるめえし、乙おつうひっからんだことを云ひなさんな」とか、「井戸の釣瓶つるべちやあるめえし、上げたり下げたりして貰もらふめえぜえ」とか、「紙幟のぼりの鐘馗しよんきといふもめッけへした中揚底なかあげぞこで折ながわりい」とか、乃至ないしは「腹は北山しぐれ」の、「何で有馬の人形筆」のといった類たぐいで、いかにも下品であるが、併しポエチカルだ。俗語の精神は茲こゝに存するのだと信じたので、これだけは多少便りにしたが、外には何にもない。尤も西洋の文法を取りこまうという気はあつたが、それは言葉の使ひさまと違ふ。

当時、坪内先生は少し美文素を取り込めといはれたが、自分はそれが嫌ひであつた。否寧ろ美文素の入つて来るのを排斥しようと力つとめたといつた方が適切かも知れぬ。そして自分は、有り触ふれた言葉、エラボレートしようとかかつたのだが、併しこれは遂とうく不成功に終つた。恐らく誰がやつても不成功に終るであらうと思ふ。中々困難だからね。自分がかうして詰つまらぬ無駄骨を折つたものだが……。思へばそれも或る時期以前のことだ。今かい、今はね、坪内先生の主義に降参して、和文にも漢文にも留学中だよ。

十六、新にい島しま 襄じょう
 (一八四三—一八九〇)



新 島 襄

天保十四年(一八四三) 正月十四日(陽曆二月十二日)、江戸神田一ツ橋門外の上州安中藩主・板倉伊予守勝明の屋敷内に生まれる。幼名は七五三太。十八、九歳のころ幕府の軍艦教授所にて、数学・航海術等を学ぶ。元治元年三月十二日(二十二歳)、備中松山藩主・板倉周防守勝静の持船・快風丸にて品川出帆、函館に航し、ついで六月十四日

(陽七月十七日)、幕府の禁令を犯してベルリン号にて国外へ脱出、北米ボトスンに着く。同地にて就学。明治四年ボストンにて知り合った森有礼の世話で日本政府より公然と米國留学を認められる。五年ワシントンにて日本特命全權副使木戸孝允並びに文部理事官田中不二麿に会う。そして田中に随行して米歐の学事を視察する。六年九月米國に帰還。七年十一月、日本に還る。八年十一月、山本覚馬等と謀り、同志社英学校を設立。生徒八名。九年(三十四歳)覚馬の妹八重と結婚。十七年四月欧米巡遊の途に上る。翌十八年十二月帰國。廿一年四月十二日、京都知恩院に官民有志を招き、

同志社大学設立の旨意を開陳、以後その実現に奔走す。廿三年一月廿三日永眠（四十八歳）。「新島襄之墓」の碑文は勝海舟の筆。

ここには同志社編「新島襄書簡集」（岩波文庫）から五通えらんで載せた。（桑原）

「新島襄書簡集」から

① 新島民治宛（襄・廿四歳）

敬で鄙辞つひしんひを呈し奉り候。御老大人様（祖父）初め御一統、御起居恙つつがなく御座候はんと祝賀奉り候。

扨て小生儀不肖と雖も国家に一分の力を竭つくさんと存じ、成業の為め箱楯はこだてへ罷越し候処、風説とは雲泥の相違にて格別使（仕）へるべき人物もこれ無く、且つ少年の狂気、業若し成らざれば死すとも帰らじと決心仕り、生命に拘かかわり候はん国禁をも恐れず、及び義すて難き主君を棄て、情わかれ難き親族をも顧みず、去々年（元治元年）六月十四日（陽曆七

月十七日)夜半、竊に港内に泊せし米利堅商船「二本橋にてペルリオンと名く」に乗移り、遂に万里の外に跋渉仕り、長く拳族をして悲哀に沈ましめん事多罪の至り万万謝し難く候。然し小生竊に謂ふ、此挙敢て君父を捐るに非ず。且つ飲食榮華のためにあらず。全く國家の為に方心を竭さんと存じ、中心燃るが如く遂に此挙に及び候。

扱て箱桶を辞してより所々遍歴仕り、漸く去年(慶応元年)六月十七日(陽七月廿日)恙なく合衆国の名港ポストンに到着仕候。扱て小生茲にあり船番を為せしに、或日船主ハルデー君「此前の二本ばしらの船主に非ず、全く別船にてワイルド・ロバルと名づくる(船の)船主にして、当港指をりの金穴家なり。小子支那にて此船にのり移れり」船見分(検分)に参り小子の志如何を問はれしゆへ、小子実を告げしかば、船主深く小子の志に感じ、早速小子をして上陸せしめ、小子の為によき衣類を求め呉れ、アンドワ県の大学校(フィリップス・アカデミー)に送り、ことごと尽く雑費を払ひ呉れ候故、小子今は辛苦の雲霧れ学問專一に仕り候。

扱て古人の申せしに、乗出せし船再度廻し難し云々にて、小子唯々成業をのみ期し居候。然し時々大人及び御老大人御母様、定めて小子の拳を御歎き遊ばされ候はんと推察奉り候へば、胸中裂るが如く感涙袖を湿ほし候。何卒大人此の如き大胆の児を御持ちな

され候は御身の不幸と思召し、且つ小子の挙、世間の放蕩無頼の児と向趣同じきかを御比較遊ばされ、数年の間小子無きものと御諦め、切に御老大人及び御母様を御慰め、且つ御身の御保養專一に遊ばさるべき様、合掌仕り候。切て縷々申上度きも、書するに臨み心緒錯雜、涙筆共に下り万一も尽し難く候。多罪万恕

不忠不孝の児 新島七五三太

敬幹

尊大人様 侍史

(前掲書、七通目)

② 母新島とみ宛(襄・廿五歳)

一筆申上候、左様に御座候はゞ父上様より九月十七日付「アメリカの十月五日」の御書状慥に奚許に参り拜見仕候。切て御祖父様初め御一統御機嫌克く在らせられ候事、山々嬉れしくぞんじ上申候。次に私事も大丈夫にして学問修業いたし居候まゝ、何卒御安心下さるべく候。さりながら、おまえ様には定めて私の箱楯より出奔いたし候事を不幸の働きと思し召し成され候はんとぞんじ候はば、私において実に当惑いたし候。私事右

の働きをいたし候事、全く御国の為め、かつおまえ様の御為を深く思ひこみ、学問成就の上幾重にも御鴻恩をむくいんとぞんじ、人情分ち難きを分ち、衣食の工風も致さず、雨風のなんぎをも苦に懸けず、身のつゞくまではたらき、且又飢えたらば死すのみと氣を大丈夫に持ち、甲子の年(元治二)六月十四日夜九ツ時(十二時)に、箱楯の港より出奔いたし、遂に身をはるく海路にやつしけり。それより十五日を経てから、(唐)国のシャンハイと申す所へ参り、一ヶ月逗留。但し此度私の乗り参り候船(メルリン号)は日本に帰らねばならぬ趣にて、船の甲比丹(セイボリー船長)私を外(ほか)の船(ワイルド・ロバー号)に移し呉れ候。扱て、その船に乗り移り候事は私大幸の基と相成り候。それよりフリーチャウ(福州府)へ参り候。ここにて月見をいたし候。扱てカラ(唐)にては団子等は一切こしらへず、鶏の肉を飯のうちにたきこみて、それを月に供へ申候。扱て此港の景色殊のほかよろしく、かつ月は隈もなく照り実(まこと)にその夜は寝ることも忘るゝ程に候。去りながら古郷はとかく忘れがたく候て、思はずも「たらちねは如何有りけんけふの月」と申す句を得申候。その港より所々へ参り、凡そ五ヶ月程カラに逗留いたし、それより交趾と申す国へ参り一ヶ月逗留。こゝは至つてあつき国にて夏冬の差別はなく、草木生々と茂げ

り、米の収納は一年に二度づゝ御座候。此国にサイゴンと申す大河御座候。その中に大なる鰐わに住み居候由、私も五尺程の鰐の子岸に上り甲（羅）をほすを見申候。その形は図の如し。（図略）此所は七八年前よりフランスの領分と相成りし由にて、スランス人台場を築き、凡そ三千人程の士卒を備へ置候。それより再びカラのホンコンと申す港へ帰り、一ヶ月そこに逗留。それより呂宋ルソンと申す島の港マニラへ参り一ヶ月逗留。こゝも矢張り甚だ暑き所にて夜分は寢間に眠り難く、船の甲板上に厚き帆布をはりその下に眠り居候。扨てこゝにて沢山の麻布をかひこみ申候。此は実に世界に比類なき名麻にして船の帆繩を作るに妙なる由。（注・菅沼貞風の項・参照）

その港を出て十日程を経て直に日の下に参り候。此所は赤道線と申して甚だ暑き所に御座候。去りながら度々驟雨あつち参り私共の暑き難儀を除き呉れ候。かつ此辺にて度々小さき竜巻に出逢ひ申候。扨て日本の船乗共タツマキを見て竜が昇天するなどゝ申候へ共、是は馬鹿らしき話に御座候て、決して竜の如き怪しきものは海中に住み申さず候。

扨てジャハジャガタラの島に近づき候へばその島の住人小舟に乗込み、鶏・とうなす・ジャガタラ芋いもを船へ売付け申候。此島の人は色黒くして甚だきたなく、かつ日本の婦人

にひとしく白くみがくべき齒を黒く染め申候。此島をはなれしより二ヶ月半ほど一切島を見申さず、只だ山の如き大波の中にドブン々と漂よひ居候。去りながら私事は一切退屈いたし申さず。船にてそれ相応の働きをいたし、自分の衣類は勿論、甲比丹の衣物を洗らひ、つぎ当等あてもいたし、かつ暇ある時は英の書物を読み、航海術を修業いたし候。扱てその甲比丹（テイラー船長）は、至つて親切なる人にて決してこよとなどは申さず、私の実直に万事を取扱ひ、かつ学問出精いたし候を深く感心いたし、私に相応の衣類を与へ呉れ、実に己れの子の如く取扱い呉れ候。

扱て喜望峰と申す所を経て一ヶ月半程の日数にてアメリカの国なるボストンと申す所へ恙無く到着仕候。

扱てこゝにて二ヶ月半程船番をいたし居候ひしに、その船の持主（ハーデー）は此港の名高き金持ちにして、私のために衣服をよきに求めくれ、此所より北東十里程の所「此所をアンドワと申す」にある名高き学校へ遣し呉候。扱てその風俗は父上様への前状に委しく申上候。

私事去る秋よりその学校を辞し、一段高き学校なるアーモスト・コルレヂに移り候。

このアーモストと申す所はボストンより西に当り、五十里程離れ居候へ共蒸汽車に乗る故、ボストンを午後八ツ時(二時)に出て、夕の六ツ時半(七時)に其所に到着仕候。其所の風景は以前のアンドワより一斎よろしく、種々の綺麗なる書生寮・書物庫・珍奇をあつめ置く所・ジムネージャム等之れ有り。所々小高き山あり。その間にコンネクチュクトと申候名高き大河横たはり、その風景のうつくしき、画にもかきがたくぞんじ候。当所に罷在り候書生共、至つておとなしく聖人の道を以て相交り、日本の書生の酒を飲みみて大口をはき候事は一切致さず、只々学問を出精いたし、日に一度づゝかのジムネージャムに参り、球をころがし色々の遊びを致し候。かつ七日目には必ず下衣・下股引・上纏半等(じゆばん)を着替へ候故、一切半風子などはワキ申さず候。(中略)

おまえ様には武士の妻にあらせられ候間、武士の心を持ち、私の事はクヨ／＼思召さず唯々御身の御養生御保養專一に成され、かつ又父上様は勿論御祖父様を丁寧ていねいに御取扱ひ、おみよ殿(裏第三姉)は身不自由の故、何卒やさしく御取扱ひ、あまり心配をかけぬ様願上げ奉り候。且双六殿(弟)学問修養の事に付、トヤコヤと仰せられぬ様いたし度く候。私に於ては御母様の御病氣を甚だ心配し居候処、御便りにて全く御快く成られ候

趣、私に於ての喜び譬へて申さふ様も御座無く候。何卒此後は一切万事に御心配成されず、只々御保養の事を御工風成さるべく候。何れ私事も遠からず学問を仕遂げ帰參致し、幾重にもおまえ様の厚き御恩を報ぜんとぞんじ候間、当分私はなき者と思召し、かつ此度差上候私の写真像を私同様に思召し、決して決して私の事は御案じ下されまじき様願上げ奉り候。

千八百六拾七年十二月二十四日

七五三太

御母上様

(前掲書、十通目)

③ 妻新島八重宛

此間中より度々御文通下され候て、私よりもそのつどに御返事も申上度く候へども、此地(岡山)へ参り本月十日より河辺と申す所に参りそこにて中川様・ベレー様と共に兩三日留まり、毎夜相続き説教いたし、十三日の朝河辺を出で倉敷と申す所に参り、兩三の人物に面会いたし、十五日は乃ち安息日には岡山にて説教いたし、十七日よりケレ一御夫婦・木全様御家内と共に備中松山「今は高梁と申候」へ趣き、その夜高梁小学と申す

学校にて私と中川様にて説教いたし候。そこに参りし者は凡そ三百人余、その翌日十八日は早朝より多くの人々に面会し、午後より、二十年前松山侯（板倉周防守勝静）の御手船快風丸と申す西洋型の船に乗りて、私、備中松山（玉島港ならん）に参り候節、同船せし加納格太郎と申す人の家を尋ね、久しぶりにて夕景迄で緩々と話をなし、夕飯の御馳走になり、夜八時より例の学校にてケレー様并に私も説教いたし候。その節は学校一杯にも参り四百人余のよし。十九日にも矢張り多くの人々参り中々少しの暇もなく候。

（中略）

松山より帰りがけに、昔大和にて中山（忠光）殿に随ひ一揆（天忠組）を起し敗軍に及びて生擒となりし私の旧友原田亀太郎と申す者の家を尋ね候に、老父煙草屋市二郎今に存命にあられ、私に昔話をなし袖の涙をしぼりつゝ、大和の軍より遂に亀太郎の京獄に入れられ、獄中より父に遣せし文などを示し呉れ、私に逢ひしは悴に逢ひ候同様と申され候て、大いに喜び呉れ候。十九日の昼にその煙草屋に昼飯に招かれ候。その日には亀太郎の獄中より父に遣せし文を写し取り候。

それより又加納様に参り風呂の御馳走になり、少し休み、夕刻にぜんざいの御馳走に

なり候て大笑ひを致し候。私東京にて松山侯の快風丸に乗り（元治元年三月）函館に参る時加納様別杯を為さんとて、無理に料理屋に行くことを勧め申し候時、私は、酒はいや、し、る、こ、を呉れと申し候へば、別杯の代りにし、る、こ、を御馳走に相成り候事ありしを、加納様は御忘れなく、別るゝ時もし、る、こ、なれば、又逢ふ時もし、る、こ、なるべしとて、その夕は、ぜ、ん、ざ、い、の御馳走下され候次第に候。（中略）

帰京も段々に遅く相成り氣の毒に候へ共、是も亦主の為、十字架の一なれば、御さむしくあるも御しんぼうこれ有り度く候。扨て色々申上度も十分長手紙に相成り候間、余は後日を期し候。以上

二月廿五日（明治十三年）

襄

八重様（在京都）

（前掲書、三十八通目）

④ 大隈重信（外務大臣）宛

謹啓 数日前寸書奉呈、拜謁相願ひ候は別儀に非らず。過日高聞に呈し奉り候明治專門学校（同志社大学）設立の件に付きてはかねて井上（警）伯にも御賛成の儀相願ひ候処、

殊の外御賛成相成候間、已に僅々の有志家を招かれ種々御配慮下され候事これ有り、近々該有志家等の寄附金如何に付き再び一会を催さるべき旨、過日御談これ有り候。右に付き愚考候に、閣下には已に小生等の企てを御賛同下され、岩崎氏又その他の人にも贊助の旨御勧め相成り候由なれば、仰ぎ願くは、此上は両伯（井上・大隈）御話し合ひの上何れにか御一所に御会合遊ばされ、それぞれ有志家を招かれ結局の御談判を遂げさせられ候はゞ重々至極と存じ、先づ閣下の御内意を伺ひ奉り度く存じ、御帰京後速やかに拜謁の儀相願ひ候訳に候。元来両伯には政治上或は多少御意見の隔異なる所これ有るや、は存じ申さず候得共、民間の教育事業御賛成の一点に至りては毫も隔意せらるゝ所はこれ有る間敷くと了察仕り、且つ朝に在つて両伯丈だは必らず吾人の挙に何等かのシンパセーを下示せらるゝべしと確信仕り候処より少しも顧慮する所なく断然相願ひ候事なり。然るに両伯には只々御賛成下され候に止まらず、非常に御賛翊下され候は小生に於て喜欣の至り、実に手の舞ひ足の踏む所を知らざる程に候。（中略）

伏て願はくば、閣下の大度、幸ひに小生の願ひを容れさせられ、両伯御会合の事を御承諾あらん事を。万一閣下に於て何の御差支へもなく御承諾下され候はゞ、小生は直ち

に井上伯に趨り、右御会合の事を請願仕るべく候。右閣下の御意見如何を伺ひ奉り度く此の如く候なり。

敬白

七月十日（明治廿一年）

新島 襄

大隈伯殿閣下

（前掲書、七十五通目）

⑤ 児島惟謙宛

秋冷相催ふし候際益々御多祥欣賀奉り候。陳のよればその後小生よりは甚だ御無音に打ち過ぎ候条御海容賜はるべく候。過般令息正一君御入校の時、令夫人には態々御来訪下され、又御土産頂戴仕り有り難く万謝奉り候。又かねて御高配を勞し奉り候大学の件に付き、相替らず御配慮下され候趣き承知仕り、御陰を以て久原（庄三郎）藤田鹿次郎氏の兩人より壹千円差出し呉れ候より、甚だ恐入り候へ共、此上は鴻之池（善二郎）の寄附御工夫下され度く呉々も切望奉り候。小生事も当秋は関東にて一運動仕るべき計画にこれ有り候処、条約改正の騒動、大隈伯の遭難（十月十八日）、内閣の変動（黒田内閣辭職）等より、暫時は着手を控へ居り候へ共、一兩日中には新内閣（臨時、三条実美 後、山県有朋）も相定まり

申すべく、随て人氣も落付き申すべく候間、来月一杯は関東に着手の心掛に罷り在り、郷里なる上州並に福島地方へも出張の心組に御座候。近頃大阪の金融は面白からざるやに承はり及び候へ共、金森（通倫）氏度々出張の手筈に仕り置き候間、諸事宜しく御差図下され度く希ひ奉り候。御存知の私共、兎角世事に迂遠にこれ有り候間、運動の方法等、尚ほ此上も御遠慮無く御教示下され度く仰ぎ奉り候。右願用旁々近來の御無音を謝し奉り度く此の如く候なり。敬白

十月二十六日（明治廿二年）

新島 襄

（在東京）

児島控訴院長

閣下（在大阪）

憚りながら高島中将西村知事遠藤造幣局長等の諸高官に御面会の節は宜しく御鳳声下され度く仰ぎ奉り候。又殊に夫人へ宜しく仰せ上げ下され度く希ひ奉り候。

近頃国家の実況を見、時危ふして偉人を思ふの句をいたく感じ、時々吟誦仕り居り候。

（前掲書、八十六通目）

十七、元もと田だ永なが孚ざね（一八一八—一八九二）



元田永孚

元田永孚は、文政元年（一八一八）、熊本城下山崎町に生まれた。あだな字は子中、通称伝之丞、はじめ茶陽と号し、後に東野と号した。幼くして家訓を受け、十一歳の時、時習館に入り、十五歳にして経史の大義を講じ修身治国の道を求め、二十歳にして時習館居寮の命を受け、横井小楠（一八〇九—一八六九）と相識り、後、長岡監物けんぶつにつき大いに道

義を学んだ。安政五年（一八五八）四十一歳にして家督を命ぜられ五百五十石を受け、文久二年（一八六二）京都留守居を命ぜられ、翌年、中小姓頭を経て、後年、高瀬町奉行に任ぜられたが、明治三年、城東大江村に隠棲、五楽園を開いて教育に従事す。しかしいくばくもなく藩侯の侍読となり、教授に転じ、明治五年はじめて朝命を拝し宮内省出仕となった。時に五十五歳であった。

明治天皇・皇后の御信任篤く、十一年、特旨を奉じて論語を進講し、以後十九年間、毎年一月に進講を続け、この間十二年の夏には、親諭を奉じて「幼学綱要」を編し、二年を経て成り、これを

たてまつった。十一年皇后大夫、十四年一等侍講、十九年宮中顧問官、二十一年枢密顧問官等を歴任、「教育勅語」渙発のあと八十余日を経て、二十四年一月二十一日特に男爵を授けられ、高恩に感泣しつつその翌日歿した。年七十四。青山墓地に葬らる。

元田永孚は、明治天皇・皇后両陛下に二十年の永い間奉仕し、一意君徳を輔弼し奉った人で、三条実美、副島種臣とともに明治初期におけるその功績は、筆舌につくし難きものがあつた。ここには、「幼学綱要」「進講録」「聖諭記」を引用して、元田永孚を紹介することにした。

(1) 「幼学綱要」から

① 「幼学綱要」序（原漢文）の全文

明治十二年夏秋の間、臣永孚経筵に侍す。

皇上親諭して曰はく、^{のたま}教学の要は、本末を明らかなにするに在り。本末明らかなれば則ち

民の志定まる。民の志定まりて天下安らかなり。之が為には幼学より先なるは莫し。汝、

文学の臣と、宜しく一書を編して以て幼学に便にすべしと。臣誠に恐れて、勅を奉じ、

謹しみて 聖意の在る所を審らかにす。蓋し我が

祖宗、天に継ぎ極を建て、人を教へ民を化したまふこと、一として至誠に出でざるは莫し。是を以て民皆な純一正直にして父子の親篤く、而して君臣の義明らかなり。六経我に伝はりて自り、仁義道德の説、益々明らかに愈々広し。世運隆替、学科迭ひに興ると雖も、教への要に至りては、則ち復た加ふること莫し。夫れ道德に基づきて、知識に達し、彝倫に始まりて、事業に及ぶは、教学の要なり。故に之を道くに仁義を以てし、之を教ふるに忠孝を以てし、天下の民志をして茲に一定せしむれば、則ち其の智の進む所、其の才の成る所、言辞に発し、行実に顕はれ、施きて事業を為す者、仁義忠孝に出でざるは莫きなり。苟くも志向未だ定まらずして、知識才芸の務めに専らなれば、則ち徳性を殞し教化を傷ひ、其の害勝げて言ふ可からず。宇内を達観するに、其の華夏と称し文明と称する者も、猶ほ叛乱を免れず。是れ他無し、智力を先にして仁義を後にすればなり。苟くも仁義を後にして智力是れ競はば、則ち甲乙相軋り、上下交々争ひ、奪はずんば鑿かず。其れ是くの如くなれば天下の乱、何を以て止まんや。夫れ三尺の童も、忠孝に死することを知るは、我が邦固有の俗なり。豈に

列聖の崇たつとびたまふこと此こゝに在りては、習慣の久しきを以てに非ずや。風移り俗易はり、民唯知識才芸に務め、本を棄て末に趨おしり、遂には將まさに仁義忠孝の何物為たるかを知らざるに至らんとせば、則ち其の弊害果して何れの所にか底止せんや。今幼稚の児、知慧未だ定まらず、慣染猶ほ浅し。是の時に於て、先づ之に教ふるに仁義忠孝の道を以てせば、浸漬涵蓄、習と性と成り、道德是に由りて以て淳あつく、彝倫是に由りて以て正しくして、風俗の美、声教の懿い、將に上世を度越し、宇内に冠絶する者有らん。聖意懇到此こゝの如し。誰か敢て感激せざらんや。輒すなはち文学諸員と相議はかり、謹しみて古今言行の彝倫道德いりんに關し、幼童に近切なる者を択あび、編纂訂正して以て上たてまつる。辱かたじけなくも、叡覽を賜ひ、鈇しんし梓して以て世に布かしたまふ。嗚呼、

皇上世を憂ひ民を愛したまふの意深し。故に教を垂れ人を道きたまふの方至れり。但臣等学浅く識陋にして、以て 聖意の万一に副たひたてまつるに足らず。深く恐悚しやうする所以なり。然れども觀る者是の書に由りて、以て本末先後の紊みだる可からざることを知り、講習して懈おらず、俛べん焉えんとして職を竭つくさば、則ち 聖旨を奉じ国恩に報むゆる所以の道に於て、差たがはざるに庶幾ちかからんか。若し夫れ発揚薰陶して、以て徳性を成さば、則ち又教導を望

むこと有るの人と云はん。

明治十四年辛巳六月

一等侍講正五位臣元田永孚謹撰并書

② 「幼学綱要」総目

孝行第一

忠節第二

和順第三

友愛第四

信義第五

勤学第六

立志第七

誠実第八

仁慈第九

礼讓第十

儉素第十一

忍耐第十二

貞操第十三

廉潔第十四

敏智第十五

剛勇第十六

公平第十七

度量第十八

識断第十九

勉職第二十

③ 「幼学綱要」から

孝行第一

天地ノ間、父母無キノ人無シ。其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ、成長ノ後ニ至リ、其恩愛教養ノ深キ、父母ニ若ク者莫シ。能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力ヲ竭シテ、以テ

之ニ事^{つか}へ、其愛敬ヲ尽スハ、子タルノ道ナリ。故ニ孝行ヲ以テ、人倫ノ最大義トス。

(宮内省蔵版の「幼学綱要」の原本には、この本文のあとに長文の解説、古典からの引例がつけられてあり、例えば、昭和十三年刊の「岩波文庫」本においては約二十ページに及ぶ分量になっている。全二十項目の全文は、同文庫本で三百ページの大部のものであるが、ここには省略することにした)

忠節第二

宇内万国、国体各異ナリト雖モ、主宰有ラザルノ民無シ。凡人^{およそ}臣タル者、其君ヲ敬シ、其国ヲ愛シ、其職ヲ勤メ、其分ヲ尽シ、以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス。況ヤ万世一系ノ君ヲ戴キ、千古不易ノ臣民タル者ニ於テヤ。故ニ臣ノ忠節ヲ子ノ孝行ニ並ベテ、人倫ノ最大義トス。

和順第三

人ニ男女アリ。故ニ必^{かならず}夫婦アリ。夫婦アリ、然後父子アリ、兄弟アリ、以テ一家ヲ成ス。夫ハ其外ヲ治メ、婦ハ其内ヲ修^{おさむ}ル者ナリ。夫婦和順ナレバ、一家斉整ス。所謂^{いはゆる}ル人倫ハ夫婦ニ始ルナリ。之ヲ忠孝ニ並ベテ、人倫ノ大義トス。

(後略)

(昭和十二年、弘道館刊、高森良人著「元田永孚先生の遺訓」九七一—一〇三ページ)

(2) 「進講録」について

① 「進講録」についての元田永孚の手記

毎年一月七日御講書始はじめは旧例に由りて必ず 経筵に臨御在らせられ、和漢洋の三書を進講せしめらる。此選に当る者真に学者の榮とせり。永孚明治五年一月七日始めて堯典の首二節を進講せしより、六年一月七日には大学の明々徳一節を進講し、七年には帝鑑図説李泌優待の条、八年には書経大禹謨たいうぼの第二節、九年には論語為政の一章、十年には新民の伝、十一年には道千乗国の章、此時三条太政大臣大久保参議も列席にて君徳輔翼専ら主張の始めなり。十二年には詩経関雎しよの章、十三年には論語樊遲はんし問仁知の章、十四年には舜典關四門の一節、十五年には大禹謨精一の一節、此時文学掛池原香釋傍聴し、他日紅葉館衆人宴会の席に語りて曰く、精一の進講は一世を警醒するの講説なりと。十六年には徳礼政刑の章、十七年には中庸の首句を進講し、斯道の本源を掲明するの微意を寓して宗教の傾向を予防せり。十八年には益稷の末節、伊藤宮内卿始めて此講を聞き講章の調べ好尅を得られたりと称せり。十九年には周官の一節、二十年には易の乾卦を進

講し講義を録して之を上る。たてまつ是より先き為政の首章と新民の伝は講義録を上り、毎講献上の心算なりと雖も未だ成らざるなり。二十一年には中庸天下達道の一節、二十二年には平天下絜矩けつこの一節、二十三年には易泰の卦包荒用馮河ひよりかの一節なり。凡そ時世の変遷に因りて君徳の関する所を察し、聖訓を択んで納誨の微意を寓せしなり。講義録草案皆在り。他日輯めて梓に上して之を御覽に供せんと欲するなり。但大学明々徳の節と帝鑑図説と講義録を欠けり。余明治五年一月七日始めて御講書始に進講せしより、二十三年一月七日の進講に至り、凡そ十九年十九回の進講、唯十九年の一月周官の進講当日風氣に依りて欠講せり。故に講義録を献して其欠を補ふ。爾後將に益々進講して 聖徳に裨補する所あらんとすと云ふ。(明治四十三年、民友社刊、吉本襄編「元田先生進講録」緒言、五四ページ)

② 「進講録」から

第一 論語学而章

臣謹て講ず。陛下今日論語の講筵を開き給ふ。先づ此の書の何の書たるを講ぜざる可からず。此の書は、是れ 応神帝伝授の書にして、皇道の訓解なり。何を以て之れを云

ふ、蓋し我朝にて道学を講ぜしは、帝より始まりて、我朝の書、此の書を以て訓謨の權輿とす。爾來文教開け、内外の書籍伝播せりと雖、此の書の前に書籍と名付くる者なし。其の僅に有りたるは、上代文字にて、訓詁史伝等を記したるのみにて、是れ亦考ふ可からず。古事記書紀等の渊源を指す故に道德を講誦する書に於ては、帝の前には、曾て聞かざることなり。

旧記に見えたる如く、蓋し瓊々杵尊ににぎのみこと肇はじめて国土を開造し給ひ、天祖の訓むねを奉じて、徳を修め、民を化し、列祖代々繼承して教を布まき、政まつりごとを施し給ふも、皆な是れ生知安行の徳、以心伝心の妙、其の理は、神器に寓して神遠奥穆おちほく、曾て学問講習の迹あとあるを見ず。然るに、代は数世を累かさね、人は知巧たくみに赴くを以て、天祖伝統の至徳大道、或は其の正純を失はんことを恐る。是に於て、斯道を講明して拡充するには、必ず書伝講説に由らざるを得ず。然るに我朝未だ文字に富まざるを以て、之れを講誦するに由なし。幸に「論語」の書ある、之を管下の百済くだらちに獲、其の説く所、我道と一揆なるを以て、帝則ち取て講誦し、更に王仁わにを挙げて、之を師とし、太子稚郎子わきいらつこを以て、之が弟子と為し、此の書を講誦し、以て、天祖伝来の、至徳大道を發揮拡充し給ひしなり。故に神遠奥穆の皇道、

此の帝の神慮、此の「論語」の書に由て、益々光明發達して天下に播布し、今日に至り、人々仁義忠孝を重んじ、智識材力輩出し、宇内に儼然たる独立帝國と稱するも、代々の聖徳とは云ひながら、帝の功德多きに居ると稱し奉る可きなり。(中略)

臣謹て講ず。論語開卷「学シテ而時習フ之ヲ不レ亦レ説ハ乎カ。」と云ふ者は、二十篇の大旨、只此学の一字なり。凡そ人、天地の間に生れ、自ヨリ天子ニ至ル庶民ニ、畢生ヒツの事業、只此学の始めを為し、終りを為す者なり。故に此の学あれば、其の天職を全うす、此の学なければ、其の天職を失ふ。此の学達すれば聖人となり、此の学達せざれば、庸愚となる。

此の学明かなれば、天下平たひらかに、此の学明かならざれば、天下乱る。人間天下万事の成敗、只此の学の明暗にあるのみ。故に孔子の人に教ふる、只此の学の一字にて、論語開卷、学シテ而時習フ之ヲと云ふ。一言一行、学の事に非ざるはなし。然るに学ニに正あり、偏あり、大、小、本、末あり、孔子の所いはゆる謂学は、至中至正の、大本達道にして、修身平天下の道徳学なり。当世の所レ謂学は、一科々々の学、異端末技の謂ひにして、大本達道の学ニに非ず、是れ此章、学の字を講ずるに於て、始めに弁ぜざるを得ざるなり。(中略)

人君の学は、天下を治むるを学ぶに在て、天下を治むるは仁に止まるのみ。然るに仁に

止まらんと欲して、心正しからざれば仁に止まる能はず。心を正しうせんと欲して、意誠まことならざれば心を正しうする能はず。意を誠にせんと欲して、天下の理に明かならざれば、意を誠にする能はず。所謂明德を天下に明かにせんと欲せば、正心、誠意、致知、格物布て天下の理を明かにするに始まりて、一旦己れにか克ち、礼に復りて、而後天下仁に帰する者、是れ人君仁に止まる、学問の次第順序にて、此章の学んで時に之れを習ふとは此事なり。(後略)

(前掲書、一一二ページ)

(3) 「聖せい 諭ゆ 記き」の全文

明治天皇は、教育に一方ならぬお心を寄せられたが、大学教育についてもきびしい御所懐を持っておられた。特に、明治十五年ごろからの日本国民の西欧思想心酔については、ずいぶん御心を悩ませられたようである。明治十七年に伊藤博文を宮内卿に任命される時にも、伊藤の人物材幹は十分に信頼せられながら、その欧化風の好みを心配されて、その御任命にすこぶる躊躇され、質実な人物、吉井友実を宮内大輔に任せられたと伝えられている。

その明治天皇は、明治十九年十月二十九日、東京帝国大学に行幸になられ、大学各科の設備、授業の状況などくわしく御覧になられたが、法・理・工・医などの各科の進歩整備に比して、和漢・道德の学を教える設備が全くないのを看破なされ、大学教育に多大の疑問を抱かれ、還幸の後に、侍講元田永孚に、こまごまとそのご感想を述べられた。元田永孚は、これを手記して「聖諭記」と題し、ひそかにこれを保存していた。それが以下に引用する全文である。引用は、昭和十六年、千倉書房から刊行された渡辺幾治郎著「明治天皇の聖徳―教育」に拠った。

十一月五日午前十時例ニ依リ参内既ニシテ

皇上出御、直ニ臣ヲ召ス。臣進デ御前ニ侍ス。皇上親諭シテ曰ク、朕過日大学ニ臨ス十月二日。設ル所ノ学科ヲ巡視スルニ、理科、化科、植物科、医科、法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ、主本トスル所ノ修身ノ学科ニ於テハ曾テ見ル所無シ。

和漢ノ学科ハ修身ヲ専ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖ドモ、如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ。抑大学キョウモクハ日本教育高等ノ学校ニシテ、高等ノ人材ヲ成就スベキ所ナリ。然ルニ今ノ学科ニシテ、政治治安ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ベカラズ。仮令理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ、入テ相トナル可キ

者ニ非ズ。当世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖ドモ、永久ヲ保スベカラズ。之ニ継グノ相材（しやうざい）ヲ育成セザル可カラズ。

然ルニ、今大学ノ教科、和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラズ。国学漢儒固陋ナル者アリト雖ドモ、其固陋ナルハ其人ノ過チナリ。其道ノ本体ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セザル可カラズ。故ニ朕今徳大寺侍従長ニ命ジテ渡辺総長ニ問ハシメント欲ス。渡辺亦如何ナル考慮ナルヤ。森文部大臣ハ師範学校ノ改正ヨリシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ、大ニ面目ヲ改メント云テ自ラ信ズルト雖ドモ、中学ハ稍改マルモ大学今見ル所ノ如クナレバ、此中ヨリ真成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ。汝見ル所如何。臣謹テ対テ曰ク、

陛下ノ言此ニ至ル。皇国生民ノ幸ナリ。臣曩（さき）ニ命ヲ奉ジテ徳大寺ト共ニ大学ヲ巡視シ十月十日、窃（ひそか）ニ感覺スル所アリ。徳大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ、臣未ダ敢テ陳セズ。謂（おも）ラク臣敢テ言ハズト雖モ

陛下一タビ臨御セバ、必ず 叡心ニ覚ル所アラント。今 宸勅ヲ奉ズルニ果シテ臣が見ル所ノ如シ。臣嘗テ大学々科ノ設ケヲ聞クニ、修身ノ学科ナシ。和漢ノ学ハ文学科ニ和

漢文アリト雖ドモ、僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ。哲学科ニ東洋哲学アリト雖ドモ、是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ。加之僅カノ時限ヲ以テ勿々ニ經過スレバ、和漢修身ノ学ハ僅カニ名ノミニシテ其勢將ニ廃棄セラレントス。其ノ教科ニアル教官ハ、物集高見・島田重礼等僅々タル一、二員ニシテ、其余ハ皆洋学專修ノ徒、而シテ此人タルヤ、大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ、西洋ノ外面ヲ摹仿シ、曾テ国体君臣ノ大義仁義道德ノ要ヲ聞知セザル者共ナリ。彼ノ某等ノ著書ヲ一見シテモ、其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スベシ。此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セバ、後來ノ害實ニ恐ル可キナリ。今ニシテ此ヲ停止セザレバ、復挽回スベカラズ。今

陛下ノ真衷ヨリ発シ徳大寺ヲ遣ハサレ渡辺總長ニ詰問ヲ賜ハラバ

皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルベキ也。臣誠恐深ク

陛下ノ此言ニ感仰欽敬ス。臣敢テ一身ヲ顧ミズ唯

陛下ノ命ズル所、森大臣渡辺總長ニ向テ問難スル所アラントス。然ドモ臣切ニ自ラ量ルニ、臣ガ漢学者流ニシテ

陛下ノ左右ニアルハ衆目ノ視ル所ナリ。故ニ臣ガ言ヲ出サバ

陛下真衷ノ 勅語モ故ハ臣ガ上言シテ作為スル所ト疑ヲ容レンモ知ルベカラズ。是臣ガ謹ンデ敢テ自ラ任ゼザル所ナリ。抑モ教育ノ重大ナル夙ニ

陛下ノ深ク 慮おもんばかル所、幼学綱要ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タビ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去々年ヨリ又復洋風ニ傾キ、昨今ニ至リテハ専ラ洋学ト變ジ、和漢ノ学ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢、有志ノ士皆大ニ憂慮スル所ナリ。但國學漢學ノ固陋ナルハ、從來教育ノ宜よろしキヲ得ザルニ因ル。其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ。今西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ、東洋哲学中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ学科ヲ置キ、忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンデ經國安民ノ遠大ナルヲ知得スルコトヲ務メタランコト、真ノ日本帝國ノ大學ト稱スベキナリ。今ノ設ケノ如クシテハ

聖諭ノ如ク、名臣ハ多人數成就ナルモ、政事ハ執ルコトハナルマジク、法学ニテ君徳ノ補佐モ充分ナラズ、理化植物工科等ニテ其芸ニ達シタリトモ、君臣ノ道モ國體ノ重キ腦髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ、此ヲ以テ日本帝國大學ノ教育トハ云ベカラザルナリ。自今以往

聖諭ニ因テ和漢修身ノ学科ヲ更張センニハ、其道ニ志アル物集島田等ノ如キ、聊モ国学ニ辭セズ漢学ニ泥マズ、西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ、時勢ニ適応シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトカアラン。其風氣ノ及ブ所、必ズ国学漢学者中ニ奮発シテ国用ニ供スル者出デ来ルベキ也。当世ノ風潮ハ、面々各々其辯ヲ震ヒ、其腕ヲ伸バシ、唯進ンデ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ、自分一步モ退クベカラズ。素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及バズ、唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサズ、吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ当世ノ著眼トナスベキナリ。是臣ガ平生ノ見ル所、深ク陛下ノ勅諭ヲ敬承贊美シ、速ニ徳大寺ニ命ゼラレテ渡辺総長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ。

更ニ宜シク伊藤大臣、吉井次官等ニモ

聖意ノ在ル所ヲ 御示諭アランコトヲ欲ス。右謹ンデ上言スル処
聖顔喜色麗シク、更ニ又反復懇諭アリ。一時間余ニシテ退ク。

明治十九年丙戌十一月五日

元田永孚 謹記

十八、井上毅
（一八四四—一八九五）



井上毅

井上毅は、明治維新より二十五年前、熊本藩士、飯田権五兵衛の三男として生まれ、二十三歳の時同じ熊本藩士井上茂三郎の養子となる。旧名多久馬のち毅と改め、また梧桐と号した。

幼少の時から知能衆にすぐれ、四、五歳で百人一首を完全に暗記し、十四、五歳で左伝史記などの輪読に非常な力量を示したという。幕末江戸に遊学し、奥羽戦争に従軍した。明治三年再び上京し、大学南校の中舎長を経て司法省にはいり、明治五年六年フランス、ドイツに派遣された。帰国後、大久保利通に認められ、北京談判に随行して頭角をあらわし、のち太政官大書記官を経て明治十四年、参事院議官となる。彼のすぐれた文才と積極的な構想見識によって、岩倉具視、伊藤博文等から重く用いられ、特に憲法起草の主任格として努力した。また清国、朝鮮との外交交渉にも加わったが、漢学の素養深く、明治二十一年法制局長官となり、枢密院書記官長、同顧問官、二十六年には、第二次伊藤内閣の文部大臣となつ

た。この間、教育勅語その他詔勅、諸法令とくに中高教育制度の立案の起草など、政府のあらゆる枢機に参画し、いわば明治前期のすぐれた官吏かつ学者であった。二十七年肺結核で退官、二十八年三月、五十二歳で逝去した。

なおその著訳書には、「王国建国法」二冊、「内外臣民公私権考」一冊、「奢是吾敵論」二冊その他があるが、ここには、彼が折にふれて書き残したものを、彼の遺志により小中村矩の養子、小中村義象が編集公刊した「梧陰存稿」（明治二十八年、六合館書店刊）二冊の中から、その巻一の一部を取り上げることにした。なお、ふりがな、句読点は編者において附した。

井上毅の思想は、次に引用する「言霊」などにみられる様に、日本の古事記にみられる統治の思想は西洋の権力思想による支配とは本質的に異なることを力説するなど、日本の皇室の統治の御精神を明らかに説明するもので、彼が、我国文教の府の中心にあって、西洋思想に対するこれだけの批判力を持っていた事は、彼が、憲法や教育勅語の起草に参画したと照らし合わせ、特に注目すべきことと思う。（高木）

「梧^ご陰^{いん}存^{そん}稿^{こう}」から

① 言 こと 靈 だま

古言を吟味することは一の歴史学なり。何れの国にても太古の歴史は事蹟昧もつまいに属し、当時の風氣意想は、筆の跡に遺りたる伝記のみにて、知りたきことぞ多かるに、古き詞ことばは古いにしへの人の風氣意想をさながらに後の世に伝へて、数千載の後より数千歳の古さかのぼに遡りて当時の様を想像せしむべし。されば、古言を取調ぶることは、歴史学の一として数ふるの価値あるなり。抑々言靈そもそもことだまの幸さきはふ国と称となふる御国の古言には、様々尊きことのある中に、余は一の上なきめでたき詞ことばを得たり。

土地と人民との、二ふたつの原質を備へたる国を、支配する所作を称へたる詞に付いて、国々にて種々なるが、支那にては国を有つといへり。有つとは我が物にし我が領分にして手に入るゝ心にて、俗に一ひとつの屋敷を手に入れた、或は一ひとつの山を我がものにしたといふと同じ意なり。詩経に奄えん有ゆう天下てんかとあり。奄有すとは、掩おほひかぶせて手に入るゝ心にして、天下は広大なるものなりしかば、かく称へしものとぞおぼゆる。これ国土国民を物質様ざいぶつに一の私産と見たるものにして、中庸ちゆうちゆうには富ふ有ゆう天下てんかともいへり。一人にして天下を私

有すとは、穩おだやかならぬ詞ことばなれば、彼かの支那しなの聖人せいじんはこの詞ことばを脩飾しゅうしやくするために、有も天下てんか一いつ而に不あずか与らといへれど、不あずか与らといふこともと有つといふことは、一句の言語ごんごの中に意義いぎの矛盾むじゆんありともいふべし。其の後政治ごせいざいの思想しゆきやう稍進しやうしんみては、治国ちこく又経国けいこくなどいふ詞ことばを用ゐるにいたれり。この治むおさといひ経すといふは、乱れたる絲いとの筋々すぢぢを揃そろふる心こころにして、稍精微しやうせいゐなる文字もじなれども、猶専なほせんら物質ぶつしつ上の意想いじやうに成立なりちたるものなり。

又人民じんみんに対しては、如何なる作用言さくごんごんを用ゐたるかといふに、民たみを御すといひ、又は民たみを牧すといへり。御すとは馬うまを使ひ、牧すとは羊やぎを畜やしなふことにして、これ人民じんみんを馬羊うまやぎに喩たとへたる太古未開たいこみかいの時のおほらかなりし思想しゆきやうを、其のまま画えがきたるものなり。

欧羅巴ヨーロッパにて、国土こくどを手てに入れたることを何といひしかと問ふに、国くにを占領せんりやうすといへり。占領せんりやうといふ詞ことばは（オキユバイド）、やがて奪うばふといふ意味いみをも含めり。又人民じんみんに対しては（ヨールメ）船ふねの舵かじを執とる意味いみの詞ことばを用ゐたり。即すなはち、支那しなにて御すといひ牧すといひしと同じく、人民じんみんを一つ物質ぶつしつに見なしたるより転用てんごんしたるものなり。支那しなも西洋せいやうも、昔むかしの人の国土こくど人民じんみんに対せし作用言さくごんごんは、いと疎そかなる語ごを用ゐたるものにして、国土こくどを繩張なわばりして己おのれの領分りやうぶんにすといふことを目的てきとし、人民じんみんを一いつの品物しんぶつと見て、手綱たづなを付け舵かじを取りて乗り治む

といふあしらひをもて称へたるものと覚えたり。是は、古の人は今の世の人の如く政治学の精密なる思想無かりし故にぞあるべき。偕さて、御国みくににては、古來此の国土人民を支配することの思想を何と称へたるか。古事記に健御雷神たけみかづちのかみくたを下したまひて大國主神に問はしめられし条に、汝いましがうし之宇志波うしは波は禰流あしはらのなかつくにはあが葦原あしはらのなかつくにはあが中國者我子之所しつさむくにとよまきたまへり知國言依賜とあり。うしはぐといひ、しらすといふこの二つの詞ことばぞ、太古に、人主の国土人民に対する働きを名なづけたるものなりき。さて一は、うしはぐといひ、他の一は、しらすと稱へたまひたるには、二つの間に差せめなくてやはあるべき。大國主神には、汝いましがうしはげると宣のたまひ、御子のためには、しらすと宣のたまひたるは、此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違たがふことゝぞ覚ゆる。うしはぐといふ詞は、本居もとけり氏の解釈に従へば、即ち領すといふことにして、歐羅邑人の「オキユバイト」と稱へ、支那人の富有奄有と稱へたる意義と全く同じ。こは一の土豪の所作にして、土地人民を我が私産として取入れたる、大國主神のしわざを画えがいたるなるべし。正統の皇すめ孫みまとして、御国に照し臨み玉ふ大御業おほみわざは、うしはぐにはあらずして、しらすと稱へ給ひたり。其の後神日本かむやまとい磐余いわの彦ひこ尊のみことの御称名を始はつ馭つく國しらすすめらみこと天皇と稱へ奉り、又世々の大御おほみこと詔のりに、大八洲おほやしま國くに知しらしめす天すめらみこと皇すめらみことと稱へ奉るをば公文式とは為されたり。されば、かしこくも

皇祖伝来の御家法は、国をしらすといふ言葉に存す、といふも誣しひたりとせず。

国を知り国を知らすといへるは、各国に比較を取るべき詞なし。今、国を知る、国をしらすといふことを、本語のままに意識を用ゐずして支那の人西洋の人に聞かせたらば、其の意味を了解するに困くもむべし。そは支那の人西洋の人には、国を知らすといふことの意味は、固よりその脳髓の中に存せざればなり。知るといふことは、今の人の普通に用ゐる言葉の如く、心にて物を知るの意にして、中の心と外の物との関係をあらはし、さて、中の心は、外の物に臨みて鏡の物を照すごとく知り明あきむる意なり。西洋人の論理法に従ひて解釈するときは、主観しゅくわん様に、無形の高尚なる性靈心識の働きをあらはしたるものにして、奄有といひ占領といひうしはぐといへるは、専しゅんら客観きやくくわん様に有形の物質上の関係をあらはしたるものなり。古書に、しらすといふ言葉に御の字を当てたるは、当時の歴史を編む人、適ふ当なる漢字なきに苦しみ、是を借用かりゐたるにて、固より言語の意味には適ふはぬ文字なり。かくいへば人は難じていはむ、太古の人にさばかり高尚なる思想あるべきにあらず、今の人の考へを以て付会したるならむと。否々然らず。諺ことわざに、論より証拠しやうこといへるごとく、古典に、うしはぐといふことと知らすといふことと、二ふたつの言葉を両々向き合せて用ゐ、

又其のうしはぐといひ知らずといふ作用言の主格に、玉と石との差けめあるを見れば、猶争ふことのあるべきやは。若し其の差別なかりせば、此の一条の文章をば何と解釈し得べき。

故に支那歐羅巴にては、一人の豪傑ありて起り、多くの土地を占領し、一の政府を立て、支配したる、征服の結果といふを以て国家の積義となるべきも、御国の天日あまつひ嗣つぎの大御業おほみわざの源みなもとは、皇祖の御心の鏡もて天が下の民草をしらしめす、といふ意義より成立たるものなり。かゝれば、御国の国家成立の原理は、君民の約束にあらずして、一の君徳なり。国家の始は、君徳に基づくといふ一句は、日本国家学の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ。(下略)

(前掲書、六一一〇ページ)

② 国語教育

我が国語国文は、今は何等の障さわりもなく且許多かつの補助材料をさへ得て十分発達し得べき時運に遭遇したり。中古以来の経験に依るに、漢文は終ついに我國民に適用すべからず。そもく言語と文章とは、其の系統脈絡おなじを同くせざるべからず。漢文は我が言語と其の

渊源を一にせず。語法語脈互に相一致せざれば、我が国民一般の使用に応せざるも亦恠むべきにあらず。

果して然らば我國民は各自の思想を表明し及交通せむ為には、我が固有の國語及其の國語に因縁せる普通の國文を措て將た何にか依頼せむ。國語國文の使用既に確定したるときは、隨て教育上に國語國文のために予うべき位置は如何と、謂へる問題を、講究せざるべからず。

万物の靈として人類の最大知能は、言語及文字を以て各自の意思を表明し、之を他人に通知し、之を遠近に傳播し、之を後世に貽すにあり。之を史誌に徴するに、國語國文にして十分に發達し、人々その意思を表明するの材料に富みたる國は、一國の文明從て隆盛におもむき、國民の知識年を逐ひ世を追ひて進歩するは、自然の結果ならざるを得ず。而して國語國文の發達せざる國は之に反す。故に文明世界に國を立る者は、各々その自國の言語文章を尊重し、之を普通教育の最先に置き、之に最長き時間を与へて學習せしむ。故に普通教育を卒業したるものは、總て日用往復通信の言語文字を合格使用するにおいて差支へなく、更に高等教育を卒へたるものは、概ねその論著する所に富み、觀る者をして

了解感動せしむるに足る。

今日我が国の教育に於ける国語国文の有様は、仍遺憾を表すべきものあり。普通教育は暫く措いて論ぜず。其の高等教育を卒業したるものといへども、亦多くは国文を以て各自の意思を表明するの能力に不足を感ずることを免れざるがごとし。

この事蓋恠むべきにあらず。吾人は昨日まで漢文を以て国文とするか、或は漢文を雅とし国文を俗とし、漢文を主とし国文を客とするの迷想を有したりき。国文国語の教育に用ゐられたるは僅に近日の事にして、国文の教育はなほ甚だ幼稚なり。

余は我が国の教育史に溯り、我が国語国文の、中古に於ける幾ど絶滅の否運に遭遇したる有様を叙述して、以て今日国文教育の幼稚なる由を証明すべし。

中古漢文の、仏法と共に我が国に輸入せし当初の状況は、恰も渴者の水を得たるがごとく、非常の熱度を以て歓迎せられ、漢文を以て公私一般の用文と為し、律令格式より歴史風土記の編纂、裁判の宣告、官吏の請暇、下は租税の帳簿、貸借の証文に至るまで、総て皆不十分ながらも漢文を用ゐしめたり（当時の古文書は今仍奈良の宝庫等に保存せられたり）。此の時の人の思想には、其の語源語法を異にしたる漢文と国語とは、遂に相合

一すべからざることを思はざりしか、或は又漢文漢語を用ゐて我が固有の国語を撲滅せんとの企くわだてなりしか、今より測り知るに難しといへども、兎とに角かく一国の国民としては、一國の命運と共に固有の国語を愛重すべきことを忘れたりしが如し。

固有の国語を撲滅げくするは、事情の許さざる所にして、当時實際の有様は、漢文は独り博士学士の間に行はれ、僧侶に行はれ、国民の一部に行はれしに止まり、政事上の公文および政府編纂の歴史は、形式の美観に止まりて、一般の国民にとりては到底其の耳目に熟すべくもあらず、却かえつて文武離隔朝野蔽塞、大政振はざる原因とはなりしなり。

此のごとく举世迷霧の中に在りしも、幸に豪傑の士ありて音韻及仮名の用法を發明し、之を通俗に用ゐ、又和歌に用ゐ、国語と相密着して自在に使用するを得しめ、その後又一步を進めて漢字交まじりに活用し、国語を経とし漢字を緯とし、国語を主とし漢字を客として、更に一層の便利を感ぜしめたり。

仮名の使用は一般に便利を感ぜしめたるに拘らず、又その使用法の更に一步を進めて漢字交りの物語体となり、愈々便利を加へたるに拘らず、当時にありては猶なほ女め文なまと称せられて、朝廷の公文に用ゐられざりしのみならず、鎌倉の武力第一の時に於てすら、政府の

記録及裁判申渡は拙劣なる文章生又は僧侶の手を仮りて鶴の如き漢文を用ゐたりき。徳川氏に至りては如何、林道春は東照公の命を奉じて信長譜、秀吉譜を編述せしに、仍漢文を用ゐたり。余が尤も惜む所のものは、水戸義公の大日本史を編纂せらるゝに当り、三宅觀瀾のごときは国文を用ゐむとの議を建てしも、当時多数の勢に制せられて、遂に漢文を用ゐるに至りしことにして、氣運の未だ至らざりしとはいへ、遺憾のことなり。思ふに幕政三百年の間文人学士彬々輩出して漢文の著述少からざりしも、帆足万里は猿の狂言なる一語を以て之を冷遇したりしにあらずや。

もし徳川氏の初にあたりて、一の豪傑ありて、漢文の遂に国語と一致すべからざるを知りて国文の体を一定し、公文に歴史に教育に之を用ゐしめたらむには、其の間に生れたる俊才の士は青年の精神氣力を估嶮艱難なる漢文の修業に用ゐずして、他の有用なる事業に注射し、三百年の文運は駸々乎として一層高度の進歩に達したりしならむ。要するに我國民が、国文国語に於ける固有の特性は、永年月の間、一種の事情のために發達を妨げられて経過したりしは、歴史の証明する事実なり。(下略)(前掲書、二五—九ページ)

十九、大日本帝国憲法における「三つの前文」

——「御告文」・「勅語」・「上諭」——（明治二十二年
一八八九）

——（附）「大日本帝国憲法」の条文抜粹——

いまわれわれが、憲法として扱っている「日本国憲法」は、それが制定された経過だけからしても、到底憲法の名に値するものではなく、いわば占領下に強要された「占領行政基本法」ともいふべきものに過ぎない。だが、とにかくその条章の本文の前に、「前文」という一文が付けられている。この日本国憲法の立法趣旨とでもいふべき基本的な立場が、その「前文」の中に示されている。近代諸国家における憲法には、大体こうした趣旨の前文が付けられていることが多く、人々はその「前文」を精読してその憲法の性格を知るのが、通例である。いまここに引用する「大日本帝国憲法」にも、「前文」という名称こそ用いられていないが、実質的には、それに該当する三つの重要な文章があって、それを読み落しては、「大日本帝国憲法」を語るわけにはいかない。

従っていやしくも、「大日本帝国憲法」について語ろうとする場合には、学者であれ、一般国民

であれ、少なくとも、この「前文」に該当する「三つの文」について、よくこれを精読し、かつ、それを正しく理解するよう努力し、またそれを踏まえた上で、「大日本帝国憲法」の「立法の精神」や、その制定の背景にあった物の考え方に及ぶべきであろう。

ところが、まことに残念なことに、今日の日本の憲法学者の大多数は、故意か否かは知らぬが、この重大な三つの文章を取り上げて憲法の意義を説くことが、殆んどなくなってしまった。そのためか、憲法を学ぶ学生たちが、稀まれに「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の比較研究を手がけても、この二つの憲法についてその「前文」の比較をするまでには至らないことが多い。学者たちのこうした傾向を反映してか、一般国民で「日本国憲法」を讚美する人々も、その多くが、「大日本帝国憲法」の本質を知らずにいて、これを旧時代の遺物のように見向きもせず、独断的に価値批判してしまふことが少なくない。

このことは同時に、いまの時代の学者たちが、天皇についてまともにこれを学問の対象として考えてみようとしなない風潮と表裏一体をなす事柄であるが、かりそめにも日本人として生まれ、日本人として学んでいる学者であり学徒である以上は、もう少し歴史的事実に謙虚に取り組むわけにはいかないものであろうか。口を開けば、「真理の探求こそ学徒の目指すところ」という人々が、実は、先入史観を先立てて歴史的眞実に目を閉じ、傲然として過去を否定して眞理の探求者然として

いることは、まことに不可思議に耐えないところである。

それはさておき、「大日本帝国憲法」における「三つの前文」の第一は、「大日本帝国憲法及び皇室典範制定の御告文」と題せられた一文である。明治天皇は、この憲法（及び皇室典範）を制定せられるに当って、御自身の御心懐を、天皇の遠い御祖先や近い御祖先、ならびに亡き御父君の御神靈の御前に、「つし謹み畏かし」まれながら、率直に「御告げ」遊ばされたのである。その御告文（つげこころもん、とも読む）が、すなわち「大日本帝国憲法」の第一の「前文」とも称すべきものである。

第二の「前文」に当たるものは、「大日本帝国憲法発布の勅語」と題せられる「勅語」で、憲法制定について国民に対して御所信を表明せられたものである。そして、第一の前文たる「御告文」の趣旨が、ここに同じく展開され、さらに天皇の御祖先と国民の祖先とのあいだの、古く長くそして篤い信頼関係に心を致され、いま発布されようとする憲法の内容が、日本の歴史の悠久な歩みを正しく扱えたものであることに言及され、決して新奇を求めたものでないことが述べられている。

第三の「前文」に当たるものは、右の第二の「勅語」を補足するものといつてよく、「大日本帝国憲法発布の上諭」と題された「上諭—天皇のおさとし—」である。これも前の二文と同じく、憲法制定についての天皇の御所懐を率直に述べられたもので、特に、明治十四年に御発議されて以後、

制定に至った経過および、この憲法が何時から効力を発生するか、その時期（一年後の議會開会の時点）を明示されたばかりか、将来万一にも、この憲法を改定する必要が生じた場合の、その扱い方およびその心構えについて、きびしい御所信が表明せられているものである。

この三つの文は、すべて同日（明治二十二年—一八九〇—二月十一日、紀元節の佳節）に憲法の全文とともに発せられたものであり、「大日本帝国憲法」が「欽定憲法——天皇御親ら御制定になられた憲法という意」と称せられた意味も、この三つの文によって、動かすことのできない歴史的事実として明らかである。

しかしながら、それとともにここに一言しておかなければならないことは、現時、人々はともすれば、この憲法が「欽定憲法」なること、すなわち、天皇が御親ら御制定になられたという事実をもって、上からの押しつけ憲法であったといい、それ故に、天皇の私利私慾のためのもの、国民を抑圧するためのもの、と独断的な判断を先立ててしまい、いかにも天皇が専制暴逆な君主でもあられたかのごとく非難する。しかしそれは、上から下へという、憲法制定の形式だけについては、諸外国の君主の作成した憲法と同一視し得ても、中味においては、全く異質のものであることを見落しての見解である。これらは、この憲法の三つの前文を読まざる者か、または本書の第一章

に掲げた「明治初期の詔勅」の中の「維新の御宸翰」をはじめとする、一連の明治天皇の御治政の基本方針に目をふさぐ人々の言である。「維新の御宸翰」と「五箇条の御誓文」の二つは、これからここに引用する三つの「憲法前文」と相互に密接に関連し合っており、そこに一貫して拝察される天皇の統治の御精神こそ、実は世界に類を見ない崇高な治政の本旨でなくてなんであろうか。そこに内包せられる国民統治に対する天皇のお心は、君主制一般とは同日に論ぜらるべきものでないこと、すでに明治以来多くの諸外国の識者たちによってさえ指摘せられ来たった所ではなかったか。本書が、明治天皇のいくつかの「詔勅」を、「日本思想の系譜」の中に正式に取り入れたのも、編者の恣意しによるものではなく、真実を辿るべき学徒の使命だと痛感したからに外ならない。

なお本書への引用は、昭和十六年、河出書房刊の「歴代詔勅全集」第六巻に拠った。原文には濁点てんがなかったが、読み易くするためにこれを付したこと、また振仮名は、本書掲載の詔勅と同じく、旧仮名遣いによって適宜に添えることにしたことをご了承いただきたい。

(1) 「大日本帝国憲法及び皇室典範制定の御告文」(明治二十二年二月十一日)
(二八八九)

皇朕すめらわレ謹つつしミ畏かしこミ

皇祖くわらそ

皇宗そうノ神靈かみたまニ誥つゲ白まサク。皇朕すめらわレ天壤てんじやう無窮むきゆうノ宏謨くわうぼニ循したがヒ、惟神かむながらノ宝祚ほうそヲ承繼しょうけいシ、旧凶きうきゆうヲ保持ほくシテ敢あへテ失墜しつづスルコト無シ。顧かへりミルニ、世局せいぎよくノ進運しんうんニ膺あたリ人文じんぶんノ發達はつたつニ隨したがヒ、宜よろしク

皇祖

皇宗そうノ遺訓いじゆんヲ明徴めいていニシ、典憲てんけんヲ成立てんりつシ、条章じョウヲ昭示しやうしシ、内うちハ以テ子孫しよんノ率由そつゆスル所ト為なシ、外そとハ以テ臣民しんみん翼贊よくさんノ道みちヲ広ひろメ、永遠えいゑんニ遵行じゆんかうセシメ、益ますます々々国家こくがノ丕基ひきヲ鞏固きようこニシ、八はつ洲しゆ民生みんせいノ慶福けいふくヲ増進ぞうしんスベシ。茲こゝニ皇室典範くわしやうてんぱん及憲法けんぽうヲ制定せいていス。惟がもフニ此こゝレ皆みな

皇祖

皇宗そうノ後裔こうえいニ貽のこシタマヘル統治こうしノ洪範こうはんヲ紹述せうじゆつスルニ外ほかナラズ。而しかシテ朕ちんガ躬みニ逮およビ、時ときト俱ともニ举行ぎやうぎスルコトヲ得うルハ、洵まことニ

皇祖

皇宗及我ガ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰デ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神佑ヲ禱リ、併セテ朕ガ現在及将来ニ、臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ。庶幾クハ

神靈此レヲ監ミタマヘ。

(前掲書第六卷、一一一—一二ページ)

(編者、注) 「御告文」とは天地の神々に対して天皇が告げ奉られる文をいう。二月十一日午前八時、文武百官、賢所(宮中で、天照大神の御神靈として八咫鏡を祭つてある所)の御前に著床、八時三十分、天皇お出ましになられ、御簾の中に入らせられて、御親ら玉串を捧げたまひ、この御告文を奏せられた。

さて、この「御告文」に拝察せられる明治天皇の、憲法制定についてのお考えは、

一、「皇祖 皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ」とお述べになつておられる所に明らかであるように、御歴代の天皇がたが、その時代時代の国民に相對せられたと同じ政治の大方針を、そのままうけついで、ここに憲法という名目の下に、成文にして述べたものであつて、ご自分が勝手な構想で作つたものではない、という御信念がはっきりと宣言せられていること。

二、そしていま、ご自身が、時勢に應じて御歴代の天皇の政治上の御志を、憲法という形にして發布することができるのは、「洵ニ 皇祖 皇宗及我が 皇考（御父君のこと）ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ」と述べられて、御祖先や御父君の尊いみたまのおかげをこうむつてのこと、と明言なさる。

この二つのことから、明治天皇がこの憲法を制定せられるに当たつての、最も基本的なお心組みは、実は、日本の二千六百有余年にわたる歴史的事実を集約して、これを憲法の中味として表現なさろうとされたことが、はっきりとうかがわれる。このことは、憲法を語る場合にも、また明治という時代における日本の文明開花を語る場合にも、決して忘れてはならないことであらう。ついうっかりして、日本のこの憲法制定の外形をとらえて、日本はやっとな西洋諸国の近代化を真似て、憲法の最大の内容である政治の基本方針についてまで、西欧諸国を手本にし

て憲法を制定したように解釈するなどは、大いに慎しむべき所と思う。日本の国柄を、成文法として整えた点においては、たしかに西欧に学んだのであるが、中味は、あくまでも日本独自の歴史と政体とを、自信をもって文中に盛り込んだものに外ならなかつたからである。

三、さらに「仰あやひデ 皇祖 皇宗ざん及 皇考ノ神祐いすけ（神のおたすけ）ヲ禱いのちリ（おねがい申し上げ）」と述べられて、御祖先の神靈とともに、新生日本を發展させよう、との謙虚な御心境を表明せられるとともに、

四、「併あひセテ（それとともに）」今後永遠にご自分は「臣民ニ率そつせん先シ」て「此ノ憲章ヲ履行シテ 愆あやまラザラムコトヲ誓フ」と仰せられて、「五箇条の御誓文」におけると同じく、天皇御親ら率先してこれを履行なさることを、御祖先のみたまの御前で、固く固くお誓い遊ばされ、その上で、これを国民にお示しになったことも明らかである。こうした所を正しく把握すれば、この憲法を指して、上からの強圧、というような浅薄な判断で片づけてしまうことが、果たして当を得ているか否か、それも自ら明らかにすることと思う。

なお、憲法が發布されたのは、明治二十二年二月十一日であるが、これより先明治二十一年五月八日から、皇室典範ならびに帝国憲法および附属法典が、枢密院において天皇の御親臨を

仰ぎ、勅命によって各親王殿下も御列席の上で逐次審議がなされ、十二月十七日に至って、悉く審議が終了した。この時の模様を、列席者の一人、金子堅太郎氏述「帝国憲法制定の由来」という冊子の一節に見ると、

「明治天皇陛下の御精勵遊ばされたことは、実に恐懼に堪へぬ次第で、五月から十二月迄の會議には、毎回臨御になって一回たりとも御欠席はない。而して會議が済んで入御（注、おかえりになられること）になると、侍従を以て吾々書記官に命じ、其の日の會議の修正は、悉く御手許の草案に書込んで、其の夜の中に出せといふことであるから、吾々は居残りをして決議になった箇条を朱書して陛下の御手許に差出すと、陛下はそれを御研究になって、若し其の箇条につき御思召（注、お考え）がある時には、翌朝伊藤議長（注、伊藤博文）を召されて一々御下問がある。或る時には、何々顧問官があゝいふ議論を唱へたが、あの論はもう少し研究したら宜しからうといふやうな御沙汰が伊藤議長にあったこともある。陛下が各項について熱心に御研究遊ばされたことは、吾々目撃して実に恐懼に堪へなかつた。……」

（前掲書、第六卷、一一六ページ）

(2) 「大日本帝国憲法発布の勅語」(明治二十二年二月十一日)(一八八九)

朕、国家ノ隆昌^{りゆうしやう} ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及将来ノ臣民ニ対シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ、我が祖我が宗ハ、我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我が帝国ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、国ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕、我が臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕ガ意ヲ奉体シ、朕ガ事ヲ奨順シ、相与ニ和衷協同シ、益々我が帝国ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ。(前掲書、第六卷、一一八ページ)

(編者、注) 明治二十二年二月十一日朝、前項に記したように、賢所大前における「御告文」

奏上の儀式が終了して後、「帝国憲法発布」の大典が、おごそかに挙行された。午前十時、新皇居(明治六年五月皇居炎上、久しく赤坂離宮においてになられた天皇は、この年一月、新たに造営なれる

皇居に御還幸になったの正殿に、文武百官整列、十時三十分、「君が代」奏楽裡に、天皇、皇后
 兩陛下お出ましになり、天皇には、玉音朗々、この「勅語」を読ませたまうた。終わって枢密
 院議長伊藤博文が捧呈した帝國憲法を、御手みづから内閣総理大臣黒田清隆に授けたまうた。
 また、この大典の挙行と同時に、伊勢の神宮および畝傍山・後月輪の両山陵には、特に勅使を
 御發遣なされ、このことを御奉告あらせられた。

さきの「御告文」において、すでに天皇政治の本旨が、祭政一致を指向せられていることが
 明らかに示されたが、この「勅語」においては、さらに具体的に国民に相對せられる天皇の御
 心事が明瞭にうかがわれることになる。すなわち、

一、「我が祖我が宗へ、我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚り、我が帝國ヲ肇造シ」と述べられて、
 天皇の御祖先が國を肇められたのは、いまの國民たちの祖先の協力によるものであった、とい
 う把え方をなされる。そのことは、遠い昔に日本という國が成立して以来、天皇は常に國民の
 協力と輔翼によって相續してきたことを確認せられてのことであつて、権力的専政によって國
 民を手なづけたというような把え方は、そこには寸分も立ち入る余地がない。そのことは、さ
 らに

二、「朕、我が臣民へ、即ち祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ」という、何とも批評し

かねる広大な御思考を生んでいく。すなわち、いま自分が、いまの国民に相對するに当たって、自分は、いまの國民をこういう人だと考えていく、すなわち、自分の祖先である昔の天皇たちに忠節を尽してくれた人々の子孫がいまの國民なのだ、とそう思うのだ、という御意向である。そこにうかがわれるのは、何と豊かな御心情であらうことか、私心というものを、ことごとく取り去っていく御努力がなければ、こうした思考が文中に横溢するということは、あり得ないことではなからうか。

とにかく「大日本帝国憲法」の「前文」なるもの、およびその内容は、かくのごとく天皇統治の赤裸々な御心情の吐露であったことを、國民たるもの深く銘記しなければなるまい。

(3) 「大日本帝国憲法發布の上諭」(明治二十二年二月十一日)(一八八九)

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、万世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ、又其ノ翼贊ニ依リ、与ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、

十九、大日本帝国憲法における「三つの前文」

乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕ガ率由スル所ヲ示シ、朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ、朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ。朕及朕ガ子孫ハ、將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ、之ヲ行フコトヲ愆ラザルベシ。

朕ハ我ガ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ之ヲ招集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスベシ。

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ、朕及朕ガ繼統ノ子孫ハ、發議ノ權ヲ執リ、之ヲ議會ニ付シ、議會ハ、此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕ガ子孫及臣民ハ、敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ。

朕ガ在廷ノ大臣ハ、朕ガ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ズベク、朕ガ現在及將來ノ臣民ハ、此ノ憲法ニ對シ、永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ。

御名御璽

明治二十二年二月十一日

(前掲書、第六卷、一一二—一三三ページ)

(編者、注)この「上論」にも、その冒頭に

一、「朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ」とあつて、「御告文」「勅語」に示された同じお心構えで国民に相對しようと思はれる。とくにここでは「上論」という表題にふさわしく、一層親愛の情をこめて、惠撫慈養という言葉を使われ、御祖先の天皇がたが、国民を惠みいつくしみ養われたそのお心を継承しようと、そのお心に期しておられるさまが、よくあらわされている。

二、次にこの「上論」の末尾に述べられてある憲法改定に関する一節は、きわめて重要な問題を含んでゐることに気付く。すなわち、「将来若シ此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ」という一文は、よく精読しなければなるまい。ここに記されている明治天皇の憲法改定に関する御意向は、あくまでも「憲法ノ或ル条章」(圈点、編者)についての改定であつて、憲法全体の改正を意味するものでは断じてない、ということである。

さきに引用した「御告文」と「勅語」に記述せられた内容からしても、皇祖皇宗の御遺訓を明徴にするために、この憲法が制定されることを明示せられており、また制定される憲法は、

皇祖皇宗がその御子孫にのこされた統治の大方針を述べたものに外ならぬ、とも仰せられたものである。しかも、勅語には、「現在^{おこな}及将来ノ臣民ニ対シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」と宣言せられて、この憲法が永遠のものたるべきことをくりかえしくりかえし強調せられた。従つて、明治天皇が憲法改定のことと言及せられたのは、時勢の推移によって、憲法の条文中の「或ル^{ある}」が、不釣合になつた場合を想定されてのことで、根本的改定さらには、この憲法の廃棄までも含むなどは、とうてい考えられる所ではない。その所がはっきりしてくれば、いまの「日本国憲法」が制定された際の手続きは、その合法性について重大な疑問を生じてくることになる。ことにここに引用した「御告文」「勅語」「上諭」が、「大日本帝国憲法」と不即不離のものであることに想い到れば、これらを含めての改正などは、全く言語道断の措置と見なければなるまい。もし、この「三つの前文」が否定し得ないものとするならば、そこに籠められた日本の憲法そのものについての基本的思考もまた、断じて否定し去るわけにはいかないものとなる。さすれば、この「三つの前文」に深い関連を持つ「国体に関する憲法の条項」もまた、おのずから当初から改定の対象外であつたはずである。こうした疑問点の統出に対して、いまの憲法の合法性を説き明かすことは、果たして可能なことであらうか。その上、占領軍が剣を突きつけながら原案を提示してきたという事実などを加えれば、「日本国憲法」の成立が

合法的であつたとする主張は、根柢からくつがえされていくのではなからうか。良識ある人々の適切な行動が一日千秋の思いで望まれるところである。

(附)、「大日本帝国憲法」(全七十六条)の条文抜粋(明治二十二年二月十一日)

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會

閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ発ス

此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スベシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スベシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進ス

ル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講ジ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ

自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨

グルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セザルモノニ限り軍人

ニ準行ス

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第五十五条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審

議ス

第五十七条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議

会ノ議ニ付スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ズ

(前掲書、第六卷、一二六一—三二二ページ)

二十、教育勅語

(明治二十三年十月三十日)(一八九〇)

——「教育に関する勅語」と題す——

明治維新の際に、明治天皇は「五箇条の御誓文」をお出しになり、その一つに「智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スベシ」と仰せ出された。この御方針に基づいて、新政府は、世界の新智識の吸収に努め、教育に関する政策も、動乱の世相の中で逐次充実さを加えていった。それに、古くから日本人共通の素質ともいふべき、すなわち、すべて人の親たる者は、わが子を自分らより一層すぐれた人間に仕立てあげたい、という祈りにも似た願いも手伝って、わが国の教育は、目覚しく進展していったのである。

明治五年には、早くも「学制」が立てられ、教育の普及が軌道に乗せられた。一方、当時の先覚者は、さかんに欧米の思想および学術を翻譯輸入し、海外の事情を日本に紹介するなど、わが文化水準の向上に多大の貢献をした。しかし、国情を異にする異国の文化に、何の批判も加えず、その

ままに移入したために、というよりも、異国文化を日本文化と対比して取捨選択する余裕がなかったためか、やがて外来文化のために、日本国民固有の精神がゆらぎ、伝統的な美風が破壊されていく傾向も生まれてきた。

明治天皇は、ここに深く憂慮せられ、明治十二年には、「教学大旨」を、明治十五年一月四日には「軍人勅諭」を渙発せられ、同年一月四日には、「幼学綱要」の頒賜を命ぜられ、忠孝仁義を就学の根本とすべき旨を聖訓あらせられた。政府も、明治十三年の改正教育令によって、修身科を諸学科の首位に置き、専ら徳育の徹底に力を注ぐことになった。

しかし欧化主義の流行は、なおとどまるところを知らず、明治十七、八年ごろから明治十九、二十年ごろに至ってその極点に達する。すなわち西洋思想に心酔するにとどまらず、伝統的な良き道徳、風習をも、ことごとく旧弊としてしりぞけ、新奇を追うをもって文明開化と称した。このような浮薄な風潮は、常に驕奢や私慾、私利をむさぼることを伴うが、当時もまたその例外ではなかった。同時に、一方国粹主義の抬頭も加わり、国民の思想は、混乱の一途を辿っていくことになる。

このような時代背景をもって渙発せられたのが、ここに引用する「教育勅語」であって、明治天皇は、国民精神の帰趨する所を明らかにせられるために、殊に、「わが国体の精華」を、「日本の教育の淵源」であると聖断せられることによって、当時の国民に、教育の大本を明示せられたので

ある。この「教育勅語」によって、以後の学校教育が中核を得たこと、ならびに国民精神の安定が見られた意義は、決して過少評価せらるべきではない。

その後この「教育勅語」は、わが国学校教育の指針となり、昭和二十年の敗戦に至るまで五十余年間、日本国民はこれを、そらんじて学び、国民生活の指標としてもこれを尊崇するに至った。ただ惜しいことには、勅語奉読の行事が、年月の経過とともに次第に形式に流れ、勅語の内容をしみじみと体験的に味わっていくという、教育の本旨に立って学ばれることが少なくなったことである。すなわち、形式的概念的な道德律のごとくに教えられるにとどまり、喜怒哀楽の波瀾を越えて進む実人生とは別の理想像のように扱われていったので、そのことは、ひいて学校教育における「修身科」の授業をも、無味乾燥なものに墮せしめてしまった。これは、「教育勅語」そのものの責というよりも、これを扱う者の扱い方、味わい方の問題に起因したと見るのが正しいと思われる。それにしても日本の敗戦後、国民の多くが往時の修身科授業に暗い思い出を残し、ひいては「教育勅語」の評価までも誤ってしまったことについては、全国民あげて深く再思三省すべき問題があると思う。ことに明治天皇が、この勅語の中で、ここに述べられている訓が「之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」と仰せられて、昔から今の時代まで、また世界中どこの国で行なっても、常に正しい道と信ずる、と強い御信念を表明せられておることに注目したい。また勅語の末尾に、

「朕爾臣民ト俱ニ、拳々服膺シテ、威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、この勅語の中に述べた「人たるべき道」を、天皇御自身が、国民といっしょにこれを身につけて守っていかう、と結んでおられる所は、よくよく心に留めて見るべきではなからうか。このあたりをよく味わえば、「上からの押しつけ道徳だ」などという批評が、なんの根拠もない虚言であることが、自ら判然としてくるであろうと思う。

注、なお「歴代詔勅全集、第六卷」記載の「辞解」一五八ページによると、この勅語の中の「朕」という御言葉の意味と、「我が……」という用語の意味の違いについて、次のような記載があるので、参考のため附記引用しておくことにした。

「杉浦重剛『倫理御進講草案』には、この『朕』を単数、『我が』を複数とし、『我が』とは複数にして、天皇御自身儼然として宣ふ朕の単数なるに反して、温情溢るゝ御心より我等がと宣ふ。されば文部省の英訳勅語にも *Our* と複数に訳す。先の朕と今この我がとの二字によりて、日本国の国体の特色を説き示し給ふと云ふも可なり。其の故は、先の朕の一字、能く日本国の君主が万世一系の天皇より他にあらざる事を示し、今この我がは日本の一大家族制なるを示す。天照大神は皇室の御祖先なると同時に、吾等日本臣民の祖先なり。先の朕にて皇位の犯す可からざる絶大の威力を示し、今この我がにて民を赤子とする温情を示し給ふ」と述べてある。」

「教育勅語」の全文（明治二十三年十月三十日）（二八九〇）

朕惟フニ、我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我が国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ、進デ公益ヲ広メ世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。是ノ如キハ、独リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、実ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ、朕爾臣民ト俱ニ、拳拳服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

（注、原文には、句読・濁点、ふりがながつけられておらず）

（同書、第六卷、一五七—八ページ）

二十一、伊藤博文（一八四一—一九〇九）



伊藤博文

伊藤博文は、天保十二年（一八四一）周防国（今の山口県）熊毛郡東荷村に生まれた。幼名は十吉、のち利輔、俊輔。春畝と号した。父は林十蔵、庄屋の下役で畔頭という役であったが、天資豪放、交際も派手で、その保管に係る米租を費消し、その弁済に窮した末、郷里に住み兼ねて、弘化三年、俊輔（後の博文）六歳の折、妻と子を里方秋山家に託し、飄然として萩に出て、米搗ぎ、薪採り、若党奉公などの賤業を厭わずに勤めたが、ついに蔵元附仲間、伊藤武兵衛に見込まれて代役をつとめるようになり、妻子を萩に呼び寄せた。

萩に移った俊輔は、はじめ母の伯父にあたる法光院住職、恵運について読書習字を学んだが、それより転々として諸家の従僕に雇われ苦難の生涯をはじめた。しかしその間も両親のきびしいしつけを受けた。安政元年、十四歳のときにやがて伊藤家に父母とともに一家丸養子となり、伊藤姓を名乗るとともに生活も楽になった。安政三年、十六歳のとき、藩の抜擢をうけ相州（神奈川）へ出

役を命ぜられ、これが俊輔の公生活の第一歩となった。幕府はペリー来航に狼狽し、長州藩に対して、遠く相州の警備を命じ、相州三浦郡に総奉行を、宮田に本営を置かせた。そこには来原良蔵（後、文久二年一八六二割腹自殺）が支頭をつとめ、俊輔はその手付き、となったが、この来原は文武両道の達人であり、俊輔を毎朝四時に起こし、ローソクの光で詩経や書経を教えたという。相州出役は一年交代であったので、安政四年（一八五七）萩に帰ったが、その折、来原良蔵は、松下村塾の吉田松陰に対する添書を渡し、俊輔が松下村塾で学ぶことをすすめた。かくて俊輔は吉田松陰のもとに入門、高杉晋作、久阪玄瑞らの後輩となった。

安政五年（一八五八）十八歳の時、山県有朋ら五名とともに藩命をうけて京都に赴き、梁川星巖、梅田雲浜、頼三樹三郎などの勤皇志士と交わり、同年秋には帰藩、来原良蔵に従って長崎に行き、オランダ人から洋式兵法を学び、また雷信管の製造方法などを覚えた。翌安政六年（一八五九）、来原は桂小五郎（木戸孝允）に俊輔の材能を説き、桂の江戸行の従者にすすめ、十月十一日、彼は桂に従って江戸桜田の藩邸にはいった。吉田松陰が安政の大獄で小塚原の刑場の露と消えたのは、それからわずか十七日目の十月二十七日のことであった。門生の在京者飯田正伯、尾寺新之丞が幕吏に手を廻してその遺骸をもらい受けることに成功し、桂にその旨を告げたので、桂は、右兩名と伊藤俊輔をつれて小塚原の回向院に駆けつけ、四斗樽に詰められた松陰の死骸を受け取った。

伊藤博文は、その少年時代にこのように松陰の遺骸埋葬まで手伝った関係があり、松下村塾生であることは間違いなかったが、何分にも松陰から学んだ期間が短く、後年の博文が語った松陰観には、残念ながら松陰の思想を正しく理解していないふしぶしもあった。(伊藤公全集、第三卷、直話の項、四三ページその他参照)。伊藤博文の明治時代における大活躍が、次に記すようにあらゆる面で日本を代表するものとなっていただけに、博文にその師、吉田松陰の思想、精神が正しく把握されなかつたうらみのあることは、かえすがえすも残念に思われるところである。

さて、維新の元勳といわれる伊藤博文は、たしかに開国進取の気象において、また西欧文化の移入において、抜群の功績を残した一人であった。彼は、大日本帝国憲法の起案者であり、その中心者であったほか、わが国最初の法制局長官、最初の地方官會議議長、最初の参事院議長、最初の内閣総理大臣、最初の枢密院議長、最初の貴族院議長、最初の政友会総裁、最初の韓国統監として、明治日本における殆どすべて重要制度の創始者であった。明治維新に先立ってヨーロッパに出かけ、さらに憲法調査のため勅命をうけて海外諸国に学び、日清・日露両戦役その他多端な国事には、常に彼が主要な役割を演じ続け、明治天皇の御信任もまた厚いものがあつた。

明治四十二年(一九〇九)六十九歳の折、満洲視察の途次、ハルビン駅頭において、韓国の民族

主義者、安重根の弾丸をうけて歿した。それは頭官栄位をきわめて終生を国事に捧げた一人の政治家として、なお華々しい最後であったといえようか。

博文の遺文については老大なものが残されているが、ここには、「政友会創始の宣言」のほか、日本憲政史上、没すべからざる価値をたたえられる「憲法義解」からの引用を試みた。「憲法義解」は昭和十年、丸善刊、第十六版、国家学会蔵版に拠り、その他の引用は昭和三年、昭和出版社刊の「伊藤公全集」に拠った。

(1) 「憲法義解」から

——「憲法義解」は、「けんぽうぎげ」とも呼び、明治二十二年（一八八九）に、帝国憲法発布と同年に出されたもので、「大日本帝国憲法」ならびに「皇室典範」の逐条説明書である。両法案が枢密院に諮問されたとき、井上毅によって執筆された（両法案についての）原案理由書ともいうべきものに、博文が修正を加えたもので、形式的には博文の個人的著作であるが、実質的には多くの人の所見を伊藤博文がまとめたものといえることができる。なお、句読点、濁点は原文にはないが、ふりがなとともに読みやすくするために、編者において加えたことを了承願いたい——。

「大日本帝國憲法義解」

(注、全体の首文)

恭^{つつしん}デ按^{あん}ズルニ、我が国君民ノ分義ハ、既ニ肇^{ちやう}造ノ時ニ定マル。中世屢々^{しばしば}変乱ヲ經、政綱^{せいこう}其ノ統一ヲ弛^{ゆる}ベシニ、大命維新皇運隆興シ、聖詔ヲ渙^{くわん}発シテ立憲ノ洪猷^{こうい}ヲ宣^{のたま}ベタマヒ、上元^{かみ}首ノ大權ヲ統^すべ下股肱^{しもここう}ノ力ヲ展^のべ、大臣ノ輔弼^{ほひつ}ト議會ノ翼贊^{よくさん}トニ依リ、機関各々其ノ所ヲ得テ、而シテ臣民ノ權利及義務ヲ明ニシ、益々其ノ幸福ヲ進ムルコトヲ期セムトス。此レ皆祖宗ノ遺業ニ依リ其ノ源ヲ疏シテ其ノ流ヲ通ズルナリ。

(注、「第一章、天皇」の章の首文)

恭^{つと}デ按^{あん}ズルニ、天皇ノ宝祚^{ほうそん}ハ之ヲ祖宗ニ承^つケ、之ヲ子孫ニ伝フ。國家統治權ノ存スル所ナリ。而シテ憲法ニ殊ニ大權ヲ掲^あゲテ之ヲ各章ニ明記スルハ、憲法ニ依テ新設ノ義ヲ表スルニ非ズシテ、固有ノ國體ハ憲法ニ由^{より}テ益々鞏固^{きやうこ}ナルコトヲ示スナリ。

第一条 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

恭デ按ズルニ、神祖開国以來時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系宝祚ノ隆ハ、天地ト与ニ窮ナシ。本条首メニ立国ノ大義ヲ掲ゲ、我ガ日本帝国ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ、古今永遠ニ互リ一アリテ二ナク、常アリテ変ナキコトヲ示シ、以テ君民ノ關係ヲ万世ニ昭カニス。(後略)

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

恭デ按ズルニ、天地剖判シテ神聖位ヲ正ス神代。蓋天皇ハ天縱惟神至聖ニシテ、臣民群類ノ表ニ在リ。欽仰スベクシテ干犯スベカラズ。故ニ君主ハ固ヨリ法律ヲ敬重セザルベカラズ。而シテ法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セズ。独不敬ヲ以テ其ノ身体ヲ干瀆スベカラザルノミナラズ、併セテ指斥言議ノ外ニ在ル者トス。

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

恭デ按ズルニ、統治ノ大權ハ天皇之ヲ祖宗ニ承ケ、之ヲ子孫ニ伝フ。立法行政百揆ノ事、凡ソ以テ国家ニ臨御シ臣民ヲ綏撫スル所ノ者、一ニ皆之ヲ至尊ニ総ベテ其ノ綱領ヲ

攬とラザルコトナキハ、譬たとへば人身ノ四支百骸アリテ、而シテ精神ノ經絡ハ総テ皆其ノ本源ヲ首腦ニ取ルガ如キナリ。故ニ大政ノ統一ナラザルベカラザルハ、宛あたモ人心ノ貳ふた三ナルベカラザルガ如シ。但シ憲法ヲ親裁シテ以テ君民俱ともニ守ルノ大典トシ、其ノ条規ニ遵したが由よシテ愆あやまラズ遺わすレザルノ盛意ヲ明カニシタマフハ、即チ自ラ天職ヲ重ンジテ世運ト俱ニ永遠ノ規模ヲ大成スル者ナリ。蓋けだし統治權ヲ総攬スルハ、主權ノ体ナリ。憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フハ、主權ノ用ナリ。体有リテ用無ケレバ、之ヲ專制ニ失フ。用有リテ体無ケレバ、之ヲ散慢ニ失フ。

(附記、略)

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

恭たかデ按ズルニ、太祖実ニ神武ヲ以テ帝国ヲ肇造シ、物部ものべ鞆つゆ負部けいべ来自部きよめヲ統率シ、嗣後歴代ノ天子内外事アレバ、自ラ元戎ヲ帥ひきキ、征討ノ勞ヲ親ラシ、或ハ皇子皇孫ヲシテ代リ行カシメ、而シテ臣連おみむらじ二造ハ其ノ編裨ひんタリ。天武天皇兵政官長ヲ置キ、文武天皇大ニ軍令ヲ修メ、三軍ヲ總すブルゴトニ大將軍一人アリ。大將ノ出征ニハ必かならず節刀ヲ授ク。兵

馬ノ權ハ仍朝廷ニ在リ。其ノ後兵柄一タビ武門ニ歸シテ政綱從テ衰ヘタリ。

今上中興ノ初親征ノ詔ヲ発シ、大權ヲ総攬シ、爾來兵制ヲ整革シ、積弊ヲ洗除シ、帷幕ノ本部ヲ設ケ、自ラ陸海軍ヲ総ベタマフ。而シテ祖宗ノ耿光遺烈、再ビ其ノ旧ニ復スルコトヲ得タリ。本条ハ兵馬ノ統一ハ至尊ノ大權ニシテ、専ラ帷幄ノ大令ニ属スルコトヲ示スナリ。

(注、「第二章、臣民權利義務」の章の首文)

第二章ハ第一章ニ次ギ、臣民ノ權利及義務ヲ掲グ。蓋祖宗ノ政ハ専ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大宝ノ稱ヲ以テシタリ。(中略)史臣用キル所ノ公民ノ字ハ即チ「オホミタカラ」ノ名称ヲ訳シタルナリ。其ノ臣民ニ在テ自ラ稱ヘテ御民ト云フ。(中略)蓋上ニ在リテハ愛重ノ意ヲ致シ、待ツニ邦國ノ宝ヲ以テシ、下ニ在テハ大君ニ服從シ自ラ視テ以テ幸福ノ臣民トス。是レ我が國ノ典故旧俗ニ存スル者ニシテ、本章ニ掲グル所ノ臣民ノ權利義務亦此ノ義ニ源流スルニ外ナラズ。抑々中古、武門ノ政、士人ト平民トノ間ニ等族ヲ分チ、甲者公權ヲ專有シテ乙者預ラザルノミナラズ、其ノ私權ヲ併セテ乙者其

ノ享有ヲ全クスルコト能ハズ。公民ノ義、是ニ於テ滅絶シテ伸ビザルニ近シ。維新ノ後屢々大令ヲ発シ、士族ノ殊權ヲ廢シ、日本臣民タル者始メテ平等ニ其ノ權利ヲ有シ其ノ義務ヲ尽スコトヲ得セシメタリ。本章ノ載スル所ハ、實ニ中興ノ美果ヲ培植シ之ヲ永久ニ保明スル者ナリ。

第二十八条

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

中古、西欧宗教ノ盛ナル、之ヲ内外ノ政事ニ混用シ、以テ流血ノ禍ヲ致シ、而シテ東方諸国ハ、又蔽法峻刑ヲ以テ、之ヲ防禁セムト試ミタリシニ、四百年來信教自由ノ説始メテ萌芽ヲ発シ、以テ仏国ノ革命、北米ノ獨立ニ至リ、公然ノ宣告ヲ得、漸次ニ各国ノ是認スル所トナリ、現在各國政府ハ、或ハ其ノ国教ヲ存シ、或ハ社会ノ組織又ハ教育ニ於テ、仍一派ノ宗教ニ偏袒スルニ拘ラズ、法律上一般ニ各人ニ対シ、信教ノ自由ヲ予ヘザルハアラズ。而シテ異宗ノ人ヲ戮辱シ、或ハ公權私權ノ享受ニ向テ、差別ヲ設クルノ陋習ハ、既ニ史乘過去ノ事トシテ

独逸各邦ニ於テハ千八百四十八年マデ、仍猶太教徒ニ向テ政權ヲ予ヘザリシ

復其ノ跡ヲ留メザル

ニ至レリ。此レ乃すなわち信教ノ自由ハ、之ヲ近世文明ノ一大美果トシテ看ルコトヲ得ベク、而シテ人類ノ尤もつと至貴至重ナル本心ノ自由ト正理ノ伸長ハ、數百年間沈淪茫昧ノ境界ヲ經過シテ纔ニ光輝ヲ發揚スルノ今日ニ達シタリ。蓋本心ノ自由ハ、人ノ内部ニ存スル者ニシテ、固ヨリ国法ノ干涉スル区域ノ外ニ在リ。而シテ国教ヲ以テ偏信ヲ強フルハ、尤人知自然ノ發達ト學術競進ノ運歩ヲ障害スル者ニシテ、何レノ国モ政治上ノ威權ヲ用キテ、以テ教門無形ノ信依ヲ制圧セムトスルノ權利ト機能トヲ有セザルベシ。本条ハ実ニ維新以來取ル所ノ針路ニ從ヒ、各人無形ノ權利ニ向テ濶大ノ進路ヲ予ヘタルナリ。

但シ信仰帰依ハ、専ラ内部ノ心識ニ属スト雖、其ノ更ニ外部ニ向ヒテ礼拝儀式布教演説及結社集会ヲ為スニ至テハ、固ヨリ法律又ハ警察上安寧秩序ヲ維持スル為ノ一般ノ制限ニ遵したがハザルコトヲ得ズ。而シテ何等ノ宗教モ、神明ニ奉事スル為ニ法憲ノ外ニ立チ、国家ニ対スル臣民ノ義務ヲ逃ル、ノ權利ヲ有セズ。故ニ内部ニ於ケル信教ノ自由ハ完全ニシテ、一ノ制限ヲ受ケズ。而シテ外部ニ於ケル礼拝布教ノ自由ハ、法律規則ニ対シ必要ナル制限ヲ受ケザルベカラズ。及臣民一般ノ義務ニ服從セザルベカラズ。此レ憲法ノ裁定スル所ニシテ、政教互相關係スル所ノ界域ナリ。

(注、「第三章、帝國議會」の章の首文)

第三章ハ帝國議會ノ成立及權利ノ大綱ヲ挙グ。蓋議會ハ立法ニ參ズル者ニシテ主權ヲ分ツ者ニ非ズ。法ヲ議スルノ權アリテ法ヲ定ムルノ權ナシ。而シテ議會ノ參贊ハ、憲法ノ正条ニ於テ附与スル所ノ範圍ニ止マリ、無限ノ權アルニ非ザルナリ。(後略)

(注、「第四章、國務大臣及枢密顧問」の章の首文)

國務大臣ハ輔弼ノ任ニ居リ、詔命ヲ宣奉シ、政務ヲ施行ス。而シテ枢密顧問ハ、重要ノ諮詢ニ応ヘ、枢密ノ謀議ヲ展ブ。皆天皇最高ノ輔翼タル者ナリ。

第五十五条

國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

國務各大臣ハ入テ内閣ニ參贊シ、出テ各部ノ事務ニ当リ、大政ノ責ニ任ズル者ナリ。

凡ソ大政ノ施行ハ、必内閣及各部ニ由リ其ノ門ヲニセズ。蓋立憲ノ目的ハ、主權ノ使用ヲシテ正当ナル軌道ニ由ラシムトスルニ在リ。即チ公議ノ機関ト宰相ノ輔弼ニ依ルヲ謂フナリ。故ニ大臣ノ君ニ於ケルハ、務メテ悛順匡救ノ力ヲ致シ、若其ノ道ヲ愆ルト

キハ、君命ヲ藉口^{しやごう}シテ以テ其ノ責ヲ逃ル、コトヲ得ザルナリ。

我が国上古、大臣大連輔弼ノ任ニ居ル。孝徳天皇ノ詔^{みことり}ニ、夫君^{それ}ニ於天地之間ニ而宰一萬民者不レ可ニ独制ニ要須ニ臣翼^{おほおほ}ト云ヘリ。天智天皇ノ時始メテ太政官ヲ置キ、而來太政大臣左右大臣ハ政務ヲ統理シ、大納言^{たいなごん}ハ參議シ旨ヲ宣ベ、中務卿^{なかつかききやう}ハ詔勅ヲ審署シ、太政官ハ中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内ノ八省ヲ統^すベ、官制粗備^{そなわ}ル。其ノ後重臣專ラ太政ヲ関白シ、宮禁ノ中蔵人^{くらんど}ノ小臣、亦王命ヲ出納シ、院宣内旨或ハ女官ノ文書ヲ以テ大事ヲ下行スルニ至ル。而シテ朝綱全ク廢^{すた}レタリ。維新ノ初首メニ、撰関及伝奏議奏ヲ廢シ、又特ニ宮中ニ令シ内議請謁ノ禁ヲ蔽^{つひ}ニシ尋^{ついで}テ太政官制ヲ復ス。明治二年七月左右大臣參議及六省ヲ置ク。四年太政大臣ヲ置ク。六年十月參議、諸省卿ニ兼任ス。其ノ後又更革ヲ經、十八年十二月ニ至テ太政大稅參議、各省卿ノ職制ヲ廢シ、更ニ内閣總理大臣及外務・内務・大蔵・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信ノ十大臣ヲ以テ内閣ヲ組織シタリ。蓋大宝ノ制ニ拠ルトキハ、太政官ハ諸省ノ上ニ冠首トシ、諸省ハ其ノ下ノ分司タリ。諸省卿ノ職ハ、太政官符ヲ施行スルニ過ギズ。而シテ事ヲ天皇ニ受ケ重責ニ任ズル者ニ非ズ。維新ノ後歴次潤色ヲ經、十八年ノ詔命ニ至リ、大ニ内閣

ノ組織ヲ改メ、諸省大臣ヲシテ天皇ニ奉対シ、各々其ノ責ニ当ラシメ、統ブルニ内閣総理大臣ヲ以テシ、一ハ以テ各大臣ノ職權ヲ重クシ、担任スル所ヲ知ラシメ、二ハ以テ内閣ノ統一ヲ保チ多岐分裂ノ弊無ラシメタリ。

欧州ノ学者、大臣ノ責任ヲ論ズル者、其ノ説一ナラズシテ、各国ノ制度亦各々趣ヲ異ニス。或ハ、政事ノ責ノ為ニ特ニ糾弾ノ法ヲ設ケ、下院告訴シテ上院之ヲ裁断スルアリ。英国或ハ、大審院又ハ特ニ設ケタル政事法院ニ委ヌルニ、裁断ノ權ヲ以テスルアリ白国ハ下院告訴シ、大審院裁断ス。澳國ハ兩院告訴シ、特置政事法院主トシテ政事罪ヲ裁断シ、併セテ刑事罪ヲ裁断ス。普國ハ憲法ニ正条アリテ、而シテ糺彈断罪ノ別法未ダ設ケザルヲ以テ、之ヲ実行セズ。或ハ政事ノ責ヲ以テ刑事ト分離シ、裁決ノ結果ハ罷免剝職ニ止マルトスルアリ米國及巴威里千八百四十八年法。或ハ、謀反贓賄濫費及違犯憲法ノ類ヲ指定シ、特ニ大臣ノ責トスルアリ米普葡及仏千七百九十一年千八百十四年ノ憲法。○白耳義ノ国会ハ、大臣責任ノ刑名ヲ指定スルノ非ヲ論ジタリ。或ハ、君ニ対スルノ責任トシ和蘭ノ一宰相ハ、予ハ君主ニ対シ責任アリト雖、人民ニ、対シ責任ナシト主張シタリ。或ハ人民即チ議院ニ対スルノ責任トス独白葡等ノ國ノ憲法ハ、國王ノ命令ハ大臣ノ責任糾治ヲ解クベカラザルコトヲ掲ゲタリ。總テ之ヲ論ズルニ、憲法上ノ疑義ニシテ未ダ一定ノ論決ヲ經ザ

ルコト未ダ大臣責任ノ条ヨリ甚シキハアラザルナリ。蓋之ヲ正理ニ酌ミ之ヲ事情ニ考フルニ、大臣ハ憲法ニ依リ輔弼ノ重局ニ当リ、行政上ノ強大ナル権柄ヲ掌有シ、獨獎順贊（ひとりたすけり）ノ職ニ在ルノミナラズ、又匡救矯正ノ任ニ居ル宜ク躬（み）ヲ以テ責ニ任ズベキナリ。若大臣ニシテ責ニ任ズルノ義ナカラシメバ、行政ノ権力ハ、容易ニ法律ノ外ニ踰越スルコトヲ得、法律ハ徒ニ空文タルニ帰セムトス。故ニ大臣ノ責任ハ、憲法及法律ノ支柱タル所以ナリ。但シ大臣ノ責ハ其ノ執ル所ノ政務ニ屬ス。而シテ刑事ノ責ニ非ザルナリ。故ニ大臣其ノ職ヲ愆（あやま）ルトキハ、其ノ責ヲ裁制スル者、専ラ一國ノ主權者ニ屬セザルベカラズ。唯之ヲ任ズル者能之ヲ黜（しりぞ）クベシ。大臣ヲ任ジ又之ヲ黜ケ、又之ヲ懲罰スル者、人主ニ非ズシテ孰カ敢テ此ニ預ラム乎。憲法既ニ大臣ノ任免ヲ以テ君主ノ大權ニ屬シタリ。其ノ大臣責任ノ裁制ヲ以テ、之ヲ議院ニ屬セザルハ、固ヨリ当然ノ結果トス。但シ議員ハ質問ニ由リ公衆ノ前ニ大臣ノ答辯ヲ求ムルコトヲ得ベク、議院ハ君主ニ奏上シテ意見ヲ陳疏スルコトヲ得ベク、而シテ君主ノ材能ヲ器用スルハ、憲法上其ノ任意ニ屬スト雖、衆心ノ嚮（むか）フ所ハ、亦其ノ採酌ノ一ニ洩レザルコト知ルベキトキハ、此レ亦間接ニ大臣ノ責ヲ問フ者ト謂フコトヲ得ベシ。故ニ我ガ憲法ハ、左ノ結論ヲ取ル者ナリ。第一、大臣ハ

其ノ固有職務ナル輔弼ノ責ニ任ス。而シテ君主ニ代リ責ニ任ズルニ非ザルナリ。第二、大臣ハ君主ニ対シ、直接ニ責任ヲ負ヒ、又人民ニ対シ間接ニ責任ヲ負フ者ナリ。第三、大臣ノ責ヲ裁判スル者ハ、君主ニシテ人民ニ非ザルナリ。何トナレバ、君主ハ国ノ主權ヲ有スレバナリ。第四、大臣ノ責任ハ、政務上ノ責ニシテ、刑事及民事ノ責ト相関渉スルコトナク、又相牴触シ及乗除スルコトナカルベキナリ。而シテ刑事民事ノ訴ハ、之ヲ通常裁判所ニ付シ、行政職務ノ訴ハ、之ヲ行政裁判所ニ付スベキノ外、政務責任ハ、君主ニ由リ懲罰ノ処分ニ付セラルベキナリ。

内閣総理大臣ハ、機務ヲ奏宣シ、旨ヲ承ケテ大政ノ方向ヲ指示シ、各部統督セザル所ナシ。職掌既ニ広ク、責任從テ重カラザルコトヲ得ズ。各省大臣ニ至テハ、其ノ主任ノ事務ニ就キ、各別ニ其ノ責ニ任ズル者ニシテ、連帶ノ責任アルニ非ズ。蓋総理大臣各省大臣ハ、均ク天皇ノ選任スル所ニシテ、各相ノ進退ハ、一ニ叡旨ニ由リ、首相既ニ各相ヲ左右スルコト能ハズ。各相亦首相ニ繫属スルコトヲ得ザレバナリ。彼ノ或国ニ於テ、内閣ヲ以テ團結ノ一体トナシ、大臣ハ各個ノ資格ヲ以テ参政スルニ非ザル者トシ、連帶責任ノ一点ニ偏傾スルガ如キハ、其ノ弊ハ、或ハ、当援聯絡ノ力遂ニ以テ天皇ノ大權ヲ

左右スルニ至ラムトス。此レ我が憲法ノ取ル所ニ非ザルナリ。若夫レ国ノ内外ノ大事ニ至テハ、政府ノ全局ニ関係シ、各部ノ専任スル所ニ非ズ。而シテ謀猷措置かたらず必各大臣ノ協同ニ依リ、互たがいに相推諉スルコトヲ得ズ。此ノ時ニ当テ、各大臣ヲ挙ゲテ全体責任ノ位置ヲ取ラザルベカラザルハ、固ヨリ其ノ本文ナリ。

——憲法改正についての条文——

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ

議ニ付スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ズ

(编者注、第二次大戦で敗北したわが国は、占領軍の占領下において憲法の改正を強要され、敵国軍隊からの細目の条件を附せられたまま、敵国占領軍が作成した原案を、数日の間に多少の末梢的部分の変更を許されて、現在の日本国憲法が生まれるに至った。帝国憲法の前文ならびに憲法発布の勅語の内容に照らしても、また伊藤博文のこの憲法義解の記述に照らしても、前記のごとき憲法改正が、帝国憲法記載の「条項改正の趣旨」に適合したものであるといふことは、全く不可

能である。その意味も含めて、とくに、この最後の文を注目する必要きわめて大なるものがある
と思う。)

恭つつしんテ按あんズルニ、憲法ハ我ガ天皇ノ親しんク之ヲ制定シ、上祖宗ニ繼つギ下後世ニ遺こシ、全国ノ臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ其ノ条則ニ遵じゆん由セシメ、以テ不磨ノ大典トナス所ナリ。故ニ憲法ハ紛更ふんこうヲ容サズ。

但シ法ハ社会ノ必要ニ調熟シテ其ノ効用ヲ為ス者ナリ。故ニ国体ノ大綱ハ万世ニ互わたリ永遠恒久ニシテ移動スベカラズト雖、政制ノ節目ハ、世運ト俱ともニ事宜ぎヲ酌量シテ變通スルハ、亦已ムベカラザルノ必要タラズムバアラズ。本条ハ将来ニ向テ此ノ憲法ノ条項ヲ改定スルノ事アルヲ禁ゼズ。而シテ憲法ヲ改定スル為ニ更ニ特別ノ要件ヲ定メタリ。

通常ノ法律案ハ政府ヨリ之ヲ議會ニ付シ或ハ議會之ヲ提出ス。而シテ憲法改正ノ議案ハ、必勅命かならずヲ以テ之ヲ下付スルハ何ゾヤ。憲法ハ天皇ノ独リ親ラ定ムル所タリ。故ニ改正ノ權ハ亦天皇ニ属スベケレバナリ。改正ノ權既ニ天皇ニ属ス。而シテ仍なほ之ヲ議會ニ付スルハ何ゾヤ。一たび定マルノ大典ハ臣民ト俱ニ之ヲ守リ、王室ノ專意ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ欲セザルナリ。議院ニ於テ之ヲ議決スルニ、通常過半数ノ議事法ニ依ラシメ

ズシテ、必三分二ノ出席ト及多数ヲ望ムハ何ゾヤ。将来ニ向テ憲法ニ対スル慎守ノ方嚮ヲ扶持スルナリ。

本条ノ明文ニ拠ルニ、憲法ノ改正条項ヲ議會ノ議ニ付セラル、ニ当リ、議會ハ議案ノ外ノ条項ニ連及シテ議決スルコトヲ得ザルベキナリ。又議會ハ直接又ハ間接ニ憲法ノ主義ヲ変更スルノ法律ヲ議決シテ以テ本条ノ制限ヲ逃のがルルコトヲ得ザルベキナリ。

(2) 帝国憲法起草の苦心についての述懐

——伊藤博文は、明治十六年（一八八三）八月各国憲法調査の使命を終えて帰国以来、数年間にわたり、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎諸氏と共に、自ら帝国憲法の起草に従事し、いよいよ明治二十二年（一八八九）二月十一日、欽定憲法が渙発せられた時に、起草の苦心について述懐した文が以下のものである。——

日本社会の特質には善悪両方面あり。是に於いて吾人は其の善方面は、勉つとめて之を維

持し、悪方面は、勉めて之を防禦するに力を致さざる可からず。而して我国實際の事情に適合すべき憲法を採定せんと欲せば前述の如き我が社会上の特質を斟酌する事最も丁寧親切なるを要す。此外更に我憲法制定に關して重大なる困難の存せしを見る。

願れば当時我国は方に旧を送り、新を迎ふる過渡の時代にあり、従つて国内の議論は多岐複雑、甚しきは是非の意見全く相反するものさへ往々これ無きに非ず。一方に於ては前代の遺老にして、尚天皇神權の思想を懐き苟も天皇の大權を制限せんとするが如きは其罪叛逆に等しと信ずる者あり、他方に於ては彼のマンチエスター派の論議が全盛の時代に於いて教育を受け、極端なる自由思想を懐抱せる有力なる多数の少壯者あり、政府の官僚が彼の反動時代に於ける独逸学者の学説に耳を傾くるに反し、民間の政治家は未だ實際政治の責任を解せずして、徒にモンテスキウ、ルーソー等仏蘭西学者の痛快の学説、奇警の言論に心酔して揚々たるものあり、且つバックルの著文明史緒論と題する一書は、総ての政体を以て文明の進歩上無用有害の長物と罵倒せるものなるが、当時我國の学界は之を珍重する事甚だしく、大学を首め各高等学校の学生相競うて之を誦読するに至れり。然ども是等学生は学校に於て之を誦読すと雖も家に帰りて守旧家たる父兄

の前にバックルの学説を喋々する勇氣としては之れ無かりき、蓋し當時に於ては我國民の智識未だ以て政府当局の政策に反対する事と国家既定の秩序を紊乱する反逆との間には、自ら截然たる區別ある事を知了するの程度に達せざりしなり。故に憲法の円滑なる運用に必要な識量、例へば言論の自由を愛し議事の公開を愛し若くは自家に反対の意見を寛容するの精神の如きは更に幾多の経験を積み然る後始めて之を得べき也。

(昭和三年、昭和出版社刊、伊藤公全集第一卷、文集之部、一八二—三ページ)

(3) 「立憲政友会の創立宣言」の全文

文 博 藤 伊、二十一

——明治三十三年(一九〇〇)四月、伊藤博文は、長野において政党政治の構想について第一声を挙げ、同年八月、立憲政友会を組織し、次の宣言を発表した。また九月には、明治天皇に対し奉り「政友会創立に際し要職を辞するの奏上文」を奉呈し、在野の立場になることについてのお許しを乞うた。——

帝国憲法の施行既に十年を経て、その効果見るべきものありと雖も、輿論を指導して善く国政の進行に貢献せしむる所以に至りては其の道未だ全く備はらざるものあり。即ち各政党の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り、或は国務を以て党派の私に殉ずるの弊を致し、或は宇内の大勢に対する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝国の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。今や同志を集合し、其遵行する所の趣意を以て世に質すに方り、聊か党派の行動に対して予が希望を披陳すべし。

抑も閣臣の任免は憲法上の大権に属し、其簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は党外の士を以てす。皆元首の自由意志に存す。而して其の已に挙げられて輔弼の職に就き、献替の政事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず。苟も此本義を明にせざるか、或は政機の運用を誤り、或は権力の争奪に流れ、其の害言ふ可らざるものあらんとす。予は同志を集むるに於て全く比弊竇（害）の外に超立せんことを期す。凡そ政党の国家に対するや、其の全力を挙げて、一意公に報ずるを以て任とせざるべからず。凡そ行政を制限して以て国運の隆興に伴はしめんとせば、一定の資格を設け、

党の内外を問ふことなく、博く適當の学識經驗を備ふる人才を収めざるべからず。黨員たるの故を以て地位を与ふるに能否を論ぜざるが如きは断じて戒めざるべからず。地方若くは団体利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準となし、緩急を案じて之が施設を決せざるべからず。或は郷党の情実に泥み或は商業者の請託を受け、与ふるに党援を以てするが如きは亦断じて不可なり。予は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ。

政党にして国民の指導者たらんと欲せば、先づ自ら戒飭して、其の規律を明かにし其秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文窃に自ら揣らず、同志と立憲政友会を設け、以て党派の宿弊を革めんことを企るもの、区々の心聊か帝國憲政の将来に裨補して、報効を万一に希図せんとするに外ならず。茲に会の趣意とする要領を具し以て天下同感の士に問ふ。

明治三十三年八月二十五日

侯爵 伊藤博文

(趣意書、九ヶ条、一省略)

二十二、児島惟謙 (一八三七—一九〇八)



児島惟謙

児島惟謙は、大塩平八郎の乱のあった天保八年に、四国宇和島に生まれ、間もなく里子に出されたが五歳の時、実家に戻った。八歳の頃から文武の修業をはじめ、安政六年(一八五九)、二十三歳のとき、藩から剣道師範の免許を受け、諸所に招かれ剣道教授を続けた。元治元年(一八六四)には松山、今治、高松藩を廻り、翌慶応元年(一八六五)には長州の三田尻、下関にゆき、また長崎では坂本竜馬、五代友厚を知り、さらに佐賀、熊本、豊後を廻って志士と交わりを結ぶ。翌慶応二年、藩の許可を得て京都、大阪に赴き王事に尽し、さらに翌年脱藩して勤皇討幕の運動に従事した。

明治二年(一八六九)、新潟県御用掛を拜命、明治四年(一八七一)、司法省裁判所民事課、ついで東京裁判所民事課詰となる。以後司法畑を歩き、明治十九年(一八八六)、大阪控訴院長、二十四年(一八九一)五月、大審院長となったが、就任早々、大津事件に遭遇、ここに児島惟謙の大活躍が

見られることになった。その後、貴族院議員、衆議院議員を歴任、明治四十一年（一九〇八）東京において逝去した。歿年七十二歳であった。

ここには、大津事件の解説からはじめ、この間、行政権の司法権への介入という、憲政史上、はじめての大事件に対処した彼の言行を紹介することにした。児島惟謙についての著述には、沼波瓊ぬなみ音の「護法の神、児島惟謙」（大正十五年、修文館刊）、児島惟謙述「大津事件顛末録」（昭和六年、春秋社刊）、児島惟謙「大津事件手記」（昭和十九年、築地書房刊）などがあるが、ここでは、昭和三十八年、吉川弘文館刊、田畑忍著「児島惟謙」（人物叢書一〇七）から引用した。また、以下に述べる解説についても、同書に負う所が多であったので、あわせて謝意を表したいと思う。

大津事件と児島惟謙

——大津事件とは——

明治の日本が、憲法を制定し、教育勅語の渙発を見て、ようやく内政の基調を整えてその前半期を終え、いよいよ対外的国難到来の時期を迎えようとする時に、この大津事件が突如として発生した。すなわち明治二十四年（一八九二）五月十一日、ロシア帝国皇太子ニコラス・アレキサンドロヴ

イツチ親王（二十五歳）は、当時シベリア鉄道起工式に出席するため、ロシア艦隊を率いてウラジオストック軍港に赴かれる途中、日本を訪問旅行中であつた。ニコラス皇太子はこの日、琵琶湖観光からの帰途、滋賀県大津市を通行中、警護中の巡查津田三蔵が、突如抜剣して皇太子に二度斬りつけて頭部に負傷をさせ、皇太子が車から飛び降りて難を避けようとする所を、更に追つて斬ろうとしたが、後続の人力車から飛び降りたギリシヤ国ジョージ皇子（ロシア皇太子の従弟、二十三歳）によつて竹鞭で乱打され、つづいて二名の車夫に取り押えられ、やつと警官に捕縛された、という事件である。

ロシア皇太子は、附近の民家で応急手当を受け滋賀県庁に引き上げたが、日本人医師の治療を拒絶し、京都の常磐ホテルに帰室、ロシア医官の治療を受けた。その傷は、後頭部右側に長さ九センチ、深さ骨膜に達するものであつたが、不幸中の幸いにも頭蓋骨には達せず、負傷後の経過も良好であつた。しかし、ロシア本国の皇后の命令によつて、神戸港に碇泊中の軍艦に引き上げ、同月十九日、予定のスケジュール（大阪・奈良・横浜・東京での諸行事、江の島・箱根・熱海・日光・仙台・松島・盛岡・青森の観光）を全部打ち切り、日本遊覧は、長崎・鹿児島・神戸・京都・大津だけにとどまつたまま、急ぎ帰国することになった。

——わが国朝野をあげての狼狽ぶり——

加害者津田三蔵は、三重県の土族、剣道の心得もある陸軍軍曹の出身で巡查を拝命、彼はロシア帝国がわが国に対して侵略の意図を有することをかねてから臆測し、ロシア皇太子の来遊は、その侵略の前提としての日本視察と、日本の調査のためであろうと妄想した。（この彼の臆測が、果たして的確を射たものかどうかは、明らかではないが、その後の日本の歩みが、日清戦役・三国干渉・日露戦役という国難を迎ったことと、必らずしも無縁でなかったことは、歴史の示すところであった。）津田三蔵は、その外、ロシア皇太子が日本の天皇に訪問の挨拶もせずに西日本の遊覧旅行を進めていることを、けしからぬことと怒っており、これを斬って国難を未然に防ぎ、ロシア帝国の心胆を寒からしめようという、浅はかな愛国心が、この犯行の動機になっていた。

しかし日本朝野にとってこの事件の発生は、まさに青天のへきれきの如く、強大な陸・海軍を持つロシア帝国が、これによって激怒し、侵略を仕掛けてきたらそれこそ大変だ、という恐怖が国内に充満した。当時はまだ日清戦役勃発の三年前であり、清国が「眠れる獅子」として西欧諸国に恐れられていた時期でもあり、日本は朝鮮半島において、しばしば清国と摩擦をかさねていた時期でもあったことを考えれば、今新たにロシア帝国とのあいだに不測の事態の発生を憂慮せざるを得なくなつては、それこそ重大事態に直面するおそれがあつた。わが朝野挙げての深憂も、また筆舌につくし難いものであつたのも、けだし当然のことであらう。

当時のわが政府筋は、組閣早々の松方正義首相、西郷従道内相、山田顕義法相、後藤象次郎通相、陸奥宗光農商務相ら。枢密院議長に伊藤博文、同書記官長は伊東巳代治であった。この時の伊東巳代治の発言は、政府筋の狼狽に対して、適切な助言の功、多大なるものがあつたようで、首相以下各大臣鳩首協議の席に列して首相から意見を求められたのに対し、「此の前後措置は、到底諸公の力の及ぶ所にあらず。畏れ多きことなれども、至尊の御力に縋り奉るの外に途なし。先づ詔勅を賜はり、且速に京都に行幸仰出され、親しく御見舞遊ばされることを奏請すべし」と所見を述べている。明治天皇はこの事件をいたく憂慮せられ、直ちに北白川宮能久親王を御見舞に派遣せられ、詔勅を出され、事件の翌日には、天皇御親ら京都にお出かけになられて、行きとどいた御見舞の言葉を述べられ、さらに枢密顧問官榎本武揚を遣露使節としてロシアに派遣し、ロシア皇帝にお詫びの礼をつくされようとも計画せられた。これは先方の強い辞退によって実行されなかったが、ロシア皇太子が軍艦へ引き上げられるに際しては、ロシア公使の懇請もあつて、神戸港の栈橋まで見送られた。また国民からの見舞電報も一万通にのぼつたといわれ、政府筋の勸請もあつて、朝野各団体、自治体から民間団体に至るまで恐縮の意を表し、遊里における歌舞を自粛することまでなされた。また皇太子帰国の日には、天皇はロシア軍艦アリゾヴァ号に赴かれたほどであつた。

一方、津田三蔵に対する処罰の仕方如何が、ロシア帝国に対するわが国の誠意の示し方の尺度となるのは当然のことで、ここに政府筋は、政府としての討議を開始した。そこに、はからずも、二年前に出来上った帝国憲法に明示せられている「司法権の独立」に対し、「行政権の介入」という重大問題が発生したのである。すなわち、政府と元老は、津田を死刑にするためには、旧刑法一六条（「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」）を適用するほかに方法がない、と考えた。しかしロシア皇太子は、わが皇太子ではないから、旧刑法二九二条・一一二条の普通謀殺未遂罪によるべきで、それによると終身懲役が最高処罰となる。かくて閣議は、刑法一一六条を適用して津田を死刑にすべきことを評決した。時に大審院長は、ここに掲げる児島惟謙であり、彼は、心に深く決する所あり、死しても司法権の独立に殉ずべく、これに一身を賭して立ち向かうことになった。以下、折々の彼の文を引用することにする。

「児島惟謙」から

①

上下一般斯クシテ津田三蔵ノ白刃ニ神経系ヲ刺戟セラルルヤ、其狂症ハ益々前後ノ思

慮分別ヲモ惑乱シ来レリ。津田三蔵ハ斬ルベシ、津田三蔵ノ一生命ハ国家億万ノ生命ニ換フベカラズ。彼ノ生命ヲ奪ヒテ露ノ上下ニ他意ナキヲ示シ、以テ三千年ノ帝国ヲシテ一時ノ安ヲ得セシムベシト、内閣ハ然リトナシヌ。又元老ハ至当ノ措置ナリト為シヌ。内閣ト元老ハ相携ヘテ司法ノ当局ニ法律ノ曲解ヲ迫リヌ。又暗裏ノ大波瀾ハ遂ニ滔天ノ勢ヲ以テ奔騰シ来レリ。

(前掲書、一〇六—七ページ)

② 山田顯義法相が戒嚴令を發布してでも津田を極刑に処すべし、とするに對し、

児島大審院長は

憲法ハ明治二十二年ヲ以テ發布セラレシニアラズヤ。当時ノ元老ト閣員ノ或者ハ此光榮アル憲法發布ノ詔勅ニ副署セシニアラズヤ。而シテ日本臣民ハ不可侵ノ權利ヲ得、司法官ハ完全ナル独立ノ保障ヲ得タルニアラズヤ。而シテ此憲法ハ上天皇陛下ハ列祖ニ誓ハセ給ヒ、下臣民ハ格守スベキ義務ヲ負ヒ、以テ国家ノ生命トスル所ノモノニアラズヤ。元老ト内閣ノ压迫ハ憲法ノ蹂躪ナリ、国家死命ノ侵奪ナリ。一ノ三蔵ヲ斬ルハ億万ノ自由ト安寧トヲ斬ルモノニシテ、一ノ法条ヲ曲解スルハ帝国ノ生命タル憲法ヲ無視ス

ルモノナリ。而シテ司法官ノ行動ニシテ行政官ノ可否ニ因リテ動揺セラル、ニ至テハ、憲法ノ大精神ヲ破壊シテ古ノ専制政治ニ還ラシムルモノト云ハザルベカラズ。況ンヤ三蔵ノ生命ヲ奪フモ国難来ルベクンバ来リ、国難来ラズンバ来ラザル、唯一ニ露国当局者ノ意中ニ存スルモノナルニ於テヲヤ。

(前掲書、一一五—六ページ)

③ 大審院判事個々に対する政府の庄迫急をつげ、彼は不当違憲と対決を決意した。感慨胸ニ迫リテハ一刻モ晏如タル能ハズ。予ハ断乎トシテ行政官ノ内情及ビ区々ノ情誼ヲ排斥シ、挺身以テ此難局ニ当ラン事ヲ決心セリ。若シ此際姑息ノ所為ニ因リテ一身ノ安ヲ貪ランカ、之レ国家ニ不忠不信ナルノミナラズ、憲法史上ノ汚名ハ千載遂ニ拭フヲ得ザルニ至ラン。是ニ於テ予ハ、大阪控訴院事務引継ノ名義ヲ以テ七判事ト共ニ大津ニ出張シテ為ス所アラント決意シタリ。

(前掲書、一二三—二ページ)

④ しかし七判事のうち四判事が内閣の威迫に屈した。彼は堤裁判長から届けられた決定報告「本件ハ本院ノ公判ニ付スベキモノト決定ス」を受けとって(五月十九日午前二時)

此決定書ヲ得テ予ハ始メテ四判事ガ内閣各大臣ト面晤シタル結果ノ大ナリシヲ知レリ。私情ハ彼等ニハ国家ノ生命タル法律ヨリモ重カリキ。而シテ内閣ハ其成功ヲ干渉鋒銳ノ尖頭ニ飾レリ。切言スレバ私情ト陰險トハ公明ト正義トニ第一着ノ勝利ヲ占メタルナリ。予ハ職權上已ムナク之レヲ司法大臣ニ通告シタリト雖モ、如何ニシテ此邪僻ヲ排シ勝利ヲ法律ト正義トニ帰セシムベキカヲ焦心苦慮スルニ至レリ。嗚呼内閣は稍々安心シタルベシ。然レドモ法律ト正義トハ益々迫害ノ深淵ニ沈マントスルナリ。日本国民ノ得タル權利義務ト神聖独立ナル司法權ノ安固トハ將ニ内閣ノ干渉ト圧迫、法官ノ薄志ト弱行ニ因リテ破壊セラレントスルナリ。司法權ノ危機ハ一髮ノ細糸ヲ以テ千鈞ノ巨鼎ヲ繋ゲルニ似タリ。

(前掲書、二三〇—一ページ)

- ⑤ 五月十九日、児島惟謙は判事中四名とともに御西下中の明治天皇のおられる京都御所に参内し、天機を伺い拜謁の榮に浴し、天皇から「今般露国皇太子ニ関スル事件ハ国家ノ一大事ナリ、注意シテ処分スベシ」との勅語を賜わった。児島はこの勅語の中に「注意シテ」の一語に深く感得、これに百万の味方を得た思いで、直ちに担当裁判官の説得にとりかかった。そして帝国憲法第五十七条

に従い、裁判官たる者は「天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ」裁判しなければならぬこと、政府権力から独立して裁判の事に当たるべきことを悖々として説いた。

苟モ法官ハ憲法ニ保障セラレタル独立不羈ノ國家機関タリ。而モ此不羈神聖ナルベキ法官ガ、権門要路又ハ朋友ノ干涉甘言ニ迷ツテ敢テ卑屈ノ挙動ヲ為シ、職權ヲ辱カシメテ顧ミザルガ如キコトアラバ、是レ國家百世ノ歴史ニ汚辱ヲ貽シ、上 天皇陛下ノ御稜威ヲ瀆シ奉ルモノニシテ、不忠トヤ云ハン、不信トヤ云ハン。予ガ公等ノ為ニ恐ルルハ一ニ此処ニアルナリ。公等記憶セルベシ。過日ノ勅語ニハ畏多クモ、國家ノ大事ナリ、注意シテ速カニ処分セヨトアリタルニアラズヤ。此注意ノ二字コソ実ニ勅語ノ主眼タル大精神ニシテ苟モ看過スベカラザルモノニアラズヤ。公等以テ如何ト為ス。予ハ注意ニ注意ヲ重ヌル程、益々内閣ノ主義ニ賛同スル能ハザルノミナラズ、國家ノ榮辱ト憲法ノ權威ノ為ニ大ニ反対ノ態度ニ出デザルヲ得ザルナリ。敢テ問フ。公等ハ十八日ニ面晤セシ大臣又ハ朋友ヲ欺クカ。抑亦天下國家ヲ欺キテ一身ノ安キヲ貪ラントスルヤ。今ヤ公等ハ其一ヲ選バザルヲ得ザル立脚地ニ在リ。予ヨリ之ヲ見レバ其輕重本末ハ火ヲ睹ルヨリモ明ラカナルモ、而モ公等ノ選ントスルハ孰レノ途ナルヤ。洵ニ國家ノ大事ハ公等ノ一挙

一動ニ繋リテ存スルナリ。請フ熟慮セヨ。」また「仍ホ別離ニ臨ミテ一言スベキ事アリ。同僚中ニ於テ予ト最モ長キ交情アリシハ実ニ君ナリキ。……而シテ今此ニ告別スルニ至ル。……君ニシテ幸ニ予ノ言ヲ是認スルアラバ、直チニ通信セラレヨ。予ハ喜ンデ当地ニ来リ君等ノ協議ニ応ズベシ」

(前掲書、一三四—六ページ)

⑥ 児島の熱誠あふれる忠言は、遂に堤判事を驕意せしめ、「情誼を顧みず職務の爲め国家に一身を捧げん」と誓わしむるに至った。ついで児島・堤両者は他の判事への説得を続け、遂に「七名中既に五名の同意を得、さらに当初政府側に加担していた三好検事総長をも説得し、児島・三好兩名の連名で山田法務大臣に對し、「一一六条を以て処断する見込なし」と打電する所にまで到達した。児島の熱誠はここによりやくにして局面の轉換に成功したのである。この時の感想を、彼は

内閣ハ定メテ驚愕措ク所ヲ知ラザリシナラン。眼中露国ナル強力者ノ存在ヲ知りテ、憲法ノ存在、国家威信ノ存在ヲ顧慮セザル彼等ナレバナリ。況ンヤ眇タル司法官ノ存在

ハ彼等ニ採リテハ何等ノ意味ヲモ為サザリシニ於テヲヤ。唯一喝シテ左右シ得ベシト為セシニ於テヲヤ。然ルニ此眇タル司法官ハ今ヤ奮然トシテ憲法ノ擁護者ト為^なり、堂堂トシテ正理ノ上ニ立テ顯^{あら}レ來^{また}リタルナリ。之レヲ見タル内閣ハ震駭^{しんがい}シテ事ノ意外ナルニ度ヲ失セシナルベシ。

(前掲書、一三七ページ)

二十三、内村鑑三 (二八六一—一九三〇)

—(附)・新渡戸稲造—



内村鑑三

内村鑑三は明治維新に先立つこと七年、文久元年に、上州高崎藩の下級武士の江戸の藩邸に生まれ、昭和五年、数え年七十歳で歿した。幼年時代には、武士道的儒教主義とでも言うべき教育を受け、彼自身はこれを回想して、その著「余は如何にして基督信徒となりし乎」の中で、父方の祖父は全身これ武士、母方の祖父は、本質的に正直者であつたといっている。彼が生涯をかけて説いた「日本的キリスト教」——「二つのJ」(日本とイエス)に仕えること——を理解するためには、彼がこうした父母の血統を内心の誇りとしていた事を無視するわけにはいかない。

彼は、明治十年、十七歳で札幌農学校に官費生として入学、翌十一年(一八七八)、キリスト教の洗礼を受け、その信者名簿に名をつらねた。この入信の動機は、半ば上級生の強制によつたという。彼は、十四年に同校を卒業し、同時に開拓使御用係となつて水産調査に従事。しかし三年後の十七

年十一月に、自費で渡米し、白痴院の看護夫などになって苦学しながら、アーマスト大学・ハートフォード神学校に学び、四年後（一八八八）に帰国した。

アメリカでの生活は、彼の思想・信仰形成の上で画期的な土壌となるのだが、当初、彼にとってのアメリカは、単に西洋文明の国としてよりも、むしろキリスト教国としてのあこがれの対象であった。この憧れの聖地に初めて歩を印した後には、彼は、キリスト教国の現実の内容が、名と実とは大変に相反していることを見聞する。そのため彼の心境は、キリスト教を棄てようとする土壇場に追い込まれる。しかし、この棄教の一手手前で彼が気付いたことは、キリスト教が真に根付く精神的風土は、実は西欧ではなくして日本である、との「回心」を味わったことである。彼の著書「余は如何にして基督信徒となりし乎」から本書に引用した数箇所は、彼のこの回心体験を赤裸々に示していると思う。この書は、彼がアメリカからの帰国後七年を経た明治二十八年に、熊本英学校在任中に英文で出版されたものであるが、彼はその前に、講師として在任していた第一高等学校で、「教育勅語」に対する拝礼を拒否したために「不敬事件」（二十三年）として退任のやむなきに至っていた。なおこの書は、題名の示すように、キリスト教信者に「何故に」なったか、ではなく、「如何にして」なったかの経過を、右の回心体験をピークとして自我の成長に焦点を合わせて日記体で綴ったものである。岡倉天心の「茶の本」、新渡戸稲造の「武士道」と並んで、明治における日

本人の精神を高らかに詠いあげた三大名著の一つに数えることが出来、何れも格調高い英文で書かれた点が共通しているのも、注目すべきところであろう。フランス、ドイツ、デンマーク語等広く各国語にも訳された。その前年には、「代表的日本人」(初め "Japan and Japanese." 後 "Representative Men of Japan." と改題)が刊行された。彼にとって代表的日本人とは、西郷隆盛、上杉鷹山、二宮尊徳、中江藤樹、日蓮の五人であった。中でも一神教崇拜のキリスト信者でありながら、異教徒であるべきはずの日蓮を指して、「争闘性を差引きし日蓮は、我等の理想的宗教家である」とすら言いきるまでに、日蓮を讃仰してやまなかつた。こうしたところに、内村の面目躍如たるものを見るようである。

彼はまた、「日清戦争義戦論」のような愛国的所論を示した一方、明治二十四年、「万朝報」記者時代には足尾鉍毒事件の事業主・古河市兵衛を攻撃し、また日露戦争前には、圧迫に抗して非戦論を唱え、日露開戦後は、「聖書之研究」——三十三年、独力で創刊——誌上で平和を説いた。

晩年は、「聖書之研究誌」を中心に、無教会主義に立つキリスト教信仰の普及に尽力し、教会でのミサ礼拝のためではなしに聖書研究のために、日曜毎に東京市内で集会を開き、毎回六百人を超える聴衆を集めたと言われ、後の日本の文壇人・学者たちに多大の感化を与えている。彼の無教会主義は、キリスト再臨が日本において行なわれるであろう、と信じたことによっており、彼の

信仰が、日本的、武士道的キリスト教と言われる所以も、そのあたりに由来があろう。日蓮において仏教の日本化をみた彼は、その思想、行為を異にするとは言え、日蓮を範としつつ、キリスト再臨の確信の上に立って、キリスト教の日本化に挺身したのであった。(戸田)

(1) 「余は如何にして基督信徒となりし乎」から

① 基督教国の他の非基督教的特徴に就ては語るに時がない。小児にさへ明瞭に解る簡単な道徳を無視して幾百万の金銀の上に其の安定の基礎を置く合法的なる拳闘、自由共和国の人民より寧ろホツテントット人に相応しき私刑、規模の大なること全世界の貿易界に比を見ざるラム酒貿易、政治界の煽動政治、宗教界の教派的嫉妬、資本家の圧制と労働者の暴慢、百万長者の愚行、夫の妻に対する偽善的愛情、等々、等々に就きて何を言ふ可きか。此が宣教師によりて基督教の他宗教に勝る証拠なりとして教へられし文明なりや。欧米を作りし宗教は必ず至高処より来りし宗教ならざるべからずと彼等は我等に揚言せり、嗚呼、何たる無恥ぞ。若しも其が今日の所謂基督教国を作りし基督教なら

ば、天の永遠の詛のろいをして其の上に止とどまらしめよ！ 平和は我々が基督教国にて見出し得る最後のものである。喧噪よ、癡狂院よ、懲治監よ、貧民救護院よ！

嗚呼、日出る国の平安、蓮はすの池の静寂の慕したわしきかな！ 眠られぬ睡眠ねむりより我等を驚かす汽笛のあるなく、極楽鳥ごくらくの歌声うたごえが快こころよき熟睡じゅくすいより我々を醒さます、高架鉄道の喧噪と騒音のあるなく、牛は鳴きつつ駕籠がらこを運ぶ、ウォール街投機市場にて得たる血の代価を以て建てられし大理石の大邸宅に非ずして、自然の賜物に快こころよき満足まんじつを感あずる藁葺わらぶきの屋根である。日月星辰じつげつせいしんは金銭や名譽や虚榮きやうよりもより、純粹じゆんじゆんにしてより、美しき礼拝の對象に非ずや。

嗚呼、天よ、余は誤あやり！ 余は欺あやかれたり！ 余は平和ならざるものの為ために真まに平和なるものを捨てたるなり！ 旧ふるき信仰しんぎやうに立ち歸かへるには今や余は余りに生長せいじやうし過ぎてゐる、新あらたしき信仰しんぎやうに黙もく従じゆんするは不可能ふかうである。嗚呼、福さいわいなる無智むちよ、其は余の祖母そぼろを満足まんじつせしめし以外の信仰しんぎやうを余に知らしめなかつたのであらう。其は彼女をして勤勉けんべん、忍耐にんたい、真実まことならしめた、一点の後悔ごかいの雲も彼女の顔を蔽おほはずして、彼女は最後の息いきを引き取つた。彼女の信仰しんぎやうは平和であり、余の信仰しんぎやうは疑惑ぎわくである、禍わざわいなるかな、彼女を偶像崇拜おうちやう者ものと呼び、彼女の迷信まじんを憐あはれみ、彼女の靈魂たましいの為ために祈いのちり、然しかも己おのれは無間地獄むげんじやくに陥おちり、恐怖おそ

と罪と疑惑を以て醜弄（はげら）されたる余は。一事を余は将来必ず為さざる可し、——即ち余は基督教を欧米の宗教なるの故を以て決して弁護せざる可し。斯く（か）の如き『外部的証拠』は、啻（ただ）に薄弱なるのみならず、実際には一般に悪影響を与ふるのみである。不死の靈魂を支持し得る宗教は、斯かる『見世物』的証拠よりより、確實なる、より、深遠なる基礎の上に立たなければならぬ。而も余は嘗て信仰を斯くの如き藁（わら）の上に築いたのである。

（鈴木俊郎訳、岩波書店、昭和二十八年刊「内村鑑三著作集」第一卷、一〇九—一一ページ）（別に同一訳者による岩波文庫版がある）

○

② 余の母国に就て（ついで）の考は、余が其処に留まつてゐた間は、極度に一面的であつた。未だ異教徒たりし時、余は我国は宇宙の中心にして世界羨望（せんぼう）の的（もと）なりと考へた。『地には五穀豊稔（ごこくほうじょう）にして、風土の平穩世界無比なり、風光秀（ひび）で、湖水は処女の眼の如く、翠松（すいしょう）の丘は三日月形（がた）なす彼女の眉なり、国土は精氣満ち、神靈（かみ）の棲（す）み給ふ処、光明の源泉なり』である。余が未だ異教徒なりし時は、余の国は実に斯くの如きものであると考へてゐた。

併し余は『回心』して、如何に正反對となりしよ！ 余は『遙か遙か彼方の幸福の国々』
の話聞いた、四百のカレッチと大学を有する米國、清教徒の故郷なる英國、ルーテル
の祖國なる獨逸、ツウィングリの誇とする瑞西スイス、ノックスの蘇格蘭スコットランド、アドルフハスの瑞
典デンに就て聞いた。間もなくして一つの考が余の心を捉へた、余の國は實に『無用の長物』
である。 (中略)

併し乍ら、遙か流竄ざんの地より眺めて、余の國は『無用の長物』ではなくなつた。其は
限りなく美しく見え始めた、——異教徒時代の怪奇ゴシックな美に非ずして、自己自身の歴史的
個性を以て宇宙に一定の空間を占むる、真の均齊ウニタリのとれし調和的美である。一國民とし
ての其の存在は天其自身によりて命ぜられしものである、世界と人類に対する其の使命
は、既に明白に宣言せられしことであり、又現にせられつつあることである。其は高き
目的と高貴なる野心を有する聖なる實在であり、世界と人類の為に存在するものなるこ
とが示されたのである。我國に就ての斯かる輝しき見方が余の視界に与へられしことを
限りなく感謝した。

③ 三月八日 余の生涯に於て極めて重大なる日なりき。基督の贖罪しよくざいの力は今日の如く明瞭に余に啓示せられしこと嘗てあらざりし。神の子が十字架に釘くぎけられ給ひし事の中に、今日迄余の心を苦しめし凡てすべの難問の解決が存するなり。基督は余の凡ての負債を支払ひ給ひて、余を墮落以前の最初の人の清浄と潔白とに返し得給ふ。今や余は神の子なり、余の義務は耶蘇やそを信するに在り。彼のために、神は余の欲する凡てのものを余に与へ給ふべし。彼は彼の栄光のために余を用ひ給ふ可し、而して遂には余を天国に救ひ給ふべし。

○
(前掲書、一四八ページ)

④ 五月廿六日 此の世には悪よりも遙かに多く善が存在するとの思想によりて、多大の感銘を与へられたり。鳥なり、花なり、太陽なり、空気なり、何たる——美よ、光輝よ、香氣よ！ 然るに人は、四六時中、悪を吐つきつつあるなり。世界は其を楽園となすに唯一事を要す、是れ即ち耶蘇基督の宗教なり。

(前掲書、一五〇ページ)

(2) 「代表的日本人」から

① 彼（日蓮）は、彼自身の宗派「日蓮宗」以外の同じ仏教徒により、仏教の受くる一切の誹謗を担ふ贖罪の羊とされた。如何なる人も日本に於てこれ以上の讒謗を積み重ねられた者はない。そして基督教が此の国に現れた時、基督教も亦この問題に参加し、多くの石が更に此の方面からもまた彼に向つて投ぜられたのである。嘗て基督教の有名な牧師の一人が、その全注意を斯かる方向に向けてゐたことを余は知つてゐる。實際、日本に於ける基督信徒にとりては、此の人に称讚の弁を呈することは、イスカリオテのユダに好意ある言葉を語るだけ不敬虔に響くのである。

併し余としては、もし必要とあらば、此の人のために我が名誉を賭する。彼の教義は、概ね今日の批評学の試験に堪へ得ないことは余も認める。彼の論争は上品でない。全体の調子は狂気の如くである。彼は確かに不均衡の性格であつた。ただ一方向にのみ余りに尖鋭であつた。併し乍ら彼よりその知識上の誤謬、遺伝されし氣質、時代と環境が彼

の上に印したる多くのものを剥ぎ取れば、然らば諸君はその骨髄まで真実なる一個の靈魂、人間として最も正直なる人間、日本人として最も勇敢なる日本人を有するのである。偽善者は二十五年以上もその偽善を保つことはできない。また偽善者は彼のために何時でも生命を投出さんとする幾千の隨身者を有つこともできない。『不信実なる人間が宗教を発見したといふか』と、カーライルは叫ぶ、『不信実なる人間には、煉瓦の家を建てることもできないではないか』。余は余の周囲を眺め、此の人の死後七百年の今日、四千の僧侶と八千の教師を擁する五千の寺院と、此の人の定めた方式に則り其の中にて礼拝しつつある百五十万乃至二百万の信徒を見る。而かも余は此等は凡て恥知らずの山師の仕事と考ふべしと聞かされるのである！斯かる事を信ずるには、余の人間性に対する信仰は余りに強くある。もしも虚偽が此の地上にて斯くも永続的なるものなりとすれば、他の如何なる手段によりて我々は正直を虚偽と區別すべきであらうか。

（鈴木俊郎訳、前掲書、第十六卷、一三八—一九ページ）（別に同一訳者による岩波文庫本あり）

○

② 聖書がルーテルに貴かりしだけ、法華経は此の人に貴くあつた。『我不愛身命、但

惜無上道』(我は身命を愛し、ただ無上道を惜しむ)は、幾多の危機に臨んで彼の用ひし言葉であつた。ルーテルが或る意味にて然りし如く、彼は經典崇拜者 (Biblelator) であつたかも知れない。併し書物はあらゆる種類の偶像の権力よりより、高貴なる崇拜の対象である。そして一書のために死に得たる人は、英雄の名を以てよばれる大概の人々よりより、高貴なる英雄である。現代基督信徒の日蓮誹謗者をして、自分の書は塵に蔽はれをらざるや否や、或はもし其が日々口にのぼり、その靈感は熱烈に擁護せられつつありとならば、彼は己の遣はされたる国民に其れの受けられんがために、十五年間、劔難と謫流に堪へ、身命と靈魂をそのために賭し得るや否や、顧みる所あらしめよ。日蓮こそは、他の凡ての書にまさりて人類の諸問題を善き方に導きたるかの書「聖書」の所持者によりて、石打たるべき最後の人であらねばならぬ。

○
(前掲書、一四一ページ)

③ 實際、日蓮の生涯は何時も余をして多妻主義を除いた、マホメットを想起せしむる。同じ強烈さ、同じ病的な熱狂、しかしそれにも拘らず目的に対する同じ誠実、衷なる憐愍と柔和との豊かさは、一に於けること他に於けるが如くである。ただ余は日本人は、

アラビア人より、前者が彼の經典に信頼したるは後者がそのコーランに信頼したるにまさつてゐた点に於て、より偉大なりしと信ずる。斯かる頼るべき書ありて、形而下けいじかの勢力は日蓮にとり必要欠くべからざるものではなかつた。其の書は独りにて何ら人間の助けなくして十分に一つの勢力である、その価値を確立するために、如何なる勢力も必要ではない。マホメットより偽善の非難を取去つた歴史は、日蓮の正当なる評価のために、より多くを為すべきであつた。

それゆゑに、彼の第十三世紀の衣裳、彼の批評学上の知識の誤謬、彼のうちに宿つたかも知れぬ僅かな精神異状の気味（凡ての偉人に宿つてゐる如く、と余は想像する）を剥むぎ取れば、其処には一個の注目すべき人物、全世界に於ける彼の如き人物のうちにて最も偉大なる者の一人が、我々の前に立つのである。これ以上に独立なる人を、余は我が国人の間に考へることはできない。實際、彼は、彼の独創と独立とによつて、仏教を日本の宗教たらしめたのである。

（前掲書、一四一―二ページ）

(3) 「後世への最大遺物」から

① それならば最大遺物とは何であるか。私が考へて見ますに、人間が後世にのこす事の出来る、サウして是は誰にも遺す事の出来るところの遺物で利益ばかりあつて害のない遺物がある。夫は何であるかならば、勇ましい高尚なる生涯であると思ひます。是が本当の遺物ではないかと思ふ。他の遺物は、誰にもこの事の出来る遺物ではないと思ひます。而して高尚なる勇ましい生涯とは何であるかといふと、私がこゝで申す迄もなく、諸君も我々も前から承知して居る生涯であります。即ち此世の中は、是は決して悪魔が支配する世の中にあらずして、神が支配する世の中であると云ふ事を信ずる事である。失望の世の中にあらずして、希望の世の中であることを信ずる事である。此世の中は、悲歎の世の中ではなくして、歓喜の世の中である、といふ考を我々の生涯に実行して、其生涯を世の中の贈物として此世を去る、といふことであります。其遺物は、誰にも遺すことの出来る遺物ではないかと思ふ。

○
 ② それで若し私に金を溜める事が出来ず、又社会は私の事業をする事を許さなければ、私はまだ一つ遺すものを持つて居ます。何んであるかと云ふと、私の思想です。若し此世の中に於て私が私の考へを実行する事が出来なければ、私は之れを実行する精神を筆と墨とを以て紙の上に遣す事が出来る。或はさうでなくとも、其に似た様な事業がございませぬ。即ち私が此世の中に生きて居る間に、事業を為すことが出来なければ、私は青年を薰陶して私の思想を若い人に注いで、さうして其人をして私の事業をなさしめる事が出来る。即ち之を短く云ひますれば、著述をすると云ふ事と学生を教ゆるといふ事でありませぬ。

(前掲書、三四七ページ)

(附) 新渡戸稲造 (一八六二—一九三三)



新渡戸稲造

(注) 明治大正昭和にわたって活躍した教育家、農学者。文久二年(一八六二)盛岡に生れ、のち札幌農学校に学び、クラーク博士のもとで洗札を受けた。アメリカ、ドイツに留学し、後に第一高等学校長、東京帝大教授などを歴任、キリスト教的な人格主義に立つ教育者として昭和八年(一九三三)生涯をとじた。明治三十二年、彼が三十八歳の時、英文で著わした「武士道」は、はじめニューヨークとロンドンで出版、その後マーラッチ語、ドイツ語、ボヘミア語、ポーランド語、ノールウェー語、フランス語、シナ語、ハンガリー語、ロシア語に翻訳刊行された。

日露戦役において、日本が大勝利をおさめてから、世界各国は盛んに日本戦勝の真因を各分野から探求するに至った。アメリカもその例にもれず、当時のアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトは、この書を読んで痛く感激し、アメリカ陸軍士官学校に寄贈して長く教科書として使用させた。

いう程である。

又、米国、ハーバート大学哲学科出身の三羽鳥と世に喧伝せられたの J. W. シエームス、R. W. エマソンと並んで理想主義哲学者のジョサイア・ロイス (J. Roce) である。そのロイスは彼の著「忠義の哲学」(The Philosophy of Loyalty) の中で「ニトベがその小さな本の中で日本、魂と呼んでいる、あの古来の武士道の幾分かを知るに至った云々」と云っている。ロイスのこの本を紹介し推奨したのは、九州大学、地質学教授の河村幹雄博士であった。(博士は「日米不戦論」昭和五年刊の著者で、遺稿に、岩波書店刊の「名も無き民のこゝろ」があり、惜しくも四十六歳にして昭和六年に歿した)。

これら一、二を省みただけでも、「武士道」の国際的感化力がいかに大であったかがわかる。

(戸田・名越)

(1) 「武士道の渊源」から

仏教の与へ得ざりしものを、神道が豊かに供給した。神道の教義によりて刻み込まれたる主君に対する忠誠、祖先に対する尊敬、並に親に対する孝行は、他の如何なる宗教によつても教へられなかつた程のものであつて、之によつて武士の傲慢なる性格に服従

性が賦与せられた。神道の神学には「原罪」の教義がない。却つて反対に、人の心の本来善にして神のごとく清浄なることを信じ、神託の宣べらるべき至聖所として之を崇め貴ぶ。神社に詣づる者は誰でも観る如く、その礼拝の対象及び道具は甚だ少く、奥殿に掲げられたる素鏡が、その備へ付の主要部分を成すのである。鏡の存在は容易に説明ができる。それは人の心を表はすものであつて、心が完全に平静且つ明澄なる時は、神の御像を映す。この故に人若し神前に立ちて礼拝する時は、鏡の輝く面に自己の像の映れるを見るであらう。かくてその礼拝の行為は、汝自身を知れといふ旧きデルフィの神話と同一に帰するのである。

○

神道の自然崇拜は、国土をば我々の奥深きたましひに親しきものたらしめ、その祖先崇拜は系図から系図へと辿つて、皇室をば全國民共通の遠祖と爲した。我々にとりて国土は、金鉱を採掘したり、穀物を收穫したりする土地以上の意味を有する——それは神々、即ち我々の祖先の靈の神聖なる棲所である。又我々にとりて天皇は、法律國家の警察の長ではなく、文化國家の保護者でもなく、地上に於て肉身をもち給ふ天の代表者で

あり、天の力と仁愛とを御一身に兼備し給ふのである。ブートミー氏が英国の王室について、「それは權威の像たるのみでなく、国民的統一の創造者であり、象徴である」と言ひしことが真であるとすれば、このことは日本の皇室については二倍にも三倍にも強調せられるべき事柄である。

神道の教義には、我が民族の感情生活の二つの支配的特色と呼ぶべき愛国心及び忠義が含まれてゐる。アーサー・メイ・クナップ氏曰く、「ヘブル文学に於ては、神のことを言つてゐるのか、国のことを言つてゐるのか、天のことかエルサレムのことか、メシアのことか国民そのものことか、之を見分けることは屢々困難である」と。真に然りである。同様の混同は我が民族的信仰（神道）の語彙の中にも見られる。然り、その用語の曖昧なるにより、論理的なる頭脳の人からは混同と思はれるであらうが、それは國民的本能、民族的感情を入れた粹であるから、敢て体系的哲学若くは合理的神学たるを装はないのである。この宗教——或はこの宗教によつて表現せられたる民族的感情と言つた方が更に正確ではあるまいか？——は武士道の中に忠君愛国を十二分に吹き込んだ。之等は教義としてよりも刺激として作用した。蓋し神道は中世のキリスト教会と異り、

その信者に対し、殆んど何等の信仰箇条をも規定せず、却って直截簡單なる形式の行為の規準を供給したのである。

(矢内原忠雄、昭和十三年訳、岩波文庫版)

(2) 「武士道は尚生くる乎」から

武士道は一つの無意識的なる且つ抵抗し難き力として国民及び個人を動かしてきた。新日本の最も輝かしき先驅者の一人たる吉田松陰が刑につくの前夜詠じたる次の歌は、日本民族の偽らざる告白であった。

かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂

形式をこそ備へされ、武士道は我国の活動精神、運動力であったし、又現にさうである。

現代日本の建設者たる佐久間、西郷、大久保、木戸の伝記、又伊藤、大隈、坂垣等現存せる人物の回顧談を繙いて見よ——然らば彼らの思索及び行動は、武士道の刺激の下に行はれし事を知るであらう。極東を研究し観察したるヘンリ・ノルマン氏は、日本が

他の東洋専制国と異なる唯一の点は、「從來人類の案出した名譽の掟の中、最も嚴格なる、最も高き、最も正確なるものが、その国民の間に支配的勢力を有する事」にあると言明したが、之は新日本の現在を建設し、且つその将来の運命を達成せしむべき原動力に觸れた言である。

東洋の制度並に人民を精しく観察したるタウンゼンド氏は記して曰く、「我々は如何にヨーロッパが日本に影響したかを日常聞かされて、この島国の變化の全然自己発生的であつたことを忘れる。歐洲人が日本を教へたのではなく、日本は自己の發意を以てヨーロッパから文武の組織の方法を学び、それが今日迄の成功を來したのである。数年前トルコが歐洲の大砲を輸入した如く、日本は歐洲の機械科学を輸入した。正確に言へば、それは影響ではない、英國が支那から茶を買ふことによりて影響を受けたと言へない限りは」と。氏は又問うて言ふ。「日本を改造したるヨーロッパの使徒、哲學者、政治家若くは煽動者が何処にあるか」と。

タウンゼンド氏が、日本の變化を造り出したる原動力は、全然我が国民自身の中に存せし事を認識したのは、誠に卓見である。而して若し氏にして更に日本人の心理を精察

したならば、氏の鋭き観察力は、必ずやこの源泉の武士道に他ならぬことを容易に確認し得たであらう。劣等国と見下されることを忍び得ずとする名譽の感覺——之が最も強き動機であつた。殖産興業の考慮は、改革の過程に於て後より目覚めて来たのである。

(前掲書)

二十四、福島中佐 (二八五二—一九一九)

郡司大尉 (二八六〇—一九二四)

福島中佐と郡司大尉とは、共に日本歴史上、未曾有といふべき冒険旅行を敢行した二人の軍人である。その旅行即ち、福島中佐の欧亜大陸単騎横断と郡司大尉一行の千島短艇行とは、世上「陸海冒険の双璧」と称せられ、長く人々の心に印象づけられてきた。

両者のこの二つの冒険旅行は、もともと単なる興味本位の探険や二人のあいだの競争意識によつて行なわれたものではない。それは当時の日本の広義国防の面からの深刻な使命感に発したものであった。当時我が国は、憲法制定(明二二)・教育勅語(明二三)・第一回議會(明二三)などを経て、漸く近代国家としての実質的な歩みを進めており、そういう時期に、相前後して敢行されたものであった(明治二十六年三月二十日から六月十二日までの期間は、両者重複している)。

両者の旅行事蹟を調べてみて特に見逃し得ない点の一つは、天皇の大御心に対する常時的配慮が表わされていることであつて、両者は、天皇のお心を敏感かつ具体的に感覚しながら、国のために、

という心の姿勢を貫いていたのであった。しかし、内実は、天皇が、両者の何れに対しても、その旅行を命令されたり、あるいは示唆なされたというような事実は、全くなかった。それにもかかわらず両者は、終始、大御心を内心の支えとしながらこの旅行を続けていたことが、その記録から受けとれる事実である。こうした点に、当時の人々が天皇に対していただいていた心の一端を偲びたいものと思う。私見にはなるが、個人の名誉欲に出發する冒険と、こうした心の姿勢でなされた冒険とを、同日に論評することは、慎しむべきことと思うし、そこには近代日本の建設への「み、こ、も、ちの振舞い」ともいうべきものがうかがわれ、日本歴史の伝説に見られる日本武尊の御活動の精神にも、深く内的なつながりが見られるような気がしてならない。

さて、この旅行が敢行された明治二十六年という年は、明治天皇は御齡四十一であられ、福島中佐は天皇と同年、郡司大尉は三十三歳であった。天皇は、郡司大尉に対してはその出發前に、福島中佐に対してはその旅行中に、夫々御内帑金を下賜せられた。没我無慾の両者とそれをお心に深くとめられた天皇、ということになるが、そうしたところに、明治時代の日本の興隆ということの、見落してはならない内容・時代相を見ることが出来るのではないであらうか。両者はともに、天寿を全うするが、本書には、その冒険旅行に関するもののみを掲げることにした。(関)

(1) 福島安正やすまさ (一八五二—一九一九)



福島安正

後に陸軍大将、従二位勲二等功二級男爵。嘉永五年九月十九日、松本藩士（長野県）安広の長子として生まれ、三歳の時母に死別。幼時から貧に苦しみ、十二歳の時、藩茶部屋雇やといとなり、家計を助ける。明治六年、司法省十三等出仕しめつし。翌年、陸軍省に転じて十一等出仕。明治十一年、臨時士官登用試験に合格して陸軍歩兵中尉。明治二十年から二十五年まで駐ドイツ公使館付武官。後、参謀次長・関東都督などを歴任。

ドイツから帰国するのに、ベルリン—ウラジボストク間の欧亜大陸を単騎横断した。この旅行中に進級したので、世上「福島中佐の欧亜大陸単騎横断」などという。本書の見出しを「中佐」としたのは、当時のことを中心に扱うためである。

この「欧亜大陸単騎横断」の概要は、次の通りである。

(一) 日程（算用数字は、地名の上のものは到着月日を示し、下のものは出発月日を示す）

明治二十五年二月十一日ベルリン出発——ワルシャワ——
 2.28——レニングラード（装蹄術を習得）
 4.9——ヴォルガ渡河——4.24モスクワ5.7——ボロジノ5.18——ニジニノブゴロド5.29——6.28ベルム
 ——ウラル山脈越え——エカテリンブルグ7.15——チューメン7.25——オムスク8.12——8.30セミバラ
 チンスク9.6——^{アルタイ}亞爾泰山脈に入り、^{コブト}科布多——^{ウリヤスタイ}烏里雅蘇台——^{ウランブセ}烏蘭不尠——^{アルタイ}亞爾泰山脈を出て、
^{クイロン}庫倫——^{キヤクタ}キヤクタ12.8——イルクーツク——12.31ウエルフネウヂンスク——1.15チタ1.20——ネルチン
 スク——^{ブラゴエシチェンスク}ブラゴエシチェンスク——^{黒河}黒河——^{チハハル}齊々哈爾——^{ベトナ}伯都訥——吉林——^{ニンクダ}寧古塔——^{琿春}琿春
 ——明治二十六年六月十二日ウラジボストツク到着

〔旅行日数その他〕

この行程は、約一万五千キロ、所要日数は十七ヵ月（四八八日）であった。使役した馬は、「凱旋」「ウラル」「アルタイ」「ウスリー」「興安」などの乗馬を含む数頭で、このうち斃れたもの三頭、廢馬となったもの数頭に及んだことをもってしても、旅行が如何に苛烈なものであったかがわかれる。なお、出発時の乗馬「凱旋」は、「アルハンブラー」（「空中樓閣」の意）と綽名されたという。

中佐自身、ヴォルガ渡河では流氷衝突の危険を冒し、チューメン付近では三十度を越える暑さの中を数日間にわたってコレラ地帯を通過し、ネルチンスクを過ぎては「ウスリー」が暴走

して氷上に落馬し脳底に指が入る程の重傷を負うなど幾多の辛酸を嘗めた。

本書への引用は、康徳七年七月十五日、満洲日日新聞社発行「大陸開拓精神叢書」第四輯「福島中佐の単騎遠征」によった。(関)

なお、正岡子規の明治二十七年の句に

秋高く魯西亞ろしあの馬の寒げなり

というのがある。この句について、高浜虚子は、「これは福島中佐がシベリヤを横断して帰つたその時、かつて乗つてをった馬が倒れた為に、途中からロシアの馬に乗つて帰つた。その記念に、その馬を動物園に提供した。それが、福島中佐の斯く斯くの馬であるとして、檻がらに入れてあるのを、私も見たことがある」と注している。(虚子「子規句解」(昭和二十一年・創元社刊)(桑原)

① 遠征に際して語つた言葉

騎馬の旅は一日僅か四十キロ程度しか進まないが、山に登り、河をわたり、平野を過ぎなどしてゐる間に、地勢地理を観察することも出来る。殊に、山間僻地へきの寒村、荒駅に於いては住民の懇情に飾り気なく、よくその国民性を露あらわはしてゐるので、これらの

事をよく調査観察しなければ、その国の真の姿は解らない。(中略)

旅行が不便なれば不便なるほど閱歴は多い。艱難はこれ即ち観察の好材料。予の騎馬旅行を選んだのは、途中艱難に遭はんがためである。目的はたゞ観察の好材料を得んがためのみ。予は徒らに奇を好み険を冒さんとするものではない。(同書、二ページ)

② 出発時の作

幾歳、研鑽機漸、熟、
紀元、嘉節、初、開、行、
幾歳の研鑽機漸く熟し、紀元の嘉節に初めて行を開く。至
処、至、誠、存、無、生、死、
踏破、三、千、八、百、程、
誠の存する処生死無く、踏破す三千八百程。(同書、五ページ)

③ 十一月三日の作 (この日は明治天皇天長節、ウランブセウでこの日を迎えた)

紀元、令辰、発、二、欧、洲、
単騎悠々十閱月。
紀元の令辰歐洲を發し、単騎悠々十閱月。義江清き辺イルチヌ鴻恩あたり

義江清^キ辺^ヘ思^ヒニ鴻恩^ニ、
金山高^キ処^ヲ想^フニ鳳闕^ニ。
微臣今坐^シニ朔漠^ニ中^ニ、
奉祝^ス天長^ノ大賀節^ヲ。

を思ひ、金山高き処鳳闕を想ふ。微臣今朔漠の中に坐し、
奉祝す天長の大賀節。
(同書、一〇二ページ)

④ 明治二十六年元旦の作 (ウエルフネウヂンスクを過ぎて元旦を迎える)

亜州露領枢要の地、義府は軍政総督の庁。馬を留めて観光二週日、晚餐夜宴温情集る。
時維^ニ極月^ニ旬九日^ニ、残夜鶏を聞いて早朝に起き、再び湖南を指して吾が馬を進むれば、
積雪益深く蹄鉄氷り、湖水已に閉ぢて寒凜冽。眼界一様天地清く、連日飛禽の影を見ず、
除夜漸く烏^ウ丁^ニに達す。客舎に睡覺^ニめて新歳を迎へ、東方遙かに拜す帝王の城。

(同書、一一五ページ)

⑤ 一月二十二日の作

(チタを過ぎて二日目、チタの警部長の使者が追掛けて来て、
家庭からの手紙を伝達する。この手紙には去年十一月御内
帑金貳千円を下賜あらせ給うた旨を報じていた。)

馬を進むる竜江氷上の途、忽ち見る後方鉄蹄の至るを。豈料らんや警官の家書を伝ふ

るを。封を聞けば字々数行の涙。大陸横断功未だ全からず、天皇嘉賞恩賜有り。

(同書、一二〇ページ)

⑥ 二月十一日の作

(ネルチンスクを過ぎてから迎えた紀元節は旅行中第二回目のものであった)

去年の今日伯林^{ベルリン}を発し、単騎三千里外に別る。義水^{イルチス}高原月花を賦^ムし、金山^{アルタイ}朔漠風雪を詠ず。黒竜水上佳辰を迎へ、馬を下つて跪拜す紀元節。

(同書、一二四ページ)

(2) 郡^{ぐん}司^じ成^{なり}忠^{ただ} (一八六〇—一九二四)



郡司成忠

海軍大尉従六位勲五等。万延元年十一月十七日、東京神田末広町に生まれ、父は幸田成延。幼い時、親戚・郡司家を継ぐ。弟は成行(露伴)・成友(文学博士)、妹は延子・幸子(安藤姓)(共に音楽家)。

明治五年、東京築地の海軍兵学寮に入り、後の首相・斎藤実大将と同期。明治二十一年、海軍大学校に入り、後の首相・加藤友三郎大将

と同期であった。明治二十六年一月、予備役仰付けられ（軍人として現役でなくなることを）、報効義会を興し、同年、千島短艇行を敢行する。後、家族と共にこの占守島（しゅむしゅ島・千島列島の最北端）に移住し、本籍を北海道千島国占守郡占守島に設定し、千島の保全にその一生を捧げた。大正十三年八月十五日死去。墓は東京池上（いけがみ）の本門寺内にある。

さて、彼の十六歳のとき明治八年に、わが国は、ロシアとの間に、千島樺太交換条約を結んだが、当時の日本の国力をもってしては、千島の保全を全うすることができず、占守島の住民の安全をはかるために、北海道に最も近い色丹島（しこたん）に移住させるなどの策をとって、日本政府は当面の糊塗をはかっていた。こうした屈辱的な事態を知って、海軍軍人たる郡司大尉は、深く心に期するものがあつたにちがいない。海軍大学校在学時代に、彼はそのことにふれている。たまたま、明治二十三年、明治天皇は、わが国の北辺の事情についてお心かけられ、片岡侍従に御沙汰（ごさた）あらせられた。天皇のこのようなご心配は、彼の決意を一層具体的な方向に向けたものごとく、彼は朝野の人々を説きまわり、先づ軍艦に依る移住民輸送を計画した。しかしこれは容易に実現するわけのものではなかつた。遂にそれは、容れられるところとならず、それでは、ということ、次に汽船、ついで和船のいずれかによる移住を計画したが、これもまた誰一人として協力してくれなかつた。そうこうしているうちに、漸く募金も集まり、御内帑金（ごないとうきん）（天皇のお手許のお金）をさえ賜わるに至つたが、彼

は今更船を雇うことを恥じ、ついに短艇行すなわち、ボートに乗ってこの計画を執行するに至ったものである。

千島短艇行の概要は次の如くである。

(一) 距離 東京から千島最北端占守島まで一、九二七カイリ。

(二) 出発時の編成 九十九名と、海軍の横須賀鎮守府から払い下げられたボート三隻を含む五隻。なお、この九十九名の内には、白瀬轟陸軍中尉・横川省三が加わっていた。白瀬中尉は、明治四十三年から四十五年にかけて二度南極探險をこゝろみている。その記録が彼の著「南極探險」である(大正二年一月刊)彼は元治元年(一八六四)秋田県に生まれ、昭和二十一年(一九四六)九月四日、八十四歳で亡くなつた。彼の「南極探險」は「世界ノンフィクション全集36」(筑摩書房刊)に収められている。又、横川省三は、朝日新聞記者で、後に鉄道破壊の任務を帯びて行動中、明治三十七年四月十一日、沖楨介と共に捕えられハルビン原頭で四月二十日銃殺された人である。彼は、銃殺直前一千ルーブル相当の清国紙幣をロシア赤十字に寄付したが司法官が「妻子に送っては如何」といったのに対する回答は「国元に送る必要はない。日本国皇帝陛下は国家の為に斃れた者の遺族を見すてらるるようなことは遊ばされぬ」という毅然かつ堂々たるものであった。銃殺の刹那、天に向つて物言う様に何事

白 日程（算用数字は、地名の上は到着月日、下は出発月日を示す）

かを大声に日本語で語ったと伝えられるが、その一言が何であったか分らない。

明治二十六年三月二十日午前九時四十分、東京隅田川言問渡こととのわたし付近から出発。出発に先立ち

壮行会に出席（この時の見送人は三万と称せられ、参加した帝国大学生の一団は壮行の辞を読んだ）。

ついで、吾妻橋下で一旦停止し、根室ねむろで合流すべく陸路北上する陸軍下士官の報効義会会員

四名と別れる。—— 3.20 三浦半島長浦 3.23 館山 3.27 前原 3.28 勝浦 3.31 小浜 4.1 銚子 4.7 —— 4.8 那珂 4.14 —— 那

珂湊 4.18 請戸川 4.20 原釜 4.27 荒浜 4.28 貞山堀 4.28 関上 4.29 塩釜 5.1 石巻 —— 鹿又 —— 追波 5.5 気仙沼 5.7 —— 5.9

釜石 5.12 宮古 5.13 小本川 5.14 久慈 5.15 —— 5.18 鮫 5.20 （この間、白糠沖で暴風雨に遭難して三番艇と十人・鼎浦

丸と九人を失う）—— 白糠（白糠沖の遭難の報を聞いて、曳船を提供しようとする者があった。短艇行

そのものに情熱を注いでいた会員は之に反対する。又、一部の会員は前途を悲観して解散論を述べる者も

出る）6.5 —— 函館（錦旗丸による）6.17 択捉島モトノボ 7.21（泰洋丸による）7.31 捨子古丹島シヤヌコダン（この島に会員九人

を残留、居住させる。他の会員は軍艦「磐城」に便乗）占守島到着八月三十一日十一時。

（付）占守島における生活状況

占守島に居住した者は、郡司大尉・白瀬中尉・坂本・森・加戸・小野・上田各会員の計七名であった。到着した年の十一月三日、千島は既に雪が降っていたが、占守島においてはこの七

名が、アルコール数滴ずつの盃を手にして、遙かに東都を拝し、捨子古丹島においては、栄養失調のため脚部が膨脹してしまっていた九人の会員が、牡丹餅ぼたんもちを拵こしらえて遙かに天長節を奉祝した。翌二十七年六月二十七日になると、幸田成延が、息子と交代のため来島し、郡司大尉は七月一日一旦占守島を離れて東京に赴く（二十九年に復帰するが、この間、富士山頂の野中夫妻（富士山頂の測候所を開設した人）を激励している）。

占守島においては、密猟米国人を駆逐するなどの活劇もあつたが、婦人部・少年部を設けるなど、生活体制を逐次整備し、やがて結婚式が行なわれるほど安定し、報效小学校という小学校も、まもなく建設されるに至つた。

明治三十七年二月、日露開戦となるが、一同が之を知つたのは、四ヵ月後の六月一日であつた。開戦を知るや、一同はそれぞれ覚悟を固めるが、郡司大尉はカムチャツカに渡つて行動、ついにペトロパウロフスクで捕えられてしまった。

本書への引用は、昭和十四年十月十五日鱗書房発行「郡司大尉」によつた。（関）

① 「千島移住趣意書」の全文

当時の宮内大臣土方つちかた久元の命名により、報效義会が組織され、この会の設立趣意書即ち移住趣意書が出

たが、郡司大尉の筆になるものである。

千島群島は我が国北門の鎖鑰にして、此の警戒寸時も忽にすべからざるは、識者を俟たずして明かなり。然るに義に勇むを以て誇れる皇国人にして、従来千島を拓殖するの挙なかりしは、豈^{あに}互寒僻遠を恐るゝの故に由るに非ずや。千島の樺太と交換して本邦の版図に帰したるは、各国共に明かに認識する処なるに、外人此処に来て海獸鯨族を密猟し、巨多の利益を収め去る亡状之より甚しきなし。我が邦人之を知つて未だ之を斥くるの挙なし。此の如くにして、若し荏苒^{じんぜん}歲月を経過し、彼をして密猟の習慣をなさしむるに至りては、其の習慣は彼の辞柄となり、他日之を斥けんとするに當つて、紛議を生ずるや必^{ひつ}せり。

天皇陛下曩^{さき}に畏^{かしこ}くも特旨を以て、侍従を派遣し給へるは、抑^{おそ}も何の故ぞや、国人若し奮進の勇氣ありて、既に業^{すゑ}に千島に拓きたらんには、何ぞ斯の大御心を煩はし奉ることあらんや。今や成忠之を他人に待たんより、自ら奮つて之に當るの愈^{まさ}れるに如かざるを知る。恰^{あたか}もよし、海軍退職下士卒一百余名と共に志を同じうして、千島極北占守^{しやむしゆ}に移住し、其の帝国版図^{はんと}たるの実を挙げん事を企画して、其の方針を定むる事、左の如し。

一、国防上に必要なるがために、しんしる新島北端プロトン湾口の岩礁破碎地試験をなし、其の結果を内地に報道すること

一、将来の移住者のために、千島全島の天候、気候、地質、及び鉱物、植物を調査し、是を内地に報道すること

一、将来内地より被服、糧食の供給を仰ぐ事なく、自活の方法を研究して、其の結果を内地に報道すること

予備海軍大尉 郡司成忠

(同書、一三ページ)

② 白糠沖遭難事件の所感(前途を悲観して解散を唱える会員が出た折のもの)

是等の徒続々として輩出し、進まんと欲するも誰一人も之に応ずるもの無きに至らば、是れ会員の卑怯なるに非ずして、成忠の不徳に基づくことなれば、上 天皇陛下をはじめ奉り、下国民に対し、成忠が罪を謝せん為め、自ら決する所あるべし。なれど之を思ひ彼を思へば、禍福吉凶の大波瀾は我が五尺の体軀を動揺し来る。忽然として静かに之

を思へば、是皆取り越し苦勞のみ。取り越し苦勞は人間の最愚劣の妄想に過ぎず。事に当つて処するに間髪を容れざるを石火の機といふ。人生の事、何ぞ是と異ことならんと、即ち大声放吟して曰く

ともすれば眠る此の身を驚かせ岸边に高く打つ浪の音

(同書、二二二ページ)

③ 黙禱の辞 (大尉の修養訓ともいうべきもの)

願はくは我れに慈愛深き父母の命に従ひて学問に励み得るよふ強固なる意志の力をもたしめ賜へ

願はくは我れに正直の心をもたしめ 再びうそいつはりを言はざらしめ賜へ

願はくは我れに謙遜の徳をさすずけ賜ひて 見栄高慢の風なからしめ賜へ

願はくは我れに無益の弁を弄する悪癖をすて、寡言か実行の美風をさずけ賜へ

願はくは我れに慈悲の心をもたしめ 我れに劣れるものに対して 常に憐れみの心をもたしめ賜へ

(同書、二三三ページ)

(附、一) 片岡利和侍従に賜はつた御沙汰書 (明治二十三年)

千島探討ノ事 朕頗ル其ノ必要ヲ認ム 而シテ侍臣多クハ蒲柳ノ質ニシテ 之ガ任ニ堪
ヘザルヲ憂フ 之ヲ能クセント思フモノハ唯利和ノミ 風雪ノ裡 朕実ニ汝ヲ遣ルニ堪
ヘズト雖モ汝能ク赴クヤ否ヤ

(同書、一一ページ)

(附、二) 郡司大尉ノ千島ニ之クヲ送ルノ序

(隅田川畔における壮行会において帝大生有志総代が読んだもの
で、原文は漢文。この時の総代は後の国際法学者・法学博士高橋作衛であった。)

或ルヒト曰ク「我が邦ノ人ハ能ク国ヲ愛スル者ニ非ズシテ徒ラニ国ヲ慕フ者也。是ヲ以
テ纜カニ旧里ヲ出ヅレバ即チ離別可憐ノ色アリ。若シ夫レ郷ヲ去ルコト万里、奮ツテ危
険ノ地ニ趣キ以テ国ニ利スルハ則チ其ノ能クスル所ニ非ザル也」ト。其ノ言甚ダ酷ニ似
タリト雖モ、然モ亦理有リテ存ス。蓋シ邦人、慕国ノ弊ハ其ノ由リテ来ル所久シ。徳川

氏ノ鎖国政策已ニ其ノ端ヲ啓キ、各藩ノ対峙スルニ方リテヤ、法重クシテ禁蔽ナレバ、士人皆其ノ境ヲ出デ難ク、慕国ノ弊漸ク堅シ。維新ノ際、天下多事ニシテ、愛国ノ志士東西ニ奔馳シ家郷ヲ思フニ遑アラズ、士氣振起シ人心鞏固ニシテ利刃匣ヲ脱シ紫氣天ヲ衝クノ概アリテ、慕国ノ弊モ亦頼ニ以テ矯ムルヲ得タリ。爾二三十年、国運漸ク泰ク、士氣漸ク衰へ、奢侈ノ風・宴安ノ習、人心ヲ糜乱ス。而シテ嚮ニ戦乱ニ際会シ時難ニ遭遇セシ者モ亦変ジテ柔情ト為リ、干莫（註、干将・莫邪。共に中国古代の名劍）ノ鋭モ将ニ烈火ノ熔ク所トナラントス。是ニ於テ慕国ノ弊復タ起ル。遺利有リ、コレヲ収ムル能ハズ。余業有リ、之ヲ継グ能ハズ。北門ノ鎖鑰久シク其ノ守ヲ失フ。千島ノ如ク他人ノ鼾睡ヲ害セラレテ顧ミズ。举世滔々トシテ唯安逸ヲ是レ求ム。是ノ時ニ方リテ、郡司大尉職ヲ辞シ、志士百余人ト与ニ死ヲ決シテ千島ニ赴キ、将ニ大イニ為ス有ラントス。壮ナリト謂フベシ。夫レ人誰カ佩玉銜美・揚々鞭驅ノ快トスベク、吟花・颯月・置酒・歡呼ノ楽シミトスベク、与ニ孤群ヲ率キテ絶域ニ入り・風雪ヲ凌ギ・瘴癘ヲ冒スコトノ畏ルベク苦シムベキヲ知ラザランヤ。而シテ大尉能ク彼ヲ捨テ此ヲ取り、流俗ト其ノ選ヲ異ニスル者、真ニ国ヲ愛スルニ非ズンバ焉ゾ則チ能ク此ノ如キコトヲ得ンヤ。大尉ノ風ヲキク

者、儒夫モ亦志ヲ立ツル有リ。庶幾クハ、我ガ邦ノ士氣是レヨリ振起シ、以テ慕國ノ弊ヲ矯ムルヲ得ンコトヲ。遺利収ムベク、余業継グベク、北門ノ鎖鑰當ニ其ノ守ヲ得ベシ。某等竊カニ國家ノ為ニ此ノ行ノ成ル有ルヲ望ムナリ。大尉ソレ勉旃。

明治二十六年三月二十日

帝国大学有志者 拝具

(同書、七八ページ)

(附、三) 野中至夫妻と郡司大尉

明治廿八年の秋から冬にかけて、野中至は富士山頂に氣象観測所を設けてこれにたてこもった。彼は廿八歳であつた。やがて妻の千代子も山頂に來た。彼女は當時のことを回想して次のように述べている。

「十月十三日、東京にまします父母の御許につゝが無う山頂に着きし由を認めて、吾を送りたまへる義弟清殿にことづつて参らせしに、清殿も、いつ果つべき名残ならねばと

て、何くれと御心を尽し、『さらば滞り無う事を遂げさせ給へ、いざ』と出で給ふ。やがて姿は巖の陰に隠れて見えなくなりぬ。それよりは、さしも広き富士の頂に、良人とわれと二人のほかは、禽獣すらあらずなりぬるにつけて、『兩人こそ今より富士のあるじなれ』と、互に思ひ慰めてしことの、心に泌みて、今も富士を見るたびにわが物の心地ぞせらるる』。

千代子はこの回想記の十月廿八日の条に、千島探險でその名を知られた郡司大尉から、激励の手紙を託された使者が、氷雪を冒して彼等夫妻をおどろかし、よろこばせたことを伝えている。

二十五、樋口一葉 (一八七二—一八九六)



樋口一葉

小説家。本名奈津、別名夏子。明治五年東京府庁の官吏の娘として生まれた。十五歳の時、中島歌子の門に入り和歌を学び、才媛の名が高かった。当時一葉の家計はそれほど苦しくはなかったが、明治十九年兄が病歿、その後を追って父も二十一年死去するに及び、一家は支柱を失って困窮した。その間にあつて、一葉は一家の中心となつて母

と妹の生活を支えながら小説を書きはじめた。その第一作は一葉二十一才、明治二十五年に発表された「闇桜」である。その後小説の師・半井桃水との浮評が伝わるに至り、桃水と別離、二十六年夏から下谷竜泉寺町に荒物屋を開業したが、翌二十七年には本郷に移り、創作活動も活発となり「にぎりえ」「十三夜」などの名作を続々と発表、二十九年には、かつて「文学界」に連載した「たけくらべ」を一括発表するに及び、幸田露伴、森鷗外らの絶賛するところとなり、その声価はいやが上にも高まったが、その年十一月、肺結核に倒れて薄命の生涯を終った。年僅かに二十五歳。

一葉には、これらすぐれた小説とともに、丹念な日記が残されており、その飾り気のない行文の隅々から、明治の時代を生きた切実な女性の心情が鮮々と伝わってくる。特にここに掲げた一文は、当時吉原の遊里のかたわらで、一家を支えて荒物屋を営む名もない女性が、日本の将来に思いを馳せて綴った国民的な痛感の記録として、印象づけられるものである。

ちなみに冒頭の「議會紛々擾々」とは、当時の衆議院議長星亨の不信任案をめぐる紛糾であり、「千島艦の沈没」とは、軍艦「千島」がフランスより回航の途中、四国沖でイギリスの船と衝突沈没、乗組員七十余名が溺死したが、そのため日本から出された損害賠償の要求がこの年十一月、横浜のイギリス領事裁判所で敗訴になった事件をさすものである。本書への引用は「新世社」発行の「樋口一葉全集」から採った。(小柳)

(1) 「塵中日記」(明治二十六年)から

十二月二日 晴れ。議會紛々擾々。私行のあばき合ひ、隠事の摘発、さも大人げなきことよ。

半夜眼をとちて静かに当世の有さまをおもへば、あはれいかさまに成りて、いかさまに成らんとすらん。かひなき女子の何事をおもひたりとも、猶蟻みよずの天を論ずるにもにて、我れをしらざるの甚だしと人しらばいはんなれど、さてもおなじ天をいたゞけば、風雨雷電いづれか身の上にかゝらざらんや。国の一隅にうまれ、一隅に育ちて我大君のみ恵に浴するは、彼の将相にも露おとらざるを、日々せまり来る我国の有さま、川を隔てゝ火をみる様にあるべきかは。安きになれてはおごりくる人心の、あはれ外つ国の花やかなるをしたひ、我が国振のふるきを厭ひて、うかれうかるゝ仇ごゝろは、なりふり、住居の末なるより、詩歌、政体のまことしきにまで移りて、流れゆく水の塵芥をのせてはしるが如く何処をばとゞまる処としらず。かくてあらはれ来ぬるものは何ぞ。外は対韓事件の処理むづかしく、千島艦の沈没も、我れに理ありて彼れに勝ちがたきなど、あなどらるる処あればぞかし。猶、条約の改正せざるべからざるなど、かく外にはさまざまに憂ひ多かるを、内は兄弟かきにせめぎて、党派のあらそひに議場の神聖をそこなひ、自利をはかりて公益をわするゝのともがら、かぞふれば猶指もたるまじくなん。にごれる水は一朝にして清め難し。かくて流れゆく我が国の末いかなるべきぞ。外には

するどきわしの爪あり、獅子シシの牙キバあり。印度、埃及エジプトの前例をきゝても、身うちふるひ、たましひわなゝかるゝを、いで、よしや物好きの名にたちて、のちの人のあざけりをうくるとも、かゝる世にうまれ合せたる身の、する事なしに終らむやは。なすべき道を尋ねて、なすべき道を行はんのみ。さても恥かしきは女子の身なれど、

吹きかへす秋のの風にをみなへし

ひとりはもれぬものにぞ有ける

(前掲書、卷四、五七ページ)

(2) 「塵中につ記」(明治二十七年四月)から

おもひたつことあり。うたふらく

すきかへす人こそなけれ敷島の

うたのあらす田あれにあれしを

いでや、あれにあれしは敷島のうた斗ばかりか。道徳すたれて人情かみの如くうすく、朝野の人士、私利をこれ事として国是の道を講ずるものなく、世はいかさまにならんとすら

ん。かひなき女子の、何事を思ひ立たりとも及ぶまじきをしれど、われは一日の安きをむさぼりて、百世の憂を念とせざるものならず。かすか也といへども、人の一心を備へたるものが、我身一代の諸欲を残りなくこれになげ入れて、死生いとはず、天地の法にしたがひて働かんとする時、大丈夫も愚人も、男も女も、何のけぢめか有るべき。笑ふものは笑へ、そしるものはそしれ、わが心はすでに天地とひとつに成ぬ。わがこゝろざしは、国家の大本にあり。わがかばねは野外にすてられて、やせ犬のゑじきに成らんを期す。われつとむるといへども、賞をまたず、勞するといへども、むくひを望まねば、前後せばまらず、左右ひろかるべし。いでさらば、分厘のあらそひに此一身をつながるべからず。去就は風の前の塵にひとし。心をいたむる事かは、と、此あきなひのみせをとぢんとす。

(前掲書、卷四、九八ページ)

(3) 郡司大尉と福島中佐についての記述

ここには、樋口一葉の日記の中から、郡司大尉一行の動静を記録した箇所、および福島中佐に

ついで記した個所を抜萃した。

この兩者については、本書でもこの前の章（二十四章）でくわしく紹介した通りである。やや重複するが郡司大尉は幸田露伴の兄、海軍に入って大尉まで昇進したが、北方警備の重要性を痛感、千島拓殖の壮図をいただき予備役に入り、同志を集めて報効義会を結成した。明治二十六年三月、大尉は予備役水兵ら九十数名をひきい、五隻の短艇に分乗、満都の送別をうけて墨田川を下り、北海に向かった。しかしその途上、青森沖において暴風雨にあい、その安否がいたく気づかわれたが、辛うじて十月、目的地たる占守島に移住。結局この回は最後に六名を残すだけとなって遂に失敗、翌二十七年帰国。越えて二十九年、第二回の北上を決行した。大尉はその後、日露戦争、第一次世界大戦にかけて波瀾に富む活躍をつづけたが、樋口一葉が記録したのは、大尉がその劇的な第一回の壮図についたときの前後であった。丁度その頃、隣国朝鮮には東学党の乱があつて、国際情勢は緊迫し、一方、単騎シベリアを横断した福島中佐が帰国して、国民すべてが感激に包まれていた時であつた。この間にあつて、一葉は、郡司大尉の雄図を単なるトピックとして受けとることなく、同胞的共感の中で、わがことのように胸を痛めつつ、その行く末を見守っている。その言葉のはしばしに見えるのは、国民がまさに一体となつて生き続けた明治という時代の、比類稀な心の拡がりであつた。

① 明治二十六年の日記から

(三月) 廿日 北航端艇墨田川に発程す。帝国大学、高等中学、高等商業、商船学校、三菱社、郵船会社、学習院、其他の諸学校数十校残らず送る、下谷広徳寺辺、浅草並木通あたりより人々絶えず、吾妻橋上などは往来ふつに絶えたるよし、さまざま聞けること多けれどさのみはとてかゝず。

(前掲書、卷三、二九八ページ)

○

(五月) 廿三日 も雨也、十一時過る頃新聞号外来る。郡司大尉の一行暴風雨にあひ行方しれずとあり、又一報に大尉の行方はしれたり、委細はあとよりとありけり。

廿四日 雨。此夕べ号外来る、北航端艇の中三番艇の行衛しれざりしもの青森県上北郡字砂ヶ森にたゞよひつきけるが、其乗組員一人もみえざるよし。

廿六日 雨。いと早く起出ぬ。漂流端艇乗組人行衛しれけるよし、電文簡単にて事実しれがたし。今日も何事もなく一日をおくる。夜ははやくねたり。

廿七日 起出でみるに又雨也。しばしにて晴れにけれど夕立などの様に時々降りくる、

かみさへおどろくしくなり渡る。北航端艇三番艇乗組人行衛しれける様に聞しが、今日の報に寄れば死骸いまだ分らずとあり、何れが是なるべきにや。

朝鮮 東学党とうがくますく勢力を加へけるよし、露国人の加はり居るやに風説すれば、同国政府の恐こう少なからぬよしに聞く。

廿八日 号外にて報を得たり、北航艇隊鼎浦丸かふた又々難破、八の戸鮫浦字大久喜に漂着のりくみ人一人もみえざるよし、恐らくは三番艇と其終りを同じうせしものならむとあり、かなしむべき哉。

廿九日 曇天。此夜凶報又到る、郡司大尉さめ浦に於自殺おいてをなすと、又一報には変死なり、現場に判検事出張すとあり。

されど我国会新聞の報に寄れば、大尉は自さつせしに非ず、過失にて負傷したる也、きず又少しと報ず。

卅日 雨。大尉の事をおもふに早朝心なやまし、我が新聞の報ずる処に寄れば破そん船体焼却の際右眼をやけどなしたる也といふ。

卅一日 めづらしく空晴れたり。郡司大尉変死一条の誠に針小棒大の偽りにて、小負

傷をなしたるのみ、五日を経ば全治すべしと聞く。

(前掲書、卷三、三四一―七ページ)

○

(六月)三日 めづらしく晴れたり。北航遠征記を見る、さう難てん末の委しきを見るにも一読三歎などかゝるをいふにや、大尉が心中おもひやるだにいたまし。

七日 晴れ。いさましきものは福島中佐遠征終りて近々に帰朝さるゝと聞く。

あはれなるものは郡司大尉の一行、それも軍艦磐城に曳かれて五日には箱館に入りぬるよし

隣りづから騒がしきは 朝鮮東学党、しづまりては又もえあがるよ

十日 雨也。郡司大尉の一行ボート行を中止して汽船にのりゆくよし。

廿四日 晴れ

さかりなるものは 福島中佐歓迎沙汰、三浦西山が遺族扶助の義捐、いづれもく、しかるべき事にていと嬉しきものから、何事も名のみ尊とぶ頃にて。

あはれなるもの 郡司大尉一行のゑとろふにつきたりと聞くにむねしづまる心地しながら、此後の事如何になさんとすらむ、先に移りたる人々の食にともしくて死したるも

ありとか聞くを、其たくはへなども多からずして出立ちにし人々よ、あはれこゝにも眼まなこをはなつ人あれかし、北海道は紳士の遊び処にあらず、此人々ぞまこと身をすてゝ邦くにに尽さんとする人々ぞかし。

廿九日 晴れ、薄曇也。福島中佐帰京に付つき歓迎もやうしのおびたゞしからむをおもひ、母君にも見せ参まらせ度たくもろ共に正午より上野に行く。(前掲書、卷三、三四八―五八ページ)

② 明治二十七年の日記から

(七月) 二十二日 晴れ。

朝鮮開戦の期漸よやく近づきぬ。

郡司君、十九日入京、こぞの墨田川にくらぶれば、心ある人の涙、衣ころもをうるほすべし。

(前掲書、卷四、一一九ページ)

二十六、日清戦役に関する詔勅（明治二十七八年 一八九四―五）

（当時の清国をめぐる諸情勢）

徳川幕府の鎖国政策は、三百年の長きにわたって、わが日本人の海外発展を阻止していたが、この間、欧米列強諸国は東洋に続々進出し、清国（支那）は、イギリス、ロシア、フランスなどに、その主要な港湾ならびにその周辺の要地を占拠され、西洋諸国によって次第に植民地化される形勢にあった。しかしそれでも清国は、支那人特有の伝統的な中華思想（自国こそ世界の中心の国であるという考え方）によって、尊大に構え、あるいは鷹揚な外交振りで諸外国に応待していたので、西洋諸国は、清国を指して「眠れる獅子」と評し、これを怒らせたらどんな恐ろしさを示すかわからぬ、と内心怖れをなして見守っていた一面もあった。

こうした清国と日本とのあいだには、明治初年から、朝鮮半島においてしばしば衝突があった。明治十五年には、朝鮮国内の政権争奪に原因して壬午の乱、明治十七年には京城の変が起きたが、いずれも日清両国の衝突となった。清国は、朝鮮を属邦として見てきたので、内乱が起るたびに

出兵して暴力沙汰に及び、その都度、わが公使館や居留民が被害を受けた。

かくて明治十八年、伊藤博文はわが特命全權大使となつて清国に赴き、李鴻章と天津に会して、「天津条約」を締結した。その条約の一項には、

「将来、朝鮮国、若し変乱重大の事件ありて、日・中兩國或は一国、兵を派するを要するときは、まさに先づ互に行文知照す可し。其の事定まるに及びては、即ち撤回し再び留防せず」

とある。だが、清国は、この約束を守る意志なく、ことに袁世凱が朝鮮の清国公使として赴任するや、朝鮮政府を操縦し、閔妃を籠絡して親日派を圧迫、ために日本の勢威は全く地に墜ちるに至つた。

これと同時に、朝鮮政府の政治そのものが乱れ、王妃・閔氏一族の専横を恨む声も高まっていった。明治二十七年（一八九四）東学党と称する一派が騒起、これに各地の民衆が加わり、その反政府勢力は次第に盛大になった。政府がこれを鎮圧できぬのを見るや、彼の清国公使袁世凱は、これを好機として、東学党鎮圧のために、朝鮮政府にすすめ、清国に援兵の派遣方を要請せしめるに至つた。清国は直ちに軍隊を海上輸送し、わが国に対しては、さきの天津条約を履行せず、一方的に「属邦を保護する慣例により朝鮮に出兵する」と通知してきた。

（清国に対する宣戦布告）

当時わが国では、政府と衆議院の対立が激しく、議会の解散が相次いで行なわれて、国外の問題に力を注ぐ余力が見られなかった。清国はこのことを見越して朝鮮出兵の挙に出たものであった。しかし、わが国論は、清国のこの暴挙に対して、たちまち国論一致、挙国外敵に当たる決意が、朝野ともに固まっていた。もともと朝鮮半島とわが国との交流の歴史は古く、朝鮮の事態は、そのままわが国の存亡にかかわるようになっていたから、清国の横暴に対する国論の統一は、決して要路者の作為的なものではなく、国民感情の帰趨する所に外ならなかった。

ここに引用する「清国に対する宣戦の詔勅」には、当時全世界が「眠れる獅子」として怖れていた清しんという大国に対し、微小にして維新後なお日の浅い日本が、祖国の存亡を賭して宣戦を布告した様相が、行文のあちこちにあふれていている。正に、義憤に燃える国民感情を、明治天皇はよくそのお心に把握されたものと拝察せられる。

戦争が開始せられるや、畏おそくも明治天皇は、明治二十七年九月十三日に、御座所ござしよを、広島ひろしまの戦時大本營に移され、翌二十八年四月二十八日までの御滞在期間を通じ、御起居は一室のみ、昼夜とも軍服を脱がせられず、炭火すすびも遠ざけられ、寒冷の戦野せんやに苦闘する将兵の苦痛を、御一身の上に及ぼされるという、御心痛の絶えぬ日々を過ごされた。この天皇の大御心おほみこころに感動した国民は、次々に各地で義勇兵の志願に及んだが、天皇は、ここに第二に引用する「義勇兵に関する詔勅」で、遂にこ

れをお許しになられなかつたのである。国家存亡の危機に当たつても、なお、戦勝の御信念を堅持なされ、戦後の経営にまで深い御配慮が及んでいた明治天皇によつて、この「義勇兵に関する詔勅」が出されたということは、きわめて意義深いことというほかはない。

(戦況)

日清戦役の実況は、宣戦布告後一ヵ月半の九月十五日、わが軍が陸路、朝鮮の要衝・平壤を囲み、二日の後にこれを攻略。また十一月二十一日から翌日未明にかけて、遼東半島の要塞・旅順を攻略。翌二十八年一月、海路、威海衛を包囲、当時世界に勇名を馳せていた清国の北洋艦隊に対し、二月三日わが水雷戦隊は危険を冒してしばしば夜襲をかけ、当時の大軍艦・定遠などを撃沈。二月十二日敵将丁汝昌は、投降の書面をよせ、軍艦・兵器・砲台の引渡しを申し出で、同時に將兵および人民の生命の救助を請願した。わが軍はこれを承諾し、交渉終了とともに丁汝昌は服害自殺、わが軍は、敵から受領した軍艦一隻を丁汝昌の柩を廻送せしめるために与えた。ここに、多年東洋近海に雄を誇つた北洋艦隊は全滅し、制海権は、完全にわが海軍の手中に帰するに至つた。

かくてわが軍の第一期作戦は圧勝に帰し、ついで第二期作戦として、制海権掌握の上で、陸軍は北京に向け進撃、また台湾攻略を期して澎湖列島を占領。ついに清国政府は全く勝算なきを悟り、李鴻章は列国に哀訴して日本との講和の仲介を依頼した。しかし列国はついにこれに応じなかつた。

かくて二十八年三月、李鴻章が全權大臣として下関に來たり、春帆楼しゅんぱんろうにおける会見となり、講和に
ついでに「談判」が始められたのである。

なお第三に引用してある「清国と講和後国民に賜はりたる勅語」は、下関における清国との講和
条約締結の数日後に出されたもので、戦勝に酔う国民を深くいましめたまうた聖訓、というべきも
のである。明治天皇が、戦勝に陶醉し勝ちな国民の動向を、どんなにか憂えたまうたか、この詔勅
をよく拝読して、心を馳せたいところである。

なお本書への引用は、昭和十七年河出書房から出版された「歴代詔勅全集、第六卷」により、か
つ本項の解説も、同書の記述に負うところ多大であることを附記し、謝意を表したい。

(1) 「清国しんこくに対する宣戦の詔勅」(明治二十七年八月一日)(一八九四)

天佑てんいうヲ保全ほぜんシ、万世一系ノ皇祚せヲ踐ふメル大日本帝国皇帝ハ、忠実勇武ナル汝有衆じゆうしゆニ示ス。
朕ちん、茲こゝニ清国しんこくニ対シテ戦たたかハ宣ス。朕ガ百僚有司ハ、宜ク朕ガ意ヲ体シ、陸上ニ海面ニ、
清国ニ対シテ交戦ノ事ニ從ヒ、以テ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ。苟モ国際法ニ戾もと

ラザル限り、各^{おつがら} 権能ニ応ジテ、一切ノ手段ヲ尽スニ於テ、必ズ遺漏^{いろう}ナカラムコトヲ期セ
 三〇。

惟^{おほ}フニ朕ガ即位以来、茲ニ二十有余年。文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外国ニ構^{かま}フル
 ノ極メテ不可ナルヲ信ジ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼^{よし}ヲ篤^{あつ}クスルニ努力セシメ、幸ニ列国
 ノ交際ハ、年ヲ逐^おフテ親密ヲ加フ。何ゾ料^{はか}ラム、清国ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ対シテ
 著^{ちやく}著^く鄰交ニ戻^もリ、信義ヲ失スルノ挙^{きよ}ニ出^いデムトハ。

朝鮮ハ、帝国ガ其ノ始^{はじめ}ニ啓^{けい}誘^いシテ、列国ノ伍^ご伴^{はん}ニ就カシメタル独立ノ一国タリ。而シテ
 清国ハ、毎^{つね}ニ自^{みづか}ラ朝鮮ヲ以テ属邦ト称シ、陰^{いん}ニ陽^{やう}ニ其ノ内政ニ干渉シ、其ノ内乱アルニ
 於テ、口ヲ属邦ノ拯^{しやう}難^{なん}ニ藉^しキ、兵ヲ朝鮮ニ出^いシタリ。朕ハ、明治十五年ノ条約ニ依リ、
 兵ヲ出^いシテ変ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ、禍乱ヲ永遠ニ免^{まぬか}レ、治安ヲ将来ニ保^{たも}タシメ、
 以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先^まヅ清国ニ告グルニ、協同事^{きょうご}ニ從ハムコトヲ以
 テシタルニ、清国ハ翻^{かへ}テ種^{しゆ}種^{じゆ}ノ辞柄^{じへい}ヲ設ケ之ヲ拒^{こほ}ミタリ。帝国ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸^{すす}ムル
 ニ、其ノ秕政^{ひせい}ヲ釐^り革^{かく}シ、内^{うち}ハ治安ノ基^{もと}ヲ堅クシ、外^{そと}ハ独立国ノ權義ヲ全^まクセムコトヲ以
 テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾^{こんだく}シタルモ、清国ハ終始陰^{かげ}ニ居^ゐテ百方其ノ目的ヲ妨^{ばう}碍^{がい}シ、

刺^{あまつさ}ヘ辞^さヲ左右^{さきう}ニ托^{たく}シ、時機^{じき}ヲ緩^{ゆる}ニシ、以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整^{ととの}ヘ、一旦^{ひとたび}成ルヲ告^つグルヤ、直^{ただち}ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派^はシ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆^{おほ}ト亡状ヲ極^{きは}メタリ。則チ清國ノ計図タル、明^{あきら}ニ朝鮮國治安ノ責^{せめ}ヲシテ帰スル所アラザラシメ、帝國ガ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍^ごセシメタル朝鮮ノ地位ハ、之ヲ表示スルノ条約ト共ニ、之ヲ蒙^{もう}晦^{くわい}ニ付^かシ、以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ、永^{なが}ク担保^{たんぼ}ナカラシムルニ存^{ぞん}スルヤ疑フベカラズ。熟^{じゆつ}々^{じゆつ}其ノ為ス所ニ就^つテ、深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣^{はか}ルニ、実ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ遂^とゲムトスルモノト謂ハザルベカラズ。事既^{ことすで}ニ茲^{こゝ}ニ至ル。朕^{ちん}、平和ト相終^{あひ}始シテ、以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ専^{もつ}ラナリト雖^{いへども}、亦^{また}公^{おほ}ニ戰ヲ宣^{せん}セザルヲ得^えザルナリ。汝^{なんぢ}有衆ノ忠実勇武ニ倚^い頼^{たの}シ、速^{すみやか}ニ平和ヲ永遠ニ克^{こく}復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ全^まクセムコトヲ期^きス。

(前掲書、一三四—七ページ)

(2) 「義勇兵に関する詔勅」(明治二十七年八月八日)(一八九四)

朕ハ、祖宗ノ威靈ト臣民ノ協同トニ倚リ、我が忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用キ、国ノ稜威ト光榮トヲ全クセムコトヲ期ス。

各地ノ臣民、義勇兵ヲ團結スルノ挙アルハ、其ノ忠良愛国ノ至情ニ出ルコトヲ知ル。惟フニ、国ニ常制アリ、民ニ常業アリ。非常徴発ノ場合ヲ除クノ外、臣民各々其ノ常業ヲ勤ムルコトヲ怠ラズ、内ニハ益々生殖ヲ進メ、以テ富強ノ源ヲ培フハ、朕ノ望ム所ナリ。義勇兵ノ如キハ、現今其ノ必要ナキヲ認ム。各地方官、朕ガ旨ヲ体シ、示諭スル所アルベシ。(注、「生殖」は「生産」に同じ)

(前掲書、一四四ページ)

(3) 「清国と講和後国民に賜はりたる詔勅」

(明治二十八年四月二十一日)(一八九五)

朕惟フニ、国運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムベク、治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ、朕ガ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ、亦即位以来ノ志業タリ。不幸客歲清国ト釁端ヲ啓キ、朕ハ止ムヲ得ズシテ之ト干戈ヲ交ヘ、十余月ノ久シキ、結ビテ解クル能ハズ。而シテ在

廷ノ臣僚ハ、陸海兩軍及議會兩院ト共ニ、威能ク朕ガ旨ヲ体シテ朕ガ事ヲ奨メ、内ニ在テハ參画經營シ、費用ヲ給シ、需供ヲ豊ニシ、防備ニカメ、外ニ在テハ櫛風沐雨、祁寒隆暑ニ暴露シ、百難ヲ冒シ、万死ヲ顧ミズ、旭旗ノ指ス所、風靡セザルナシ。出征ノ師ハ仁愛節制ノ声誉ヲ播シ、外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ尽シ、以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ。是レ朕ガ祖宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ、百僚臣庶ノ忠実勇武精誠、天日ヲ貫クニ非ザルヨリハ、安ゾ能ク此ニ至ランヤ。朕ハ深く汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ、汝有衆ノ協翼ニ頼リ、治平ノ回復ヲ図リ、國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ。

今ヤ、朕、清國ト和ヲ講ジ、既ニ休戰ヲ約シ、干戈ヲ戢ムル、將ニ近ニ在ラムトス。清國渝盟ヲ悔ユルノ誠、已ニ明ニシテ、帝國全權辦理大臣ノ按定セル条件、克ク朕ガ旨ニ副フ。治平光榮、併セテ之ヲ獲ル、亦文武臣僚ノ互ニ相待テ、全功ヲ収メタルニ外ナラズ。祖宗大業ノ恢宏、今ヤ方ノ其ノ基ヲ鞏メ、朕ガ祖宗ニ対スルノ天職ハ、斯ニ其ノ重ヲ加フ。朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ゲ、以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセザルベカラズ。朕固リ今回ノ戰捷ニ因リ、帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜ブト共ニ、大日本帝國ノ前程ハ、

朕ガ即位以来ノ志業ト均ク、猶ホ甚ダ悠遠ナルヲ知ル。朕ハ汝有衆ト共ニ、努テ驕緩ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ収メテ武ヲ瀆スコトナク、益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク、上下一致、各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ励ミ、永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム。戦後軍防ノ計画、財政ノ整理ハ、朕有司ニ信任シテ、専ラ贊譚ノ責ニ当ラシムベシト雖モ、積累蘊蓄、以テ国本ヲ培フハ、主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラザルベカラズ。若夫勝ニ徃レテ自ラ驕リ、漫ニ他ヲ侮リ、信ヲ友邦ニ失フガ如キハ、朕ガ断ジテ取ラザル所ナリ。乃チ清国ニ至テハ、講和条約批准交換ノ後ハ、其ノ友交ヲ復シ、以テ善鄰ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スベシ。汝有衆、其レ善ク朕ガ意ヲ体セヨ。

(前掲書、二七七—九ページ)

二十七、三さん国こく干かん渉しょう

(明治二十八年五月) (一八九六)

日清戦役は、前章で解説したように、わが国の圧勝に終わり、明治二十八年四月十七日、十一ヶ条から成る講和条約が、下関の春帆楼において締結せられた。清国の全権は李鴻章、わが国の全権は伊藤博文と陸奥宗光とであつた。

この条約の中の主要な事項は

- 一、清国は、朝鮮国の完全無欠なる独立自主の国たることを確認す。
- 二、清国は、左記の土地の主権並に該地方に在る城堡・兵器製造所及び官有物を、永遠に日本国に割与す。

(一)左の経界内きょうがいに在る奉天省南部の地。

鴨緑江やろくがわより該江まかのぼを溯り安平河口に至り、該河口かこうより鳳凰城ほうおうじょう・海城かいじょう・營口えいこうに亘り、遼河口りょうがわに至る折

線以南の地、併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以て界さかいとする所は、該河の中央を以て経界とすることと知るべし。

遼東湾東岸及び黄海北岸に在りて、奉天省に属する諸島嶼。

(二)台湾全島及び其の附屬諸島嶼。

曰澎湖列島即ち英領グリーンウキツチ東経百十九度乃至百二十度及び北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼。

四、清国は、軍費賠償金として庫平銀二億兩を日本国に支払うべきことを約す（八回分割支払）。

五、日本国へ割与せられたる地方の住民にして、右割与せられたる地方の外に住居せんと欲する者は、自由に其の不動産を売却して退去することを得べし。

七、現に清国版図内に在る日本軍隊の撤回は、本約批准交換後三箇月以内に於てすべし。

八、清国は、本約の規定を誠実に施行すべき担保として、日本国軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承認す。

などであつた。

（ちなみに附言しておきたいのは、この戦役その他明治・大正時代における諸戦争の結果、戦勝国としての日本が、敗戦国側から、領土その他の利権ならびに多額の賠償金を取つたことについて、いまの一部の、歴史学者や小・中・高校の社会科学の教師たちが、当時の日本を指して侵略国呼ばわりをするのをよく見うけるが、これくらい独善的な所論はあるまい。なぜならば、当時

においては、全世界どこでも戦争が結着した場合には、そのような共通した方法で勝敗の結末にしていたのであり、文明国でも非文明国でも、そのことについては何一つの疑義をさしはさむ者がなかつたからである。即ち、それは、当時の全人類の戦争処理方法であつて、今日の時点で物を判断する人々が、既往の事蹟について自分たちのいまの価値判断の基準を溯及させ、以て当時の人々の所業を非難するなどのことは、歴史を学ぶ者としてあるまじき姿勢といわねばなるまい。過去のことは、過去の時代における人々の行為であり、それをその時点に立つて正しく把握することこそ歴史を学ぶ者の、第一の心構えでなくてはならない。勝手な主観を先立てて歴史にその尺度をあてはめようとするこの弊風は、いつの日にか、必らず徹底的再批判を受くべき運命にあると見てよからうと思う。ねがわくは、若い人々が、このような誤つた非学問的なドグマに禍いされぬよう、心から祈つてやまない次第である。）

さて、この日清兩國の間に成立した講和条約によつて、当時の日本国民は、世界列強に対して、東洋に日本あり、との確認を得たも同然、事実、諸列強はわが軍の勇猛な働きぶりに、称賛と驚嘆を惜しまなかつたものである。ところが、今まで眼中になどおかなかつた小国日本が、大国清国に対し圧勝したことをもつて、西欧列國の東亜侵略はここに一つの大きな暗礁にぶつかつた、という感

を与えたことも事実であつた。日本の抬頭を快こころよからず思う國々が出てきたわけである。殊にかねて東漸南下を策し、満洲に着目していた帝政ロシアは、日本の遼東半島領有（この時締結された）を喜ばず、露仏同盟を利用してフランスを説き、更にドイツを誘い込み、ここに露・仏・独三国によつて日本に「干渉」を開始するに至つた。

下関条約調印後、わずかに一週間目の四月二十三日、三国の東京駐在公使は、突如わが外務省を訪れ、本国政府の訓令であるといつて、「日本は清国に対し遼東半島を返えしなさい。日本がそれを領有するのは、東洋永久の平和のために害がある」と申し出てきた。

三国の態度は、はなはだ傲慢をきわめ、この勅告に応じなければ、直ちに日本に対して開戦を宣するであろうことを明言し、ロシアの如きは、直ちにウラジオストックに予備兵および義勇兵を召集し、太平洋艦隊に戦闘の準備を命じたほどであつた。

「三国干渉」の報が一たび伝わるや、我が国の朝野は、愕然として驚き、かつ、極度に憤慨した。広島大本営においては、直ちに明治天皇のもとで御前会議を開かせられて、政府の対策を議せしめたまうた。首相伊藤・陸相山県・海相西郷等が列席した。外相陸奥は、舞子に転地静養中であり、松方・野村の両相は、京都にいたので、会議に加わらなかつた。対策としては（一）三国の提案を拒絶するか、（二）勅告を容れて遼東半島を還附するか、（三）列国会議の決議を請うか、という

三策があるのみであつた。当時の我が国は、まだ国力が不十分であり、かつ、日清戦役のために多大の犠牲を払い、出征軍隊もまだ帰還していかない。いま引き続いて列強国であるこの三国を敵として戦うほどの実力をもたないことは、何人も自覚していた。列国会議の開催は、甚だ困難であり、それがために、批准交換が延引すれば、不測の禍を招く恐れもあつた。結局、三国の勅告に従うより外はなかつた。そこで政府は、やむをえず、五月五日に、三国に次のように回答した。

「日本帝国政府は、露独仏三国政府の友誼上の忠告に基づき、奉天半島を永久に占領することを拋棄することを約す。」

かくて遂にわが国は三国の干渉を甘受する以外に方法のなきことを知り、ここに「遼東還付の詔勅」の渙発を見るに至つたものである。当時の国民の悲痛深刻なる思いや、蓋し日本国民が将来にわたつて深く憶念すべきところであろう。この時から国民の臥薪嘗胆がしんしょうたんの生活がはじまつた。そして、一方ロシアは、日本から清国に還附せしめた満洲および遼東半島に、直ちに勢力扶植を開始するのである。その間のあくなき暴状は、本書の次巻（下巻その二）に、第四十四章「日露戦役についての詔勅」の章の解説欄に記載するので、ぜひあわせてご一読を願いたいと思う。

なお、本書への引用は、昭和十七年河出書房刊の「歴代詔勅全集・第六巻」によつたが、本解説文についても、同書に負うところが大であつたことを附記して謝意を表したい。

「遼東還附の詔勅」(明治二十八年五月十日)(一八九六)

朕、嚮ニ清国皇帝ノ請ニ依リ、全權弁理大臣ヲ命ジ、其ノ簡派スル所ノ使臣ト会商シ、兩國講和ノ条約ヲ訂結セシメタリ。

然ルニ露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和国ノ政府ハ、日本帝國ガ遼東半島ノ壤地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ、東洋永遠ノ平和ニ利アラズト為シ、交々朕ガ政府ニ懇懇スルニ、其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ。

願フニ、朕ガ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、竟ニ清国ト兵ヲ交フルニ至リシモノ、洵ニ東洋ノ平和ヲシテ、永遠ニ鞏固ナラシムトスルノ目的ニ外ナラズ。而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切悞スル所、其ノ意亦茲ニ存ス。朕、平和ノ為ニ計ル、素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラザルノミナラズ、更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ、治平ノ回復ヲ遲滯セシメ、以テ民生ノ疾苦ヲ醸シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ、真ニ朕ガ意ニ非ズ。且清国ハ、講和条約ノ訂結ニ依リ、既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ、我ガ交戦ノ理由及目的ヲシテ、天下ニ炳焉タラ

シム。今ニ於テ大局ニ顧ミ、寛洪以テ事ヲ勉スルモ、帝国ノ光榮ト威敵トニ於テ、毀損スル所アルヲ見ズ。朕、乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ、朕ガ政府ニ命ジテ、三国政府ニ照覆スルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ関スル一切ノ措置ハ、朕特ニ政府ヲシテ、清国政府ト商定スル所アラシメムトス。今ヤ講和条約既ニ推准交換ヲ了シ、兩國ノ和親旧ニ復シ、局外ノ列国、亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ。百僚臣庶、其レ能ク朕ガ意ヲ体シ、深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ。

(前掲書、二二八二ページ)

二十八、くに国木田きだ獨歩どつぽ
(一八七一—一九〇八)



国木田独歩

小説家、詩人、明治四年、千葉県銚子ちやうしに生まる。本名哲夫。東京専門学校英語科中退。この頃植村正久を崇拜し洗礼を受けた。山口県の父の家に帰り、吉田松陰に熱中、自ら塾を開いたりした。上京して徳富蘇峰の民友社に出入、「青年文学」に投稿し、その編輯にも当たり、また大分県の中学の教頭となつて英語を教えたり、ワーズワースに没頭したりした。日清戦争の時は、国民新聞社の従軍記者として千代田艦に乘船、「愛弟通信」を以てその文名を知られるようになった。帰つて佐々木信子と恋愛し結婚する。半年で離婚。

その頃から詩人として自覚するようになり、短篇小説にも手を染め出し、明治三十一年、「源叔父」、詩集「青葉集」発表。三十一年、榎本治子と結婚、「武蔵野」「忘れ得ぬ人々」「河霧」等発表。三十二年、生計のため報知新聞に入社、政治外交面担当。三十三年、星亨しほむらの民声社の編集長になり、「郊外」「置土産みやげ」等発表。三十四年、代議士にならうとして運動中、星亨が暗殺され坐折、窮乏のど

ん底に落ち妻子を実家に帰えす。「牛肉と馬鈴薯」「婦去来」を書く。三十五年、「富岡先生」「空知川の岸辺」「運命論者」等を発表。三十六年、近事画報社に勤務しつつ「馬上の友」「悪魔」「女難」等を得た。三十八年、独歩集を出し、三十九年、近事画報を受継いで独歩社を起こす。四十年、独歩社破産、病が重くなり、湊町に療養、彼唯一の長篇「暴風」を書くが未完。四十一年「竹の木戸」「二老人」を書き、茅ヶ崎の病院で病のため斃れた。

彼は、以上の如く作家として製作にのみ専念するだけではなく、一般の人々と同じく事業に手を出したり、就職したり、恋愛に熱中したりしている。彼の日記「歎かざるの記」は、その体験と作品との関係を知らしめるもので、彼は、その生涯の実人生においては、充実や情熱を求め、作品では、それを理想や神の心や美にまで高めようとしたのではないか。これは、人生と芸術の間に一線を劃する近代芸術の知的態度ともいえるもので、日常茶飯事も、一步離れて眺められてこそ、無限なる思いを以てそれらが意識される、というのが、彼の作品に於ける態度であり、「愛弟通信」という発想法こそ、人生を充実せしめようとする彼の考えが良く表わされた実用の文と言えよう。

ここに引用する「愛弟通信」は、さきにも記したように、明治二十七年、日清戦役に国民新聞社の従軍記者として出向いた折の見聞報告の記事である。なお、引用文は、学習研究社発行「国木田独歩全集」第五巻から取ったものである。(葛西)

「愛弟通信」から

① 「波 涛」

読者諸君に申す

「如何に通信すべき」是れ海軍通信者なる余が最初の自問なりき。通信するは容易なり。其の法を撰ぶは難し。

波涛を蹴て遠征にのぼる、第一に感ずるは「吾が国民」の思ひなり、「同胞の念」なり。余は一個の弟あり。今亦国民新聞社に勤む。さんぬる十三日、相携へて京橋なる新聞社に出勤せり。弟余を顧みて曰く、秀吉の時代、義経の時、或は又明治の初年に逢遇せざりしを恨みしは一、二年前の事なりしも、今にしては実に当代現今に生れたりしを喜ぶ、後世の少年吾等を羨むこと幾許ぞと。余、甚だ然りと答へ、ともに共に奮励して、大いに為すあらんことを誓ひき。其の日電報広島より来り、其夜急に東京を發し、弟と

新橋停車場に別れたり。爾來日をふる七日。夜深けて玄海の月に対するの時、或は朝ま
だき、西に〇州を煙のうちに望みて心を躍らす時、或は〇〇〇〇沖を經過して、さきの
仮根拠地の風景の奇異なるに驚き、鉛筆を採て実写を試み、終に能はずして止むの際、
懐ふは唯だ吾が一弟なりき。山を賞し、海を語り、軍艦の壯を羨み、月の夜に、星の夜
に、詩情に、慷慨に、懐旧談に、将来談に、笑に涙に、田舎の山路に、都会の客舎に、
凡てを共にしたるは実に吾が一弟にして、彼れの趣味は吾が趣味、吾が聞かんことを欲
し見んことを願ふ事は彼れに於て亦実に然りし也。

〇〇日、〇〇丸の吹煙室に某少佐と語り、東方の形勢を論ずるの際、吾が眼端なく窓
外千里の波濤に転じて、水天一髪の光に注ぎたる刹那、こみあげ来るは慷慨の涙と、吾
が同胞四千万よと叫ぶ、天外遊子の懐郷の涙なりき。〇〇日の夜や、やゝ更けて独り甲
板の上に登りぬ、〇〇江口の空晴れて満天の星影きらめき渡り、〇〇の大艦大船悉く燈
光を滅して、寂として令敵に、北風右舷の方より吹き来りて堅氷の時節愈々近づきぬる
を覚え、俯仰感懐に堪へざりし時、本艦の水雷長も亦登り来りぬ。共に左舷の鉄欄に依
りて語る。旅順口占領の期も遠きに非ざるべきを談じ、談じては黙し、黙しては談じ、

吾が感情次第に昂揚して、偏ひとえに吾が國民を思ふの念に堪へずなりぬ。

読者諸君。有りのまゝに言へば、編輯樓上、諸君に対する吾が感情と、遠征の波の上に諸君に対する吾が感懐とは決して同一のものに非ず、編輯樓上に在りては、諸君は単に読者なりき。〇〇江口、若しくは〇〇島辺に在りては、諸君はわが思ふて措はかく能はざる郷國の同胞なり。見るにつけ聞くにつけても一弟を思ふ吾は、聞くにつけ見るにつけても亦実に諸君を思ふの吾に外ならず。通信とは何ぞ。しかつめらしく取調委員が報告するか如く、通信すべきか。通信する相手あひては誰れぞ。吾れ何の心を以て、誰れに語るべき。長官にか、所謂「読者」なるものにか。凡すべて此かくの如きは、余の断じて能よくせざる処又堪ふる能あたはざる処。余は自由に語らんことを欲す。愉快に談ぜんことを欲す。自由に談じ、愉快に語りてこそ、始めて余が意に適するの通信をなし得ることを信ず。

故に読者諸君、余に冷静なる看察者を以て望むなく、余をして報告者として筆を採らしむることなく、余をして全く自由に、愉快に友愛の自然の情を以て語らしめよ。

余は之を欲す。諸君も亦之を許すに於ては余已に「如何に通信すべき」の自問に就て、自答を得たり。今後余の通信は凡て、「余が一弟に与ふるの書状」なるべし。

読者諸君、諸君も亦諸君の弟若しくは兄よりの書状を読むの心を以て読まれんことを希ふ。文に拙なるも一家内の者に示すに何かあらん。これ余が憐れむべき勇氣なり。

明治廿七年〇月〇〇日、日曜午後三時於〇〇艦

国木田哲夫

(前掲書、一五―七ページ)

② 「旅順陥落後の我艦隊」から

昨日(十一月廿五日)一寸上陸したり。勿論旅順港内に非ず。饅頭山砲台の海岸なり。同行者は下士水兵十数名と、田中小主計、藤木少尉及び小貫候補生なりしが、目的は食牛を生捕んためなり。旅順の戦地、清人殆んど遁げ尽し、平野丘陵、たゞ見る牛と豚と驢の逍遥長鳴するのみなり。鐘詰に閉口仕りたる軍艦の人々、之を見て決して徒手見遁すべくもあらず。小銃を肩にし長剣を腰にして、各艦より上陸するもの三々五々。

愛弟、吾れ始めて「戦に死したる人」を見たり、剣に仆れ、銃に死したる人を見たり。無論そは清兵なりき。見たるうち一人は海岸近き荒野に倒れ居たり。鼻下に恰好なる髭を蓄へ、年齢三十四五、鼻高く眉濃く、体軀長大、一見人をして偉丈夫なる哉と言はし

む。天を仰いで仆る、両足を突き伸ばし、一手直角に曲げ一手を躰側に置き、腹部を露はし、眼半開く。吾之を正視し、熟視し、而して憐然として四顧したり。凍雲漠々、荒野茫々、天も地も陸も海も、俯仰する処として惨憺の色ならざるなし。

「戦」といふ文字、此の怪しげなる、恐ろしげる、生臭き文字、人間を詛ふ魔物の如き文字、千歳万国の歴史を蛇の如く横断し、蛇の如く動く文字、此の不思議なる文字は、今の今まで吾に在りて只一個聞きなれ、言ひ慢れ、読み慣れたる死文字に過ぎざりしが、此の死体を見るに及んで、忽然として生ける、意味ある文字となり、一種口にも言ひ難き秘密を吾に私語きはじめぬ。然り、吾実に此の如く感じたり。従来素読したる軍記、歴史、小説、詩歌さへも、此の惨たる荒野に仆るゝ戦死者を見るに及びて、始めて更に活ける想像を吾に与へ、更に真実なる消息を吾に伝へ、更に真面目なる謎を吾に解きたるやの感あり。詩の如く読み、絵の如く想ひたる源氏平氏の戦も、人間の真面目なる事実なりしを感じぬ、斯くの如く申せば、余り仰山の様なれども、吾れ実にしか感じたり。

饅頭山砲台の一營を仮りの居となす。營門に番卒立つを見る、就て之と小話す。終り

に問ふて曰く、背面攻撃の際、尤も苦戦したるは某砲台を乗り取りたる、麻布の隊の者なりしとか、其時の戦死者の姓名はまだ知れざるかと。蓋し吾が友の一人此の隊に属すればなり。まだ知れざるべしと答へぬ。番卒頰に襟巻を加へ、水ばなをすゝり、鼻の下を赤くし居たり。寒かるべしと言へば只笑ふのみ。

(前掲書、七九―八一ページ)

二十九、陸奥宗光
(一八四四—一八九七)



陸奥宗光

弘化元年(一八四四)七月七日和歌山城下に生まる。父は伊達宗広。年少の日に坂本竜馬を知り、その奨めで、勝麟太郎(海舟)の神戸の塾に入り海軍技術を学ぶ。また竜馬の海援隊に加わり陸奥陽之助と称していた。岩倉具視とらみに認められ外国事務を手がけることになった。(明治元二年)地租改正局長として、あるいは大蔵少輔心得こころえとして、

地租改正その他大蔵事務について、大蔵省事務総裁大隈重信をよく補佐した。しかし薩長の専横を憤り、七年一月辞任した。西南の役の際に、大江卓等と通謀して挙兵の密計ありとして除族の上禁獄五年の刑に処せられた。十五年二月特赦出獄。欧米に遊ぶ。十九年一月帰朝。廿一年二月特命全權公使として米国に赴き、日墨条約を締結。二十二年五月山県内閣の農商務大臣。また和歌山選出代議士となって、山県首相を援けて政党操縦に当り、自由党土佐派を妥協せしめて第一国会を無事切りぬけた。(中江兆民の項参照)二十五年八月、伊藤内閣成るや、その外務大臣となって、対等条

約の実現に尽くし、二十七年七月英国との間に調印を了した。日清の役には英露の介入を抑制して戦争の適時收拾に成功し、下関講和談判には博文とともに全権として奮闘した。しかし三国干渉に屈したとて騒然たる非難を浴びねばならなかった。功に依て伯爵を授けられる。三十年八月二十四日歿。

「蹇蹇録」は本書の末尾に「明治二十八年除夜脱稿」と記されており、「緒言」に彼自ら「此稿は明治二十七年五月の交、朝鮮東学党の乱起り以来、征清の挙其功を奏し、中間露、独、仏干渉の事ありしも、遂に翌二十八年五月八日を以て日清講和条約批准交換を行ふに至りしまでの間に於ける、外交政略の概要を叙するを目的とす」とことわっている。書名は緒言中の「蹇蹇、匪躬」の語によるものであろう。ここでは岩波文庫本によってその「結論」の部分を掲載した。(桑原)

「蹇蹇録」から

明治二十八年四月二十三日、露独仏三国干渉の突来するや、其翌廿四日広島行宮に御前会議を開かれ、廟議は第三国との和親は到底破るべからず、新に敵国を作るは断じて

得策に非ずと確定したり。而して当時国中一般の状況如何と云ふに、社会は恰も一種の政治的恐慌に襲はれたるが如く、驚愕極りて沈鬱に陥り、憂心忡々今にも我国の要所は三国の砲撃を受くる虞あるものゝ如く、誰一人として目下の大難を匡救すべき大策ありと高談する者なく、現に其頃対外硬派と称する一派に属する重立ちたる輩が京都に於て伊藤総理に面晤し、談次三国干渉の事に及びし時、伊藤は彼等に向ひ、今は諸君の名案卓説を聞くよりは寧ろ軍艦大砲を相手として熟議せざるべからず、と云へる好譚冷語に對して、彼等は平日の多弁に類せず唯々諾々敢て一言の以て之に抗するなく、亦其胸中何等の打算ありとも言ふ能はざりし。此輩且然り、況や一般人民をや。物情恟々、只管速に時艱の去るを黙禱するのみ。斯くて十有余日を経過し、遼東半島の還附は遂に露独仏三国に盟約せられ、日清兩國の講和条約は芝罘に於て首尾能く批准交換を了するに至り、世人は茲に於て事變の猝発すべき虞なきを知り、漸く積日の愁眉を開くに至ると共に、嘗て彼等が胸裡に鬱積したる不平不満の念は一時に勃発し、昨日迄分に過ぐるの驕慢を抱きたるに反して、今日は終天の屈辱を蒙りたるの感を生じ、各人其驕慢を挫折せられたる度合に従ひ非常の不快を覚え、彼の不満と此の不快とは早晚何れの所に向つて

か、之を洩らして自ら慰めざるを得ざるに至りしは亦人情の自然なるべし。而して平素政府に反対する党派は、是の如き社会の趨勢を視て乍ち之を利用せむとし、総ての屈辱、総ての失錯を以て、一に政府の措置に基くものとし、大に政府の外交を非難し、戦争に於ける勝利は外交に於て失敗せりと云へる攻撃の喊声は四方に起り、其影響は今尚囂然たり。抑々余が本篇を起草する目的は、昨年朝鮮の内乱以来延て征清の役に及び、竟に三国干渉の事あるに至るの間紛糾複雑を極めたる外交の顛末を概叙し、以て他年の遺忘に備へむと欲するのみ。滔々たる世上の徒と共に其是非得失を弁論争議するは素より余が志に非ず。然れども政府が斯る非常の時に際会して、非常の事を断行するに方り、深く内外の形勢に斟酌し、遠く将来の利害を較量し、審議精慮苟も施為を試み得らるべき計策は一として之を試みざるはなく、遂に危機一髪の間、処し時艱を匡救し国安民利を保持する道此に存すと自信し、以て之を断行するに至りたる事由は余亦之を湮晦に付するを得ざるなり。

如今列国割拠の形態は此の翼ふ所、彼の嫌ふ所たり。利害互に相出入し、其所謂戦争なるものも終局の決心は単に砲火劍戟のみに由らず、外交の掛引敏活ならざれば、交戦

者往々意外の危険に瀕することありと雖も、要するに兵力の後援なき外交は如何なる正理に根拠するも其終極に至つて失敗を免れざることあり。抑々今回三国干渉の突起せむとする比我外交の背後に如何なる強援の恃むべきものありしかを思へ。現に下之閑談判の進行已に半途を過ぎ、講和条約の調印も既に垂成の期に及び、小松大総督官は帷幕の謀臣と共に殆ど全国の精銳を尽して旅順口に進軍せられたり。軍機戦略の得失固より茲に論ずるの限りに在らず、唯々当時軍人社会の気箴は躬一回黄海の波を渡らず、脚一回愛親覚羅氏の地（注・満洲）を踏むに非れば、殆んど其同列に齒せられざるが如きの有様あり。此気箴は恐らくは当時に在つて何人も之を抑制する能はざりし事情なりしは茲に一言を要す。陸軍既に然り、加ふるに我優勢の艦隊は殆ど沿海の守護を虚しくして數百里の外に出征し居たるを以て、四月廿四日の御前會議は実に此形勢の下に決定せられたるものにして、今日に於て何人にも之が過失を帰すべからず。而も昨年秋冬の交より歐洲強国は動れば日清戦局に干渉し来らむとしたるは暫に一回のみならず、若し夫れ平壤、黄海戦争の後、或は旅順口、威海衛陥落の前、歐洲強国の干渉にして突來せむ乎、我が戦局は如何の変態を生じたりとする乎。幸に昨年七月牙山、豊島の海陸戦以後數閱月

の間、特に清国が連りに歐洲強国の居中干渉を誘招せしにも拘らず、竟に敵国をして低頭平身割地賠償、以て和議を乞ふに至らしむる迄、我征清軍をして毫も他に顧る所なく一意専心、北は奉天、山東の山河を蹂躪して、今にも直隸地方に直進するの途を開き、南は澎湖諸島を占有して台湾全島に逼り、其住民をして負担して奔るに至らしめたるも、其間歐洲強国より何等の障碍を蒙らざりしは豈亦偶然の好運なりしと謂ふを得むや。夫れ然り。然れども戦局を収むるの際には竟に歐洲強国中より多少の干渉を来すの免れざるべきは吾儕の予期せざりし所に非ず。本年一月廿七日御前會議に於て伊藤総理の奏聞中略と既に其意を洩し、特に大陸の割地に関する露国の意向は昨年以來黙々の間に於て既に之を推測するに足るものありし。而も既に之を推測し得たる上は、何故に将来遂に抛棄せざるべからざるに至るやも計られざる割地を故らに要求せしやと云ふ者あらむ。余は此点に於て我は予め外国の鼻息を窺ひ徒に自ら戦後の権利を屈する必要なかりしとの陳疏をなさざるべし。何となれば、鼻息を窺ふの一語は語弊あれども、今日列国が各々功名利益の間に争ふに於て飛耳長目互に他の心術を忖度し、予め彼我の交渉を悉して互に其猜疑する所を避け、以て他日の紛議を免るゝの地を為すは亦外交上重要な権

宜たればなり。然れども当時我国内の大勢は果して吾儕をして毫も顧慮する所なく斯る
権宜を施為し得しめたる乎といふに、余が前章（日清講和の発端）に於て述べたるが如く、
当時国民一般は論なく、乃ち政府部内に在つてすら清国の譲与は唯其の大ならむことを
之れ欲し、帝国の光輝は多々益々揚らむことを欲し、現に広島御前會議に於て、余が提
出せる講和条約案を視て、其遼東半島割地の外、尚ほ山東省の大部分を添加せむことを
希望すと演べたる人ありし程なれば、其他に割地の廣大ならむことを望む者固より少か
らず。況や大靺を金州半島に進め皇師北京城を陥るゝ迄は決して和議を許すべからずと
主張せし者さへありたるに於てをや。戦勝の狂熱は社会に充満し、浮望空想殆ど其絶頂
に達したるに於て、若し講和条約中、特に軍人の鮮血を濺て略取したりと云ふ遼東半島
割地の一条を脱漏したらむには如何に一般国民を失望せしめたるべきぞ。豈に啻に失望
せしむるのみならむや、氣勢の馴致する所、是の如き条約は当時の事情に於て殆ど之を
事実^{じじつ}に施為するを許したるや否やを疑ふべきものあり。斯く内外の形勢互に相容れずし
て之を調和すること甚だ難く、若し強ひて之を調和せむとせば、当時必然内に発したる
激動は其危害却りて他日或は外来すべしと推度する事変よりも更に重大なるを慮らざ

るべからず。政府は実に此内外形勢の難きに処し、時局の緩急軽重を較量し、常に其重
く且つ急なるものゝ為に、軽く且つ緩なるものを後にし、而も内難は成丈之を緩和し、
外難は成丈之を制限し、全く之を制限し能はざりしも尚ほ其の禍機の発するを一日も遅
からしめむことを努めたるは、外交の能事亦尽さざる所ありしと謂ふ可からざるが如し。
蓋し是の如き内外形勢の困難に処したるは世界各国が其先例に乏しからず。例へば千八
百七十七、八年露土戦争の結果として七十八年三月三日にサン・ステファノ条約は調印
せられたるが、英澳兩國は之に先ち、露国政府に向つて、他日の干渉の先触と云ふべき
口氣を以て、若し露土条約にして巴里条約及び倫敦条約の精神に抵触する廉あらば之を
正当の条約と認むるを得ずと宣言したりければ、露国は無論夙に英澳の意向如何を推知
し居たるなるべし。然るに尚ほ同条約を批准するに至りたるは何の為めなるや。恐らく
は露国政府も当時内外の形勢に制せられ、亦之を如何ともする能はざるに出でしなるべ
し。史家のゴルチャコフ公爵が此際の苦心を写し、公は国民一般の激動せむことを之れ
恐れ、其激動に反抗することは尚ほ更に憚りたりといへるを視るも当時の事情は之を察
するに余りあり。(中略)左れば今回下之関条約の変改の如きも事後の今日に於てこそ

政府は外に屈したるの姿あれども、事前の大勢に於ては其実、内に顧慮する所ありて此に至りたるなりと云ふを以て寧ろ事実の真相を得たりとすべし。要するに、今回三国干渉の突来するや、方に日清講和条約批准交換期日已に迫るの時に在り。而して政府は三国及び清国に対するの問題を一時に処理せむ為め、百方計画を尽したる後遂に乱麻を兩断し、彼此各々錯乱せしめざるの方策を取り、其清国に対しては戦勝の結果を全収すると同時に、露独仏三国の干渉をして再び東洋大局の治平を攪擾するに至らしめざりしものにして、畢竟我に在りては其進むを得べき地に進み、其止まらざるを得ざる所に止まりたるものなり。余は当時何人を以て此局に当らしむるも亦決して他策なかりしを信ぜむと欲す。余が嘗て三国干渉概要に於て、此紛糾錯雑なる外交事局を僅々二週日の間に結了し危機一髪の厄運を將に発せむとするに防ぎ、百戦百勝の結果を將に失はむとするに収めたるは、一に廟議其機に投じ事の宜しきを得たるに職由せずむばあらず。是れ即ち大詔に所謂今に於て大局に顧み寛洪以て事を処するも帝国の光榮と威敵とに於て毀損する所あるを見ずとの聖意を奉体したるに外ならず、と言ひしも亦此れが為めなり。

三十、志賀重昂 (一八六三—一九二七)



志賀重昂

志賀重昂は文久三年十一月十五日、三河の岡崎に生れた。矢矧川やせがわに因ゆゑんで矧川しんせんと号した。明治七年東京攻玉社に学び、東京大学予備門に入る。十三年四月札幌農学校に入り十七年七月卒業。同級に内村鑑三・宮部金吾などがいた。その間アイヌ人に案内させて北海道全土に足跡を印した。十九年二月軍艦筑波に便乗、濠洲・ニュージラランド・フ

イジー・サモア・ハワイなどを巡察。その見聞をまとめたものが「南洋時事」である。二十一年四月に三宅雪嶺・棚橋一郎等と雑誌「日本人」を創めた。昭和二年四月六日、六十四歳で病没。

「日本風景論」は明治二十七年刊行。日本の国土の特色と風景の美を説き、登山の気風を促うながしたもので、明治の著作中屈指の名著と云われた。(彼の著述としてはこのほかに日露戦役従軍記である「大役小記」がよく知られている。) ここには岩波文庫本によって、そのはじめの部分の部分を載せた。(桑原)

「日本風景論」から

日本には気候・海流の多変多様なる事

日本、細長き島国、蜿蜒えんえんとして北より南に延び、其間互わたること実に三十度たり。北の方北極圏を距るゝ纔わずかに十度半、南の方熱帯圏に入る一度半強、氣候宛として半寒帯、温帯、熱帯を包羅せり。海流や、太平洋沿岸の南半は赤道海流（黒潮）の洗ふ所となり、北半には寒帯海流（親潮）駛し走し、日本海沿岸にも亦た赤道海流の一派（対馬海流）注ぎ来り、寒帯海流（リマン海流の余派）其間に錯流し、日本、実に寒熱二海流の会所に当る。風候に到りては、冬春の間は亞細亞大陸より西北風蓬々として到り、五月、六月、印度洋上季候風変化の余派到り、九月、十月、復またた到り、而して沖繩台湾の辺は東北貿易風吹くこと嫻々じょう。既に然り、日本や、寒温熱三帯の間に扼在し、寒熱二海流の会所に当り、変風、季候風、恒風の三風域に跨またり、加ふるに日本の地勢たる、幅狭きが上に、高崇た

る山脈の聳立するを以て、海岸より山嶺さんてんに到るまで氣候の偏差多様にし、熱帯、温帯、半寒帯、寒帯を併有す。宜うべなり、造化の万象、其の開闢變化の状、昇降奇正の形、生育植養の功を日本の内に鍾あつめたることや。

且かつ夫それ、日本の地形、一葦水の海峡を隔て、朝鮮半島より滿洲の寒帯平原に通じ、北海道より樺太島さがれん（薩哈連）を経て、髪かみの如き峽水、直ちに西比利亞寒帯平原に入り、又た千島列島より忽ちカムサツカに連り、而して南の方沖繩列島より台湾を経て、印度、支那、南洋諸島と応接す。是を以て其の

(一) 生 物

の如き、寒熱二帯の相錯互し、百尋じんの雪塊、上に北アウロラ・ボレアリス極、光高く半空を繞り、其影氷海を掩映して地平線外遙に紅を抹する処、一群の海豹あざらし声を和して長とこしなへに嘯うそぶき、臘肭獸おつとせい身を掠かめて相躍るの辺（千島列島）より、白珊瑚礁上、椰樹影婆娑ばさ、洋梨パイナップル、朱欒ゴボウ、芭蕉、鳳尾松オウソウ、翠色したた滴れんとし、榕樹アコウカキ蓋の如く、乳枝地に垂れて根を生じ忽ち幹と成り、更に乳枝を生じて新乳枝復た新幹と成り、宛然人をして印度、亜弗利加の内地へ携たずへ去るの感あらしむる処（榕樹は土佐の嵯陀岬さたみさき、同岬上の諸島、紀伊、日向ひうが、大隅おおよみ、薩摩、沖縄、

澎湖、台湾等に繁殖す。珊瑚礁は沖繩列島の一部、小笠原列島に見るに到るまで、造化は此処に一幅の妙画譜を展開す。冬中富士川の谿間に入らんか、谿の乱竹、雪に圧せられ、折れて憂々響をなすや、猿の稟性素と怯懦なるを以て、為めに恐惶し、凄絶哀絶なる啼声を放ちて、声々相和すを聞く。日本人或は観聞して以て尋常の事となす、而かも累雪の下に竹蔭猿声（共に熱帯生物）を観聞すとは、到底、印度、亜弗利加の人の脳裡に描く能はざる所。寒帯、熱帯の風物を兼併する、宇内寧ろ日本の如き処あらんや。且つや夏間は降雨連りに到り、其量多大、加ふるに其間の温度甚だ高きを以て熱帯植物能く豊茂し、諸般植物も亦た蒼翠秀潤、到る処熱帯地方に在るの観あらしむと想へば、亦た温帯、半寒帯に生育する

(二) 松柏科植物

は國中到る処に之を看る、蓋し松柏科植物の日本國中到る処に存在する、是れ、日本国民の氣象を涵養するに足るもの。日本人間々桜花を以て其の性情を代表せしむ。桜花固より美にして佳、且つ其の早く散る所転た多情、是れ人に憐まれ惜しまるゝ所なるも、忽ちにして爛漫、忽ちにして乱落し、風に抗する能はず、雨に耐え得ず、徒に狼藉して

春泥しゅんていに委する所、寧ろ日本人が性情の標準となすべけんや。松柏科植物は然らず。独り隆冬を経て凋落ちようらくせざるのみならず、蟲々たる幹は天を衝つぎ、上に数千鈞の重量ある枝葉を負担しながら、孤高烈風を凌しのぎて扶持自ら守り、節操しやくさん雋邁、庸々たる他植物に超絶するが上に、其の態度を一看せば、幾何学的に加ふるに、美術的を調和する所、誰か品望の高雅なるを嘆ぜざらんや。想ふ、松柏の蟲々天を衝つくは本性たり。而かも根を托するの土壤や少量に、四囲の境遇も亦逆ならんか。假令其幹をして天を衝かしむ能はざるも、豪氣たうき竟に屈せず、断岸絶壁、石面稜層の上と雖も、猶ほ且つ根を硬着し、幹や、枝や、葉や、四時能く、風、雨、霜、氷、雪に禦敵し、他の生平（注・平生と同じか）艶えんを競ひ媚を呈せる軟弱の植物は枯死し尽くすも、独り堅執して生存し、会々たいたい斧おのを以て斬伐せられんや、些の未練を遺のこすなくして、昂然たうぜん斃るゝ所、他の花木の企つ所にあらず、真に日本人の性情中の一標準となすに足れり。瑞西スイヤの歴史を立論する者曰く、瑞西の歴史は不羈ふき独立を酷愛する民人の歴史なり。而して瑞西史の精粹は、蒼健高聳なる松林の中に成育せるシュウキツツ、ウリ、ウンテル・ヴァルデン三州の民人に存す。松以て三州民人の性情を感化し、所謂テル（仮成人物なりと雖も、当時の情勢、所謂テル一流の人物を輩出せしや必

然^ニ松林の中より身を挺^{ねん}て、^{オーストリア}、奥太利の苛政に抗し、近古三州の民人松林の中より首として羅馬法皇及び僧侶の非行を倡^とへたりと。猶り瑞西人のみならず、古のノルマン民属、今の露^{ロシア}西^ア人^も亦、松林の下に豪健硬勁なる性情を涵養されきと。松や、松や、何ぞ民人の性情を感化するの偉大なる。特に日本は松柏科植物に富むこと、実に世界中第一、即ち黒松^{オウゴン}、赤松^{アカマツ}、五鬚松^{ゴモウマツ}、リウキウマツ、海松^{ウチノエ}、桧^{ヒノキ}、杜松^{ネズ}、ハヒネズ、シمامロ、杉^{スギ}、榧^{ヒノキ}、アオボウモミ、トドマツ、シラビソ、ハリモミ、トウヒ、エゾマツ、コウヤサン、金松^{カウヤマツ}、水松^{スイシャウ}、イチイ、キヤラボク、落葉松^{フジマツ}、羅漢松^{ワカンマツ}、竹柏^{チクザク}、公孫樹^{クワンジュ}、羅漢柏^{ワカンハク}、ヒノキ、サハラ、側柏^{ソノバク}、イトスギ、ニホヒヒバ、ヒヨクヒバ、ゴラウヒバ、オニヒバ、スイリウヒバ、カヤ、イヌカヤ、寧ろ列挙するに遑^{いとま}なからんとす。是れ日本人の性情を感化するに足るもの。何ぞ漫^{みだり}に英吉利人をして其の榭^{カシバ}、蘇格蘭人をして其の山毛櫸^{ヤマモリ}、仏蘭西人をして其の落葉松、伊太利人^{イタリイ}、西班牙人^{スペイン}をして其の橄欖^{カンラン}を誇揚せしめんや。對馬^{つしま}の海岸を過^よぎり、其の懸崖直立数百尺、西北風蓬々として黄海より吹き到り、怒潮百碎、崖に激して万斛^{マンカク}の白雪を噴く処、岩石の罅^か隙^きより松樹の些も屈撓せずして生長し、或は聳直風を凌^{しの}ぎ、或は欹斜して水を探らんとするの状を看る者、誰が夫^かの元寇^{げんこう}の際、州の目代^{もくだい}右馬^{ウマ}允七郎

宗助国（文永十一年十月六日）が、慨然八十余騎をちつ拉して胡元の戦艦九百余艘三万余人を反撃し、三子親姻と共に身を国に殉じたる偉蹟に酷似するを想起せざらんや。日本は「松国」なるべし、「桜花国」と相待たざるべからず。（以下 三禽鳥類、四昆虫類、五蝴蝶、

因日本の花、省略）

三十一、高山樗牛
たかやま ちよぎゅう
(一八七二—一九〇二)



高山樗牛

本名は林次郎。明治四年、庄内藩士・斎藤親信の子として生まれ、伯父高山久平の養子となる。明治三十五年、三十二歳の若さで歿するが、その評論活動は多岐にわたり、多くの人々に感銘を与えた。

明治二十一年、仙台の第二高等学校入学後、文学会を組織し、「文学会雑誌」を刊行。この期に京都の第三高等学校在学中の姉崎嘲風

(本名正治、後に日本における宗教学の開創者となる)と相識り、「親友と云はんよりは寧ろ無二の信友となり、肝胆相照し、相推許する」(笹川臨風の言葉)程に終生の交わりの端緒をひらいた。嘲風と笹川臨風が共に日蓮に心をよせて著述するようになるのも、樗牛の日蓮研究の影響であった。

二十六年、東京帝大哲学科に入学、この間、近松門左衛門を研究して論文を発表し、日就社の懸賞募集に応じて歴史小説『滝口入道』を投稿して二等に入選、読売新聞に掲載され、一躍文壇の寵児となる。彼は、美文家として青年の間に多くの渴仰者を得た。

笹川臨風のみるところでは、東大赤門出で文壇に大波瀾を捲き起した天才は二人であった。その一人は明治創作界の雄、夏目漱石、今一人は明治批評界の覇者、高山樗牛であるとす。樗牛の本領を批評家とみるのは間違いではないが、どういう意味での批評家であったかは、一言説明が必要であらう。

彼は、『文明批評家としての文学者』（明治三十四年一月発表）の中で、ニイチエを筆頭にホイットマン、イブセン、ゾラを賞揚しつつ、彼等をば「文芸の勢力によって一國文明の大動力」たらしめた偉大な先蹤しようとみている。この認識から必然的に『詩は人生の批評なり』と云ったアーノルドの語を会得とくして、我国文学の一新を希ねがう批評家の本務を、自己にきびしく課するに至ったようである。

三十三年六月、彼は、専門の美学研究のため文部省から西欧留学の命を受けたが、病のため果せず、興津、鎌倉と居を移して静養、この間、日蓮に深く傾尽し、思想性を深めていった。三十年、井上哲次郎等と共に標榜した「日本主義」から、歿前の日蓮主義に至るまで、一貫して「勇氣ある思想文化の系列」を探索し続けた。彼においては、ニイチエ等も又、この系列の上に置かれることが可能であったから、ニイチエは彼にとって文明批評家の鑑かたみとなり得たのである。三十五年十二月歿。遺志により興津の童華寺境内に、かつ相模湾に面して葬られた。全集には改訂註釈樗牛全集七卷（大正十四年、博文館刊）がある。以下の引用は、改造社昭和三年刊「現代日本文学全集」第十三

篇によつた。(戸田)

(1) 「日本主義」の全文

熟々本邦文化の性質を考へ、宗教及道德の歴史的關係を審にし、汎く人文開展の原理に徴し、国家の進歩と世界の發達とに於ける殊遍相関の理法を認め、更に本邦建国の精神と、国民的性情の特質とに照鑑し、我が国家の將來の爲に、吾等は茲に日本主義を唱ふ。

日本主義とは何ぞや。国民的特性に本ける自主獨立の精神に抛りて建国当初の抱負を發揮せむことを目的とする所の道德的原理、即ち是れなり。

そも、国家の真正なる發達は国民の自覚心に基かざるべからず。国民の自覚心は国民的特性の客観的認識を得て初めて生起することを得べし。而かも是の如き国民的特性は、精覈なる歴史的、はた比較的考察に依るに非ざれば、認識すること得べからず。吾等の所謂日本主義は決して夫の偏に己れを樹て、他を排せむとする、狭隘なる主我的反

動と日を同うして論ずべき者に非ざるなり。我邦歴史ありてよりこゝに二千六百年、中ごろ誤つて外来の文化を過重し、国民の性情を蔑視したるより、建国当初の精神は不幸にして十分の發展を見る能はざりき。今や十九世紀人文の高潮に駕し、明治聖代の余沢を享けて、茲に中正なる国民的意識の中に我が日本主義の唱道を見るに至りたるは、我邦文化の史上に於て、一新紀元を劃したるものと謂ふべきなり。

吾等は我が日本主義によりて現今我邦に於ける一切の宗教を排撃するものなり。即ち宗教を以て我が国民の性情に反対し、我が建国の精神に背戾し、我が国家の發達を沮害するものとなすものなり。吾等は素より世界一切の民族に向つて、彼等の宗教を放棄せよと勸むるものに非ず。歐羅巴の文明史上に於ける宗教の職能は寧ろ太だ炳焉たるに過ぐ。夫の科学との衝突を捉へて以て宗教の有害を説くものの如きは、人文發達の一面に於ける道徳の意義を解せざるの徒のみ。然れども吾等は思ふ、宗教は今日多数の宗教徒が盲信する如く、畜に決して人類の先天性たるを必とするものに非ざるのみならず、夫の宗教的民族と称する者も、知識の進歩と共に漸く其の迷信を擺脫し、超自然的信仰に代ふるに、実践道徳の原理を以てせむとするは、今日世界文化の大勢なり。況してや、

我が国民は由来宗教的民族に非ざるなり、三千年の文物歴史は、明に之を証して殆ど余蘊なし。夫の外教を拉取して偏に之を強ふるもの如きは、徒に国性に戻り、民情に違ひ、其の結果たまたま国家の発達進歩を沮害するに終らむのみ。吾等は各国国民は其の特質に随うて、其の発達の制約を殊にすべきものあるを確信す。

そもく宗教とは何ぞや。之を要するに、現実生活の自然的経過によりて到達すべからざる、一種超自然的理想を思慕し、或超理的方法によりて之に到達し得べしとする所の一種の信念に非ずや。是の如き信念の哲学上認容し得べき者なりや否やに就きては、吾等茲に之を説かじ。又一の社会的現象として、或民族間に於ける人文の進歩に裨益したる所ありしや、素より疑を容れず。然れども人種の同異を分たず、特性の差別を顧みず、建国の精神如何を察せず、彼れに施したる所、直に我れに擬し、以て彼れと一様の結果を収めむと要す、無謀も亦甚しからずや。印度欧羅巴民族は由来宗教的熱情に豊富なるの点に於て、世界多く其の比を見ざる所、形而上学と超自然的宗教とを抱合せる彼等が古神話は、夙に將に來らむとする後代文物の性質を預告せり。若し夫れ宗教が、彼等の文学、美術より社会的、はた国家的生活上に及ばしたる勢力の至大至深なるに至

りては、吾等の殆ど想ひ及ばざる所なり。我が国民にありては則ち然らず。一篇の古事記、是れむしる歴史なり、神話にあらざるなり。よしや所謂日向人種にして印度亜里安族の為に駆逐せられたるドラビダ人、若しくはドラビダ人と交渉したる或一派のツラン人種なりとするも、韋陀的神話と古事記との比較は、いよ／＼明に我が民族的性情の非宗教的の同化力の強大を証明するものに非ずや、素より多少の迷信の我が国俗の間に存在せるもの無かりしに非ず、然れども一も宗教的の發達を遂げ得たるものあらざりき。仏教は是等幾多の迷信を吸収し、国家の権力の下に殆ど強制的に傳播せられたりと雖も、已に大陸ツランの間に其の殊性を失ふこと尠からざりし印度亜里安的の超世虚無の宗教觀は、果して能く幾何の根拠を我が国土の中に有することを得たりしや。顕密二宗の幽玄なる教理は祈禱修法の現世的行事を外にして何事を我邦人に訓へ得しや。淺薄なる厭世思想と、冷淡なる形式主義とに依りて我が文化の發達を妨害したるの事實を外にせば、仏陀教の勢力果して何処にかありとするや。一隻の活眼を破して、上下二千五百年の歴史を通觀し来らば、必ずや是の如き非日本の文化の強固なる牽制に対する、國民の意識的はた無意識的の反抗を到るところに發見するならむ。

西人動もすれば我が国民を以て仏教徒となす。然れども吾等は疑ふ、真に仏陀教の精神を奉じて人生の理想となすもの、果して幾何あるべきや。彼の緇衣にして経を手にするものと雖も、果して是の信念を有するものありや。一種当眼の迷妄に驅られて、所謂淨財を木偶売僧に進むるを事とするものは、未だ以て仏教信者と云ふべからず。一種の社会的形式に束縛せられ、祖業を継紹して其の頂を円にし、其の衣を緇にし、口に仏教を唱へ、手に仏典を持するものは、未だ以て仏教徒と云ふべからず。あはれ今日の仏教と称するものは、殆ど空虚なる形式主義に非ざるか。仏教徒と称せらるゝ我が国民にして、真に仏教の信仰に憑拠して、其の思想行為を規定するもの、果して幾何ありや。形式は能く無を化して有となす。所詮仏教は決して是の国民的性情の中に根拠を有せるものに非ざるなり。

基督教の如きも亦然り。宿惡と云ひ、贖罪と云ひ、靈魂不滅と云ひ、神の国と云ふ、其の超自然的、はた無差別思想は正に我が国民の性情と相反せり。我が国民の思想は由來現世的にして超世的にあらず。多少幽界の觀念無きにあらずと雖も、之を其の活潑澆地たる現世的思想に較ぶれば、素より言ふに足らざるのみ。是を以て我邦固有の神道は

全然現世教たり。夫の主ばら未来死後を説き、もしくは超絶の世界を愉悦する印度歐羅巴的宗教の比にあらざるなり。

吾人は現世に生息す。百般の改善進歩は悉く皆現世に就いて為すべきのみ。世を厭うて遁るゝ所無く、現世を外にして人生あること無し。若し世に理想なるものありとせば、そは現実世界の自然的径行によりて到達せらるべきのみ。苟も吾人が現世の幸福に貢献する所無からむか、一切の事物は吾人其の貴むべき所以を知らず。是の如きは我が国民の根本的思想に非ずや。我が国民は是の實際的傾向を有するの点に於て、支那民族に類すと雖も、而かも彼れの如く保守的はた回顧的ならず。其の国民的抱負の偉大なる、夙に神孫降臨の事蹟に照して、百世の臣民が其の遺業を奉体して、怠らざる所なり。其の思想は独逸的純理哲学の高遠に乏しと雖も、アングロサクソンの常識の發達は、尤も我が長所とするところ。若し夫れ其の社会的生活を尚び、国民的団結を重じ、君民一家、忠孝無二の道徳を維持するは、現世的国民として皇祖建国の鴻図を大成すべき運命を担へる所以に非ずや。各国国民は各々其の到達すべき理想を異にす。是の如きは実に我が国民の建国の當時に於ける一大抱負にあらざや。

今日の宗教は是の如き民族と毫も為すなきなり。是を以て我國固と一の宗教を有せず、二千年の歴史は遂に宗教と抱合すること能はざりき。彼の基督教徒が遙に其の母国を離れ、其の故旧を辞し、万里の波濤を凌ぎて平等博愛の教理を我れに伝へむと擬するもの、其の信ずる所に忠なる、素より深く多とすべしと雖も、其の無謀無識にいたりては、寧ろ憫殺に勝へざらむとす。

國民的性情に一致せざるものは、遂に其の完全の發達を望むべからず。而かも若し國民の福祉を増進する上に於て、多少の裨益ありとせむか、吾人は吾人が自由の意志によりて、是が扶植を務むる亦可ならずとせず。然れども宗教は到底國家の利益と相背戻するを如何にせむや。國家は現世に立ち、宗教は未來を尚ぶ、國家は差別を立て、宗教は平等を説く、其おのづから柄鑿相容れざるものありて存す。仏陀教の涅槃は一切煩惱を解脱して、不生不滅無為寂滅の妙境なりと云ふ。よし是の如き消極的觀念に止らずして、光明大悟と云ふが如き積極的意義の存するありとするも、人生の成立に須要なる実利を惡み、人欲を排し、社会國家を以て事とせざる、素より明らけし。基督教の所謂神の國、はた是れ何処にありや。一切造化を以て平等無差別なりとし、國を以て民を分たず、

均しく神の子なりとなすもの、將た又一国の差別に執着し、忠君愛國を説くを以て、迷妄笑ふべしとなすものは、如何ぞ国家の目的と相兩立するを望むべけむや。今の基督教徒が自教と国家主義との調和の為に、喋々弁明する所のものは、一切牽強附会の説のみ。

蓋し国家は、人類發達の必然なる形式なり。人は一人にして生息すること能はず、茲に必ず家族を成す、家族にして生活すること能はず、茲に必ず社会を成す、社会の上更に統治の主權を確定して、之を制御す。要は民衆最大の幸福を企画するにあり。是に於て国家は自己の權能によりて、外に対しては一国の獨立を全うして其の勢威を皇張し、内に対しては國民の秩序を維持して、其の利福を増進せむことを務む。是れ人類發達の須要なる条件なり。夫の人道、若しくは人類的情誼なるものは、今日人文の進歩に伴へる諸般の交通聯合によりて、やゝ發達し来りたりと雖も、之れはた国家の完全なる成立と共に初めて其の萌芽を發したるもの、国家的道德を外にして別に人類的情誼なるもの之れ有らざるなり。夫の人類的情誼の最高標準として認むべき國際公法の如きも、之を執行するの主權なきを以て、所詮各國の高尚なる道念に訴ふるの外無きなり。而して是の如き道念は、國家の完全なる統率の下に於てするに非ざれば、決して其の發達を見

るべからざるなり。

之を要するに、現実界に於ける一切の活動は其の国家的たることに於て最も有効なりとす。国家は人生寄託の必然形式にして、又其の主上権力なり。今日に於て世界的王国の成立の望無きことは、猶ほ *civitas Dei* の現世に見るべからざるが如し。若し平等にして現はるゝの日あらば、そは万有發達の原理たる、差別の中に於てせむ。所詮国家は吾等の生活に於ける道德の標準たらざるべからず。是の如き国家的主義に背戻するの宗教は、国家の為に排撃せざるべからざる。素より論無し。

吾等は人文の發達が確實なる道義的信念に負ふ所、甚だ少なからざるを確認す。夫れ唯是の如き事實を確認するが故に、其の国民性情と国家主義とに対する利害適否に就て深く軫念する所あるのみ。若し今日及将来の我邦の道德を以て、仏陀教、若しくは基督教の手に一任するの甚だ危険なることを認むとすれば、吾等はた何を以て之に代ふべきか。吾等が主唱する所の日本主義即ち是れ。

然らば即ち、如何なる者か是れ我が日本主義の目的綱領なる。

君民一家は我が国体の精華なり。之れ実に我が皇祖皇宗の宏遠なる丕図に基くものに

して、万世臣子の永く景仰すべき所なり。故に国祖及皇宗は日本国民の宗家として無上の崇敬を瀝すべき所。日本主義は、是故に国祖を崇拜して常に建国の抱負を奉体せむことを務む。我が国民は公明快濶の人民なり。有為進取の人民なり、退嬰保守と憂鬱悲哀は、其の性に非ざるなり。是に於てか日本主義は、光明を旨とし、生々を尚ぶ。是に於てか夫の退讓を重じ、禁欲を訓へ、厭世無為を鼓吹するもろくの教義を排斥す。億兆一姓に出で、上下其の心を一にし、内に臨みては棟鄂相親しみ、外に対しては毎に国威を拡張して、古来未だ曾て外侮を受けず、是れ我が国民の万邦に冠絶せる所なり。是を以て日本主義は、平時にありて武備を懈らず、愈々国民的団結を鞏固にせむことを務む。然れども妄に己れを樹て、他を容れざるものに非ず、国内を修めて海外に臨み、与国と共に永遠の平和を享受せむことを希ふ。是に於てか、日本主義は、世界平和の維持を務め、進みて人類的情誼の発達を期す。而して要は我邦建国の精神を發揮し、我が国民の大抱負を実現せむとすにあり。

そもく信仰は之を内に啓発すべくして、之を外より襲用すべからず。日本主義は今、日吾等の創造したるものにあらずして、国民が三千年の歴史的検証に本ける確実なる自

覺心の最も明瞭なる発表に外ならざるなり。其の由来するところ深く国民の特性に根拠し、遠く建国の精神に淵源し、牢として抜くべからず。夫の漫然外教を借り来りて、釘補綴せるものと、素より同日の論に非ざるなり。日本主義は大和民族の抱負及理想を表白せるものなり。日本主義は日本国民の安心立命地を指定せるものなり。日本主義は宗教にあらず、哲学にあらず、国民的実行道徳の原理なり。

吾等は以上の確信によりて日本主義に賛同す。希くば最も健全なる国民的道徳の確立を望むもの、建国の精神を發揮して大和民族の偉大なる抱負を実現せむと欲するもの、及び人道の最も忠誠なる伴侶とならむと欲するものは、吾等と共に来れ。来つて而して吾等と共に日本主義を賛唱せよ。(明治三十年五月稿)

(現代日本文学全集、第十三卷「樗牛・嘲風・臨風集」二〇二―二一五ページ)

(2) (関連資料) 三井甲之「樗牛全集から」

三井甲之の「樗牛全集から」は、大正三年執筆、翌四年に、山路愛山の「三宅雪嶺氏の『世の

中^ニ、岩野泡鳴の「^{かげ}寛（克彦）博士の『古神道大義』」などとともに、名著評論の一冊として刊行されたものである。これまた名著といふべきで、その「序」をぬき出して置く。

高山樗牛は明治二十七八年戦役によつて世界の舞台に現はれたる日本の自覚と、三国干渉によつての日本の悲痛なる臥薪嘗胆の緊張とを以て、来るべき世界的戦争に対して準備しつゝあつた時代に現はれたのである。当時の動揺し混乱しつゝ、しかも内に力を潜^{ひそ}めて開発進展しつゝあつた国民的生活の表現者の偉大なる一人は高山樗牛である。彼は明治三十五年に歿したのである。さうして明治三十七八年の戦後をば彼は知らなかつたのである。しかし彼の国民的自覚を説いた評論は此の戦役に於て実現せられた。彼は予言者としての評論家である。

彼は明治二十五六年より三十五年の終焉^{えん}に至るまでの約十年間に於て一生の事業を完成してしまつた。故に十分に研究してその思想を展開せしむる時間がなかつた。又彼が雑誌記者としての活動を中心として、まさに教授としての生活に入らむとして歐洲に遊学せむとする際に病に犯されてしまつた。彼が東京帝国大学で日本美術史を講じた時にはもう唇の色が悪くなつて、如何にも弱つて居つたといふことだ。又彼の最も親しかつ

た、さうしてニイチエ主義を盛んに鼓吹した某氏（注・登張竹風のことか）は樗牛を評して、人間的の一切を経験せむとする勇氣を示した人だと言つた。此の二つの事実から僕は彼が勉強しすぎて死んだ人であるといふことを考へしめらるゝのである。それは彼の文章の苦心のあとを見ても想像せらるゝのである。彼は明治時代が祖国の世界的誕生の爲めに要求した苦痛の具現者——戦死者の一人であつたのだ。正岡子規も国木田独歩もその一人であつた。

彼の活動した時代は来らむとする不安をひかへて居つたからして国民的生活は緊張して居つた。しかし明治三十七八年戦役後は国民的生活は一種の弛緩情態に陥つた。さうして戦死者の功によつて得たる新しき地位より享受すべき幸福を味はむとする生き残りものゝ享樂主義が全盛となつて来た。しかし日本民族は将来の生命を期待する。こゝにこれら享樂者を驅逐すべき事実が今示されつゝある。それは世界的動乱である。今日日本主義の唱道者、宗教的自覚の先驅者として高山樗牛の評価を紹介批評するのは単なる思附きではない。

今かれの評論の全体を悉く紹介批評することは出来ぬけれども、二十の項目を分つて

彼の思想の開展と、その多方向なる要素を分析し説明しようとするのである。彼の評論の価値批判に就ては最後に稍詳しく研究を附加した。彼は冷静なる科学者ではなく、時代の動乱に出没しつゝ意氣と情熱とを以て筆をとる時評家であつた。彼の哲学は一種の情趣哲学である。彼の思想は殆んど相反する如き要素を含んで居る。しかしこゝに彼の誠実を認め得る。そこに彼の文学者としての客観性を認め得る。自然は一切を包括するやうに、文学者も亦人生の一切を包括するの客観性を有さねばならぬ。しかし彼は十分にその天稟の客観性を開展せしむるに及ばずして、情趣と傾向と意向とを以て現代に接触し、之を覚醒せむとし誘導せむとして、直観的氣分を以て出発し直観的氣分を以て宗教的感情に帰着したのである。彼は戦備よりも接戦に忙しかつたのである。こゝに彼の長所と特色がある。しかし彼の態度はそれが評論家として唯一無二のそれではない。

現代は科学と民族的宗教との対照強化的渾融の時代である。彼に欠けた所のは民族的宗教ではなく実に科学であつた。精神科学の中心となるべき心理学的研究であつた。故に彼の誤謬を指摘したのは主として此の方面に於いてであつた。

三十二、正まさ岡おか子し規き（二八六七—一九〇二）



正岡子規

正岡子規（本名常規^{つねのり}）は慶応三年（一八六七）四国の松山市に生まれた。

明治二十五年、東京大学の前身、文科大学を中途退学して、「日本新聞」（一八八九—一九一四）の記者となり、まず俳句革新にかかり、芭蕉・蕨村の真価を明らかにして写生説を唱え、俳句を江戸時代の因習から解放して、近代俳句の基礎を確立した。「芭蕉雑談」（明治二十六年）「俳諧大要」（明治二十八年）「俳句分類」（明治三十年）「俳人蕨村」（明治三十年）等。明治二十八年日清戦争に従軍記者となつて病み、船中にて咯血、爾来不治の病床に呻吟した。明治三十年代から、短歌革新にかかり、俳句で体得した写生主義をもとにして、实地体験にもとづく作風を確立し、万葉復古を唱えて古今集的な月並・理屈の批判に没頭した。さらに新様式として連作短歌を創立して、写実主義的近代短歌の基礎を確立したのである。これは万葉集以来の短歌創業であり、古今集序文以来の歌論であり、正

に千年に一人の事業であった。彼の著作「歌よみに与ふる書」(明治三十一年)「曙覧の歌」「歌話」(明治三十二年)などは、内側からいうと、短歌という伝統的の文学様式に、近代生活と近代思想とを表現する力を与えた、ということになる。子規を境にして、それまでの俳句観、短歌観というものも、一変してしまったといえよう。

つづいて写生文に手をつけ、言文一致の口語体の文章の確立に努力した。その随筆は今日でも多数の読者を持っている。というのは、科学的思考を受け入れた近代人の客観主義的思想生活を表現しうる文体を、創始したわけである。子規自身は、この写生文の創始を、新様式という点で一番重く見ている。野球の説明をした文章などは、説明文の典型である。作品は、主として随筆の中におさめられている。「墨汁一滴」(明治三十四年)「病床六尺」「仰臥漫録」(明治三十五年)など。

明治三十五年九月十九日(一九〇二)東京根岸の自宅で死んだ。享年三十六才。死の前日、十八日の俳句三句が辞世となった。

絲瓜^{へちま}咲いて痰^{たん}のつまりし仏かな

痰一斗絲瓜の水も間にあはず

をととひの絲瓜の水もとらざりき

彼の家は、子規庵として保存され、寒川^{さびかわ}鼠骨^{ねずこつ}が管理した。遺稿は、国会図書館に寄贈されたとのこ

とである。

子規の歌論を全体としてみると、いくつもの点で卓抜していることに気付く。すなわち子規は、子規以前の千年におよぶ古今集崇拜の迷信を打破したという点では雄大、一首一首に緻密な論理的心理的分析を加えるという点では周到、その生々とした表現が、六七十年後の今日になっても少しも色あせぬ文体であるという点では大文章家、こうした偉大な仕事をいわば重忠の苦痛の中でやりあげたという点では英雄的、である。正に、明治時代の強烈な創造的精神が、子規の文章に結晶したかの観がある。その点で、子規は近代思想の基礎を築いた福沢諭吉や、近代小説の先駆となった二葉亭四迷よたばていしめいや、法治国家の基礎となった明治憲法の制定者たちや、東洋の美術と思想とを発見した岡倉天心や、そういった近代日本思想の創造者たち明治の巨人たちの一人であった、ということができよう。

本書への引用は、主として改造社版「子規全集」に拠り、同社版「現代日本文学全集」の「正岡子規集」(寒川鳳骨編)を参照にしてふり仮名をつけた。漢詩、俳句、短歌、長歌、新体詩、隨筆、小説、評論等、文学全般から書画に及ぶ多彩な子規の活動を、限られた紙面で暗示するのは、実に困難で、本編は、歌論に力点をおいて編集したものであって、俳論、漢詩その他を割愛したことを附記する。引用個所の選定については主として三井甲之氏の研究に拠った。(夜久)

(1) 「文 学」 (明治二十九年) から

○漢詩 副島蒼海そよじまそうかい伯文辭に達し詩を作る。其詩必ずしも法度に拘らず、得る所の題目に就きて直ちに自己の胸臆しを擲く。而して其用ふる所の辭は必ずしも彫琢めを経るに非ずと雖も六朝以上の古語錯落さくらくとして出で来り自ら文おのづかを為す。故に其詩古奥雄大尋常詩人の作に異なり。殊に其時事を詠ずる者の如きは大觀の中に細心を寄せ壯語の裏に諷刺を寓す。しかも氣韻いん生動して学者理を説くのに没趣味に墮おちず、諷意婉切えんぎつにして壯士劍を舞はすの殺風景に似ず。この点に於ては実に千古独歩の技倆あり。然れども詩人として論ずれば其詩料を取る区域甚だ狭きに過ぎたり。伯の詩ことごと尽く主観的にして (上古の詩は各国共に主観的なるが多し) 毫も客観的の者を作らず。是れ既に詩料の過半を失ひたる者なり。況んや其主観的なる者多くは慷慨こうがいと諷刺とに止まり悲哀と和楽とをうた諷はざるに至りては又残る詩料の過半を失ひたる者といふべし。されば其作る所、英雄の詩、政治家の詩として上乘なる者なれども詩人の詩として余り範圍の狹隘を感じざるを得ず。蒼海伯

亦自ら詩人を以て居らざるべし。

〔子規全集〕第十七卷、一四八ページ

(2) 「歌よみに与ふる書」(明治三十一年)から

①

仰おほせの如く近来和歌わかは一向いっけうに振まひ不申候まをさずさからふ。正直まことに申し候まをさずさからふへば万葉まんやふ以来いらい実朝さねとも以来いらい一向いっけうに振まひ不申候まをさずさからふ。実朝さねともといふ人は三十さんじゅうにも足たらで、いざ是これからといふ処ところにてあへなき最期さいじを遂つひげられ誠まことに残念いたしきからふ致候いたしきからふ。あの人ひとをして今十年いまじゅうねんも活いかして置おいたならどんなに名歌なうたを沢たく山さん残のこしたかも知しれ不申候まをさずさからふ。兎とに角かくに第一流だいいちりゅうの歌人うたひとと存候あながひとまるあかひと。強あながち人丸ひとまる赤人あかひとの余唾よだを舐ねんでも無く固もとより貫つらゆきていか之定家のさだいえの糟粕カスをしやぶるでも無く自己おのれの本領ほんりやう屹然きつぜんとして山嶽さんたつと高たかきを争あひ日月じつげつと光ひかりを競きそふ処ところ実まことに畏おそるべく尊たうとむべく覚おぼえず膝ひざを屈くつするの思おもひ有あ之候まをさずさからふ。古来こらい凡庸ぼんようの人ひとと評ひらし来きたりしは必ず誤あやまりなるべく北条氏きたやうぢを憚はばりて韜晦たうかいせし人ひとかさらずば大器たいき晩成ばんせいの人ひとなりしかと覚おぼえ候まをさずさからふ。人ひとの上かみに立たつ人ひとにて文学ぶんがく技芸ぎぎんに達たつしたらん者は人間にんげんとしては下等げとうの地ち

に居るが通例なれども実朝は全く例外の人に相違無之候。何故と申すに実朝の歌は只器用といふのでは無く力量あり見識あり威勢あり時流に染まず世間に媚びざる処例の物数寄連中や死に歌よみの公卿達と迎も同日には論じ難く人間として立派な見識のある人間ならでは実朝の如き力ある歌は詠みいでられまじく候。真泐は力を極めて実朝をほめた人なれども真泐のほめ方はまだ足らぬやうに存候。真泐は実朝の歌の妙味の反面を知りて他の反面を知らざりし故に可有之候。(後略)(明治三十一年二月十二日)

〔子規全集〕第六卷、一〇ページ

② 再び歌よみに与ふる書

貫之は下手な歌よみにて古今集はくだらぬ集に有之候。其貫之や古今集を崇拜するは誠に気の知れぬことなど申すものゝ実は斯く申す生も数年前迄は古今集崇拜の一人にて候ひしかば今日世人が古今集を崇拜する気味合は能く存申候。崇拜して居る間は誠に歌といふものは優美にて古今集は殊に其粹を抜きたる者とのみ存候ひしも三年の恋一朝にさめて見ればあんな意気地の無い女に今迄ばかされて居つた事かとくやくしくも腹立た

しく相成候。先づ古今集といふ書を取りて第一枚を開くと直ちに「去年とやいはん今年とやいはん」といふ歌が出て来る、実に呆れ返つた無趣味の歌に有之候。日本人と外国人との合の子を日本人とや申さん外国人とや申さんとしやれたると同じ事にてしやれにもならぬ歌に候。此外の歌とても大同小異にて駄洒落か理窟ッぼい者のみに有之候。それでも強ひて古今集をほめて言はゞつまらぬ歌ながら万葉以外に一風を成したる処は取得にて如何なる者にて始めての者は珍しく覚え申候。只之を真似るをのみ芸とする後世の奴こそ気の知れぬ奴には候なれ。それも十年か二十年の事なら兎も角も二百年たつても三百年たつても其糟粕を嘗めて居る不見識に驚き入候。何代集の彼ン代集のと申しても皆古今の糟粕の糟粕ばかりに御座候。(後略) (同十四日) (同前書、一三ページ)

③ 八たび歌よみに与ふる書

悪き歌の例を前に挙げたれば善き歌の例をこゝに挙げ可申候。悪き歌といひ善き歌といふも四つや五つばかり挙げたりとて愚意を尽すべくも候はねど無きには勝りてん聊か列ね申候。先づ金槐和歌集などより始め申さんか。

武士の矢並ものよつくりふ小手の上に霰たばしる那須の篠原

といふ歌は万口一斉に歎賞するやうに聞き候へば今更取り出でゝいはでもの事ながら猶御氣のつかれざる事もやと存候まゝ一応申上候。此歌の趣味は誰しも面白しと思ふべく又此の如き趣向が和歌には極めて珍しき事も知らぬ者はあるまじく又此歌が強き歌なる事も分り居り候へども、此種の句法が殆ど此歌に限る程の特色を為し居るとは知らぬ人ぞ多く候べき。普通に歌はなり、けり、らん、かな、けれな杯なの如き助辞を以て斡旋せらるゝにて名詞の少きが常なるに、此歌に限りては名詞極めて多く「てにをは」は「の」の字三、にの字一、二個の動詞も現在になり（動詞の最短き形）居候。此の如く必要なる材料を以て充実したる歌は実に少く候。新古今の中には材料の充実したる句法の緊密なる稍々此歌に似たる者あれど、猶此歌の如くは語々活動せざるを覚え候。万葉の歌は材料極めて少く簡單を以て勝る者、実朝一方には此万葉を擬し一方には此かくの如く破は天荒てんこうの歌を為す。其力量実に測るべからざる者有之候。又晴を祈る

時によりすぐれば民のなげきなり八大竜王雨やめたまへ

といふがあり恐らくは世人の好まざる所と存候へどもこは生の好きでくたまらぬ歌に

御座候。此の如く勢強き恐ろしき歌はまたと有之間敷、八大竜王を叱咤する処竜王も懾しやう伏致ぞくすべき勢相現れ申候。八大竜王と八字の漢語を用ゐたる処、雨やめたまへと四三の調を用ゐたる処、皆此歌の勢を強めたる所にて候。初三句は極めて拙き句なれども其一直線に言ひ下して拙き処、却て其真率偽りなきを示して祈晴の歌などには最も適當致居候。実朝は固もとより善き歌作らんとて之を作りしにもあらざるべく只々真心より詠み出でたらんがなか／＼善き歌とは相成り候ひしやらん。こゝらは手のさきの器用を弄し言葉のあやつりにのみ拘かまへり歌よみどもの思ひ至らぬ所に候。三句切の事は猶他日詳つまびらかに可申候へども三句切の歌にぶつゝかり候故一言致置候。三句切の歌詠むべからずといふは守株しゆの論にて論ずるに足らず候へ共三句切の歌は尻軽くなるの弊有之候。此弊を救ふために下二句の内を字余りにする事屢々有之。此歌も其一にて（前に挙げたる大江千里の月見ればの歌も此例尚其外にも数へ尽すべからず）候。此歌の如く下を字余りにする時は三句切にしたる方却りて勢強く相成申候。取りも直さず此歌は三句切の必要を示したる者に有之候。又

物いはぬよものけだものすらだにもあはれなるかなや親の子を思ふ

の如き何も別にめづらしき趣向もなく候へども一氣呵成の処却て真心を現して余りあり候。序ついでに字余りの事一寸申候。此歌は第五句字余り故に面白く候。或る人は字余りとは余儀なくする者と心得候へどもさにあらず、字余りには凡およそ三種あり、第一、字余りにしたるがために面白き者、第二、字余りにしたるがため悪き者、第三、字余りにするともせずとも可なる者と相分れ申候。其中にも此歌は字余りにしたるがため面白き者に有之候。若し「思ふ」といふをつめて「もふ」など吟じ候はんには興味索然と致し候、こゝは必ず八字に読むべきにて候。又此歌の最後の句にのみ力を入れて「親の子を思ふ」とつめしは情の切なるを現す者にて、若し「親の」の語を第四句に入れ最後の句を「子を思ふかな」「子や思ふらん」など致し候はゞ例のやさしき調となりて切なる情は現れ不申、従つて平凡なる歌と相成可申候。歌よみは古来助辞を濫用致し候様宋人そうひとの虚字を用ゐて弱き詩を作ると一般に御座候。

実朝の如きは実に千古の一人と存候。前日來生は客観詩をのみ取る者と誤解被致候ひしも其の然らざるは右の例にて相分り可申、那須の歌は純客観、後の二首は純主観にて共に愛誦する所に有之候。併し此の三首ばかりにては強き方に偏し居候へば或は又強き

歌をのみ好むかと被考候はん。尚多少の例歌を挙ぐるを御待可被下候。(三月一日)

(同前書、三二一四ページ)

(3) 「強き和文」の全文 (明治三十二年十二月三十日)

和歌といへば古今以後のやさしきやはらかなる歌をのみそれと心得て、紀記万葉にあるが如き強くをよしき歌を取らず。たま／＼実朝まねともの如く宗武むねたけの如く調子のしまりたるを見てはかへりてかた言のやうに思ひなす者多し。是に於て和歌革新の声次第に高くなりて、今迄狭き檻かぎの中に捕はれ窮屈に育てられたるを放ち遣りおのがまに／＼広き野山に遊ばしめんとはするなり。さるによりて和歌は昔のきづなを離れて自由なる者となり、従来の如くやさしくやはらかなる一方にかたよらず、強き歌しまりたる歌、いさましき歌などやう／＼世に現はるゝに至りぬ。

然るに和文といふものは今猶なほやさしく、やはらかに、女の如く力無き、柳の如くよわ／＼しき者とのみ思はれ、和文家といへば藤原時代の女の文を学び、世人も亦それらの

弱き文を和文として承認し毫も他をかへり見ざるは何故ぞや。我邦の文は果して弱き者のみにして到底強く作るに適せざること彼和文家のいふ所の如くなるべきか。所謂和文学者の和文といへば源語枕草子の文を摸すべき者と自ら定めて、ぞるこそけれにて点綴したる、鯁鈍ののびたやうなる冗長の文を作りて独り喜ぶといへども、實際源語枕草子の文は彼等の擬古文の如き鯁鈍ののびたやうなる者にあらず。源語枕草子には長句短句錯綜し抑揚あり波瀾あり可なりに變化して人を倦ましめざるやうに出来居るなり。彼等は自己の崇拜し居る源枕二書の趣味だに知る能はざる者とせば其紀記万葉の趣味を全く解せざるは怪むに足らざる可し。

我邦に、強くしまりたる文無しとは所謂和文学者もいひ一般の世人も思へるなり。若しこれありといはゞ世人は太平記の如きをいふなるべく、和文学者は大平記は純粹の和文に非ずとして之を排斥するなるべし。平家物語などに比して太平記の文が幾分か強くしまりたるはいふ迄も無し。されどそは漢語を多く用ゐたるがためなり。漢語は其文字言語の性質上、他国の語より強くしまりたる方に得る所多し。況して女流の手に成りたる所謂和文のなよ／＼と骨無きに比すれば強弱剛柔に天地の差あるを見るべし。然れど

も我邦の文は源枕二書の如くやさしくおとなしき者のみにあらず、はた太平記等の如く漢語を借りてやゝ文勢を強くしたる者のみにあらず。試こころみに古事記を開いて見よ。一字の漢語を借らずして雄壯蒼健の文をなしたる者其例に乏しからず。例へば、

速須佐之男命ハヤスサノヲノミコトよさしたまへる国をしらさずて八つか鬚ヒゲ胸ムネさきに至るまでに泣きいさちき。その泣きたまふさまは青山アヲヤマを枯山カラヤマなす泣き枯らし川海カハはことくくに泣きほしき。

といひ

かれこゝに速須佐之男申したまはく然らば天照大御神に申してまかりなむと申したまひて乃すなはち天にまゐのぼります時トキに山川ヤマカハことくにとよみ国土クニツチ皆ゆりき。こゝに天照大御神聞き驚かしてあが那勢ナセの命イコトののぼりきます故は必ずうるはしき心ならじあが国を奪はむとおもほすにこそとのり給ひて即ち御髪ミカミを解き御美豆羅ミメヅラに纏アツカして左ヒダリ右ミダリの御美豆羅ミメヅラにも御鬘ミカヅラにも左右の御手にも皆八尺の勾マガ瓏タツの五百津イハヒツの美須麻流ミヌマハの珠たまを巻マき持たして背ソレには千入チナリの鞆ヌキを負イひ五百入イハノリの鞆ヌキを附ツけ亦伊都イツの高タカ鞆カトモを取り佩オばして弓腹ユウハラ振り立てゝ堅庭カタニハは向股ムカセに踏フみなづみ沫雪アワユキなす躓クエはらゝかして伊都イツの男ヲたけび踏

みたけびて待ち問ひたまはくなどのぼりきませると問ひ給ひき。

といふが如き、文の勢の強き事、善く其事情に副ひて恐ろしくいさましく身の毛のよだつ心地もするなり。此の如く強きをよしき文は漢文にも其比少きに況してこれは一字の漢語すら交へずして作りし者とすれば、所謂和文家は果して如何の眼を以て此文を見、如何の称を以て此文に与へんとはするか。我邦固有の文は彼等の思ふが如くやさしく骨無き者のみに非るなり。只々彼等がやさしく骨無き文をのみ作りてそれに和文といふ名を与へし事の僭越なるのみ。祝詞宣命の如きも亦簡老雅健にして優柔纖弱ならず。ぞるこそけれの徒宜しく此等の名詞多く助辞少き文を味はゞ以て和文の変化を知るに足らんか。

(改造社「子規全集」第十七卷、二四一—三ページ)

(4) 「墨汁一滴」(明治三十四年)から

病床苦痛に堪へずあがきつうめきつ身も世もあらぬ心地なり。傍らに二三の人あり。其内の一人、人の耳許り見て居るとよつほど変だよ、など話して笑ふ。我は健かなる人

は人の耳など見るものなること始めて知りぬ。(明治三十四年一月二十三日)

〔子規全集〕第八卷、一〇〇ページ

去年の夏頃ある雑誌に短歌の事を論じて鉄幹子規と併記し両者同一趣味なるかの如くいへり。吾れ以為へらく両者の短歌全く標準を異にす、鉄幹是ならば子規非なり、子規是ならば鉄幹非なり、鉄幹と子規とは並称すべき者にあらずと。乃ち書を鉄幹に贈つて互に歌壇の敵となり吾れは明星所載の短歌を評せん事を約す。蓋し両者を混じて同一趣味の如く思へる者の為に妄を弁ぜんとなり。爾後病床寧日少く自ら筆を執らざる事数月未だ前約を果さざるに、此の事世に誤り伝へられ鉄幹子規不可並称の説を以て尊卑軽重に因ると為すに至る。然れども此等の事件は他の事件と連絡して一時歌界の問題となり、甲論乙駁喧擾を極めたるは世人をして稍々歌界に注目せしめたる者あり。新年以後病苦益々加はり殊に筆を執るに悩む。終に前約を果す能はざるを憾む。若し墨汁一滴の許す限りに於て時に批評を試みるの機を得んか猶幸なり。(二月二十五日) (同前書、一〇二ページ)

先日短歌会にて、最も善き歌は誰にも解せらるべき平易なる者なりと、ある人は主張

せしに、歌は善き歌になるに従ひいよ／＼之を解する人少き者なりと他の人は之に反対し遂に一場の議論となりたりと。愚かなる人々の議論かな。文学上の空論は又しても無用の事なるべし。何とて実地に就きて論ぜざるぞ。先づ最も善きといふ実地の歌を挙げよ。其歌の選択恐らくは両者一致せざるべきなり。歌の選択既に異にして枝葉の論を為したりとて何の用にか立つべき。蛙は赤きものか青きものかを論ずる前に先づ蛙とはどんな動物をいふかを定むるが議論の順序なり。田の蛙も木の蛙も共に蛙の部に属すべきものならば赤き蛙も青き蛙も両方共にあるべし。或は解し易きにも善き歌あり解し難きにも善き歌ありと思ふは如何に。(三月二十七日)

(同前書、一五八ページ)

廃刊せられたりといひ伝へたる明星は廃刊せられしにあらで此度第十一号は恙なく世に出でたり。相変らず勿体なき程の善き紙を用ゐたり。かねての約に従ひ短歌の批評を試みんと思ふに数多くしていづれより手を著けんかと惑はるゝに先づ有名なる落合氏のより始めん。

わづらへる鶴の鳥屋みてわれ立てば小雨ふりきぬ梅かをる朝

「煩へる鶴の鳥屋」とあるは「煩へる鳥屋の鶴」とせざるべからず。原作の仄ひそにては鶴を見ずして鳥屋ばかり見るかの嫌ひあり。次に病鶴と梅との配合は支那伝来の趣向にて調和善けれどそこへ小雨を加へたる甚だ不調和なり。寧ろ小雨の代りに春雪を配合せば善からん。且つ小雨にしても「ふりきぬ」といふ急劇なる景色の変化を現はしたるは、他の病鶴や梅やの静かなる景色に配合して調和せず、寧ろ初めより降つて居るの穏かなるに如しかず。次に梅かをる朝といふ結句は一句としての言ひ現はし方も面白からず、全体の調子の上より此句への続き工合も面白からず。此事を論ぜんとするには此歌全体の趣向に涉わたつて論ぜざるべからず。そは此歌は如何なる場所の飼鶴を詠みしかといふ事、即ち動物園かはた個人の庭かといふ事なり。若し個人の庭とすれば「見てわれ立てば」といふ句似あはしからず、「見てわれ立てば」といふはどうしても動物園の見物らしく思はる。若し動物園を詠みし者とすれば「梅かをる朝」といふ句似あはしからず。「梅かをる朝」といふ個人の庭の静かなる景色らしくして動物園などの騒がしき趣に受け取られず。若し又動物園とか個人の庭とかに關係なく只々漠然とこれだけの景色を摘み出して詠みたるものとすればそれでも善けれど、併しかしそれならば「見てわれ立てば」とい

ふが如き作者の位置を明瞭に現はす句は成るべく之を避けて只々漠然と其景色のみを叙せざるべからず。若し此の趣向の中に作者をも入れんとならば動物園か個人の庭かをも明瞭にならしむべし。是れ全体の趣向の上より結句に対する非難なりき。次に此結句を「小雨ふりきぬ」といふ切れたる句の下に置きて独立句となしたる処に非難あり。此の如き佶屈なる調子も詠みやうにて面白くならぬにあらねど此の歌にては徒いたづらに不快なる調子となりたり。箇かまう様に結句を独立せしむるには結むすび一句にて上四句に匹敵する程の強き力なかるべからず。

法師らが髻この剃りそ杭ぐわに馬つなぎいたくな引きそ「法師なからかむ」(注・万葉十六)といふ歌の結句に力あるを見よ。新古今に「ただ松の風」といへるも此句一首の魂なればこそ結むすびに置きたるなれ。然るに「梅かをる朝」にては一句軽くして全首の押へとなりかぬるやう思はる。先づ此歌の全体を考へ見よ。こは病鶴と小雨と梅が香と取り合せたる趣向なるが其景色の内にて最も目立つ者は梅が香にあらざして病鶴なるべし。然るに病鶴は一首の初め一寸置かれて客たるべき梅の香が結句に置かれし故尻かろ軽くして落ちつかぬなり。せめて病鶴を三四の句に置かば此の尻軽を免れたらん。一番旨い皿を初めに

出しては後々あとあとに出る物のまづく感ぜらるる故に肉汁ソツヅを初に、フライ又はオムレツを次に、ピフテキを最後に出すなり。されど濃厚なるピフテキにてひたと打ち切りては却て物足らぬ故更に附物として趣味の vari たるサラダか珈琲菓物コーヒーくだものの類を出す。歌にてもいかに病鶴が主なればとて必ず結句の最後に病鶴を置くべしとはあらず。病鶴を三四の句に置いて「梅かをる朝」といふ如きサラダ的一句を添ふるは悪き事もなかるべけれどさうなりし処で此「梅かをる朝」といふ句にては面白からず。此結一句の意味は判然と分らねどこれにては梅の樹見えずして薰かきりのみする者の如し。さすれば極めてことさらなる趣向にて他と調和せず。何故といふに梅が香は人糞の如き高き香にあらねば稍々や遠き処にありて之を聞くには特に鼻の神経を鋭くせずば聞えず。若しスコノノと鼻の神経を無法に鋭くし心を此の一点に集めて見えぬ梅を嗅ぎ出したりとすれば外の者(病鶴や小雨や)はそつちのけとなりて互に関係無き二ヶ条の趣向まはとなり了らん。且つ「梅かをる朝」とばかりにてはさるむづかしき鼻しよきの所作を現はし居らぬなり。若し又梅の花が見えて居るのに「かをる」といひたりとすればそは昔より歌人の陥り居りし穴を未だ得出えいでずに居る者なり。元來人の五官の中にて視官と嗅官とを比較すれば視官の刺激せらるゝ事

多きは論を埃たず。梅を見たる時に色と香と孰れが強く刺激するかといへば色の方強きが常なり。故に「梅白し」といへばそれより香の聯想多少起れども只々「梅かをる」とばかりにては今梅を見て居る処と受け取れずして却て梅の花は見えて居らで薫のみ聞ゆる場合なるべし。然るに古より之を混同したる歌多きは歌人が感情の言ひ現はし方に注意せざる罪なり。此の歌の作者は果して孰れの意味にて作りたるか。次に最後の「朝」、此朝の字をこゝに置きたるが氣にくはず。元來此歌に朝といふ字がどれ程必要……因に乗つて余り書きし故筋痛み出し、止め。

こんな些細な事を論ずる歌よみの氣が知れず、などいふ大文学者もあるべし。されどかゝる微細なる処に妙味の存在無くば短歌や俳句やは長い詩の一句に過ぎざるべし。

(三月二十八日)

(同前書、一五八—六一ページ)

しひて筆を執りて

佐保神の別れかなしも来ん春にふたゝび逢はんわれならなくに

いちはずの花咲きいでゝ我目には今年ばかりの春行かんとす

病む我をなぐさめがほに開きたる牡丹の花を見れば悲しも

世の中は常なきものと我愛づる山吹の花散りにけるかも

別れ行く春のかたみと藤波の花の長ふさ絵にかけるかも

夕顔の棚つくらんと思へども秋待ちちがてぬ我いのちかも

くれなゐの薔薇ふゝみぬ我病いやまさるべき時のしるしに

薩摩下駄足にとりはき杖つきて萩の芽摘みし昔おもほゆ

若松の芽だちの緑長き日を夕かたまけて熱いでにけり

いたつきの癒ゆる日知らにさ庭べに秋草花の種を蒔かしむ

心弱くところ人の見るらめ。(五月四日)

(同前書、一九四―五ページ)

岩手の孝子何がし母を車に載せ自ら引きて二百里の道を東京迄上り東京見物を母にさせけるとなん。事新聞に出でゝ今の美談となす。

たらちねの母の車を取りひかひ千里も行かん岩手の子あはれ
草枕旅行くきはみさへの神のいそひ守らさん孝子の車

みちのくの岩手の孝子名もなけど名のある人に豈劣らめや
下り行く末の世にしてみちのくに孝の子ありと聞けばともしも
世の中のきたなき道はみちのくの岩手の関を越えずありきや
春雨はいたくなふりそみちのくの孝子の車引きがてぬかも
みちのくの岩手の孝子文に書き歌にもよみてよろづ代までに
世の中は悔いてかへらずたらちねのいのちの内に花も見るべく
うちひさす都の花をたらちねと二人し見ればたぬしきろかも
われひとり見てもたぬしき都べの桜の花を親と二人見つ（五月五日）

（同前書、一九五—六ページ）

(5) 「病床六尺」（明治三十五年）から

○病床六尺、これが我世界である。しかも此六尺の病床が余には広過ぎるのである。僅かに手を延ばして畳に触れる事はあるが、蒲団の外へまで足を延ばして体をくつろぐ事も出来ない。甚だしい時は極端の苦痛に苦しめられて五分も一寸も体の動けない事がある。苦痛、煩悶、号泣、麻痺剤、僅かに一条の活路を死路の内に求めて少しの安楽を貪る果敢なさ、其れでも生きて居ればいひたい事はいひたいもので、毎日見るものは新聞雑誌に限つて居れど、其れさへ読めないで苦しんで居る時も多いが、読めば腹の立つ事、癪にさはる事、たまには何となく嬉しくて為に病苦を忘るゝ様なことが無いでもない。年が年中、しかも六年の間世間も知らずに寝て居た病人の感じはまづこんなものですと前置きして

○土佐の西の端に柏島といふ小さな島があつて二百戸の漁村に水産講習学校が一つある。教室が十二坪、事務所とも校長の寝室とも兼帯で三畳敷、実習所が五、六坪、経費が四百二十円、備品費が二十二円、消耗品費が十七円、生徒が六十五人、校長の月給が二十円、しかも四年間昇給なしの二十円ぢやさうな。其ほかには実習から得る利益があつて五銭の原料で二十銭の罐詰が出来る。生徒が網を結ぶと八十銭位の賃銀を得る。其等は

皆郵便貯金にして置いて修学旅行でなけりや引出させないといふ事である。此小規模の学校が其道そのの人には此頃有名になつたさうぢやが、世の中の人は勿論知りはずまい。余は此話を聞いて涙が出る程嬉しかつた。我々に大きな国家の料理が出来んとならば、此水産学校へ這入はいつて松魚かつおを切つたり、烏賊いかを乾したり網を結んだりして斯様かような校長もとの下に教育せられたら楽しい事であらう。(三十五年五月五日)(子規全集「第八卷、二四九—五〇ページ」)

② 九十九

○おくられものくさぐさ

一、史料大観(台記、槐記、扶桑名画伝)

このふみを、あましゝ人、このふみを、よめとたばりぬ、そをよむと、ふみあけみれば、もじのへに、なみだしながる、なさけしぬびて

一、やまめ(川魚)三尾は甲州の一五坊より

なまよみの、かひのやまめは、ぬばたまの、夜ぶりのあみに、三つ入りぬ、その三つみなを、わにおくりこし

一、仮面二つ某より

わぎをぎの、にぬりのおもて、ひよとこの、まがぐちおもて、世の中の、おもなき人に、かさんこのおもて

一、草花の盆栽一つはふもと(岡麓)より

秋くさの、七くさ八くさ、一はちに、あつめてうゑぬ、きちかうは、まづさきいでつ、をみなへしいまだ

一、松島のつとくさくは左千夫さちを巖いわ真まことより

まつしまの、をしまのうらに、うちよする、波のしらたま、そのたまを、ふくろにいれて、かへりこし、うたのきみふたり (八月十九日) (同前書、三七六―七ページ)

③ 百二十四

○人間の苦痛は余程極度へまで想像せられるが、しかしそんなに極度に迄想像した様な苦痛が自分の此身の上に来るとは一寸ちよつと想像せられぬ事である。(十三日)

(同前書、四〇三ページ)

④ 百二十七

○芳菲山人より来書

拜啓昨今御病床六尺の記二三寸に過ず頻る不穩に存候間御見舞申上候達磨儀も益頃より引籠り繩鉢卷なはちまきにて寘かけひの滝に荒行中御無音致候

俳病の夢みるならんほととぎす拷問などに誰がかけたか (十七日)

編者註・この月の十九日に子規死去、この「来書」の記載が最終の文章となった。(同前書、四〇五ページ)

(6) 俳句抄

あたゝかに白壁並ぶ入江かな (以下明治二十六年)

下町は雨になりけり春の雪

月の出や皆首立てゝ小田の雁

寺見えて小道の曲る野菊かな

一つ家に日の落ちかゝる枯野かな

見えすくや秋の夕日のくぬ木原
(以下明治二十七年)

秋風や雲吹わたる出羽の海

兀山はげに沿うて夕日のとんぼかな哉

大寺の静まりかへる師走かな

穴にのぞく余寒の蟹の爪赤し
(以下明治二十八年)

大連湾

大国の山皆低き霞かな

朝嵐隣のぼりの幟立のぼりてにけり

戦死者を弔ふ

匹夫ひつぽにして神と祭られ雲の峰

感あり

行秋ゆくあきの我われに神なし仏なし

のぼりつめし山平かに花野かな

法隆寺の茶店に憩ひて

柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺
箱根路の石落ちかゝる芒かな

病中

庭の雪見るや廁の行きもどり

病起

のどかさや杖ついて庭を徘徊す
(以下明治二十九年)

行年を母健かに我病めり

我行けば畑打ちやめて我を見る
(以下明治三十四年)

釣上げし魚の光や暖き
(以下明治三十五年)

臥病十年

首あげて折々見るや庭の秋

絶筆三句

絲瓜咲て痰のつまりし仏かな

痰一斗絲瓜の水も間に合はず
をととひの絲瓜の水も取らざりき

（寒川鼠骨編「正岡子規集」五五五ページ、俳句篇から。ただし二十年「戦死者を弔ふ」一句は、「子規全集」第一卷、九二ページから）

三十三、

森もり

鷗おう

外がい

(一八六二—一九二二)



森 鷗 外

本名は林太郎、石見国（島根県）津和野藩の典医の長男として、文久二年に生まれた。幼時から論語等漢籍の素読に励み、東京へ転居後の十歳からドイツ語を学んだ。十九歳、東京大学医学部卒、同年陸軍軍医。この間、漢詩・和歌を修めた。一八八四—八八年（明治十七—二十一年）ドイツに留学。明治二十三年、二十八歳のおり、留学に基

づいた短編「舞姫」Ⅱ文壇処女作Ⅱを公にした。

日清日露兩戦争に出征・明治四十年に軍医総監——という軍医としての服務と並行して、翻訳、評論に旺盛な執筆活動を続け、五十歳前後の期間に、「青年」「雁」「阿部一族」「山椒大夫」「高瀬舟」等の作品をあらわした。乃木大将夫妻が明治天皇御逝去のあとを追って殉死を遂げたおり、彼は深く追悼の意を込めて「興津弥五右衛門の遺書」を発表し、淡々とした筆致の中で、殉死の心情を書きとどめている。

鷗外は、当時流行の「自然主義」には与しなかつた。「予が立場」の中で、

「私の考えでは私は私で、自分の氣に入つたことを自分の勝手にしているのです。それで氣がずんでいるのです。……こういう心持は、愚痴とか厭味とかいふことばの概念とはたいへん違っていると信じます。……批評壇が、時を得ていない人は、時を得ている人に対して、きっと不平をいだいていて、そんな人のいうことは、厭味、愚痴のほかにないように思うのは、批評家の思想の貧弱ではあるまいかと思うのです」

とも語っている。彼は、またその遺言の中で

「余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス：墓ハ森林太郎墓ノ外一字モホル可ラズ」

と記し、その墓は東京都三鷹市禅林寺に残されている。本書への引用文は、中央公論社の「日本の文学・森鷗外」並びに筑摩書房の「森鷗外全集」によつたので、作者の原文は旧仮名遣いであつたものが、「うた日記」を除いては現代仮名遣いに直されている点をご了承願いたい。（浜田）

(1) 「うた日記」(日露戦争従軍中の詩歌集)から

あたすみしかりやの跡の秋なれど花の色香はかはらざりけり
草まくら旅に病みつつき立ちし友を思へばいや瘦せに瘦す
ひとりゐて見れば寂しき月の夜に蘆のまき葉の笛のねもがな

明治三十八年六月二十日於奉天

平和あらん平和あらじのあらそひに耳をそむけてただ雲をみる
ほのじろき空のひむがしみるがうちに映えに映えゆく柑子いろぐも
風なき日かはるともなくかはりゆく夏のしら雲見れどあかぬかな
わが胸のそれにも似たりいなづまの光をつつむくろき雨ぐも
畑くろく家むらくろく木木くろき上に棚引くあかき夕雲

明治三十八年九月七日古城子を発して六家子の軍橋に至る

隠沼にふみこみし足えもぬかで草はむ駒をにくみけるかな
夕風にそよめきわたる高黍の穂波のうへをゆくしら帆かな
川隈によどみてかわく泥のみちふめば蹄のしたにゆらめく

相模の浜辺にある友に

君がゆく真砂白浜はま松の下ゆくみちはたれとゆく道

陸奥に一年をすぐさんといふ友に

陸奥のあたたらまゆみ（注・安達太郎檀弓）ひきしぼりしばし放たぬきみをしぞおもふ

或ひとの茶によき水汲むと興津川に溯りしを聞きて

清き上にきよき求めてかみつ瀬の水汲みぬてふひとぞゆかしき

教員をやめし友に

国民は皆をしへ子とかがふりを掛けて去にけんきみをしぞおもふ

〔森鷗外全集〕第7巻、二二五ページ

(2) 「キタ・セクスアリス」 (明治四十二年「スバル」に発表) から

金井湛君は哲学が職業である。

哲学者という概念には、なにか書物を書いているということがともなう。金井君は哲学が職業であるくせに、なんにも書物を書いていない。文科大学を卒業するときには、

外道哲学と Sokrates (ソクラテス) 前のギリシャ哲学との比較的研究とかいう題で、よほどへんなものを書いたそうだと。それからというものは、なんにも書かない。

しかし職業であるから講義はする。講座は哲学史を受け持つていて、近世哲学史の講義をしている。学生の評判では、本をたくさん書いている先生がたの講義よりは、金井先生の講義の方がおもしろいということである。講義は直観的で、ある物の上に強い光線を投げることもある。そういうときに、学生はいつまでも消えない印象を得るのである。ことに縁の遠い物、なんの関係もないような物を藉りて来てある物を説明して、聴く人がはつと思つて会得するといふようなことが多い。Schopenhauer (シューペンハウアー) は新聞の雑報のような世間話を材料帳に留めておいて、自口の哲学の材料にしたそうだが、金井君はなにをでも哲学史の材料にする。真面目な講義の中で、そのころ青年の読んでいる小説なんぞを引いて説明するので、学生がびっくりすることがある。

小説はたくさん読む。新聞や雑誌を見るときは、議論なんぞ見ないで、小説を読む。しかしもしなんと思つて読むかということを作者が知つたら、作者は憤慨するだろう。芸術品として見るのではない。金井君は芸術品には非常に高い要求をしているから、そ

こいら中にある小説はこの要求を充たすに足りない。金井君には、作者がどういふ心理的狀態で書いているかということがおもしろいのである。それだから金井君のためには、作者が悲しいとか悲壯なとかいふつもりで書いているものが、きわめて滑稽こっけいに感ぜられたり、作者が滑稽のつもりで書いているものが、かえつて悲しかったりする。

金井君もなにか書いてみたいという考えがおりおこる。哲学は職業ではあるが、自己の哲学を建設しようなどとは思わないから、哲学は書く気はない。それよりは小説か脚本かを書いてみたいと思う。しかし例の芸術品に対する要求が高いために、容易に取りつけないのである。

そのうちに夏目金之助君が小説を書きだした。金井君は非常な興味をもつて読んだ。そして技癢ぎようを感じた。そうすると夏目君の「我輩は猫である」に対して、「我輩も猫である」というようなものが出る。金井君はそれを見て、ついつい嫌になつてなんにも書かずにしまった。

そのうち自然主義ということがはじまつた。金井君はこの流義の作品を見たときは、格別技癢をば感じなかつた。そのくせおもしろがることは非常におもしろがつた。おも

しろがると同時に、金井君は妙なことを考えた。

金井君は自然派の小説を読むたびに、その作中の人物が、行住坐臥造次顛沛、なににつけても性欲的写象を伴うのを見て、そして批評が、それを人生を写し得たものとして認めているのを見て、人生は果してそんなものであろうかと思うと同時に、あるいは自分が人間一般の心理的状态をはずれて性欲に冷澹れいたんであるのではないか、特に *frigidity* (フリジディタス＝不感症) とでも名づくべき異常な性癖を持つて生まれたのではあるまいかと思つた。そういう想像は Zola (ゾラ) の小説などを讀んだときにもおこらぬではなかつた。しかしそれは *Germinal* (ジェルミナル＝小説の題名) やなんぞで、労働者の部落の人間が、困厄の極度にたつしたところを書いてあるとき、ある男女の逢引きあひびきをしているのを覗のぞきに行く段など見て、そう思つたのであるが、そのときの疑いは、なんで作者がそういうところを、わざとらしく書いているだろうというのであつて、それがありそうでないことと思つたのではない。そんなこともあるだろう、それをなぜ作者が書いたのだらうと疑うにすぎない。すなわち作者一人の性欲的写象が異常ではないかと思うにすぎない。小説家とか詩人とかいう人間には、性欲の上には異常があるかもしれない。こ

の問題は Lombroso (ロンブローゾーイタリアの精神病理学者) なんぞの説いている天才問題とも関係を有している。Möbius (メビウスドイツの精神病理学者) 一派の人が、名のある詩人や哲学者を片端からつかまえて、精神病患者として論じているも、そこに根柢を有している。しかし近ごろ日本でおこつた自然派というものはそれとは違う。大勢の作者が一時におこつて同じようなことを書く。批評がそれを人生だと認めている。その人生というもの、精神病学者にいわせると、一々の写象に性欲の色調を帯びているとでもいいそうなふうだから、金井君の疑惑は前よりよほど深くなつて来たのである。

〔日本の文学②・森鷗外〔一〕、八八ページ〕

あとがき

この第四冊目も、第三冊目と同じように、予定紙数をかなりオーバーして四〇〇ページ以上のものとなってしまった。新書版としては、大体三〇〇ページくらいの厚さにとどめるのが理想的だと思っていたが、次のような理由で、致し方のないことになった。

「明治時代」という時期は、名実ともに明治天皇による御親政の時代であり、しかも日本が東海の一小国から、英・米・仏・独・伊・露の六カ国とともに、世界七大強国の一つに数えられるほどの大躍進をした期間でもあった。同時に、国内においては、明治天皇の御志によって、「軍人勅諭」と「大日本帝国憲法ならびにその前文三つ」と「教育勅語」の三本の柱が立てられ、これによって国ならびに国民の纏むかう所が明示されたために、長い日本の歴史中のその後半史の中では、とりわけ「天皇政治の本義」が発揮された時代、といえる時期であった。

従って、この時期における「日本思想」を学ぶに当たっては、何よりも、明治天皇の文武両面ならびに政事・軍事両面にわたる施政の御方針を明らかに把らえることが不可欠のことであったし、あわせて、それに奉答呼応した国民の思想・心情を十分に取り上げなければ、決して明治時代の解

明はできるものではない、というのが、私たち編集委員の一致した見解であった。

それで、はしがきでも触れたように、本巻および次巻（本書第四、第五冊）の両巻の編集に当たっては、明治天皇の御施政の御心組みを、できるだけ誤りなく、できるだけ正確にご紹介すべきだと考え、多大のページをさいて、各時点における主要な御詔勅を掲載し、かつ、その御詔勅が出された当時の、時代的背景ならびに、客観的情勢の解説を添えて、若い世代の読者各位に、明治天皇の御人柄を、できるだけ理解し易くしようと努力した。本巻に掲載した御詔勅のほか、次巻に掲載した御詔勅および、（第五冊目）次巻の末尾に、二十二ページにわたって謹載した「明治天皇の御歌」は、ともにこの見地に立つての一連の編集方針に依って配置されたものである。それは、御詔勅に添えた解説とともに、ぜひともご精読を煩わしいところである。

また、日清・日露兩戦役に際しての御詔勅を掲載するに当たって、なぜ兩戦役が発生したのか、についても説明を加えた。また、国運を賭して戦ったこの兩戦役の戦況の一部についても、あえて紹介の労をとった。貴重なページを使って、私たちが、なぜそこまでの努力をしなければならなかったかは、あえて贅言を必要としないが、とにかく今日の若い世代の人々が、兩戦役についての真相を余りにも教えられずにいることに、歴史の真実を重んずる立場から、耐え切れぬ悲しさを覚えただけに外ならない。兩戦役については、その原因についても、その内容についても、ひどい誤解

が流布してしまっている現代である。これでは、祖国の今日の発展の基礎を築いてくれた明治時代の先人たちに、なんとも申しわけが立たない、そうした思いが、本巻のページを次々に増していつてしまったのである。編者の衷情をお汲みとりいただければ、これに越した喜びはありません。

終わりに、この巻の校正全般ならびに資料の確認について、終始ご多忙中を協力してくださった編集委員の関正臣氏、ならびに初校の校正に当たってくださった各編集委員各位、それに人物写真の蒐集、図書館での調べに当たられた山内健生君、全作業における細心の運行計画とチェックならびに、運行推進の役を果たされた石井恭子さん、また前回のあとがきで謝意を表すべきであった前巻（第三冊目）の写真蒐集に大変なご苦勞をおかけした大鹿久義君、その他、終始側面からご鞭撻を惜しまれなかった国文研同人の方々、それに、奥村印刷の担当者、篠原勝美氏にも、前巻について心からの謝意を捧げたいと思う。（編者）

編者略歴

- 一、大正三年（一九一四）東京都新宿区（旧四谷区）に生まれる、家系は山口県萩市
- 一、学習院初等科、東京府立一中、第一高等学校を経て、東京帝国大学法学部政治学科を中退
- 一、現職、亜細亜大学教授、社団法人国民文化研究会理事長

日本思想の系譜—文献資料集（下—その1—）

国文研究書 No. 7

昭和四十四年三月二十日 資料二、〇〇〇部
昭和五十三年四月一日 第六刷発行

頒価 七八〇円

編者 小田村寅二郎

発行所 社団法人 国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

東京都中央区銀座七一〇—一八（柳瀬ビル）

電話（五七二）一五二六一七
振替 東京 六〇五〇七番

印刷所 奥村印刷株式会社

東京都千代田区西神田一—一四

落丁乱丁のものは、お取り替えいたします

